

戦前期日本における政治学の制度化に関する研究
-東京帝国大学法学部及び国家学会を事例として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 研一朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19536

明治大学大学院政治経済学研究科

2017年度

博士学位請求論文

戦前期日本における政治学の制度化に関する研究
—東京帝国大学法学部及び国家学会を事例として—

Institutionalization of Political Science in Prewar Japan:
Case Studies of the Faculty of Law at Tokyo Imperial University and the Kokka Gakkai

学位請求者 政治学専攻

佐々木 研一朗

博士学位請求論文「戦前期日本における政治学の制度化に関する研究

—東京帝国大学法学部及び国家学会を事例として— 目次

序 章	1
課題設定と目的	1
先行研究	3
対象と分析方法	6
第 1 章 帝国大学法科大学政治学科の設置	11
第 1 節 東京大学文学部「政治学科」—1877 年～1886 年—	11
(1) フェノロサ時代の政治学	11
(2) 明治十四年の政変以後の政治学	14
第 2 節 帝国大学法科大学政治学科—1886 年～1893 年—	18
(1) 法科大学政治学科の特徴	18
(2) 教授集団の形成と教育の実態	20
小 括	25
第 2 章 帝国大学法科大学政治学科を支える国家学会の創設	29
第 1 節 国家学会創設のねらい	29
(1) 創設に至る経緯	29
(2) 国家学会の組織構成の変遷	33
第 2 節 国家学会創設期の実態	37
(1) 『国家学会雑誌』の分析方法とデータセット	37
(2) 財政学優位の『国家学会雑誌』	39
小 括	45

第3章 帝国大学への講座制の導入と大学令の公布 ……………	48
第1節 帝国大学への講座制の導入—1893年～1918年—	48
(1) 井上毅の教育改革	48
(2) 帝国大学法科大学の講座	50
(3) 政治学講座と小野塚喜平次	53
第2節 大学令の公布に伴う法学部への改組—1919年～1935年—	55
(1) 大学令の公布と高等諸学校創設及拡張計画	55
(2) 東京帝国大学法学部の発足	59
小 括	64
第4章 明治後期から昭和戦前期における国家学会 ……………	70
第1節 明治後期から大正期前半の国家学会	70
(1) 運営体制の変化	70
(2) 戸水事件	73
(3) 『国家学会雑誌』論説題名のテキストマイニング—1893年～1918年—	74
第2節 大正期後半以降の国家学会	77
(1) 国家学会規則の全部改正	77
(2) 国際政治情勢への関心と判例研究の登場	80
(3) 『国家学会雑誌』論説題名のテキストマイニング—1919年～1935年—	84
小 括	86
第5章 東洋政治思想史講座の新設—1935年～1945年— ……………	90
第1節 昭和戦前期の講座制	90
(1) 「政治的価値判断」の象徴としての講座	90
(2) 講座設置手続きの実態	91
第2節 「教学刷新」と東京帝国大学法学部	93

(1) 教学刷新評議会とその答申	93
(2) 東京帝国大学法学部の講座の新設要求	95
第3節 東洋政治思想史講座の設置過程	98
(1) 荒木貞夫文部大臣による予算の獲得	98
(2) 講座増設理由の比較	101
(3) 講座担当者の変遷—津田左右吉・村岡典嗣・丸山眞男—	104
小 括	106
第6章 戦中期の国家学会と現実政治 ……………	112
第1節 国家学会の組織再編	112
(1) 小野塚喜平次の評議員長就任	112
(2) 新評議員補充と財団法人化	115
第2節 雑誌誌面の特徴と現実政治との関連	117
(1) 「海外政治事情」欄の復活強化	117
(2) 特集号の発行	120
(3) 『国家学会雑誌』論説及び叢説題名のテキストマイニング—1935年～1944年—	124
小 括	127
終 章 ……………	130
参考文献一覧 ……………	134
図表一覧 ……………	150

凡 例

- ・ 引用文中の旧漢字，異体字は原則として常用漢字に改めた。ただし歴史的仮名遣いはもとのままとした。
- ・ 引用文中の〔 〕内はすべて引用者による補足である。
- ・ 敬称は原則として省略した。ただし当時の肩書を付したところがある。
- ・ 明白な誤字，誤植等については，特に注記せずに訂正した場合がある。
- ・ 年月の表記は，引用文中を除き，原則として西暦を用いる。
- ・ 数字は原則として算用数字を用いた。ただし引用文中，法令番号など，漢数字を使用した場合がある。

- ・ 東京帝国大学法学部に関して，原則として，その時点における法令上の名称を表記している。名称の変遷については，以下のとおり。ただし全体を指し示す場合，「東京帝国大学法学部」とした。
 - 1877年4月～1886年3月 東京大学法学部，東京大学文学部
 - 1886年3月～1897年6月 帝国大学法科大学
 - 1897年6月～1919年3月 東京帝国大学法科大学
 - 1919年4月～1947年9月 東京帝国大学法学部

- ・ 帝国大学を「帝大」，東京帝国大学を「東京帝大」などと表記したところがある。

- ・ 1877年東京大学創設時，文部省は東京大学に「教官」を置くと定めた（東京大学1984b：324-325）1886年公布された帝国大学令（明治十九年勅令第三号）は，教授，助教授，助手などの官職を「職員」と規定した（東京帝国大学官制（明治三十年勅令第二百十号）なども参照）。ただし，1893年9月施行された帝国大学教官俸給令（明治二十六年勅令第八十四号）は，題名に「教官」を用いている。同令は，帝国大学各分科大学教授及び助教授を対象としている。1919年4月施行された大学令（大正八年勅令第三百八十八号）では，公立大学及び私立大学について，「教員」を置くと定められている。これらを踏まえ，本稿では，東京大学，帝国大学及び東京帝国大学の教授，助教授及び助手を包括して表記する場合，「教官」を用いる。

- ・ 『国家学会雑誌』は，創刊号から第215号（1905年1月1日発行）まで，巻数・通号表記であった。第215号の場合，第19巻第215号となる。第216号（1905年2月1日発行）から，巻数・発行月号表記となる。例えば，第216号の場合，第19巻第2号となる。本文中では，表記の煩雑さを避けるため，以下のように表記する。

創刊号から第 215 号まで

『国家学会雑誌』第 19 巻第 215 号 (第 215 号 : ページ数)

第 216 号以降

『国家学会雑誌』第 19 巻第 2 号 (通号 216 号) (第 19 巻第 2 号 : ページ数)

- ・ インターネット上の情報源の最終閲覧日は 2017 年 10 月 20 日である。

序 章

課題設定と目的

5 日本において、政治学はどのように制度化されていたのか。この問いを、1877年4月から1945年8月までの期間、いいかえると戦前期について、東京帝国大学法学部及び同大法学部教官らを中心として組織される国家学会を事例として、当該時期の学制改革や教育諸法令の改正などの政策を踏まえて検討する。この作業を通じて、政治学とはいかなる学問であったのかを考察する。これが本稿の目的である。

10 これから分析を始めていくにあたり、冒頭にあげた政治学の制度化とはいったい何かについて、筆者の考えを説明したい。

一般に、政治学といえば、法学、経済学、社会学、教育学などのようなさまざまな学問体系（ディシプリン）の中の一つの分野のことを指す¹。

15 例えば、日本の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者を国内外に亘って代表する組織として、日本学術会議がある。その報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：政治学分野」では、政治学を次のように定義している（日本学術会議政治学委員会政治学分野の参照基準検討分科会 2014：1）。

20 近代社会科学の成立に先行する学問伝統にまで遡るなら、政治学はこれまで二千年以上にわたって、人間と政治との関わりを問題にし、政治に参加するための個人の資質や制度の枠組を議論してきた。〔改行〕我が国の大学における政治学教育も、すでに130年以上の歴史をもち、政治に関わる多くのプロフェッショナルと、市民たちとを育ててきた。

25 学問分野の一つとしての政治学に関する歴史的な研究は、確かに近年まで一定の研究成果をあげている。後述するように、それらは特定の政治学者個人やその集団を取り上げたり、彼ら彼女らの学説を検討したりするものが多い。

30 その反面、130年以上の歴史を持つとされている日本の大学における政治学について取り上げた研究は少ない。政治学という学問体系を構成する大学やその教育研究上の基本組織等（学部・学科・講座）の新設改廃²、政治学やそれに関連する学問分野を冠する学会の活動などを含んだ諸制度への関心は低い。

だが、これらの諸制度も政治学の形成に関わっていると考えることができる。

35 日本政治学史に関する代表的な研究の一つである田口（2001）は、「社会科学における一つのディシプリン（専門学科）の制度化の標識」として、①「高等教育機関における当該ディシプリンのプロフェッサー職の設置」、②「そのディシプリンを専門的に研究する学部、学科、大学院等の設立」、③「そしてそのディシプリンにかかわる全国的学会の創設など」（田口 2001：2，26）をあげている。

以上の点について、科学史や科学社会学では、さらに詳しく、また様々な観点から研究がなされている³。ここでは教育社会学者の新堀通也の議論を参照してみよう。新堀は「科学の制度化」について、次の4つの側面があるという。第一の側面は、「大学の中に公的な足場をもつこと、たとえば講義科目、講座、学科が作られ、専門の教授や学生ができることである」。第二の側面は、「一般の人びと、特に政府がある学問分野を評価認証し、精神的、財政的な援助を与えるようになることである」。第三の側面が「専門研究者集団が出現し、学会を組織すること」であり、第四の側面が「定期的にその学問の成果を公表する公的機関（大会など）をもち専門雑誌を発行することである」（新堀 1984：13）。

10 新堀のいう第一及び第二の側面と関連して、同じく教育社会学者の天野郁夫は「教授集団の形成過程がわが国の近代学問の制度化、さらには講座制を中心とした教育研究組織の生成の過程と切りはなせぬ関係にある」（天野 1997：418-419）と述べている。

加えて新堀（1984：7-8）は、発展途上国などでは国家の体面や民間の資金力不足などを理由に、国家が大学を設立し、支援することが一般的であるという。従って、ここでは国家目的を遂行するために大学が発達し、このことは、科学の発達にも影響を与える。

15 特に戦前の教育制度はそのほとんどが勅令によって定められており、特に帝国大学ではその学部、学科、講座、さらに教官の定数、採用、昇格に至るまで、全てが政府の管理下に置かれていた⁴。仮にある帝国大学がある学問分野に関する新しい学部ないし学科、講座を作ろうとすると、政府と交渉し、その承認を得なければならなかった。ここには、その学問分野に対する政府の価値判断がある。

20 以上の新堀や天野などの議論を政治学に当てはめた場合、どうなるか。いいかえると日本の政治学は、いつ、どの大学で、誰が、どのような形式において、研究、教育が行われるようになったのか。そこには、どのような特徴を見出すことができるか。加えて、どのような政府の価値判断が存在していたのか。

25 こうした点に注目し、それを明らかにした研究は政治学では少なく、研究の余地があるといえる。

筆者は本稿において、政治学に関する学部や学科、講座の設置、専任教員の配置⁵、政治学に関連する学会の結成などを政治学の制度化と考え、その実態と変化について分析を進めていく。

30 ところで、21世紀に入ってから、学問体系の制度的枠組みを大きく変える動きが相次いでいる。このことは、2004年の国立大学法人化や法科大学院の開設、2008年5月に文部科学省高等教育局長から日本学術会議に対して大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議依頼⁶、2015年8月に文部科学省が発表した「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」などによって示されている⁷。特にこの通知は、国立大学の一部関係者からは「文系学部廃止」と受けとめられた⁸。政府による一連の動きは、これから政治学35の枠組みにも変化を与える可能性があると考えられる。

こうした動きに対し、とりわけ過去日本において政治学が政府との関係の中でどのよう

に制度化されていたのかを知ることが、今後の動向を予測していくうえで欠かせない。

歴史的な理解の重要性について、天野郁夫は、最近の大学改革に関して触れたところで次のように述べている。すなわち、最近の議論を見聞きすると、問題の根源について歴史的な理解がなされていないのではないか。歴史的な理解が直ちに問題を解決するわけでは
5 ない。けれども、現状しかみない議論や小手先だけの改革では解決が困難になるばかりである。大学という制度と組織は緩やかに変化することにより、今日まで続いてきた。長い歴史の中から学ぶべきものは多い。だが日本の場合、この大学という制度と組織を欧米諸国から移植することで始めたことから、「自国の短いだけに波乱に満ちた百数十年の歴史を振り返り、己を知る努力をするよりも、欧米諸国に理想の大学像を探し求める傾向がいま
10 だに強い」（天野 2016b : 735）。この天野の指摘を、筆者は真摯に受けとめたい。

そもそも学問分野の一つとしての政治学は、その輪郭を捉えづらい学問である。丸山眞男は 1960 年度の政治学講義の冒頭「政治学は、社会諸科学、いな人文科学のなかで最も古い由来をもち、最も早く発達した学問でありながら、政治学の対象・方法・範囲といったプライマリーな問題について、今日まで絶えず蒸し返し論争されている。政治学者の頭
15 の数だけ政治学があるとさえ言われる」（丸山 1998a : 3）と述べた。それから 36 年後、猪口孝も「政治学の範囲と方法はいかようにも定義できるが、一言でいうと変幻自在である。どのようにも変わりうる。おそらく最古の学問分野であるが、その建物の作りは設計家次第のところが多い」（猪口 1996 : i）と指摘する。

政治学の特性は「政治学とはいかなる学問か」（大嶽 1994 : 207）という問いを「考える、それを表現することに執着する」（猪口 1996 : ii）ことにあるといえる。そして「考える」ことから導かれる「広い視野と強い好奇心こそ、政治学を最古の学問分野にし、それ
20 でいながら死滅させていない原動力である」（猪口 1996 : ii）と先述の猪口は主張する。この問いにこだわることにこそ、政治学の政治学たる所以がある。それ故に、筆者はこの問いにこだわってみたい。

そして政治学とはいかなる学問であるか。このことを考察する前提として、かつて日本で政治学がどのように制度化されていたのかを知ることが、迂遠なようでいて実は有益である。繰り返すと、我々は過去を知ることなくして現在を理解することはできないからである。

30 先行研究

学問分野の一つとしての政治学に関する歴史的な研究を政治学史というならば、そうした研究は、過去日本において展開された政治学に限定しても、酒井編（2006 : 3）が指摘するように少なくない⁹。その中でも「古典的位置をしめる」（石田 1984 : 10）ものとして
35 特に注目されているのが、蠟山政道『日本における近代政治学の発達』（1949 刊行、1968 再刊）である¹⁰。

蠟山の研究は、「過去一世紀にわたる日本政治学の発達を一個の歴史的事実として究明し、それを制約した諸事実やその取り入れた内容や意識的に採択した方法を反省し、検討」（蠟山 1968 : 5）しようと試みたものである。

5 5 ただし蠟山は、「固より単に政治学といっても、その範囲は必ずしも一定しているわけではなく、人によって広狭の差異あるを免れないが、これを広く解して、政治哲学ないしは政治思想、憲法または公法、国際法ないしは外交関係まで包含することは到底一書において処理することは不可能」であるとする。従って、蠟山の分析は「日本の諸大学を中心として研究した講壇政治学者とジャーナリズムや政治団体を中心として活動したいいわゆる民間学者の業績に限られる」（蠟山 1968 : 5-6）としている。実際、蠟山は加藤弘之、植木
10 枝盛、福沢諭吉、小野梓、ブルンチュリー、シュタイン、グナイスト、小野塚喜平次、吉野作造、長谷川万次郎（如是閑）、杉森孝次郎、大山郁夫などの人物とその研究について論じている。

15 また、蠟山は当時の政治学研究をその依拠する方法論によって小野塚や吉野による国家学派、長谷川、杉森、大山らの実証学派という 2 つの系統に分類する。国家学派とは、ドイツ国法学の直接的影響を受け、法治国家の絶対化を前提とする精緻な概念に基づく研究潮流を指し、東京帝国大学を拠点とした。一方実証学派は、自由民権派の影響を受け、「動的な政治問題や憲政思想の実証的把握」を目指す研究潮流のことである。こちらはアメリカやイギリスの政治学研究の影響を受けており、日本では早稲田大学などを拠点とした（蠟山 1968 : 63-135）。加えて蠟山は、大正期における多元的国家論や政治概念論争、
20 マルクス政治学やファシズム政治学などについても言及している¹¹。

 蠟山は分析にあたり、江戸期の漢学や仏教、国学などの東洋的ないし日本的な政治論から明治期における西欧の所産である体系的政治学への切り替えについて触れる必要から、自身の研究に関して「半ば政治思想史的研究を伴わねばならなかった」（蠟山 1968 : 5）ことを述べている。

25 この蠟山の研究をうけて、田口富久治は『戦後日本政治学史』において戦後日本の政治学を包括的に論じている。ここで簡潔に繰り返せば、同書は、東京大学法学部卒業生の政治学者のうち代表的と目される人物を論じている¹²。田口は、このほかに小野塚喜平次や蠟山政道、今中次麿などの戦前期日本における代表的な政治学者の学説についても分析を加えている（田口 1985, 1990）。

30 さらに藪野祐三は戦後日本政治を 3 つの時期に区分し、それにあわせて戦後日本の政治学も「第一期＝思想としての政治学」、「第二期＝運動としての政治学」、「第三期＝科学としての政治学」の 3 つに区分している（藪野 1987 : 155-225）。さらに、石田雄は政治学を含む日本の社会科学の歴史的展開について分析を加えている（石田 1984, 1995）。

35 以上の蠟山（1968）や田口（2001）のような包括的、通史的な研究以外にも、特定の時期やテーマ、地域に基づき政治学者を区分、分類したり、その学説や論争について検討したりするものがある。

例えば、大嶽秀夫は、丸山眞男をはじめとする戦後の著名な政治学者とその政治学を取り上げて、その特徴を検討している（大嶽 1994, 1999, 2007）。大塚桂は、多元的国家論や政治概念をめぐる政治学者間の論争などを取り上げて検討を加えている（大塚 1999, 2000, 2001, 2007）。酒井編（2006）は「帝国」日本の植民地を舞台とし、あるいは対象とする法学や政治学、植民政策学について論じる。渡部純は、丸山眞男の業績をその現代日本政治研究に限定しつつ、大嶽（1994）への応答を試みるかたちで丸山を評価しようとする（渡部 2010）。

他方で猪口（1997）は、蠟山に代表される思想史的方法に基づくものとは異なる研究を行っている。猪口は日本政治学会、日本国際政治学会、日本行政学会、日本選挙学会について、その会員の構成や研究テーマなどを実証的に分析する。その結果、いずれの学会も世襲の段階を抜け出しておらず、「創設者は学会を自分の所有物とみなす傾向があり、そのため創設者やその後継者による事実上の支配が続いている」（猪口 1996：267）と指摘している。

同時に猪口は、日本の政治学が「大学で自立的に発展するための自分自身の制度的構造を欠いている」（猪口 1998：276）と指摘しており、次の4点を要因としてあげている。一つ目は政治学者の約半数が法学部に属するなどしてその地位が低いことである。二つ目は政治学が法学や経済学とともに公務員や法曹を目指すカリキュラムの一部として位置づけられていることである¹³。三つ目は大学や学部の新設において東京大学法学部などの既存のモデルが採用される傾向である。四つ目は政治学者を含む社会科学コミュニティが職業的な学術専門家を育成するプログラムを持たず、非学術部門から自立していないことである¹⁴。

前掲の田口（2001）も特定の政治学者の学説を論じるだけでなく、日本政治学会の会員数やその専門分野の分布の傾向、役員人事、学会の行事や事業といったようなデータから戦後日本の政治学を捉えようとしている。渡部（2010）は日本人政治学者の世代別の傾向や政治学の教科書の出版状況などを整理し¹⁵、そこから最近の日本の政治学の体系化について考察している。

日本で代表的な私学とされる早稲田大学と慶應義塾大学に目を向けると、早稲田大学政治経済学部政治学科に関する研究に吉村（1982）、内田（1992, 2000, 2007）、慶應義塾大学法学部政治学科について分析する堀江（1988）、池井（1998）などがある。両校ともに自校史を刊行しており、こちらでもその政治学について触れられている（早稲田大学 1978）（慶應義塾 1962）。アメリカ政治学史研究としては、クリック（Bernard Crick）（1973）、中谷（2002, 2005）、内田（2007）などがあげられる。

最近では、前掲の猪口が1970年代後半以降の日本における政治学の変遷について論じている（猪口 2015）。また、国際関係論でも学史への関心が高まっているようであり、例えば大矢根（2017）、初瀬ほか編（2017）、葛西ほか編（2017）などが出版されている¹⁶。

加茂利男は、「今日の日本政治学史研究の波は80年代あたりから始まったとみることも

できる」という。その理由について「社会科学においては『学史』の回顧や整理は、研究上絶えず繰り返される作業でもあるが、半面、特定の時期に学問の歴史に対する関心が高まり、まとまった学史研究が輩出する現象もみられる。とくに、学問の社会環境の変化や個別科学のディシプリンとしての進化、歴史的時間の大きな区切りなどが重なるばあいには、おのずと『学史』への関心が触発される」（加茂 2002：213）からと分析する。この加茂の指摘は、先に触れた最近の高等教育政策の動向を踏まえると、今日においても無視し得ないだろう。

5
10
まとめると、多くの先行する業績は、先述した蠟山のいう「半ば政治思想史的研究」の性質を有したものとなっている。こうした点は、松田宏一郎が大嶽（1994）を評する中で指摘している¹⁷。猪口（1997）、田口（2001）、渡部（2010）のような実証的なアプローチに基づく研究は少なく、この部分でよりいっそう研究を展開させる余地があるといえる。

15
ひるがえって、これまで日本の大学制度全体に関して様々な研究に取り組んできた教育学には、大学制度の実態を理解するうえで豊富な研究蓄積がある。古くは『東京帝国大学五十年史』の編さんにも関わった大久保利謙『日本の大学』（1943 刊行、1997 再刊）があり、1980 年代以降になると各大学では年史編さんが進められた。『東京大学百年史』は、その代表的な成果の一つである。最近では、天野郁夫による大学史「三部作」（天野 2009、2013、2016）のように、通史的、実証的な研究がまとめられている。また、個別研究として寺崎（2000、2007）、中野（1999、2003）、館（2015）、吉葉（2015）などがある。

20
しかし教育学の先行研究からは、教育学や歴史学などの一部の学問分野を除いて、大学制度全体の中で政治学がどのように位置づけられていたか、さらに政治学をめぐって当時の政策担当者が何を考えあるいは考えていなかったのか、どのように行為していたのかどうかなどが明らかでない¹⁸。政治学に関連する学会についても同様である。

25
これらの先行業績を活用することで、政治学の制度化を明らかにすることができるものとする。このことは、従来の教育学研究や歴史学研究では研究上の空白となっている政治学の制度化について、新たな知見を提供し得るものと思われる。

対象と分析方法

30
では、どのようにして研究に取り組んでいくか。対象と時期の選択については、冒頭にあげたように、戦前期の東京帝国大学法学部及び国家学会としたい。

本稿では、東京帝国大学の前身である東京大学が創設された 1877 年 4 月から 1945 年 8 月までを戦前期としたい。

35
東京帝国大学法学部とは、第 1 章でみるが、1886 年 3 月に公布された帝国大学令（明治十九年勅令第三号）に基づき設置された帝国大学法科大学のことを指す。京都帝国大学が創設されたことをうけて、1897 年 6 月帝国大学は東京帝国大学となる。1919 年 4 月大学令（大正七年勅令第三百八十八号）施行に基づき、法科大学は法学部となる。

国家学会とは、第2章でその沿革を詳述するが、1887年2月帝国大学法科大学の教官、学生、卒業生を中心に創設された学会である。設立の経緯から分かるように、帝国大学法科大学と密な関係を有しており、国家学の研究や啓発を目的とする団体であった。

5 天野（2009a：4-5）に従えば、1877年創設された東京大学は日本で最初の近代大学であり、日本における大学の原型とされている。この東京大学は1886年日本で唯一の帝国大学という特異な大学へと改組され、戦前期を通じて日本の大学、各学界に対し、影響を与えてきた。1897年京都帝国大学が設置されると、帝国大学は東京帝国大学となり、唯一の帝国大学ではなくなる。だが、京都帝国大学も私立大学を含む諸学校も、東京帝国大学との対抗関係の中で自己形成を果たさざるを得なかった。1918年以降法認される私立大学
10 すら帝国大学の組織形態を基本的に引き継ぐものであった。これらの事実から、東京帝国大学の影響の大きさがうかがわれる。このことを踏まえ、本稿は東京帝国大学を事例として取り上げたい。

また、東京帝国大学の中でも法科大学・法学部及びそれを中心に発足した国家学会を取り上げるのは、筆者が観察したところ、法科大学・法学部、国家学会こそ、東京帝国大学
15 の中で政治学の教育と研究を主として担っていたからである。加えて「帝国大学法科大学（一八八六年）がとくに官僚養成を目的としていた」（升味2011：49）と升味準之輔が指摘しているように、政府との関係も密であったからである。

さらに前述の教育学における先行研究は、天野（2009a）の指摘を共通の理解としてきており、これまで多くの帝国大学、そのなかでも東京帝国大学に関する歴史的分析を実施
20 してきた。従って研究蓄積が豊富であり、現状において研究に取り掛かりやすいというメリットがある。

次に、どのようにして東京帝国大学法学部及び国家学会に切り込んでいくか。

先に紹介した猪口（1996）、田口（2001）、新堀（1984）、中山（1974）、橋本（1995）
25 などによる制度化の定義に従い、第一に東京帝国大学において政治学に関する学部や学科、講座が、いつ、誰により、どのようなかたちで行われたのか、それは政府主導であったのか大学主導であったのかを明らかにしていく。第二に、国家学会の創設とそのねらい、誰が運営を担い、どのような活動が行われていたのか、その特徴を明らかにする。

最後に、1877年から1945年までの68年に及ぶ長い期間をどう区分するか。

これに関して、例えば前掲の天野は、日本の高等教育について以下の3つの転換点をあ
30 げる。①1886年帝国大学令（明治十九年勅令第三号）の公布：帝国大学の誕生、②1918年大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の公布：公私立大学の誕生、③1947年学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の公布：新制大学の誕生である（天野2013a：15-16）。また、永井道雄は創設期（明治～大正初期）、拡張の時代（大正七年～第二次大戦）、膨張の時代（占領期以後～）に区分している（永井1965：26-64）。

35 そこで本稿は、次のように時期を区分してみる。

1. 1887～1886年 東京大学文学部「政治学科」

2. 1886～1893年 帝国大学法科大学政治学科（講座制導入以前）
3. 1893～1919年 （東京）帝国大学法科大学政治学科（講座制導入以後）
4. 1919～1935年 東京帝国大学法学部政治学科（天皇機関説事件以前）
5. 1935～1945年 東京帝国大学法学部政治学科（天皇機関説事件以後）

5

上記の天野と永井に従い、冒頭で掲げた分析期間（1887～1945年）を、1886年帝国大学令（明治十九年勅令第三号）の公布、1919年大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の施行をもって時期を三分する。

これに加え、本稿では1886年と1919年の間を1893年の講座制の導入、また1919年
10 と1945年の間を1935年天皇機関説事件により、さらに二分して5つに区分したい。その理由について、前者の1893年講座制の導入に関しては、寺崎昌男の言葉を借りれば、講座が「近代日本学問史の一側面を鮮明に語る」（寺崎2007：88）ものであり、講座制の導入は政治学の歴史にも少なからぬ影響を与えているものと考えられるからである。後者の1935年天皇機関説事件については、この事件を契機として、政府から東京帝国大学法学部
15 に対してその教育、研究に圧力がかかる。さらに1939年には東洋政治思想史講座の設置に至るといった動きが観察されるからである。

これらを踏まえたうえで、第1章では、創設当初の東京大学において、政治学がどのような状態に置かれていたのかをみていこう。

20

<注>

¹ 例として、日本学術振興会「平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表」をみると、政治学は、人文社会系・社会科学分野・政治学分野・政治学と位置づけられている。日本学術振興会ホームページ（https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/03_keikaku/data/h29/h29_koubo_06.pdf）を参照した。

² 例えば、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二章は、「教育研究上の基本組織」として、学部（第三条）、学科（第四条）などについて規定している（2017年10月20日現在）。1991年6月の大学設置基準改正（平成三年文部省令第二十四号）以前は、第五条から第九条で学科目制や講座制について規定していた。

³ 例えば、ベンデービッド（Joseph Ben-David）（1974）、新堀（1984）、山田・塚原（1986）、橋本（1995）、広重（2002, 2003）、中山（2013）、松本（2016）などがある。

なかでも科学史家の中山茂は、学問の制度化をプロセスとして捉え、一般的にパラダイム創造・学問革命→支持集団形成→教科書化・経典化→講壇化・制度化という形式をとると論じている（中山2013：286-287）。

ただし戦前期日本の場合、以上の矢印の向きが逆となり、講壇化・制度化→教科書化・経典化→支持集団形成→パラダイム創造・学問革命になるという（中山2013：287）。

また、教育社会学者の橋本鉦市は、上述の中山が提示したプロセスの講壇化・制度化の後に、職業集団の再生産を付け加え、「ある知的領域—科学（学問）分野が、役割の明確化と専門職業化を経た科学者集団（教授）によって一定の機関（大学・研究所）において持続的に教育・研究され、それを通してその知識体系を習得した人材が不断に再生産される制度が確立するプロセス」（橋本1995：18）と定義している。

上述のほか、個別科学でも学問の形成と制度への関心に注意が払われている。

例えば憲法学者の林知更は「学者がいかなる形態でいかなる主題について業績を産出するかは、多様な知識社会学的な諸条件によって影響を受けると考えられる〔中略〕戦前における公法学と政治との関係、東京帝大教授の地位と役割、学会の規模や組織化の程度、メディアの態様などの論点」（林 2013：79）を指摘している。

また、教育学者の樽松かほるは、「各々の『場』の特殊性に規定された学説や理論の発生が明らかになる」（樽松 1984：352）ことを指摘する。

4 予算や教育財政に関わるものについては、帝国議会の協賛を経た法律により規定されていた（百瀬 1990：373-374）。

5 かつて政治学者の三宅一郎は、「一般に、ある研究領域での成果の発展は、就職口の増加にある」（三宅 2008：1）と指摘している。逆にいえば、就職口が増加している研究領域が発達しているとみることができる。専任教員の配置にも注目するのは、そうした理由によっている。

6 「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」は、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛に発出された。その内容は、教養教育・共通教育との関連を踏まえながら、学士課程において学生が何を身につけるか、各学問固有の特性を同定することなどである。この議論の中では、政治学と関連するところでは、公共性の担い手となる自律的な「市民」の育成も課題とされている（文部科学省 2008）（日本学術会議 2010）。なお、2016年6月改正公職選挙法に基づく18歳選挙権の実施をうけて、政治学の果たすべき役割はいっそう高まるものと思われる（小玉 2016）。

7 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」は、文部科学大臣が全国86の国立大学法人学長及び各大学共同利用機関法人機構長へ通達した。この通知は、政府が日本国憲法第23条の保障する学問の自由を尊重することを掲げつつ、国立大学等がその「強み・特色・社会的役割を踏まえた速やかな組織改革に努めること」、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院」の組織見直しに取り組むことを求めるものであった（文部科学省 2016：1-3）。

8 例えば、吉見（2016）。吉見は社会学者で東京大学教授、2011年から東京大学副学長を務めている。また、この通知に対し、日本学術会議幹事会は声明を発表した（日本学術会議 2016a, 2016b）。

9 同様の研究として、例えば経済学では杉原（1972, 1992）、社会学では川合（2003）、富永（2004）などがある。

10 本稿では、1968年に再刊されたものを使用した。蠟山は、同書の標題にもある「近代政治学」について、第二次世界大戦終結以前の政治学や政治思潮全般を指している。三谷に従えば、蠟山は1930年代の情勢をうけ、自らの政治学研究を「現代政治学」とし、自分より以前の政治学を「近代政治学」として批判していた（三谷 2010：97-132）。

11 蠟山（1968）の内容に関しては田口（2001：10-21）が詳細に論じており、そちらも参照して欲しい。

12 この点については、加茂（2002：214）も指摘している。田口本人も、こうした偏りが生じた理由について、自身が東京大学法学部卒業生であり、研究対象として取り上げた人物に近く、彼らに関する知見をより多く得られたことをあげている（田口 2001：278）。

13 大嶽秀夫は、1960年代後半頃、「政治学は全体として憲法学と密接な関連をもち、後者の原理論的な意義を担っていた」という（大嶽 1994：208-209）。また、三谷太郎も「日本の大学の法学部は、もちろんドイツの大学の学問的伝統によって支配されていたため、政治学関係の教科目を少なからず配置したが、そのことによって政治学教育は、長く法学教育の補完的役割を果たすに止まった」と指摘している（三谷 2013：19）。

14 猪口に従えば、日本では政治学者を含む社会科学者は社会にさらされており、政府や企業、労組においても役割を果たしている（猪口 1996：277-278）。小林良彰は、政治学者

が現実社会に関わる背景を「専門家の協力を仰ぎたいという『政治側の目的』と社会のために自分の考えを実現したいという『学識側の目的』が重なり合っている」と考察する(小林 2001 : 1)。また真淵勝は、研究者が政府の審議会の委員などを引き受ける大きな理由として、行政機関のみが収集できるデータへのアクセスを確保することをあげている(真淵 2010 : 11)。

15 最近ではこうした学史の研究に関連して、政治学教科書へ注目が向けられている。教科書の内容から、政治学で教える知識の状況とその変遷、特定のメタ理論からの体系化の度合いなどを分析するというものである(加藤 2017)。

16 国際関係論は国際法学とも関連が深く、国際法学史としては一又(1973)などが知られている。

17 例えば、2001年9月にもたれた「座談会：日本における日本政治思想研究の現状と課題」において、大嶽(1994, 1999)について、次のように指摘している。

そういう意味では戦後思想史の本として、たとえば京大の大嶽秀夫さんの戦後政治学の一つの学説史的なエッセイ集が、私にとっては重要なんです(『戦後政治と政治学』『高度成長期の政治学』)。なぜかといいますと、あれは実証主義的な政治学が日本でどのように展開されてきたかという、その視角からだけで、各研究者をいわばさっと切っているわけです。実証主義的な政治学の理論も、もちろんそれは読み込んでけば、それぞれある種の立場にコミットしているんだなというのは見えますが、それはともかく、どれだけ説明能力の高い理論が日本の政治学のなかで育ってくるなり、うまくいかなかったりしたかということをよく説明しているという点で、思想史になっていると読めて面白かったんです(荻部ほか 2002 : 214)。

18 こうした研究状況の背景には、教育学研究と政治学研究とが没交渉であるという問題も存在しているのかもしれない。例えば、荻部直は「そもそも戦後日本の学問史において、政治と教育とがばらばらに研究されていて、おたがいのあいだの交流がないという問題の根は深い」(荻部 2016a : 3) ことを指摘している。

第1章 帝国大学法科大学政治学科の設置

本章は東京大学及びそれを継承した帝国大学に置かれた政治学科について、1877年4月東京大学発足から1886年3月帝国大学令の公布を経て、1893年9月の講座制の導入までの期間を分析する。この時期は日本が近代化を進め、もっぱらヨーロッパの学問の輸入に努めていた。大学は、この目的を遂行するための組織であった。

こうした学問の輸入過程にあつて、政治学は東京大学の中でどのように位置づけられていたのか。また、その担い手はどのような人物たちであり、何を教授していたのか。その実態を、上述のとおり、帝国大学設置以前と以後とに分けて、検討していく。

10

第1節 東京大学文学部「政治学科」—1877年～1886年—

(1) フェノロサ時代の政治学

はじめに、東京大学全体の歴史について寺崎（2000：413-441）などに従って、簡単に振り返っておきたい。東京大学は1877年4月文部省所管の官立学校として設置された。法・理・文・医の4学部と予備門、予科等が置かれ、教官69名、外国人教師28名、職員67名から成った。生徒¹数は1,630名であった。徳川政権²が設置した昌平黌、医学所、開成所などを起源とする。いち早く洋学を取り入れるとともに、貢進生制度³を採用し、旧体制下の武士階級を人材として確保した。1879年医学部が神田和泉町から、1884年から1885年にかけて法・文・理3学部が神田錦町（一ツ橋）から本郷へと移転する⁴。1878年末には学士の学位授与権を得て⁵、さらに1880年には学士研究科を設置する⁶。

ここで筆者がまず強調したいのは、この東京大学には、政治学を教育、研究する場が今日のように法学部ではなく、文学部に設けられていたという事実である。当時文学部に置かれていたのは史学哲学及政治学科であり、政治学は文学部の一学科、さらにその一部に過ぎなかった。これを本稿では、文学部「政治学科」と表記しておきたい。

「政治学科」が文学部に置かれた点について、『東京帝国大学五十年史』には、「今日所謂文学部は哲学、史学、文学を包括したる名称として用いらるゝも、此に謂ふ所の文学部は其れと異にして、哲学、史学、文学の外に政治学、経済学を包括したるものなり」（東京帝国大学1932a：685）との記述をみることができる。他方で『東京大学百年史』は、「政治学は今日の通念で言えば文学部よりむしろ法学部に属すべきものと思われるが、恐らくは西洋の諸大学で政治学は哲学部門に置かれたのにならったものだろう」（東京大学1986c：413）と推察している。

この史学哲学及政治学科は、1879年9月学科名から史学が除去されて哲学政治学及理財学科となる⁷。史学科には教官及び生徒が少なく、他方で理財学に志望学生が多いことなどが除去の理由とされている。2年後の1881年9月には、さらに哲学科が分離して政治学及理財学科となる（東京大学1984a：456）（東京大学1986c：414-415）。

表 1-1 文学部「政治学科」の変遷（1877年4月～1886年3月）

設置学部	文学部			
設置期間	1877年4月～1886年3月			
設置年月	1877年9月	1879年9月	1881年9月	1885年12月
学科名称	史学哲学 及政治学科	哲学政治学 及理財学科	哲学科	政治学及 理財学科 (法政学部に移す)

作成参照：東京大学（1984a：452），同（1986b：21，25-27，29）

5

表 1-2 1877年文学部学習科目一覧

学 年	課 目		学 年	課 目	
第一年	英語（論文） 論理学 心理学（大意） 和文学 漢文学 フランス語 またはドイツ語（第一科のみ）		第三年	史学哲学 及政治学科	和漢文学科
				和文学 漢文学 英文学 哲学（道義学） 欧米史学 政治学 経済学	和文学 漢文学 英文学 欧米史学 または哲学
第二年	史学哲学 及政治学科	和漢文学科	第四年	英文学 欧米史学 哲学 政治学 および列国国際法	和文学 漢文学 欧米史学 または哲学
	和文学 漢文学 英文学 哲学（哲学史 ・心理学） 欧米史学 フランス語 またはドイツ語	和文学 漢文学 英文学 欧米史学 または哲学			

作成参照：東京大学（1986a：414）

10 上の表 1-1 は、この動きをまとめたものである。こうした沿革をもつ文学部「政治学科」では、どのような教育が提供され、また政治学の置かれた位置はどのようなものだったのだろうか。表 1-2 は 1877 年文学部学習科目の一覧である。これを見ると、政治学は第三年及び第四年に配当された科目の一つに過ぎなかったことがわかる。しかも 1877 年 4 月文学部開設時には、史学、英語、和漢文学の教官しかおらず⁸、政治学を担当する教官は欠員の状態であった（東京大学 1986c：417）。

15 政治学担当教官の欠員を補うため、翌年 8 月 10 日、アメリカ合衆国から一人の人物が招へいされる。この人物こそ、アーネスト・F・フェノロサ（Ernest Francisco Fenollosa）であった。フェノロサは東京大学文学部で政治学及び経済学の科目をはじめて担当した人

物である⁹。

フェノロサは、いわゆるお雇い外国人である¹⁰。1870年9月ハーバード・カレッジ (Harvard College) に入学し、スペンサーの哲学に親しむ。1874年6月首席で卒業し大学院へ進学する。チャールズ・エリオット・ノートン (Charles Eliot Norton) の下で美術史とスペンサー、ヘーゲルの哲学を学ぶ。1878年当時東京大学理学部教授のエドワード・S・モース (Edward S. Morse) の招きに応じ来日、東京大学文学部教授に就任する。1878年9月から講義を始めた (山下 1975 : 123-125) (Seiichi Yamaguchi 2009b:1-15)。

フェノロサは、来日した1878年8月から1886年8月までの8年間、東京大学文学部の教壇に立ち、下に掲げた科目を担当した (表 1-3)。政治学は、はじめの3年間担当した。山下 (1975 : 155) や山口 (2009 : 4) も指摘しているように、フェノロサの政治学講義の内容に関しては、資料が乏しいものの、以下の著書を用いて講義を行っていたことがわかっている (表 1-4)。3年生には講義の冒頭、社会構造一般について講じ¹¹、次いで政治哲学を教授した。4年生には国家の性質、国民の権利に関する諸学説や自由に関する諸理論、憲法史を講じた (東京大学法理文三学部編 1880-1881 : 101-103)。試験では、スペンサーの学説に関する問いが出題されている (山下 1975 : 155) (Seiichi Yamaguchi 2009a)。フェノロサの政治学講義の特徴を一言でいうと、アメリカやイギリスの政治学を祖述するものである¹²。

その後、フェノロサは日本美術へと自身の関心を移し、岡倉天心とともに東京美術学校設立などに努めるようになる。山下 (1975 : 159) に従えば、フェノロサの政治学講義は結局これ限りとなった¹³。

従って、この段階における政治学の位置づけは、文学部「政治学科」としては、あくまでも文学の学習を基調とし、それに加えて史学、哲学、政治学、理財学 (経済学) などの諸学問を学ぶことができる。政治学はその中の一つに過ぎず、制度化以前の段階にあった。

25

表 1-3 フェノロサの担当科目

西暦	担当科目		
1878	哲学史 (二年)	理財学 (三年)	政治学 (三年)
1879	哲学史 (二年)	理財学 (三、四年)	政治学 (三、四年)
1880	哲学史 (二年)	理財学 (三、四年)	政治学 (三年)
1881	論理学 (一年)	哲学史 (二年)	理財学 (三、四年)
1882	論理学 (一年)	哲学史 (二年)	理財学 (三、四年)
1883	論理学 (一年)	哲学史 (二年)	理財学 (三、四年)
1884	論理学 (一年)	哲学史 (二年)	哲学 (三、四年)
1885	論理学 (一年)	哲学史 (二年)	哲学 (三、四年)

作成参照 : 山下 (1975 : 127)

* 表の囲み部分は筆者による強調。括弧内は配当年次

表 1-4 フェノロサが政治学講義で使用した著書

著者『著書名』	著者の出身国
スペンサー『社会学原理第 1 巻』, 『社会静学』 W・バジヨット『物理学と政治学』 J・S・ミル『自由論』, 『代議政体論』	イギリス
ウールジー『政治論』 モーガン『古代社会論』 リーベル『公民の自由と自治』	アメリカ合衆国

作成参照：東京大学法理文三学部編（1883-1881：101-103）、山下（1975：154-155）、田口（1985：14）、山口（2009：4）

5

（2）明治十四年の政変以後の政治学

ところが、上述した状況を一変させる出来事が起きる。明治十四年の政変である¹⁴。1881
10 年政府内では伊藤博文と大隈重信が憲法制定や国会開設をめぐる対立していた。7 月末から開拓使官有物払下げ事件が問題となり、伊藤はこれに関与したとみなされた大隈を政府から追放した。この結果、伊藤は政府内での主導権を確立する。同時に、国会開設の勅諭が発表され、1890 年国会開設が決まった。政変後、伊藤は来るべき憲法制定作業に備えるため、1882 年 3 月から滞欧憲法調査を敢行する。この調査行程の中で、伊藤はドイツ
15 においてローレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein）と出会い、その学説から多大な影響を受けることになる。

この時、法制史研究者の瀧井一博に従えば、伊藤は危機感に苛まれていた。明治十四年の政変後、政府を追放された大隈らは「私立学校で政治的人材を養成し、それを政党にリクルートしていくというシステム」（瀧井 1999：187）を構築しようとする。このシステムを具体化したものが、立憲改進黨と東京専門学校（後の早稲田大学）であった¹⁵。それは「反政府勢力の再生産装置」（瀧井 1999：188）とも指摘されるものであった。この「再生産装置」には、先述のフェノロサの政治学講義を受けた東京大学文学部「政治学科」卒業生らも関わっていた¹⁶。瀧井は、彼らのように大隈の下に集まり、また大隈が育成しようとしていた者たちを「政談的知識人」と呼んでいる（瀧井 2010：73）。このことが伊藤
20 に危機感を募らせた一つの原因である¹⁷。加えて、同時期の政府内ではドイツ学を修めた井上毅ら新進の法制官僚が台頭し、政府の実務を担うようになっていた。このことも伊藤を焦らせた（瀧井 1999：190-191）。

伊藤は大隈や井上たちに対抗するためにも、また 1890 年国会開設が迫っていることから、立憲政治家としての素養を身につける必要があった（瀧井 2010：74）。以上のような

な情勢下に置かれた中で、伊藤はシュタインと出会っていた。前掲の瀧井に従えば、伊藤がシュタインから学んだことは、主に次の2点であった²¹。

第一に、「憲法／憲政とは本来国家生活の一部をなすものに過ぎず、また行政による補完をまって初めてその機能を完遂し得る」（瀧井 1999：203）ものであり、「国家というものがまた知を基盤として成り立っている」（瀧井 2010：71）という憲法観と国家観である。

第二に、第一の憲法観と国家観から導かれる文教政策である。すなわち、教育を通じて将来の日本の安定を図るとの考えから²²、「立憲制に先立ってそれを支える知の機関を作り上げること、すなわち大学を政治エリート供給のための国家機関として整備する」（瀧井 1999：203）との方針である。これは前述した大隈一派の動きに対抗する意味でも、「大学を国家機関として、国制の不可欠のファクターとして改革するとの構想」（瀧井 2010：83）となる²³。

伊藤はシュタインの講義を通じ、先の「政談的知識人」とは異なる「科学的知識人」（瀧井 2010：73）を創り出すという方策を得たのであった²⁴。

そのころ国内では、伊藤が帰国する前に当たる 1883 年 4 月に、当時の文部卿福岡孝弟から太政大臣公爵三条実美に対し、政治学を英米のものからドイツのものへと変更を迫る上申書が提出されている（中山 1978：56）。

1883 年 8 月にヨーロッパから帰国後、伊藤は憲法及びその付随法令の制定、内閣制度や官僚制度の整備、宮中改革などに取り組む（伊藤 2015：224-232）。1885 年 12 月 22 日に内閣制度が創設され、第一次伊藤博文内閣が成立する。伊藤はこの第一次内閣の文部大臣として森有礼を入閣させる。

伊藤は先の憲法調査で滞欧中に森と会談し、森の教育政策が自分の意にかなうものであることを認識する。伊藤の滞欧憲法調査に同行して、そのまま現地に留学し、1886 年 3 月帰国直後から森文相の秘書官を務めた木場貞長は、森が「駐英公使として欧州滞在中、あたかも憲法取調の為め渡欧中の伊藤公と巴里に会合し、夜を徹して我国の前途に関し大に論議する所あり、森氏は憲政の要は国民教育の基礎を確立するにある事を手強く主張せられたれば、伊藤公もその論旨に共鳴し」（東京大学 1984b：126）と後年語っている。

このことをうけて、伊藤は森に文部行政を委ねた（土屋 1968：289-294）（東京大学 1984a：791）（瀧井 1999：222）。この森文相の下、1886 年 3 月帝国大学令（明治十九年勅令第三号）が公布され、帝国大学が設置される²⁵。

一方、第一次伊藤内閣が成立する直前の 1885 年 12 月 5 日、当時の文部卿大木喬任から太政大臣公爵三条実美に宛てて「東京大学中工芸学部ヲ設ケ其他学部改更ノ件」という伺書が提出される。そこには、次のような記述をみることができる²⁶。

大学ニ於テハ政治学科之儀ハ文学部中ニ設置有之候處政治学ト法律学トハ素ヨリ密接ノ関係ヲ有シ候ニ付此ニ学ハ之ヲ別段センヨリ一学部中ニ併置候方穩当ニシテ且教授上ニモ便宜ニ有之現ニ奥国大学及独逸某大学等ニ於テモ法律学及国家学ヲ一学部中ニ併設シ法律学及国家学部ノ設ケタル如キ亦此旨趣ニ外ナラサルヘシト存候依

テ此際文学部中ノ政治学科ヲ法学部ニ移置シ法学部ヲ法政学部ト改称候様致度此段
相伺候条至急御裁可相成度候也

この伺書において、次の点が重要になるだろう。第一に、文学部「政治学科」における
5 政治学とは異なり、政治学と法律学との一体性を強調していることである。第二に、具体的
な大学名は明らかではないものの、オーストリアやドイツの大学における法律学及国家
学部を引き合いにして、法政学部の設置を求めていることである。この2点は、前述の伊
藤のねらいを実現する性質を有するものであった。

この伺書に対し、太政官第二局は1885年12月8日付きで次のような返答案を作成した。

10 それは伺書の内容を全面的に認めるものであった²⁷。

政治学ト法律学トハ密接ノ関係ヲ有シ且之レヲ一学部中ニ於テ教授セハ便宜ニモ有
之候ニ付従来文学部ニテ教授セシ政治学科ヲ法学部ニ移シ法学部ヲ法政学部ト改称
致度ト云フニ在リテ〔中略〕政治法律ハ素ヨリ密接離ルヘカラサルモノニ有之而シ
テ右実施ニ付別段増員ヲ要セサル儀ニ付伺ノ趣旨御聴許相成可然哉

15

この改革は、「東京大学史の中で無視することのできない位置を占めていた」（東京大学
1984a : 502）と指摘されている。というのも、翌年3月帝国大学令（明治十九年勅令第
三号）が公布され、法政学部は法科大学となる。従って、法政学部は実質的には3ヶ月余
りしか存続しなかった。

20 「政治学ト法律学トハ密接ノ関係ヲ有シ」という枠組みは、帝国大学令（明治十九年勅
令第三号）第十条第二項「法科大学ヲ分テ法律学科及政治学科ノ二部トス」との規定によ
り、制度上引き継がれるのである²⁸。

かくして1885年12月15日、第一次伊藤内閣成立の数日前に、東京大学では前述の文
学部政治学及理財学科が法学部へと移管され、法政学部と改称された。東京大学における
25 政治学の位置づけに、大きな変更が加えられた。

他方で文学部の配当科目の一つである政治学の担当者についても、前述のフェノロサか
ら変更になっていた。1882年3月4日、新たに政治学を担当する教官としてカール・ラ
ートゲン（Karl Rathgen）が招かれた。ラートゲンは同年4月4日から1890年5月20
日までの8年間、東京大学文学部、帝国大学法科大学において政治学などを担当した（東
30 京大学 1986c : 31）。

彼の日本招致に関して、瀧井（2001a : 221）は、「当時まだ27歳にも満たなかったこ
のドイツ人青年を日本政府が雇い入れるに至った具体的経緯には不明な部分が多い」とし
ながらも、当時の文部卿福岡孝弟と東京大学総理の加藤弘之が青木周蔵在ドイツ公使に人
選を依頼したと指摘している。石田（1984 : 28）は、シュタインの推挙があったと指摘し
35 ている。

彼の着任後、政治学講義の内容は明らかに変化する。当時の学科課程を記した『東京大

学法理文三学部一覽』をみると、3年生及び4年生配当科目であった「政治学」が消え、その代わりに3年生には「国法学」、4年生には「行政学」が登場する。さらに2年生が学ぶ科目として、新たに「統計学」が加わっている（東京大学法理文三学部編 1882-1883：38-40）。

- 5 以上の講義の概要については、次のような説明がなされている（東京大学法理文三学部編 1882-1883：118）。

（政治学）

10 本科ノ予修〔ママ〕トシテ第二年生ニ統計学ヲ講授シ以テ重要ナル諸邦国及其憲法財政並ニ理財上進歩ノ状況等ニ就テ其概略ヲ説明ス政治学ハ其課程ニヶ年トス即チ第三年級ニ於テハ現今重要ナル諸邦国ノ制度ニ基キ国法学ノ原理ヲ説明教導スルモノトス〔以下略〕

（行政学）

15 第四年ニ於テハ内務行政ノ組織及此組織ニ因テ執行スル所ノ法律ヲ猶一層精密ニ講授スルモノトス〔以下略〕

ラートゲンの講義に関しては、第2章以降登場する阪谷芳郎（第1次西園寺公望内閣の蔵相等を歴任）が1882～1883年度に聴講したノートが存在する²⁹。ここでは瀧井（2001a：232-233）に従い、その内容を一瞥しておこう³⁰。

Introduction (1-7)

20 Book1- The State; its Sphere and Forms

Chapter1 - Sovereignty, Territory and People (8-15)

Chapter2 - Sphere of Limits of State (13-14)

Chapter3 - Forms of State and Government (16-26)

Book2- Organism of the state

25 Chapter1 - the Monarch (27-35)

Chapter2 - the Public Service (36-40)

Chapter3 - Representation of the People (41-47)

Book3- the Functions of state-power (48)

Chapter1 - Legislation (49-51)

30 Chapter2 - Administration (53-72)

Book4- Means of State-power

Chapter1 - Finance (73-91)

Chapter2 - The Public Force (92-93)

- 35 それは「国制の一般理論の講述を主軸としながら、各制度の説明をヨーロッパ諸国における歴史的経緯と現実の運用によって肉付けするという姿勢に貫かれて」おり、「それまで

理論一辺倒だった日本の高等教育の認識に、経験科学的手法という観念を伝えた」（瀧井 2001a : 234-235）ものであった。またラートゲンは、この時失敗に終わるものの³¹、東京大学にゼミナール教育を導入しようと試みている（中野 1999 : 103-104）（瀧井 2001a : 227-230）。

5 加えて、彼は学生らとの間に良好な関係を築くことに成功し、前述した阪谷芳郎や金井延（後の東京帝国大学教授、経済学専攻）とは特に親密になった。親しくなった学生には木内重四郎、石塚英蔵、中川恒次郎、久米金弥、松崎蔵之助らの名前もあげられている（野崎 2000 : 19-23）（瀧井 2001a : 227-230）。彼らの幾人かは、次節でみるように、後に東京帝国大学の教官として教育、研究に従事し、次章で検討する国家学会の運営にも関わっていた。

10 このように、フェノロサからはじまった東京大学文学部「政治学科」は、明治十四年の政変以後、伊藤博文ら政府レベルによる改革とラートゲンの政治学講義により、制度化へと向けた新たな段階へと進んだのである。

15 第2節 帝国大学法科大学政治学科—1886年～1893年—

（1）法科大学政治学科の特徴

前節で検討した経緯を経て、1886年3月帝国大学令（明治十九年勅令第三号）が公布され、帝国大学法科大学政治学科が発足する。それは、どのような特徴を持つところであったのか。

20 まず、帝国大学の組織構成等について定めた帝国大学令（明治十九年勅令第三号）は、法科大学関連では、第六条第四号において、法科大学長を総長が兼ねること、第十条第一項で法科、医科、工科、文科及び理科の各分科大学を置くこと、同条第二項では法科大学を法律学科と政治学科の二部とすることを規定していた。

25 帝国大学令は、当時の文部大臣森有礼自らが立案したと考えられている（倉沢 1978 : 13-14）（東京大学 1984a : 789）。その傍証として、当時森の下で学制改革に関与した木場貞長は、後年帝国大学令制定の経緯を次のように語っている（東京大学 1984b : 125-126）。

30 帝国大学令は歴代の文部大臣中最有名なる森有礼氏が、其教育施設中最重要なるものとして心血を注で〔ママ〕制定せられたる所なれば、固より属僚の献策又は調査に依りたるものにあらず〔中略〕必ず自ら筆を入れて全体を改竄せしものたるを疑はず。其れは勅令の内容と文句とが、森氏の面目を躍如たらしむるものあるのみならず〔中略〕帝国大学令は森氏が〔中略〕最重を措て制定せられし所なれば、氏が文相拝命前に於て、文部省御用掛として省中の実権を掌握し、東京大学の実情を探求し、欧米諸国の実例を参酌し、深く考へ遠く慮り、鋭意考査して略成案を得〔以下略〕

教育学者の倉沢剛は、森文相が「おそらく書いては消し、消しては書き、一字一句もゆるがせにしなかったであろう」（倉沢 1978：14）と推測している。教育史学者の中野実に従えば、森は文教政策や人事を「専断的」に実施していた（中野 1999：145-146）。

1886年2月、森が立案した帝国大学令案が閣議に提出される。その際、森は2種類の参照資料を併せて提出している。このうち、乙号「各分科大学ノ学科」には、新設の法科大学に関して、次のように記されている³²。

法科大学ハ法律学科及政治学科ニ分ツ

法律学科ハ法学通論、本邦法令、本邦法制沿革、支那法制沿革、英国法律、仏国法律、独国法律、刑法治罪法ノ擬律、訴訟演習、国際法、羅馬法、法理学ノ諸科ヲ修メシム

政治学科ハ国法総論、行政学、理財学、財政学、統計学、刑法治罪法、商法、訴訟法、法学通論、羅馬法、国際法、法理学、本邦制度、史学、哲学、政治哲学ノ諸科ヲ修メシム

これをみると、文学部「政治学科」を引き継いで史学、哲学、政治哲学などの科目を残しつつ、政治学は国法総論や行政学に置き換えられている。経済学系の諸科目に理財学、財政学、それらに加えて刑法治罪法、商法、訴訟法、法学通論、羅馬法、国際法、法理学といった法学系の諸科目が追加されている³³。伊藤の手元に残された資料を後に平塚篤らが校訂した『秘書類纂 官制関係資料』にも、以上のものとほぼ同内容の資料を確認することができる（伊藤 1969：221-222）。

表 1-5 法科大学履修科目案の比較

法律及び政治 両学科共通科目	法学通論、刑法治罪法（ノ擬律）、国際法、羅馬法、法理学
法律学科のみの 科目	本邦法令、本邦法制沿革、支那法制沿革、英国法律、仏国法律、独国法律、訴訟演習
政治学科のみの 科目	国法総論、行政学、理財学、財政学、統計学、商法、訴訟法、本邦制度、史学、哲学、政治哲学

筆者作成

表 1-6 政治学科の学科課程（1886年9月）

配当年次	科目						
第一年	史学	理財学	統計学	私法	外国語		
第二年	史学	理財学	国法学	行政学	私法	刑法	外国語
第三年	(行政学ノ部) 欧州諸大国比較行政論 財政学 訴訟法 治罪法		(財政学ノ部) 財政学 欧州諸大国比較財政論 訴訟法 治罪法		(外交学ノ部) 国際法 外交学及領事々務 地理学(殊ニ商業地理学) 仏語		

作成参照：帝国大学（1886-1887：48-50）、東京大学（1986c：43）

表 1-5 は、上の履修科目案を法律及び政治両学科共通のものと、各学科のみのものに分けたものである。共通科目をひろくと、法学通論、刑法治罪法、国際法、羅馬法、法理学となる³⁵。これらの科目は、法律及び政治両学科の学生に共通して学ばせる必要があると考えられたとみなせる。次に、各学科のみの科目をみてみると、法律学科が日本及び諸外国の法制に関する科目と訴訟演習が置かれているのに対し、政治学科は法律、政治、経済、史学、哲学などの諸科目が多岐に亘っている点が特徴といえる。

1886年9月法科大学は各学科の教科課程を決定する（東京大学 1986c : 43）。そこでは政治学科の履修科目を次のように定めていた（表 1-6）。表 1-5 と見比べると、森の構想を概ね追認する内容であったことがわかる。ただし、いくつか相違点もみられる。

まず、哲学に関する諸科目が消えており、代わりに訴訟法が加わっている。また、第三年の履修科目が行政学、財政学、外交学の3部に分けられている。この3分割は、翌年には姿を消し、科目名も改められ、全ての学生が同じ科目を学ぶものとなった。この改められた科目名をあげると、日本行政法、比較行政法、比較財政学、理財学史、治罪法、国際法、仏語、行政学演習、理財学演習であり、演習が追加されている（帝国大学 1887-1888 : 71）。外交学ノ部に関する科目が国際法のみとなり、法律、行政、財政の3領域を柱とするカリキュラムとなったことがわかる。

当然ながら以上の整備は、行政を担う専門官僚の育成にもつながる。1887年制定された文官試補及見習規則（明治二十年勅令第三十七号）第一条は、帝国大学法科大学又は文科大学、旧東京大学法学部又は文学部の卒業生は、高等試験を受験せず将来の高等官たる試補に任じられ得ると規定した。帝大卒業生が優先的に行政官、司法官の試補に採用されるという優遇措置が設けられた（清水 2013 : 159-216）（伊藤 2015 : 229-231）。ここで旧東京大学文学部卒業生も含まれているのは、政治学が文学部の一学科として出発していたからである。

また、この帝国大学初代の総長兼法科大学長には、当時東京府知事であった渡辺洪基が迎えられた³⁶。渡辺は総長就任以前に文部行政に関与しておらず、彼の就任は当時の人々からも異例に映じたとされる³⁷。渡辺は行政官としての能力を発揮して、先述の伊藤の意を汲んで、この新しい帝国大学の運営に取り組む（瀧井 2016 : 204-219）。

同時に、渡辺は「知を通じての学者とその他の社会との連携」（瀧井 2016 : 211）を重視し、その一環として、この後法科大学の教官や学生、卒業生を中心とする国家学会の創設にも関わることになる。この国家学会については、次章で詳しく検討したい。

（2）教授集団の形成と教育の実態

帝国大学法科大学政治学科では誰が教官として教育と研究に関わり、またその講義の内容や風景はどのようなものであったか。

帝国大学における教授集団の形成過程に関しては、天野（1997, 2009a）などにおいて

詳しく論じられている。特に天野（1997：276-312）では、1877年東京大学創立から1893年講座制の導入までの期間、学部・分科大学の別に検討を加えている。

しかしながら、そこではアカデミック・プロフェッションとしての教授集団に分析の関心があり、現職の政治家ないし官僚と兼任で講師などを担当していた人物については分析から外れている。法律学科と政治学科が法科大学教官としてまとめられており、政治学の制度化の観点からみると、当該時期の帝国大学法科大学において政治学がどのような状態にあったのかが明らかでない。

そこで、ここでは次のように検討していく。まず人事データについては『帝国大学一覧』に掲載されたものを基礎として、前掲の天野の研究において除外された講師等についても分析の対象に加え、法律学科と政治学科の違いに留意する。分析期間は1886年3月から1893年7月までの期間とする。

まず教官構成の状況をみてみよう。

帝国大学令（明治十九年勅令第三号）第十一条は帝国大学に置く教官として教授、助教授を規定していた³⁸。これ以外にも、前述の『帝国大学一覧』をみると、勅令に規定のない講師の職が置かれていた。以下では教授、助教授、講師の3つの職位について検討する。また、前述のとおり、当時の帝国大学法科大学は法律学科と政治学科とに二分されていた。当時の教官は学科ごとに分かれて所属することはなかったが、ここでは前掲表1-5にある学科毎の配当科目を基準として、教官を法律学科と政治学科のいずれかに区分し、その人数を割り出した³⁹。

上の表1-7は、表1-8をもとに、各年度の職位ごとの教官の人数をまとめたものである（括弧は内数で外国人）。これをみて気づくのは、政治学科の科目を担当する教官が法律学科に比べて少ないということである。1888年度以降、教授5人で推移している。

表1-7 帝国大学法科大学教官の構成（1886年度～1892年度）

職位	1886年度		1887年度		1888年度		1889年度	
教授	9 (3)	法律 6 政治 3	10 (5)	法律 6 政治 4	12 (5)	法律 7 政治 5	13 (4)	法律 8 政治 5
	1	法律 1 政治 0	2	法律 2 政治 0	2	法律 2 政治 0	2	法律 2 政治 0
講師	2	法律 1 政治 1	5	法律 4 政治 1	5	法律 3 政治 2	4	法律 3 政治 1
	職位	1890年度		1891年度		1892年度		
教授	13 (4)	法律 8 政治 5	15 (4)	法律 10 政治 5	13 (3)	法律 8 政治 5		
	3	法律 3 政治 0	1	法律 1 政治 0	1	法律 1 政治 0		
講師	3	法律 2 政治 1	6	法律 4 政治 2	7	法律 2 政治 5		

25 作成参照：『帝国大学一覧』各年度

その内訳は、カール・ラートゲン（国法学，統計学，行政学など），田尻稻次郎（財政学など），和田垣謙三（理財学，理財史），末岡精一（行政法，行政学，政治論など），ドイツ人のウダ・エッグルト（Uda Eggert）（財政学，理財学など），穂積八束（憲法，公法），金井延（理財学），金子堅太郎（日本行政法）などとなっている。

5 このうち理財学，財政学は，田尻，和田垣，金井とエッグルトが教授としてほぼ一貫して担当している（田尻のみ後に講師）。科目名も，大きな変更は無い。他方，国法学，統計学，行政学，行政法，政治学（政治論）などは，前述のラートゲンが教授として担当し，ラートゲンの帰国後は末岡，木場が担当する。ただし，末岡が教授であるのに対し，木場は講師であった。瀧井（1999：134）に従えば，末岡と木場は，先に検討した滞欧憲法調査に同行し，そのまま現地に留まり，シュタインに直接師事していた。科目名も度々変更されておき一定していない。彼らは新任を除いて，東京大学法学部及び文学部の教官からそのままスライドして帝国大学法科大学教官となっていた。

ところで，上述の彼らはどのような講義をしていたのだろうか。第3章で登場する小野塚喜平次（政治学者・東京帝国大学法科大学教授，後に同大総長）は，末岡の講義に関して次のように回顧している（南原・蠟山・矢部 1963：32）。

15 当時比較国法学を担当されていた教授に，末岡精一といわれる先生がありまして，立憲主義・進歩主義を懐包されておりました。先生は惜しくも私の学生時代に病没せられましたが，長州の出身にも拘らず，政治的野心のない，極めて純粋な学者的な風格を具えた方であられました。先生の講義は私のよく共鳴した所であって，末岡先生の説を借用して，穂積八束先生を困らせたりしたことなども思い出されます。

他方で木場の講義については，後に東京帝国大学法科大学における政治史講座の初代担任となる吉野作造が，次のような手厳しい指摘を残している（吉野 1995：79）。

25 講師は木場貞長氏，駄洒落交まじりに一冊の洋書を机上に開いて政治は術なりや否やとか何とか述べて居られた。その時はなんとも気がつかなかったが今考へるとブルンチュリーの紹介であつたらしい。之で以て見ても，当時の最高学府の青年が近代政治の理解を全然欠いて居つたことに何の不思議もないだろう。

30 また，経済学者の大内兵衛（後に東京帝国大学経済学部教授）は，田尻稻次郎の講義について，次のように述べている（大内 1970：12-13）。

先生の著書に『財政と金融』というのがある。大きな本で，上下各千ページぐらいあるだろう。それを一週一時間の講義で，一年間に全部やってしまうのである〔中略〕今年の予算はどうだとか，この点は去年はどうだったとか，数年前はどうだったとか，予算の編成ではどういう点が問題になるとか，そういう話である〔中略〕

表 1-8 帝国大学法科大学教官一覧（1886 年度～1892 年度）

氏名	職位	在職期間	出身校	留学（出身）国	担当科目	備考
木下広次	教授	1886-	法学校	フランス	フランス民法，治罪法，民法	
田尻稲次郎	教授→講師	1886-	イエール大学	アメリカ	財政学，貨幣論，銀行論	1884 年より講師
富井政章	教授	1886-	-	フランス	フランス民法，刑法，民法	
ハインリッヒ・ワイペルト (Heinrich Weipert)	教授	1886-	-	ドイツ	ドイツ法，ローマ法，訴訟法	
和田垣謙三	教授	1886-	東京大学文学部	イギリス，ドイツ	理財学，理財史	
加藤弘之	講師	1886-1887	-	-	法理学	
金子堅太郎	講師	1886-1889	ハーバード大学	アメリカ	日本行政法	
ジョルジュ・アッペール	教授	1886-1889	-	フランス	フランス法	
チャールズ・ビゲロー・ストー ールス (Charles Begelaw Storrs)	教授	1886-1889	-	アメリカ	イギリス法	
カール・ラートゲン (Karl Rathgen)	教授	1886-1890	シュトラスブルク大学	ドイツ	国法学，統計学，行政学，公法	
鳩山和夫	教授	1886-1890	開成学校，コロンビア大学， イエール大学	アメリカ	国際法（公法私法），イギリス法	
アレクサンダー・ティゾン (Alexander Tison)	教授	1886-1893	ハーバード大学	アメリカ	イギリス法	
穂積陳重	教授	1886-1912	開成学校	イギリス，ドイツ	ローマ法，法理学，法学通論， イギリス法，民法原理，法例	
末岡精一	教授	1887-	東京大学文学部	ドイツ	行政法，国際法	
土方寧	助教授→教授	1887-	東京大学法学部	イギリス	イギリス法	1892 年教授
植村俊平	助教授	1887-1888	-	イギリス	イギリス法	
藤田隆三郎	講師	1887-1888	-	-	民刑訴訟手続実習	
増島六一郎	講師	1887-1888	-	-	民刑訴訟手続実習	
松野貞一郎	講師	1887-1888	-	-	民刑訴訟手続実習	
岡山兼吉	講師	1887-1890	東京大学法学部	-	民刑訴訟手続実習	
ウダ・エッグルト (Uda Eggert)	教授	1887-1893	-	ドイツ	財政学，理財学，理財学演習	
岡野敬次郎	助教授	1888-	帝国大学法科大学	イギリス，ドイツ	イギリス法，民法	
小野衛門太	講師	1888-1889	-	-	治罪法	
斯波淳六郎	教授	1888-1889	東京大学法学部	ドイツ	行政法，国際法	1889 年 7 月法制局

						転任
岡村輝彦	講師	1888-1890	-	-	訴訟法, 証拠法	
寺尾亨	講師→教授	1889-	法学校	フランス	民法, 刑事訴訟法	1890年助教授, 1891年教授
穂積八束	教授	1889-	東京大学文学部	ドイツ	憲法, 公法	
宮崎道三郎	助教授→教授	1886-	東京大学法学部	ドイツ	ローマ法, ドイツ語, 法制沿革, ドイツ法制史	1888年10月教授
イポリート・オーグスタ ン・ルヴィリヨ (Hyppolite Augustin Revelliod)	教授	1889-1892	-	フランス	フランス法	
梅謙次郎	教授	1890-	法学校	フランス	商法, 民法	
金井延	教授	1890-	東京大学文学部	ドイツ	理財学, 応用理財学	
ルドウィヒ・エス・レーンホ ルム (Ludwig S. Loenholm)	教授	1890-	-	ドイツ	ドイツ法	
田部芳	講師	1890-	-	-	裁判所構成法及民事訴訟法	
木場貞長	講師	1891-	東京大学文学部	ドイツ	政治学	
熊野敏三	講師	1891-1892	-	-	国際法	
ギュスターブ・ボアソナー ド・フォンタラビー (G. Boissonade Fontarabie)	講師	1891-1892	パリ大学	フランス	民法総論	
横田国臣	講師	1891-1893	-	-	刑法	
秋月左都夫	講師	1892-	-	-	国際法	
井上正一	講師	1892-1893	-	-	刑事訴訟法	
松野貞一郎	講師	1892-1893	-	-	訴訟演習	

作成参照：『帝国大学一覧』各年度，秦（2013），東京大学（1986b）

そういう実例によって、しかし、なかなか系統的に話すのだから、面白くないはずがない

5 それに対し、大内は金井に関し「この人の経済学は面白くなかった。全くつまらない講義であった」（大内 1970a : 9）と批判している。金井の「つまらない講義」に関しては、教育社会学者の竹内洋も同様の指摘している。教授によっては、同じ講義ノートを 20 年以上使いまわしたという（竹内 2007 : 44-47）。

10 伊藤や森の並々ならぬ努力により、帝国大学法科大学政治学科は発足した。そこでは法律、行政、財政の 3 分野を包括する学科課程が組まれた。さらに卒業生には官吏になる道を整えた。しかしながらこの段階では、伊藤や森によって整備された諸制度を担う法科大学教授陣は依然として不足気味であり、教官の充実にはさらに時間を要する状況にあった。

小 括

15 これまでの議論をまとめてみよう。

1877 年 4 月創立された東京大学は、文学部に「政治学科」を設置した。創立当初は専任の教官も置かれず、カリキュラム上の位置づけも 3 年生、4 年生の配当科目の一つに過ぎなかった。1878 年から 3 年間政治学を担当したアメリカ人のフェノロサは、アメリカやイギリスの政治学を祖述した。

20 ところが、こうした状況は 1882 年の明治十四年の政変を契機として、大きく変わっていく。政変で政府内の主導権を握った伊藤博文は、翌年から滞欧憲法調査を行い、そこでシュタインと出会う。この出会いを通じて伊藤は、第一に行政による憲法・憲政の相対化という視点と、第二に文教政策に関する明確な方針を獲得する。後者は特に、「大学を国家機関として、国制の不可欠のファクターとして改革」することを目指すものであった。

25 1885 年 12 月、内閣制度創設直前、東京大学では文学部「政治学科」が法学部へと移管され、法政学部となる。翌年 3 月、帝国大学令（明治十九年勅令第三号）の公布により、法政学部は法科大学となる。この移管は、それまでとは異なり、「政治学ト法律学トハ素ヨリ密接ノ関係ヲ有」しているとの認識から、両者の一体性を確保しようとするものであった。他方で、伊藤が滞欧憲法調査を実施中、東京大学文学部でもフェノロサに代わり、ドイツ人のラートゲンが招かれる。フェノロサとは異なり、ラートゲンは政治学を行政学や国法学、統計学として講義し、一部の学生と親密な関係を築いた。

35 1886 年 3 月発足した帝国大学は、伊藤首相からその教育政策を指示された森文相自らの手でその構想が立案された。森が構想した帝国大学法科大学政治学科のカリキュラムは、法律、政治、経済、史学、哲学など多岐にわたる諸科目が配されていた。1886 年 9 月法科大学が決定した教科課程は、森の構想をほぼ追認するものであった。ただ史学や哲学が削除されるなど、一部に変更が加えられた。それらは法律、行政、財政の 3 領域を柱とす

るものであった。帝国大学法科大学教官に関しては、創立当初の時期には法律学科関係の教官が多く、政治学科関係の充実にはまだ時間を必要としていた。理財学、財政学では田尻稲次郎、和田垣謙三、金井延らが、国法学、統計学、行政学などではラートゲン、末岡精一、木場貞長らが担当していた。

- 5 この時期は、政府主導で、それまでの東京大学文学部「政治学科」の政治学の有り様を政治学と法律学との一体性を強調するものへと変えるものであった。その一方、そうした政治学を担う教授陣の充実には、依然時間を要する状況であった。教授陣の充実が図られるのは、1893年講座制の導入、さらには1919年の大正期の学制改革を待たなければならない。その点については、第3章において詳しく検討する。

10

<注>

1 東京帝国大学(1932a:483-484)に従えば、それまで小学校から大学に至るまで、諸学校で学ぶ者は全て生徒と呼称されていた。しかし、諸外国では大学で学ぶ者とそれ以外で学ぶ者との間に名称の区別があることをうけ、1882年8月2日以降、東京大学では本科生は学生を称すこととされた。

2 徳川政権という表記は、渡辺(2016:1-13)を参照。

3 貢進生制度については、清水(2013:60-96)を参照。

4 医学部と法・文・理3学部がそれぞれ異なる場所に置かれていたのは、前者が東京医学校を、後者が東京開成学校を母体としていたからである(東京大学1984a)。

5 この学位授与権は、東京大学に先立ち、札幌農学校(現在の北海道大学)が得ている。

6 この学士研究科は、大学院の先駆とみられている(東京大学1984a:487-490)(寺崎2007:70-71)。

7 ただし、学科名から除かれた史学は学習科目の一つとして存続する(東京大学1986c:414-415)。

8 1877年4月時点の教官は以下のとおり(東京大学1986c:417)。

教授

史学および道義学	エドワード・W・サイル
英文学	ウィリアム・A・ホートン
心理学および英語	外山正一

講師

漢文学	中村正直
和文学	横山由清
漢文学	信夫繁

9 『東京大学経済学部五十年史』では、フェノロサは「日本においてはじめて経済学(理財学)を講じた」(東京大学経済学部1976:4)という扱いを受けている。

10 お雇い外国人に関しては、梅溪(2007)を参照。

11 東京大学法理文三学部編(1880-1881:101)には「世態学」とあり、ソシオロジイとルビがふられている。

12 中山(1978:55)は、フェノロサが政治学の講義をすることが不得手であったと指摘している。

- 13 ただし、フェノロサ本人は哲学の講義において、本論でみた政治学講義の内容の一部を教授していたようである（山下 1976 : 94-95）。
- 14 明治 14 年の政変に関しては、すでに多くの先行研究がある。本稿では、稲田（1960）、清水（1971）、早稲田大学（1978 : 342-379）、大久保（1986 : 296-388）、永井（1990 : 273-314）、坂本（2012 : 62-126）、清水（2013 : 122-144）、伊藤之雄（2015 : 181-201）などを参照した。
- 15 早稲田大学は「片手に政党、片手に学校」（早稲田大学 1978 : 380）と評している。
- 16 この時、後述するフェノロサの講義を聞いていた高田早苗、山田一郎、天野為之、坪内雄蔵（逍遙）、砂川雄峻、岡山兼吉、山田喜之助らが、小野梓の推薦により東京専門学校の教員となっている（山下 1975 : 160）。
- 17 早稲田大学によると、「創立当初の同校は密偵等の監視にあい、また、資金繰りや講師の確保の際に苦労を強いられた」（早稲田大学 2016 : 471）とある。
- 21 シュタインの著作、書簡、講義筆記に関しては翻訳が多数存在しており、柴田（2017）に詳細にまとめられている。
- 22 土屋に従えば、伊藤は 1869 年以来一貫して、「近代統一国家、法治国家としての機構、組織の確立と、その中における教育行政、学校制度のありようをいかにすればよいか、またそのような国家に相応しい人間をつくるには、どのような教育が適当であるか」（土屋 1968 : 274）を考えていた政治家であった。
- 23 この時、伊藤はシュタインを日本に招聘しようとして画策した。だが、シュタイン本人から日本の事情に通じておらず、また老齢であることを理由に断られた（土屋 1968 : 282）。
- 24 中野目（1993 : 87）は、当時の東大生を含む書生社会一般の政治志向における政談と学術という問題の発生を指摘している。
- 25 森有礼に関する先行研究に関しては、海後ほか（1965）に「森有礼関係文献目録および年譜」があり、こちらにまとめられている。本稿でも、これを参照した。
- 26 国立公文書館デジタルアーカイブ, Ref.公 03984100(件名番号 043)(第 4 画像目から), 公文録・明治十八年・第八十九卷(国立公文書館)。上記を翻刻した東京大学(1984b : 70)も参照。
- 27 同上。なお、この改革は東大側ではなく政府側がイニシアチブをとったようである（東京大学 1984a : 501-502）ただ、この伺書を発案したのが伊藤博文だったのか、あるいは大木文部卿だったのかは定かではない。
- 28 館（2015 : 63-79）は、帝国大学令（明治十九年勅令第三号）第十条に関し、勅令と実際の帝国大学との間の齟齬について検討している。
- 29 講義ノートの原本は、国立国会図書館憲政史料室『阪谷芳郎関係文書』（請求番号 852）に収められている。
- 30 引用中の括弧内の数字は小項目の通し番号である。
- 31 失敗の原因について、ラートゲンを受講する学生の無気力に帰している（中野 1999 : 103-104）（瀧井 2001a : 227-230）。
- 32 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A15111217200（第 9・10 画像目）、公文類聚・第十編・明治十九年・第二十八卷（国立公文書館）、なお、倉沢（1978 : 16）による翻刻も参照した。
- 33 閣議提出以前に、文部省で起草された案には、次のようにある（東京大学 1984a : 794）。
政治学科ハ統計学、理財学、国法総論、行政学、財政学、政治哲学、哲学、史学、
法学通論、羅馬法、訴訟法、本邦制度、刑法治罪法、国際法、法理学、商法ノ諸科
ヲ修メシム

また、こちらの案では総長に関する規定に「政治学ニ関スル分科大学ノ学長ヲ兼ネ」とあり、法科大学の中でも、とりわけ政治学を特別視していたことが伺える（東京大学 1984a : 792）。

³⁵ ここに羅馬法が加えられていることは、後の戸水事件を鑑みると興味深い。

³⁶ 初代帝国大学総長としての渡辺洪基に関しては、瀧井（2016）の他、中野（1999）、寺崎（2000）、谷本（2012）などの先行研究がある。

³⁷ 当時の加藤弘之東京大学総理は、森文相と意見の相違があり、それ故か加藤の総長就任はなかった（東京大学 1984a : 802-803）（瀧井 2016 : 207）。

³⁸ 帝国大学令（明治十九年勅令第三号）第十一条 各分科大学職員ヲ置ク左ノ如シ

長	奏任
教頭	奏任
教授	奏任
助教授	奏任
舎監	奏任
書記	判任

³⁹ 学科共通の科目に関しては、治罪法、国際法は法律学科、公法、日本行政法は政治学科としている。

第2章 帝国大学法科大学政治学科を支える国家学会の創設

本章は、1887年2月から1893年7月までの期間、帝国大学法科大学と連動して創設された国家学会について検討する。

5 前章で触れた帝国大学令（明治十九年勅令第三号）は、その第一条において「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と規定していた。すなわち、帝国大学には教育と研究という2つの目的を遂行することを求められていたのである。そして国家学会の創設は、前章でみた法科大学の設置が主として教育の面の整備を図るのであったことに対応して、研究の面を活性化させるものであった。

10 この国家学会に関して、例えば石田雄は、日本の社会科学史において、国家学会の成立を東京大学及びその後継組織たる帝国大学におけるドイツ学優位を決定づけたものとしている（石田1984：28）。

他方で、前章でも紹介した瀧井一博は、次のように指摘する。国家学会は、「当初その活動には純然たる学術研究の域にとどまらない極めて多彩なもの」があり、「その活動を通じて、この学会は明治国家を思想的に具現化するものだった」（瀧井2001：1）という。初期国家学会の分析を通じて、それが「国家活動全般についての実践的知識を対象とし、政治エリートを幅広く糾合する学術＝政治組織」であり「大学と国家、学問と政治—この両者を理論的にも人的にも媒介するメディアたること」（瀧井2001：13）をその本質、役割にしていたことを指摘する。このような組織として、国家学会を造形した主要人物の一人が初代帝国大学総長渡辺洪基であった（瀧井1999：245-285）（瀧井2016：221-270）。

そこで以下では、先行研究では十分に検討されて来なかった国家学会の運営を担っていた評議員会の構成や学会誌『国家学会雑誌』論説の題名と執筆者に注目する。これらの分析作業を通じて、帝国大学法科大学政治学科が、その研究活動の面では、どのような特色を有していたのかを明らかにしてみたい。

25

第1節 国家学会創設のねらい

（1）創設に至る経緯

国家学会は1887年2月9日発足した。この前年3月には、第一次伊藤博文内閣の森有礼文部大臣の下で前記の帝国大学令が公布され、帝国大学が設置されている。以下でみるように、国家学会は、この帝国大学の中でも法科大学の教官、学生、卒業生らを中心に設立された。

ここで『国家学会雑誌』（第1号）や石井（1967：520-522）などに従いながら、その創設の経緯や目的について確認したい。

35 もともと国家学会が設立される以前、東京大学関係者が政治学や理財学に関する研究を発表する場として、1883年10月に設けられた文学会という学術団体が存在した。政治学

や理財学の研究会は、帝国大学発足以降も引き続き文学会の一部で行われていた。

前章でもみたように、1886年3月発足した帝国大学法科大学には法律学科及び政治学科が置かれた。このうち法律学科では、そこに所属する教官を中心として法学協会という学術団体をすでに発足させていたのに対し¹、この段階ではそれに対応する組織が政治学科にはなかった。そうした中、1887年2月6日に開催された文学会で²、主に政治学科の学生らが国家学会創立を提案した。これに対し、出席していた当時の帝国大学総長渡辺洪基、法科大学教頭穂積陳重らが賛同し、その場で創立委員が選出される。

創立委員は同月9日哲学書院（本郷弓町一丁目十番地）に集まり、国家学会規則（明治二十年二月九日）を議定し、以下に掲げた役員を選出した³。評議員には、前述の渡辺、穂積も加わっている。評議員は渡辺を除き、帝国大学法科大学教授が占めた。その後、彼らは14日に再会し、学会誌の刊行について議論している。

	評議員	渡辺 洪基	帝国大学総長
	同 上	田尻稲次郎	帝国大学法科大学教授（財政学）
	同 上	穂積 陳重	帝国大学法科大学教頭、同教授（ローマ法、法理学）
15	同 上	和田垣謙三	帝国大学法科大学教授（理財学）
	同 上	末岡 精一	帝国大学法科大学教授（行政法、国際法）
	幹 事	林 権助	帝国大学法科大学政治学科・第三年
	同 上	鈴木馬左也	帝国大学法科大学政治学科・第三年
	雑誌委員	中原 貞七	1883年7月東京大学文学部卒業・文学士
20	同 上	中川恒次郎 ⁴	1884年7月東京大学文学部卒業・文学士
	同 上	土子金四郎	1884年7月東京大学文学部卒業・文学士
	同 上	浜田健次郎	1884年7月東京大学文学部卒業・文学士
	同 上	井上 円了	1885年7月東京大学文学部卒業・文学士
	同 上	林田亀太郎	帝国大学法科大学政治学科・第三年
25	同 上	朝比奈知泉	帝国大学法科大学政治学科・第二年

翌月5日には第一回例会を開催する。この例会では、評議員の渡辺と前章でも取り上げた和田垣謙三とカール・ラートゲン（両名ともに帝国大学法科大学教授）による講演会が行われた⁵。当日は百数十名が参加し、盛会であったという。この講演会は1906年10月まで続けられ、大学と社会とを媒介し、両者を結びつけるという初期国家学会の特徴をよく示すものであった（瀧井1999：254-256）（瀧井2016：234-241）。

第一回例会から10日後の3月15日、学会誌『国家学会雑誌』が創刊され、これ以降月一回の割合で刊行されていく。前掲の石井によれば、刊行当初はこうした学術雑誌も少なかったため、世間の注目を引いた（石井1967：528-529）

前掲の先行研究においても指摘されているように、この国家学会の創設には初代首相伊藤博文が後援していた（石井1967：522-524）（瀧井1999：252-254）。

実際、伊藤は国家学会の名誉会員の一人であった⁶。また、阪谷に従えば、伊藤は国家学会からの求めに応じ、大日本帝国憲法及び皇室典範の半官的注釈書である『帝国憲法義解』及び『皇室典範義解』を同会から公刊させている⁷。両義解は1890年4月に初版2万部が印刷され、1910年7月時点で合計3万2千部を刷り、その押印料収入は3,840円であった。この時点での国家学会の基本金が6,800円であり、両義解による収入はその過半を占めた。両義解の出版は、国家学会の財政的基盤を確かなものにしていった（第24巻第7号：942-947）（伊藤1940：182）。

前章でも確認したように、伊藤は明治十四年の政変とその後の滞欧憲法調査を経て、「立憲制に先立ってそれを支える知の機関を作り上げること、すなわち大学を政治エリート供給のための国家機関として整備する」（瀧井1999：203）という考えをシュタインから学んだ。これを実現したものが、帝国大学法科大学政治学科であった。1885年12月東京大学では「政治学科」が文学部から法学部へと移り、第一次伊藤内閣の森文相の下で帝国大学が設置され、1886年3月法科大学政治学科が発足していた。

ここで伊藤が育成しようとした「政治エリート」とは、伊藤と対立していた大隈重信らが東京専門学校において養成しようとしていた「政談的知識人」とは異なる「科学的知識人」（瀧井2010：73）であった。

前掲の阪谷が振り返るところでは、国家学会の誕生は、前章でもみた帝国大学法科大学の創設と軌を一にするものと考えられている。というのも、1885年12月内閣制度が設けられ、翌年の1886年3月帝国大学が設置された。帝国大学を構成する分科大学の一つに法科大学があり、「政治学及理財学は法科大学の所属」になった。このため文学会の組織を改める必要性が生じた。こうした動きと並行して、政府では憲法制定、国会開設の準備が進められていた。要するに「世上一般大に国家学の真理を研究發揮すべき時勢の必要」が迫っていたのであった。これらの要因が積み重なり、国家学会の創設に至ったと阪谷は伝えている（第24巻第7号：940）。

阪谷は以上に続けて、国家学会創設にかかる伊藤の意気込みを以下のとおり紹介している（第24巻第7号：940）。

当時伊藤公の憂慮せられたるは、折角東西の知識を集め憲法を制定しても、我邦上下の人々が憲法を理解する能力に乏しく、憲法に定めたる主義と甚しく隔離したる思想を有して居ては、将来憲政の発達上大なる妨害であるとの一事である。故に当時同公は既に憲法義解を作るの考を有せられたるのみならず、憲法の未だ発布せられざる以前に於て、国家とか主権とか其他種々憲法上の問題に付て、国民一般の思想か未来の憲法に制定せらるべき理想と成るべく近接一致することを希望せられたのであります。而して国家学の研究を盛ならしむるは、朝野の有力者を会員中に網羅したる国家学会を設立するを以て最上の手段の一なりと考へられたるものであります。

阪谷の説明を要約すると、伊藤はたとえ憲法制定が成ったとしても、国民が憲法について理解し、憲法に定める思想を共有しなければ立憲制は運用できない。『憲法議解』の出版を行うことなどによって憲法に関する知識を普及し、国民の思想を憲法に定める思想になるべく近づける必要がある。そのためには国家学の研究を盛んにし、それを研究する国家

5

学会に官民を問わず有力者に参加してもらうことが、有効な方法である。
前章で検討したように、伊藤はシュタインの講義を通じて、憲法が国家生活の一部であり、行政による補完を必要とすること、国家が知を基盤とし、立憲制を支える科学的知識人を育成する必要があるとの方針を得ていた。国家学会は、この伊藤の方針を具体化するものであった。

10

以上の阪谷の説明に関連して、1888年3月5日国家学会発会一周年を記念した懇親会の場で、ラートゲンは次のような趣旨を発言している。曰く、制度改革や条約改正も確かに重要であるが、目下急務は多くの人々に教育を受けさせることである。その教育は教科書を読み上げるだけでなく、研究に立脚したものである必要がある。こうした教育を実現するにあたって、国家学会の存在は寄与している（第13号：178）。

15

伊藤本人も1899年12月9日国家学会の場で講演した際、出席者に対し、「維新以来数十年ヲ経タル今日ニ於テ既ニ諸般學術ノ進歩ヲ見ルト雖モ尚ホ其学者ガ和漢洋ニ分レ互ニ見解ヲ異ニシ学問上錯雑シテ未ダ其帰一ヲ見ザル有様ナルコトハ予ノ甚ダ憂慮スル所ナリ〔中略〕又憲法政治ノ上ニ就テモ尚ホ種々ノ異説ヲ抱クモノアレバ学者諸君ハ率先シテ充分ニ国民ノ誤解ヲ正スコトニ勉メラレムコトヲ希望シテ止マザルナリ」（第154号：2-3）

20

と述べている。

また、先にみたように国家学会創設時に評議員に就任していた穂積陳重も後年、次のように述べている（穂積1976：6-7）。

当時帝国憲法ノ草案ガ略ボ成ツタトキデアツテ、其奉勅起草者タル伊藤伯ハ時ノ大学総長渡辺洪基氏及大学教授某々等ニ説イテ云ハルハニハ〔中略〕我國民ハ古来未ダ立憲代議政体ノ実験ヲ有セヌカラ、此時ニ方リ、大ニ国家学ノ研究ヲ振興シ、普ク国民ヲシテ立憲ノ本義ト其運用トヲ知ラシムルコトガ極メテ必要デアル。此事ニ関シ国民ヲ指導スルハ国家学専攻ノ士ノ任務デアル〔中略〕当時恰モ文学會員中、政治、理財専攻ノ諸氏ガ同会ヲ分立シテ新学会ヲ組織スルノ議アリタル際ナリシヲ以テ、衆員伊藤伯激励ノ語ヲ聞知シテ、国家学専攻ノ学会ヲ起スノ必要ヲ感ズルコト益痛切ナルニ至リ〔中略〕国家学会ノ組織是ニ至リ始メテ成ツタノデアル。

30

ここで「国家学専攻ノ士」に関連して、1887年2月9日に議定された国家学会規則には会員の資格に関して、次のような規定をみることができる（第1号：56）。

第三条 旧東京大学卒業ノ学士帝国大学ノ教授卒業生学生々徒国家学専門ノ名士ニシテ本会ノ目的ヲ協賛スルモノニ限り本会々員トス

35

前掲の石井は、「国家学会は法科大学の学会としての性格は持っていたが、そのほかに、広く国家学に関する知識を普及するという目的もあり、当初から法科大学外の人も参加できる建前だった」（石井 1967：520）ことを指摘する。また、瀧井は「わが国初の政策シンクタンクの意味合いを持って創設された」（瀧井 2010：70）と述べている。

5 ここまでの内容をまとめると、国家学会創設には伊藤が関与しており、それは帝国大学法科大学政治学科設置と軌を一にするものであった。国家学会の創設は、国家学研究の振興とともに憲政を担う人々、つまり「科学的知識人」の育成にあった。ここでいう「科学的知識人」とは、帝国大学法科大学の教授、学生、卒業生らである。彼らが憲法に関する知識を一般社会、国民に普及させ、それを通じて国民の思想を憲法に定める思想に近づける。それこそが伊藤のねらいであった。

（2）国家学会の組織構成の変遷

前節で確認したような目的を持つ国家学会は、どのように組織を構成していたか。先に
15 紹介した国家学会規則（1887年2月9日制定）からみていきたい。

はじめに、役員として評議員5名、幹事2名、雑誌委員7名を置き、その任期を一年と規定した（第十三条）。評議員及び幹事は、会員の投票により選出されるものとされた（第十七条）。幹事は、その就任の要件に「帝国大学ニ在学スル政治科学生」であることを定めていた（第十七条但し書き）。このことは、前掲の帝国大学法科大学政治学科と国家学会との一体性を示している。

次に、評議員は「本会一切ノ大事ニ参与」し（第十四条）、幹事は「会計及本会一切ノ庶務ヲ整理シ必要ト認ムルトキハ其意見ヲ以テ臨時会ヲ開ク」（第十五条）ことができた。雑誌委員は雑誌編集を担当するとともに、そのうち2名は「本会会計ノ一部タル雑誌ニ関スル出納及庶務ニ服」することとされている（第十六条）。それ以外にも、学会誌『国家学会雑誌』販売による収益の一部を基金となし、その残余分を投稿者及び雑誌委員への報酬として配分すること、報酬の配分は雑誌委員の議決によること（第二十五条）、雑誌委員のうち一人が会計を担当し、幹事が監査をすること（第二十七条）とされた。

評議員が執行部、幹事及び雑誌委員が事務局機能を担うという組織構成であった。

この国家学会規則は、明治期には頻繁に改正されている。本章が分析する1887年2月
30 から1893年7月までの期間、次のような改正が行われている。

規則制定から早くも3ヶ月後の1887年5月、会員の資格（第三条）及び会員の進退（第二十九条）並びに例会の開催場所（第十二条）に関する規定などが改正され、規則変更に関する条項（第三十条）が追加されている（第3号：180-182）。会員の資格及び会員の進退に関しては、会員数の動向とあわせて後述する。翌月4日には第十二条が再改正された。
35 1887年11月評議員が無定員となり、評議員長（定員一名）が新設される⁸。評議員長は評議員の互選により選出された。また、雑誌委員が10名に増員された。

1888年10月27日の改正では、幹事を3名に増員し（第十二条）、そのうち1名を会計主任とすること（第十四条）、雑誌委員のうち1名を主任とすること（第十五条）などとされた。条文の構成にも変更が加えられた。さらに1889年9月30日、雑誌委員に加えて雑誌編纂委員5名が新設された（第100号：383-388）（第200号「国家学会沿革ノ概要」：5 1-6）。

この段階で、評議員長、評議員、会計主任、雑誌主任、雑誌委員、幹事が役員として置かれていたことになる。分析期間（1887年2月～1893年7月）を通じてポストの設置改廃が多く、この時期は会の運営を行っていきにあたって試行錯誤を繰り返していたように思われる。

10 特に、雑誌委員は入れ替わりが多い。前掲の人物の外、分析期間中だけでも、後に東京帝国大学法科大学教授となる山崎寛次郎、松崎蔵之助、穂積八束、金井延、大蔵官僚の早川千吉郎などの名前をみつけることができる。交代の理由には、職務繁忙や留学などがあげられる（第200号「国家学会沿革ノ概要」：2）。

15 一方、評議員については1888年2月6日投票により金子堅太郎、鳩山和夫が加わり（第12号：117）、1890年6月井上毅、加藤弘之が推薦の上、新たに就任している（第41号：433-434）。本章の分析期間では、現職の政治家の参加を特徴とすることができる。前章でみたように、金子や鳩山はこの時期帝国大学法科大学の講師を務めていた。

20 次いで歴代評議員長について一覧してみよう。本稿の分析期間である1887年2月から1945年8月までの間、表2-1のとおり、延べ6人が評議員長に就任している。表中の就任時の所属及び年齢に関しては、秦（2013）の記述に従った。渡辺のみ再任されている（初代：1887年12月～1890年06月、3代：1893年10月～1901年05月）。

就任時の所属をみると、渡辺と加藤の両名が帝国大学総長、田尻が会計検査院長、穂積が東京帝国大学法科大学教授、阪谷が貴族院男爵議員、小野塚が貴族院帝国学士院会員議

25 表 2-1 国家学会の歴代評議員長（1887年～1945年）

	氏名	就任時の所属（年齢）	在任期間
初代	渡辺洪基	帝国大学総長（40）	1887年12月 ～1890年06月
2代	加藤弘之	帝国大学総長（54）	1890年06月 ～1893年10月
3代	渡辺洪基	衆議院議員（45）	1893年10月 ～1901年05月
4代	田尻稲次郎	会計検査院長（51）	1901年10月 ～1907年10月
5代	穂積陳重	東京帝国大学法科大学教授（52）	1907年10月 ～1918年12月
6代	阪谷芳郎	貴族院男爵議員（55）	1918年12月 ～1938年05月
7代	小野塚喜平次	貴族院帝国学士院会員議員（68）	1939年05月 ～1944年11月

作成参照：『国家学会雑誌』

員である。渡辺は評議員長再任時には衆議院議員でもあった⁹。就任時の年齢は、最年少が初代渡辺の40歳、最年長が小野塚の68歳となっている。それ以外の4人は、50代前半の時に就任している。在任期間は、初代及び3代の渡辺が通算10年2ヶ月、2代の加藤が3年4ヶ月、4代の田尻が5年11か月、5代穂積が11年2ヶ月、6代阪谷が19年4

5

ヶ月、7代小野塚が5年6ヶ月である。

在任期間の最長が阪谷であり、最短は加藤となっている。

評議員長はどのようなキャリアを経ていた人物だったのだろうか。6人の経歴からは政府の各省大臣や局長を筆頭に、枢密顧問官、貴族院議員、衆議院議員、帝国大学総長、同教授、さらに各種審議会の会長や委員、私立大学の教員などの役職についていたという事

10

実をあげることができる。ここでは政府各省（大臣及び局長）、枢密顧問官、貴族院議員、衆議院議員、帝国大学総長及び同教授を指標として¹⁰、その就任状況をまとめてみた（表2-2）。

彼ら全員の共通点として、貴族院議員であったことを指摘することができる。阪谷が男爵議員¹¹、小野塚が帝国学士院会員議員、残り4人が勅選議員に任命されている。これは

15

「国の勲勞・学識及富豪の士を集めて国民慎重熟練耐久の気風を代表」（伊藤1989：68）

させるといふ貴族院の性格にも起因するのであろう¹²。第一次西園寺公望内閣の大蔵大臣を務めた阪谷、会計検査院長を務めた田尻、枢密顧問官の加藤、穂積のように、政府との関係が密である人物が多い。他方で、渡辺や阪谷のように、現職の帝国大学教授やその経験者でないにもかかわらず評議員長に就任している者もいる¹³。

20

このように評議員長のポストの性格から、国家学会が学界（学会）とその外、具体的には政府とを結びつける性質を有していたことがわかる¹⁴。

さらに、会員数の動向と入会資格について確認する。図2-1（次ページ掲載）は、本章の分析期間（1887年2月～1893年7月）の間に刊行された『国家学会雑誌』中、会員総数があったものを集計し、それをグラフ化したものである。図2-1の縦列は会員総数、横

25

列は当該人数が記載された『国家学会雑誌』の刊行年月日を示している。

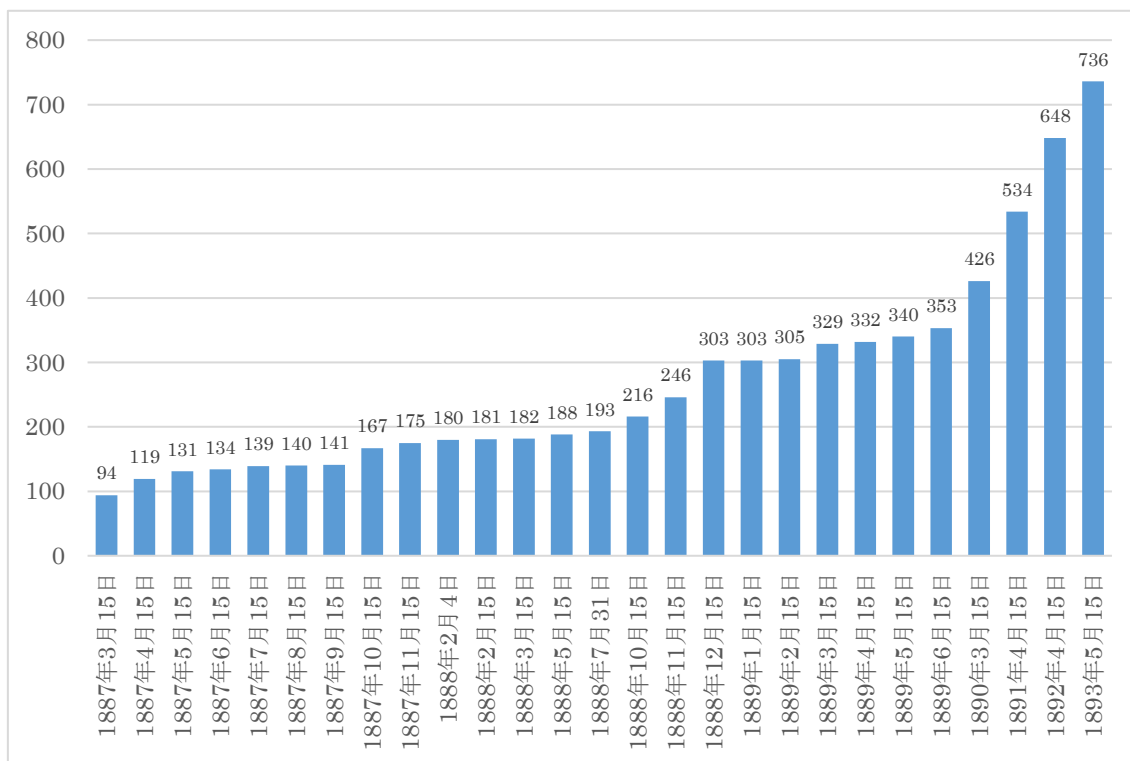
表2-2 歴代評議員長のキャリア

	氏名	政府 各省	枢府 顧問	貴院 議員	衆院 議員	帝大 総長	帝大 教授
初・3代	渡辺洪基	○*1	×	○	○	○	×
2代	加藤弘之	×	○	○	×	○	○
4代	田尻稻次郎	○*2	×	○	×	×	○
5代	穂積陳重	×	○	○	×	×	○
6代	阪谷芳郎	○*3	×	○	×	×	×
7代	小野塚喜平次	×	×	○	×	○	○

作成参照：秦（2013）

30

図 2-1 会員総数の動向 (1887年2月～1893年7月)



作成参照：『国家学会雑誌』

5

表 2-3 会員資格等に関する国家学会規則（第三条・第二十九条）の改正の動向

1887年2月9日制定	1887年5月5日改正	1888年10月7日改正
<p>第三条 旧東京大学卒業ノ学士帝国大学ノ教授卒業生学生々徒国家学専門ノ名士ニシテ本会ノ目的ヲ協賛スルモノニ限り本会々員トス</p> <p>第二十九条 旧東京大学卒業ノ学士帝国大学ノ教授卒業生学生々徒ハ幹事其進退ヲ認承シ其他ノ者ハ評議員一同ノ承認ヲ待ツヘシ</p>	<p>第三条 本会会員ハ左ノ三種ノモノニ限ル 第一、法科大学教授卒業生及学生 第二、外国ノ大学ニ於テ国家学ニ属スル学科ヲ研修シ卒業証書ヲ得クルモノ 第三、国家学ニ属スル学科ヲ修メタルモノ</p> <p>第二十九条 第一種ニ属スルモノハ入会ハ幹事限り之ヲ承認シ第二種ニ属スルモノハ入会ハ評議員之ヲ承認シ第三種ニ属スルモノハ紹介ヲ以テ申込みトキハ会員ノ無記名投票ニ附シ出席員十分ノ九以上ノ可決ヲ俟テ其入会ヲ承認ス退会ハ皆幹事限り之ヲ承認ス</p> <p>但シ評議員協議ノ上会員ト為スヘキ人ト認メタル者ハ出席員ノ無記名投票ヲナシ十分ノ九以上ノ可決ヲ俟テ其入会ヲ請フ事アルヘシ*</p>	<p>第三条 本会会員ハ左ノ三種ノ者ニ限ル 第一〔左に同じ〕 第二〔左に同じ〕</p> <p>第三 国家学ニ属スル学科ヲ修メ若クハ之ニ関スル実歴アルモノ</p> <p>第二十九条〔左に同じ〕</p> <p>* 改正により「無記名投票ヲ為シ」と漢字が当てられている。</p>

作成参照：第1号(1887:55-59), 第3号(1887:180-182), 第21号(1888:675-682)

また、国家学会規則は第三条に入会資格について、第二十九条に入会手続きについて規定していた。この規定は、1887年5月と1888年10月の二度、改正されている。これらの変化に関して、表2-3にまとめた。

以上を踏まえて、会員数の動向と入会資格について検討していきたい。

- 5 国家学会は当初94名の会員数ではじまった。先述したように、結成時点の入会資格は旧東京大学卒業の学士、帝国大学教授、学生及び卒業生、「国家学専門ノ名士」であることとされた（1887年2月9日制定・第三条）。

この規定は1887年5月改正され、入会資格は次の3種類に整理された。第一が法科大学教授卒業生及学生、第二が外国の大学において国家学に属する学科を研修し卒業証書を授与されたもの、第三が国家学に属する学科を修めたものである（1887年5月5日改正・第三条）。この時、当初存在した「国家学専門ノ名士」が削除されている。加えて、入会の手続きも厳格化された。特に第三種に関しては、一般会員からの申し込みの場合、会員の無記名投票において出席者の十分の九以上の賛成、評議員からの推薦の場合でも、評議員会において出席者の十分の九以上の賛成という条件が設けられた。

- 15 それにも拘らず会員数は順調に増え、創設から一年後の1888年2月には181名とほぼ倍になっている。

1888年10月27日、入会資格に関する規定が再び改正され、第三種が「国家学ニ属スル学科ヲ修メ若クハ之ニ関スル実歴アルモノ」と改められた（1888年10月7日改正・第三条）。改正規則の施行に関し、この時に限って、入会承認を評議員会に委任することが議決された。これを受けて、伊藤博文、伊東巳代治、大隈重信、松方正義らの入会が実現する（第21号：681-682）。1892年11月には、会員から紹介された入会希望者についても、評議員の決議により入会を許可することができるようになる（第70号：974）。

このことに関連して、瀧井（2016：241-250）に従えば、当初国家学会には、「純理派」と「実際派」と呼ばれる2つの派閥が存在していた。加藤弘之が「純理派」を、渡辺洪基が「実際派」を代表し、意見を対立させた。渡辺は国家学を法学や政治学、経済学等の諸学を統合する幅広いものと捉えて、学会に広く人々を結集させようとした。それに対して加藤は、国家学を学術的に正確乃至厳格に定義づけようと試みた。特に会員の入会資格をめぐる、「国家学〔中略〕ニ関スル実歴アルモノ」の入会を求める渡辺らと、それに抵抗する加藤という構図があった。以上の会員資格に関する改正は、渡辺の勝利を意味するものと考えられている。

以上の動きは、国家学会の運営において評議員長の渡辺がイニシアチブを有していた例とみることができるだろう。同時に、国家学会が純粋なアカデミックな場というよりも、学会内外とを結びつける場であったことを示している。

その後会員総数は微増が続き、1890年以降は帝国大学法科大学政治学科の学生、卒業生が毎年100名前後加わるようになる¹⁵。

第2節 国家学会創設期の実態

(1) 『国家学会雑誌』の分析方法とデータセット

前節でみたような特質を持つ国家学会は、様々な「事業」を実施してきた。国家学会規則（1887年2月9日制定）は「第四章 事業」として、「本会ハ講義討論ヲナシ又雑誌ヲ発行スヘシ」（第四条）と規定した¹⁶。雑誌の発行は、国家学会の事業のうち重要な部分を占めていたと考えることができる。ここに注目することにより、国家学会の活動の特徴を明らかにすることができると思われる。

では、『国家学会雑誌』をどのような方法に基づいて分析するか。

例えば、小田切（2014）は、政策系大学における研究動向を、大学が発行する紀要の論文タイトルを用いたテキストマイニングを行い、その傾向を明らかにしている。また橋本・丸山（2009：86-87）は、近代日本における「教育界」の構造を明らかにするため、明治期から昭和戦前期にかけて教育関係者の間で高い評価を受けていた『教育時論』と呼ばれる雑誌に注目する。当該雑誌に掲載された記事について、取り上げられたテーマとその執筆者をカウントしてデータセットを作成し、ネットワーク分析を実施している。

ここで筆者は、小田切（2014）のテキストマイニングや橋本・丸山（2009）の方法を採用して、国家学会の実態を『国家学会雑誌』を分析することを通じて明らかにしてみたい。具体的には、『国家学会雑誌』論説の題名、執筆者とその所属を指標として取り上げる。

ところで、国家学会や『国家学会雑誌』が標題に掲げる国家学とは、どのようなものであるだろうか。この点に関しては、海老原（1987）や瀧井（1999, 2016）において検討されている。これらの先行研究に従えば、一つの独立した学問として定義づけられるものではなく、むしろ実践的関心に基づいた諸学問の集合体とでもいうべきものであると考えられており、筆者もそうした見解に従っている。

『国家学会雑誌』第1号は、表紙の裏面に、次のような例言が記されている。特に冒頭の「憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル論説事項」は、国家学会規則（一八八七年二月九日制定）第一条の規定に従っている（第1号：表紙裏面，56）。

例言

- 一 本誌ハ憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル論説事項ヲ掲載シテ斯学ヲ研究スルノ資ニ供ス
- 一 本誌ハ主トシテ国家学会員ノ起草ニ係ル論説事項ヲ登録スルモノトス但シ会員外ヨリ寄送セルモノモ亦登録スルルアルヘシ
- 一 本誌ハ毎月十五日ニ発兌ス

第一条の規定は、先にも触れた1888年10月27日の国家学会規則改正の際、「憲法行政法律財政経済外交統計等国家学ニ属スル諸学科」に改められている。ここでは法律が追加され、「政理」が外されている（第21号：675）。

以上を踏まえ、本節は論説をその題名から表 2-4 にあるカテゴリに分類した。

分類に当たっては、次のようにした。例えば、論説の題名中「憲法」やそれに関連する語句がある場合、「1. 憲法」に分類し、以下同様に処理を行った。ただし、「2. 行政」には行政法に関するものを含めている。また、「9. 全般」には「国家学」それ自体を題名

5 に掲げているものを分類している。例をあげると、第 6 号に掲載されている当時内務省県治局長である末松謙澄「国家学ノ説」である。いずれにも該当しないものは、「10. その他」に分類した。

本章では、1887 年 3 月 15 日刊行の第 1 巻通号 1 号から 1893 年 7 月 15 日刊行の第 77 号までの論説記事を分析する。また、論説の数え方については、各号に掲載されたものを

10 それぞれ一本と数えている。

最後に、執筆者の所属については『国家学会雑誌』にある記載による。従って、執筆当時の所属となっている。ただし、所属に関して記載のない執筆者のみ、日外アソシエーツのデータベースサイト (WHO PLUS) を利用して検索を実施し、当該論説記事が刊行された時点での執筆者の所属を補っている。それ以外については、不明としている。

15

表 2-4 論説記事のカテゴリ

1. 憲法	3. 財政	5. 経済	7. 統計	9. 全般
2. 行政	4. 外交	6. 政治	8. 法律	10. その他

筆者作成

(2) 財政学優位の『国家学会雑誌』

20

はじめに論説数の推移をみておこう。表 2-5 はそれらをまとめたものである。ただし雑誌が創刊された 1887 年は 3 月以降、1893 年については序章で述べたように講座制の導入の前月に当たる 7 月までを対象としている。月平均をみると、投稿数は 3 本から 5 本の間で推移していることがわかる。

次に前述の表 2-4 にあるカテゴリに従って分類した結果をみてみよう。表 2-6 がそれに当たる。経年のトレンドをみるためグラフ化したものが図 2-2 になる。

これらの結果から、財政に関する論稿が多いことが数字の上でもわかる。他のカテゴリでは、論説数が多い時期と少ない時期との間にばらつきがある。例えば、行政に関しては 1888 年には 13 本あるものの、翌年には 4 本と減少している。国家学それ自体を問う論稿

30 は発足当初の 1887 年には 5 本あるものの、翌年には 2 本となっている。

また、憲法についてみると 1889 年には論説数が突出して多くなっている。実際、この年の 2 月 11 日に大日本帝国憲法が発布されている。逆にその前年には、政治に関する論稿が増えている。以下の論説数には含まれていないが、1889 年に刊行された第 3 巻通号 24 号から 28 号までには、大日本帝国憲法、議院法、衆議院議員選挙法、貴族院令などの

諸法令が掲載されている。国家学会が、まさに所期の目的を果たそうとしていたことを伺うことができる。

こうした論説記事は、誰が執筆していたのだろうか。表 2-7～2-12 は執筆した論説数が上位だった人物をまとめたものである。

5

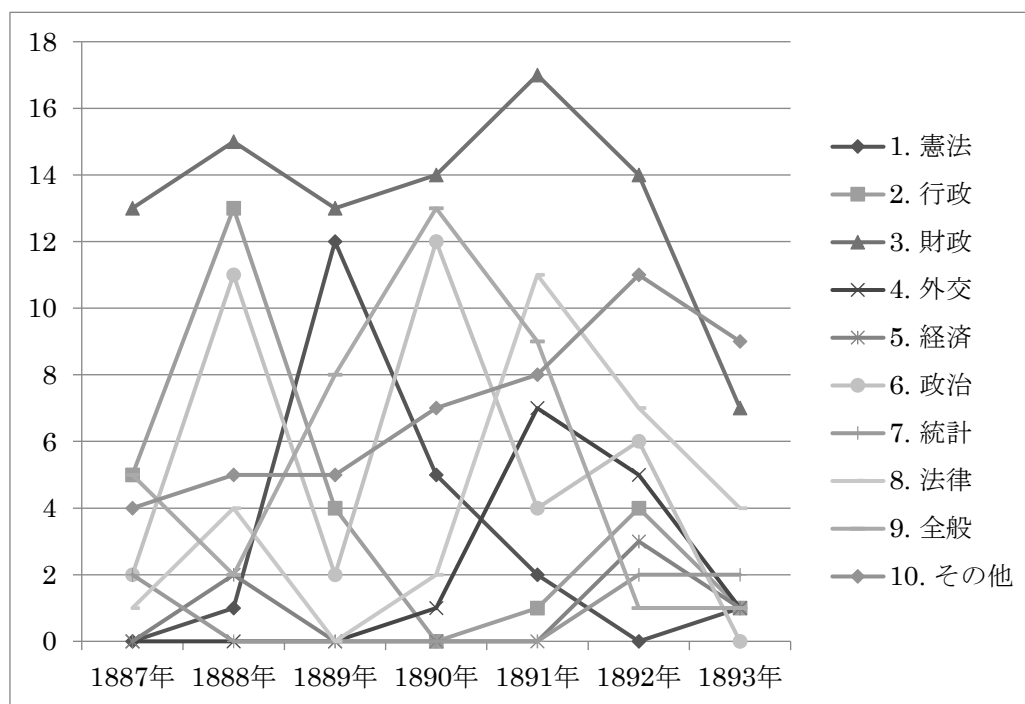
表 2-5 論説数の推移 (1887年3月～1893年7月)

西暦	1887年 3月～	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年 ～7月
論説数	32	53	44	54	59	53	27
月平均	3.2	4.4	3.7	4.5	4.9	5.3	3.8

作成参照：『国家学会雑誌』

10

図 2-2 論説記事のカテゴリ別の推移 (1887年3月～1893年7月)



筆者作成

表 2-6 論説記事のカテゴリ別の推移 (1887年3月～1893年7月)

	1887年		1888年		1889年		1890年		1891年		1892年		1893年～7月	
	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)
1. 憲法	0	0%	1	2%	12	27%	5	9%	2	3%	0	0%	1	4%
2. 行政	5	16%	13	25%	4	9%	0	0%	1	2%	4	8%	1	4%
3. 財政	13	41%	15	28%	13	30%	14	26%	17	29%	14	26%	7	26%
4. 外交	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	7	12%	5	9%	1	4%
5. 経済	0	0%	2	4%	0	0%	0	0%	0	0%	3	6%	1	4%
6. 政治	2	6%	11	21%	2	5%	12	22%	4	7%	6	11%	0	0%
7. 統計	2	6%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	4%	2	7%
8. 法律	1	3%	4	8%	0	0%	2	4%	11	19%	7	13%	4	15%
9. 全般	5	16%	2	4%	8	18%	13	24%	9	15%	1	2%	1	4%
10. その他	4	13%	5	9%	5	11%	7	13%	8	14%	11	21%	9	33%
	32	100%	53	100%	44	100%	54	100%	59	100%	53	100%	27	100%

作成参照：『国家学会雑誌』第1巻～第7巻通号77号

全体として、東京帝国大学法科大学関係者と政治家乃至官僚が半々の割合で執筆者として名を連ねていたことがわかる。

特に現職の官僚として目立っているのが、大蔵省に勤務していた阪谷芳郎と添田寿一の二人である。両名については、表中色塗りにした。この2人以外にも、大蔵大臣秘書官の
5 平山成信や法制局参事官の林田亀太郎、さらに大阪商工会議所書記長の浜田健次郎、高等商業学校教諭の土子金四郎などの肩書きを持つ人物も投稿している。阪谷は会計主任、林田、土子はかつて雑誌委員を務めるなど、国家学会役員として会を運営する立場にいたことも影響しているのかもしれない。

一方、法科大学関係者では経済学者である和田垣謙三が活躍している。東京帝国大学大
10 学院生の松崎蔵之助（後に東京帝国大学農科大学助教授を経て、法科大学教授）が多くの論文を寄稿している。

いずれにせよ、この段階では財政や経済に明るい人物が中心となって活動していたことがわかる。

ここで阪谷や添田、和田垣らが執筆した論説記事の内容をみてみよう。

15 例えば阪谷の場合、「日本金貨幣の本位」（第25号）、「日本会計法沿革論」（第30号～第32号、第34号）、「貨幣史上の大珍事」（第40号～42号）、「二十三年間財政要論」（第46号）、「財政改良論」（第6巻通号62号）などを寄稿している。それらは論文形式のもの、講演を文章化したものなど様々である。内容も当時の財政問題に関する分析、私見、経験談を披露するものとなっている。

20 添田についても、「金銀本位論」（第15号～第19号）、「租税改良策」（第49号～第52号）、「歳計予算通論」（第58号～60号）、「農科疲弊の一大病原」（第73号～第75号）など、阪谷と同様の傾向がみられる。

彼らは財政問題という問題の性質にもよるが、数値に基づき議論を進めており、学者に対して当時の日本に関する情報を提供し、議論を深めることを目指している。

25 一方、和田垣の場合、「財政学大意」（第1号）、「近世独国経済学一斑」（第3号）、「保険論（殊に生命保険）」（第17号～第18号）、「進化説と政治学」（第32号～第33号、第35号～第36号、第43号）など、当時のヨーロッパにおける研究を紹介するものが多い。ただ、「講壇社会党」（第13号）のように19世紀ドイツの講壇社会主義を取り上げ、「社会問題」に関心を向けるものもある¹⁷。

30 しかし、和田垣は上述の「進化説と政治学」以降、『国家学会雑誌』に論稿をほとんど発表しなくなっている。また、同じく帝国大学法科大学教授で後に講師となる田尻稻次郎についても、和田垣と同じく国家学会評議員であったけれども、雑誌への寄稿は少ない。

表 2-7 執筆本数上位者（1887年3月から）

氏名	所属・役職等	本数
平山成信	大蔵大臣秘書官	6
浜田健次郎	大阪商業会議所書記長	3
末岡精一	東京帝国大学法科大学教授	3
カール・ラートゲン	東京帝国大学法科大学教授	2
阪谷芳郎	大蔵省主計官	2
添田寿一	大蔵省主税官	2
和田垣謙三	東京帝国大学法科大学教授	2

作成参照：『国家学会雑誌』第1巻

表 2-8 執筆本数上位者（1888年）

氏名	所属・役職等	本数
阪谷芳郎	大蔵省主計官	7
添田寿一	大蔵省主税官	4
土子金四郎	高等商業学校教諭	4
モッセ	内務省顧問	3
渡辺洪基	東京帝国大学総長	3
和田垣謙三	東京帝国大学法科大学教授	3

5 作成参照：『国家学会雑誌』第2巻

表 2-9 執筆本数上位者（1889年）

氏名	所属・役職等	本数
穂積八束	東京帝国大学法科大学教授	8
松崎蔵之助	東京帝国大学大学院生	7
阪谷芳郎	大蔵省主計官	6
ウドー・エッゲルト	東京帝国大学法科大学教授	2
ルドウィヒ・リース	東京帝国大学文科大学教授	2
井上円了	東洋大学創始者	2
渡辺洪基	東京帝国大学総長	2
林田亀太郎	法制局参事官	2
和田垣謙三	東京帝国大学法科大学教授	2

作成参照：『国家学会雑誌』第3巻

10

表 2-10 執筆本数上位者（1890年）

氏名	所属・役職等	本数
阪谷芳郎	大蔵省	6
本野一郎	外交官	6
末岡精一	東京帝国大学法科大学教授	6
井上円了	東洋大学創始者	5
松崎蔵之助	東京帝国大学大学院生	4
和田垣謙三	東京帝国大学法科大学教授	3

作成参照：『国家学会雑誌』第4巻

表 2-11 執筆本数上位者（1891年）

氏名	所属・役職等	本数
稲垣満次郎	外交官	6
添田寿一	大蔵省	5
土子金四郎	日本銀行	5
井上毅	枢密院書記官長	4
松崎蔵之助	東京帝国大学大学院生	4
金井延	東京帝国大学法科大学教授	3
黒田長成	侯爵	3
金子堅太郎	貴族院書記官長	3

作成参照：『国家学会雑誌』第5巻

5

表 2-12 執筆本数上位者（1892年）

氏名	所属・役職等	本数
阪谷芳郎	大蔵省	5
岩村茂	陸軍省	5
末松謙澄	衆議院議員	5
佐野常民	枢密顧問官	4
金子堅太郎	貴族院書記官長	3

作成参照：『国家学会雑誌』第6巻

表 2-13 執筆本数上位者（1893年7月まで）

氏名	所属	本数
稲垣満次郎	外交官	3
阪谷芳郎	大蔵省	3
添田寿一	大蔵省	3
金子堅太郎	貴族院書記官長	2
白仁武	内務省	2
長島鷲太郎	司法省参事官試補	2
渡辺洪基	国家学会評議員	2

作成参照：『国家学会雑誌』第7巻

10

以上の分析から、創設当初の国家学会は現職の政治家や官僚らが中心となってその活動を行っていた。財政に関するテーマが取り上げられることが多く、その執筆者も大蔵省に勤務する者であった。逆にいえば、この時期法科大学教授陣はそれほど活発に投稿をしていなかった。第1章で確認した制度面の整備が進む一方、それを担う法科大学教授陣の研究活動は、依然として発展途上の段階にあったと考えることができる。そして法科大学教授陣の充実は、第3章で検討する井上毅文部大臣による講座制の導入を待たなければならなかったのである。

15

小 括

国家学会は 1887 年 2 月帝国大学法科大学教授，卒業生，学生らを中心に発足した。同
会の誕生には，伊藤博文の後援が存在した。伊藤の目指すところは，前年に発足させた帝
5 国大学法科大学政治学科に続き，国家学を奨励し，立憲政治を担う「科学的知識人」を育
成し，彼らを通じて，その知識を普及させることにあった。

国家学会の組織構成をみると，役員には評議員長，評議員，会計主任，雑誌主任，雑誌
委員などが置かれた。評議員長ポストには，必ずしも帝国大学法科大学教授経験者でない
10 人物も就任しており，前述の国家学会の特徴を示している。評議員も帝国大学法科大学教
授のみならず，金子堅太郎や井上毅ら現職の政治家の参加がみられた。学会の創設当初は
規則改正が多く，会の運営に当たって試行錯誤を繰り返していたことがうかがえる。特に
会員資格に関しては，初代評議員長の渡辺洪基と第 2 代評議員長の加藤弘との間に，学
会の方角性をめぐる対立があり，それを反映した改正が行われている。

国家学会の活動において，学会誌『国家学会雑誌』刊行は重要な部分を占めていた。学
15 会誌に関し，論説記事に注目してその実態にせまった。論説記事に関しては，雑誌巻頭の
例言に「憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル論説事項」（後に「政理」が外れ，
法律が加わる）とあることから，この分類に従って，カテゴリを分類した。すると，1887
年 3 月から 1893 年 7 月までの期間，財政に関する論稿が多くを占めていた事実が明らか
20 となった。中でも阪谷芳郎，添田寿一などの大蔵省の役人，東京帝国大学法科大学教授の
和田垣謙三らのものが目立っていた。阪谷は国家学会の会計主任でもあり，会の運営を担
当する立場にあった。阪谷や添田の論稿の内容をみると，現実の日本の情勢を数値に基づ
き論じ，私見を交えつつ，情報を提供するものである。これに対して，和田垣の論稿はヨ
ーロッパの研究を紹介するものとなっている。

以上の点からこの時期の国家学会は，渡辺や阪谷のような現職の政治家や官僚らが中心
25 となって活発な活動を展開していた。これは逆にいえば，帝国大学法科大学政治学科の教
授陣らが研究の面において発展途上であったとみるのできるのである。

<注>

¹ 法学協会は元々東京大学法律研究会であり，雑誌発行等の都合により，1883 年 10 月法
学協会に改称した。その際，次のとおり役員を選出している（括弧内は役職）。穂積陳重（委
員長），菊池武夫，木下広次，栗塚省吾，宮崎道三郎，三崎亀之助，伊藤悌治，西尾藤市，
砂川雄俊，土方寧，斯波淳六郎，渡辺安積（以上，編集委員），奥田義人，坪野平太郎（以
上，会計委員），江木衷，奥田義人（以上，幹事）（『法学協会雑誌』第 1 号（1883：49-50））。

² 文学会は，当時の東京大学文学部の教官を中心として組織されていた。これは，本論で
も登場した阪谷芳郎が東京大学に入学した 1880 年頃には衰退していたという。これをう
けて，1883 年 10 月阪谷により文学会が再興される。この時，加藤弘之，外山正一，田尻
稲次郎，和田垣謙三，穂積八束，添田寿一，井上円了，金井延，新渡戸稲造，早川千吉郎，
林田亀太郎，一木喜徳郎，岡田良平，内田康哉，林権助，木内重四郎，松崎蔵之助，沢柳

政太郎、上田万年、町田忠治、山崎覚次郎、三上参次など、後に国家学会に参加する人々が集まった（故阪谷子爵記念事業会 1951：73-74）。

³ 当時の所属に関しては、東京大学（1986a）、秦（2013）、WHO PLUS 等を用いて、筆者で適宜補った。

⁴ なお、雑誌委員の中川は、選任後にアメリカ合衆国への赴任が決まったため、同じく文学士の阪谷芳郎（当時、大蔵省勤務）に代わった（第1巻通号1号（1887）：59）。

⁵ 講演会の演題は次のとおりである（第1巻通号1号（1887）：59-60）。

「本会開設ノ主旨」	渡辺洪基
「日本及欧州人口統計結果ノ比較」	カール・ラートゲン
「近世独逸国経済学一斑」	和田垣謙三

⁶ 伊藤が名誉会員に推薦されたのは1900年4月である。この時、初代評議員長渡辺洪基も推薦されている。1903年2月にはこの両名に続いて東京大学総理、国家学会第2代評議員長を務めた加藤弘之が推薦された（第17巻通号200号「国家学会沿革ノ概要」（1903）：4）。

⁷ 第3巻通号28号（1889：368）には、「本会々員伯爵伊藤博文君其著ス所ノ帝国憲法義解並ニ皇室典範義解ノ稿本ヲ以テ本会ニ寄贈セラレタルニ付本会ハ之ヲ刊行シテ世ニ公ニセンガ為其発売ヲ哲学書院金港堂博文社丸善商店ノ四肆ニ命ゼリ」とある。

⁸ 第9巻通号100号（：387）には、「明治二十年十二月評議員長置キテ」とある。

⁹ 渡辺はオーストリア公使として赴任中、1892年2月に施行された第2回衆議院議員総選挙に立候補し、当選を果たしている。この時渡辺は官を辞し、代議士として身を立てるつもりであった（瀧井 2016：276-277）。その後、1897年12月に第2次松方正義内閣において勅選議員に選ばれている。

¹⁰ 帝国大学教授には、帝国大学の前身である東京大学の教官を含んでいる。また、1920年代まで帝国大学総長は文部大臣が直接任命するポストであったため、帝国大学教授とは別のカテゴリとしている。なお、帝国大学が帝大教授自らの投票により総長を事実上選出するようになるのは1920年代からであり、この時も形式的には文部大臣が任命している（寺崎 2007：128-143）。

¹¹ 阪谷に関しては、当時桂太郎に拒絶されたため、勅選議員に選ばれなかったと指摘されている（故阪谷子爵記念事業会 1951：461-462）。結局、阪谷は1917年1月27日貴族院男爵議員に補欠選挙で当選し、以降1918年7月10日再選、1925年7月10日三選する。

¹² この点については、拙稿（佐々木 2014, 2015a）でも指摘した。

¹³ この点は、穂積重遠（1942：15）も指摘している。

¹⁴ なお、評議員長の交代理由をみると、初代渡辺は駐オーストリア特命全権公使として赴任するためであり、加藤と田尻が「任期満了」による（第9巻通号100号（1895：383-388）（第17巻通号200号「国家学会沿革ノ概要」（1903：1-5）（第20巻第11号（1906：122-123））。もっとも、1927年以前の評議員長は任期一年であったものの再任を妨げられていないため、事実上の引退とみていいだろう。穂積と阪谷は自ら辞任を申し出て、評議員会の承認を得ている（第33巻第1号（1919：147）（第51巻第11号（1937：138）（第52巻第6号（1938：160））。3代渡辺と小野塚は病気のため死去したことによる（第15巻通号175号（1901：120-121））。

¹⁵ ところで、国家学会会員は毎年会費1円を納入しなければならなかった（1887年2月9日制定・第十九条）。その他に臨時費を徴収される場合もあった（同・第二十条）（第1号：55-59）。国家学会の発足当初、その収入は専らこの会費によっていた（第8号：490）。これに関連して、上記の改正に先立つ1888年10月10日、例会の場で評議員の金子堅太郎から国家学会の拡張と会費徴収の強化を期すため、永続会員を設ける規則改正案が提出され、満場一致で可決されている。ところが翌週17日、評議員長渡辺洪基の請求により臨時会が開催される。そこでは渡辺から規則改正案が提案され、討議の上、可決される。

実はこの時、会費も3円に値上げされている。これをうけて、前述の金子が提案した改正に関し、金子本人から削除撤回の申し出がなされ、可決されている(第20号:615-616)(第21号:675-680)。この会費値上げは、会員総数の増加をうけて1890年10月から1円80銭に減額されることとなった(第48号:844)。従ってこの段階では、国家学会は財政上安定した運営ができていたといえるだろう。

¹⁶ なお、この規定は1889年5月15日、次のように改正されている(第28号:365-366)。

第四条 第二章の目的を達せんが為本会は左の事業を企画す

[中略]

一 国家学に関する論説記事及本会報告を刊行して雑誌となし之を会員に頒ち並に之を発売すること

¹⁷ 同論文については、石田(1984:35)でも言及されている。

第3章 帝国大学への講座制の導入と大学令の公布

本章は次の2つの時期を分析する。一つ目は、帝国大学令中改正（明治二十六年勅令第八十二号）により講座制が導入されて以降の1893年8月から1918年12月大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の公布までである。二つ目は、大学令の公布から1935年2月天皇機関説事件の発生までである。1893年8月帝国大学への講座制の導入と1918年12月大学令の制定は、戦前期における大学を対象とする数ある改革のなかでも、その与えた影響が大きかった。この2つの教育制度改革は、第1章及び第2章でみてきた東京帝国大学法科大学政治学科及び国家学会として制度化された政治学に対し、どのような変化をもたらしたのだろうか。

第1節 帝国大学への講座制の導入—1893年～1918年—

(1) 井上毅の教育改革

1892年8月8日、閣内不一致と民党の圧力に抗しきれず総辞職した第一次松方正義内閣に代わって、第二次伊藤博文内閣が成立した。第二次伊藤内閣は閣内統一維持と議会対策を兼ねて山県有朋（法相）、井上馨（内相）、黒田清隆（逋相）、大山巖（陸相）らが入閣した、いわゆる「元勳内閣」である。だが、同内閣は発足後の第四議会において民党と衝突し、その收拾には天皇の詔勅（「和協」の詔勅）に頼らざるを得なかった¹。後に同内閣の下で、日清戦争に直面することになる（升味 2011b : 240）。

第二次伊藤内閣発足当初、文部大臣には河野敏謙が就任した。翌年3月7日、河野と交代するかたちで井上毅が就任する。首相の伊藤は立憲政治の完成及び産業振興の推進に当たり、法律を知悉した官僚や商工業に関する専門知識を有した実業家の育成が必要であると考えた。そこで伊藤は井上を文相として閣内に迎え入れる。その理由は、井上はかつて伊藤と共に大日本帝国憲法の起草に関わっており、また前年「和協」の詔勅により政府と民党との妥協を図るというアイデアを伊藤に伝えた縁もあって、伊藤から信頼を得ていたとされる（伊藤之雄 2015 : 348-353）。

こうして井上文相の下で教育改革が進められる。その内容は、森有礼が文相在任中に整備した教育諸制度を、資本主義の発達に即応する形態に修正して発展させるものであり、改革の対象は多岐に亘っていた（文部省 1981）。

ここで井上の教育改革のうち帝国大学に関する部分、具体的には講座制の導入に関し、先行研究に従ってみていこう（海後編 1968 : 353-384）（中山 1978 : 130-169）（東京大学 1984a : 861-873）（天野 1997 : 313-336）（寺崎 2000 : 371-411）（天野 2010a : 202-229）。

寺崎は、文相就任時の井上の問題関心を次の2つに要約する（寺崎 2000 : 391）。

(1) 大学改革を含めて、教育改革問題に関する政治的論議の主導権を、政府の手に奪回すること。

(2) 来るべき戦争（日清戦争）の後に予想される国際的経済競争に備えて、公教育全体の再編成をはかること。

このため、井上は産業と公教育との関係を重視し、「実学」充実、「普通教育」縮減を図ろうとした。高等学校令（明治二十七年勅令勅令第七十五号）を發布し、帝国大学の予備教育を主とする高等中学校を、専門学科を主体とする高等学校に改めた。この高等学校は帝国大学よりもその組織構成は簡易であるものの、高等教育機関と位置づけられた。井上は高等学校において国家に有為な人材を多数育成することを目指した²。これに対し、帝国大学は既存の学校階梯から外し、研究機関として改組することを試みる。こうした一環として、井上は分科大学教授会を法認し³、あわせて講座制を導入した。

講座制の導入の背景として、1890年代初頭の帝国議会における帝大批判への対応もあげられる。高コストの帝国大学の運営費、過剰な教授定員などに関し、帝国議会では帝国大学に対する批判が恒常的に繰り返されていた。こうした批判へ対応することも、制度導入のねらいの一つであった（寺崎 2000：405-406）。

他方で、この制度が導入されたことにより、従来の教官俸給に加えて「講座俸」が新設された。この結果、帝国大学の特に助教授層の俸給が上がった。この時点で、帝国大学教官は必ずしも社会的威信が高くなく、帝大から官庁へ転出する者も少なくなかった。こうした傾向を、講座制の導入は抑えることにつながった（寺崎 2000：404-405）。

『東京帝国大学五十年史』には、「欧米諸大学に講座の制度あるに倣ひ、帝国大学にも講座を設けんとするの議文部省内に起り、遂に明治二十三年文部省より帝国大学評議会の議に附せられ」（東京帝国大学 1932a：974）との記述があることからわかるように、講座制のアイデア自体は1890年の段階で存在していた。

前掲の寺崎も指摘しているように、講座制の導入をはじめとする井上による教育制度の改革の個々のアイデアに、井上独自のものはないとされる（寺崎 2000：393）。しかし当時の政治、経済、社会の情勢を踏まえ、「当時の政治指導者としては、水準を抜く見通しと鋭い危機感とに裏付けられて、改革構想にまで定型化した点が井上の特色」（寺崎 2000：394）と評価されている。また、井上が改革を進めるうえで首相の伊藤が後援していた（寺崎 2000：408）。

この講座制の導入に関し、1893年8月11日に公布された帝国大学令中改正（明治二十六年勅令第八十二号）は以下のように規定する。各講座は帝国大学における教育及び研究の基本組織であり、同時に教授、助教授⁴、助手⁵という職階から成る教員組織でもあった。

第十七条 各分科大学ニ講座ヲ置キ教授ヲシテ之ヲ担任セシム

教授ヲ欠ク場合ニ於テハ助教授又ハ囑託講師ヲシテ講座ヲ担任セシムルコトアルヘシ

第十八条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

天野郁夫は、この講座制の導入を「帝国大学の『学術の独占体化』に何よりも重要な、決定的ともいうべき役割を果たした」（天野 2010a : 202）と指摘する。第 1 章でもみたように、教育及び研究の組織として東京大学では学部及び学科、帝国大学では分科大学及び学科という、二層構造がとられていた。これを「近代大学としての組織整備をさらに一步
5 進めるべく、曖昧なままになっていた教育・研究の組織を、学部・学科・講座という三層に明確に秩序化する」（天野 2010a : 204）ことが、その目的であった。

加えて、寺崎は「第一に、講座制が依って以て立つ『専門』重視の学問史的意味の大きさと、第二に、文部大臣と大学との、講座制を媒介とした関係のあり方」（寺崎 2000 : 407）を重視する。前者は、端的に言えば学者を非政治化することであり⁶、後者は、いかなる学
10 問が必要か否かを決定する権限を文部大臣の手中に置くことである⁷。

講座制の導入を画期として、政府と帝国大学との間の学問をめぐる関係は、講座を媒介とするものへと変質していくことになったといえる。

（2）帝国大学法科大学の講座

15

井上は講座制を導入するに当たり、各分科大学にどのような講座をいくつ設置し、その講座俸をいくらにするかに関して、自ら査定を行った。それは、「明治憲法体制の構想者、明治国家の設計者であった一人の官僚政治家が、一八九三年の時点で持っていた学問観を端的に表しているのである」（寺崎 2000 : 408）と表現されている。

前述の天野は、この講座制を教授集団の形成過程を明らかにする観点から分析を加えている。表 3-1 は、天野（1997 : 321）が法科大学における講座の決定過程を講座毎に整理したものである。これを参考に、以下では井上文相及び井上を含む政府の法科大学の学問観、及びそこにおける政治学の位置づけに関して、検討を加えてみたい。

表 3-1 の最左列「1890 年・大学案」とは、先述の 1890 年に文部省から帝国大学に講座
25 制の導入に関して諮られた際、帝国大学が 1890 年 9 月 18 日に答申したものである。その右列にある「1893 年・文部省原案」は、1893 年 8 月 11 日井上から帝国大学に対して提示したものである。「1893 年・大学答申案」は、この井上による文部省原案に対し、8 月 17 日帝大が修正をして答申したものである。最右列の「1893 年・決定講座」は 1893 年 9 月公布された帝国大学各分科大学に於ける講座の種類及其の数を定む（明治二十六年勅令
30 第九十三号）により、実際法定された講座である（東京大学 1984b : 456-464）。

天野（1997 : 315-318）に従えば、講座設置に関する井上率いる文部省と帝国大学との間において、法科大学は、工科大学と並んで最も変動が大きかった⁸。帝大側が 26 講座を要求したのに対し、井上はこれを 18 講座に削減している。帝大側は再度 29 講座を要求するものの、結局 22 講座に落ち着いた。この点について、天野は「その大半は国際公法と
35 国際私法、政治史と政治学のように、それぞれが独立のものとして要求された講座を統合して一講座にするというケースが大部分であり〔中略〕結果的にみれば、開設さるべき講

座の「種類」については、文部省と帝国大学の間に事実上見解の相違はなく、その「数」について、帝国大学側はより理想的な案を、文部省側はより現実的な案を提出し、それが現実に近い線で落ちついたとみてよいだろう」（天野 1997：318）と論じる。

以上について、第1章でもみた政治学科に関係する講座に注目したい。筆者は、ここで

5 政治学科に属するとみなしうる講座を、次の基準に基づき分類した。すなわち、1893年講座制の導入時点において、法科大学の学科課程上で政治学科の学生が履修しなければならない科目を名称に掲げる講座である。法律学科と共通のものについては、今回の分析では政治学科に属する講座とはしなかった⁹。具体的には、「国法学」「政治学」「政治史」「経済学」「財政学」「統計学」の6講座である（表3-2）。

10 これらの講座に関し、帝大が1890年「憲法」と「国法学・政治学」をそれぞれ1講座ずつ要求したのに対し、井上はこれらを「帝国憲法・国法学」として統合し、この段階で「政治学」が一度削除された。また、「経済学」「財政学」「統計学」合計4講座に対し、こちらを「理財・財政・統計学」に統合し、帝大の要求から1講座を減じている。

15 表3-1 法科大学における講座名と講座数の決定過程

1890年・大学案		1893年・文部省原案		1893年・大学答申案		1893年・決定講座	
民法	4		3		3		3
商法	2		1		2		1
裁構法 ・民訴法	1	民訴法 ・裁構法	1	民事 訴訟法	1		1
刑法	1	刑法	1	刑法	1	刑法・ 刑訴法	1
刑事訴訟法	1	・刑訴法	1	刑訴法	1	法理学	1
法理学	1	法理学	1	法理学	1	憲法	1
憲法	1	帝国憲法	1	憲法	1	憲法 ・国法学	2
国法学 ・政治学	1	・国法学	1	国法学	1	政治学 ・政治史	1
				政治学 政治史	1 1		1
行政法	2		1		2		1
国際公法	1		1	国際公法	1	国際法	1
国際私法	1	国際法	1	国際私法	1		1
羅馬法	1		1		1		1
経済学	2		1	経済学	1		1
財政学	1	理財・財政 ・統計学	3	・財政学	4		3
統計学	1			統計学	1		1
日本法制 沿革	1	法制沿革	1	法制史	1	法制史 ・比法史	1
法制沿革	1			比較法制史	1		1
外国法律	3	英吉利法	1		2		2
		仏蘭西法	1		1		1
		独逸法	1		1		1
合計	26		18		29		22

出典：天野（1997：321）

その後、井上による文部省原案に帝大が修正を加えて答申したものをみると、「憲法・国法学」がそれぞれ分割され、新たに「政治学」「政治史」が1講座ずつ追加されている。また、「経済学・財政学」から「統計学」が分割されて独立した1つの講座となっている。

- 5 最終的に、1893年9月公布された帝国大学各分科大学に於ける講座の種類及其の数を定めるの件（明治二十六年勅令第九十三号）では、「憲法」「国法学」が統合され2講座となり、「政治学」「政治史」も同じく統合されて1講座となった。「経済学・財政学」に関しては1講座減となり3講座、「統計学」は変更なしであった。

10 表3-2 帝国大学法科大学の設置講座の種類、数、講座俸及び担当者並びに履修要件

講座名	講座数	講座俸	担当者	法律 学科	政治 学科
憲法・国法学(国法学)	2	600円	○末岡精一		●
憲法・国法学(憲法)		600円	穂積八束	●	●
民法	3	650円	富井政章	●	●
		650円	梅謙次郎		
		650円	△土方寧		
商法	1	650円	(講師分担)	●	●
民事訴訟法	1	400円	(講師分担)	●	
刑法・刑事訴訟法	1	650円	(講師分担)	●	刑法のみ
経済学・財政学	3	650円	和田垣謙三		●
		650円	金井延		
			ウェンクステルン		
統計学	1	500円	-		●
政治学, 政治史	1	500円	-		●
行政法	1	500円	○末岡精一	●	●
国際法(公法・私法)	1	500円	(講師分担)	●	●
法制史・比較法制史	1	500円	□宮崎道三郎	●	●
羅馬法	1	600円	□宮崎道三郎	●	
英吉利法	2		チゾン	●	
		400円	△土方寧	●	
仏蘭西法	1		ルボン	●	
独逸法	1		レーンホルム	●	
法理学	1	600円	穂積陳重	●	●
講座数合計	22	8,700円			

作成参照：帝国大学(1893-1894:84-89), 関(1982:130-131), 東京大学(1984b:394-395),

天野(1997:328), 寺崎(2000:400-401)

* 表中の記号「○」「△」「□」は講座の兼担(教官一人が講座を複数担当する)を示す。

** 外国人教師に関しては、「講座俸」が支給されなかったため、記載がない。

- 15 *** 政治学科では上掲の外、履修科目として「社会学」が掲げられている。当時社会学に関しては、文科大学に社会学講座が置かれており、外山正一が担当していた。

講座の担当者をみると、「憲法・国法学（国法学）」及び「行政法」を末岡精一、「経済学・財政学」を和田垣謙三、金井延、アドルフ・フォン・ウェンクステルン（Adolph von Wenchstern）となっている。第1章において検討したように、末岡が1886年から1893年まで行政法、国際公法、政治論、行政学、英仏独憲法を、和田垣が理財学、理財史を担当していたように、法科大学教授は一人で多様な科目を講じていた¹⁰。

講座制の導入により、憲法・国法学から分かれるかたちで、政治学・政治史講座が新設されていた。加えて、第1章で取り上げたラートゲンが、その学問の一部としていた統計学も、この時一つの独立した講座となり、国法学、行政学から分離したという側面を有していた。というのも、第1章で取り上げたラートゲンの国法学や行政学では、統計学もそれらと一体を成していた。これは現実の政治、経済、社会に関する数値に基づく事実を把握することが、行政運営に不可欠とのラートゲンの考えからである¹¹。

1893年9月講座制の導入以降、1918年12月大学令公布までの期間、法科大学における講座の増設状況について一瞥しておこう。なお、この間1897年8月京都帝国大学が発足したことに伴い、帝国大学は東京帝国大学となった¹²。

まず講座数に関しては、1918年12月までの時点で42講座とほぼ倍加する。

次に、先述した政治学科に係る講座をみると、1900年4月政治学・政治史講座が分割されて、それぞれ政治学講座、政治史講座となる（明治二十六年勅令第九十三号中改正の件（明治三十三年勅令第八十七号））。政治史講座の初代の担当者は吉野作造である。1906年4月新たに外交史講座が設けられる（明治二十六年勅令第九十三号中改正の件（明治三十九年勅令第六十八号））。経済学・財政学講座は1907年4月経済学3講座、財政学1講座にそれぞれ分割される。この時、経済学講座は増設され4講座となる。2年後の1909年4月にはさらに増設され、経済学5講座となり、新たに殖民政策講座が新設される。1911年5月保険学講座1講座、1912年5月商業学講座が一举に3講座新設され、1916年9月財政学講座が1講座増設される（東京大学1984b：464-466）。

全体の傾向として、1907年4月以降、経済学、財政学に関連する講座の増設が相次いでいる一方、政治学に関する講座の増設が行われていなかったという事実を指摘することができる。この背景に、法科大学に1908年7月経済学科、1909年6月商業学科が新たに発足したことをあげることができる。経済及び商業の2学科新設に伴い、両学科の冠する経済、商業の講座の新增設が実施された。

（3）政治学講座と小野塚喜平次

講座制の導入により、東京帝国大学法科大学では新たに政治学・政治史講座が設置されることとなった。しかしこの時点では、政治学・政治史講座には専任の教官が置かれていなかった。この状態を解消するために新たに専任の教官に採用されたのが、小野塚喜平次であった。

南原・蠟山・矢部（1963）によると、小野塚は1870年12月21日新潟県で資産家の父平吉、母喜久の長男として生まれた。郷里の秀才として令名をかせ、早くから政治に関心を有していた。幼少期には福沢諭吉の著書を愛読したという。1892年7月第一高等中学校卒業し¹³、9月帝国大学法科大学政治学科に入学する。同期には、後に首相となる浜口雄幸や幣原喜重郎、帝国大学法科大学で同僚となる高野岩三郎、矢作栄蔵らがいた¹⁴。第2章で論じた国家学会の幹事を、在学中から浜口とともに務めている。繰り返すと、国家学会の幹事は帝国大学法科大学政治学科の学生が務めることと国家学会規則第十七条で規定されていた。浜口と小野塚の例からもうかがい知れるように、幹事に選ばれた学生は成績優秀者が多く、小野塚のように後に帝国大学教授になった者も少なくなかった。

10 1895年7月に小野塚は帝国大学法科大学を首席で卒業する。卒業後の進路について、当時帝国大学総長の渡辺洪基を介して、伊藤博文から官界への勧誘もあったという。小野塚本人にも政治家になることへの願望があった。結局「なかんずく穂積陳重先生の勧告に従って、卒業後は大学院に残り、政治学を専攻することになりました」（南原・蠟山・矢部1963：33）と小野塚は後年述べている。穂積はこの時法科大学長を務めており、小野塚を
15 して後に政治学講座を担当させる判断をしていた可能性もある。

穂積の勧告に従い同年9月大学院に進学し¹⁵、1897年6月文部省から政治学研究のためドイツ、フランス両国に3年間の留学を命ぜられる。留学中の1900年5月東京帝国大学法科大学助教授に任官する。留学継続を命じられるが、その分は私費留学であり、イギリスに移動して勉強を続けたという。アメリカを経由して1901年9月帰国し、翌月教授
20 に昇格し、政治学講座担任となる。

小野塚の政治学の内容に関しては、すでに先行研究に詳しい¹⁶。ここでは、政治学・政治史講座の新設との関連について、検討しておきたい。

小野塚は留学に発つ前の1896年9月から10月にかけて、『国家学会雑誌』に論説「政治学ノ系統」を發表した。これは『国家学会雑誌』に掲載された、小野塚の初めて論文である。小野塚はこの論文の中で「政治学ノ系統トハ、政治学ハ如何ナル事項ヲ如何ナル順序ニ於テ研究スルカノ問ニ対シ答案ヲ与フル義ニシテ、換言スレバ、政治学ノ目的物ノ排列ヲ意味スルナリ」（第155号：1000）と述べ、政治学が何たるかを考察しようとする。続けて、小野塚は自身の政治学の概要を示す中で、政治学と「他ノ学科トノ境界ハ何レニ在ルヤ」と述べ、政治学と「密接ノ関係アル諸学科」に法学（特に国法学）、経済学、統計学、社会学、倫理学、心理学、哲学をあげている。
30

こうした点が強調されるのは、逆にいえば、小野塚が「密接ノ関係アル諸学科」とは異なる「政治学」を構想していたとみることができる。表3-1、表3-2で検討したように、当時の帝国大学法科大学には国法学、経済学、統計学に関する講座が置かれていた。また文科大学には、社会学、倫理学、心理学、哲学の講座が置かれていた。小野塚としては、
35 これらの講座が冠する諸学と対等となる「政治学」を説く必要があったのである。

小野塚は留学から帰国した翌々年に当たる1902年6月『国家学会雑誌』に論説「政治

教育ト政治学」(第 184 号)を公表する。ここでは特に、「法律学トシテノ憲法学ヲ以テ蒸気機関ノ構造ノ説明トセハ政治学上ノ憲法論ハ其作用ト活動力ノ基礎トノ説明ナリ〔中略〕故ニ憲法ノ真意ヲ解セント欲スル者ハ其法律学的研究ノミニ満足ス可ラサル事知ルヘキナリ」と論じている。法と政治とを峻別するとの観点から、法律学と政治学との異同を述べる。加えて小野塚は、イギリスのロンドン大学、アメリカのコロンビア大学、シカゴ大学の例をあげて、法科大学政治学科を「政科大学」として独立することも一考の余地があると主張する。ただし、「分科ノ歴史ト当該学科発達ノ程度論ト経費ノ問題トハ人ヲシテ容易ニ学制改革ヲ為スコトヲ得サラシムルナラン」と論を結んでいるように、その実現の困難さを指摘する。

10 「政科大学」とまでは至らずとも、東京帝国大学法科大学における政治学関係の講座の拡充には、小野塚がこの論説を發表してから 20 年近く待つことになる。そしてその実現の背景には大正中期の学制改革、具体的には 1918 年 12 月大学令の公布とそれに続く高等諸学校創設及拡張計画の実施が存在していた。次節では、この動きをみてみたい。

15 第 2 節 大学令の公布に伴う法学部への改組—1919 年～1935 年—

(1) 大学令の公布と高等諸学校創設及拡張計画

本節では、臨時教育会議の答申に基づき立案、公布された大学令(大正七年勅令第三百八十八号)と、それに続き原敬内閣下で計画された高等諸学校創設及拡張計画について取り上げる。これらの諸政策と東京帝国大学法科大学との関連を検討したい。

1917 年 9 月 21 日、寺内正毅内閣は岡田良平文部大臣の請議をうけて臨時教育会議官制(大正六年勅令第百五十二号)を公布、即日施行し、臨時教育会議を設置する¹⁷。この臨時教育会議は、小学教育から大学教育、学位制度に至るまで教育問題全般を議論した審議会であった¹⁸。

25 文部省大臣官房審議官の鈴木勲は、臨時教育会議に関し、「大正末期に見られた教育制度全般にわたっての改善は、この臨時教育会議の答申に基づいたのものであって、文教史上注目すべき成果を示している。なかでも、高等教育制度を整備し、その増設を実現したことは最も注目すべきものである」(文部省 1979a : 7)と述べている¹⁹。天野もまた、この大正末期の「学制改革の中核的な問題が高等教育にあり、それが審議の最重要のテーマであった」(天野 2009b : 294)ことを強調している。

天野は、先述した臨時教育会議の「独自性は何よりも、内閣総理大臣直属の、しかも学制改革問題に特化した審議機関」(天野 2009b : 288)であったという²⁰。実際、臨時教育会議官制第一条は、「臨時教育会議ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」と規定していた。また、同官制はその上諭に「朕中外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ内閣ニ委員会ヲ置キ教育ニ関スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認め」という「異例の一句」(文部省 1979a : 12)を挿入していた²¹。

これは、この学制改革が政府の強いリーダーシップの下で進められようとしたことを含意する。実際、臨時教育会議は学制改革に関与するアクターを官民間わず幅広く集め²²、1917年10月1日から1919年3月28日までの一年余りの期間、総会を30回、主査委員会を82回開催し、政府から諮問された9つの案件を審議した²³。

5 ここでは、本章の課題とする東京帝国大学法科大学に関連する諮問第三号を簡単に紹介する。

10 諮問第三号(大学教育及専門教育ニ関スル件)「大学教育及専門教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」(文部省 1979a : 107)は、1918年5月3日第16回総会に諮問された。総会はこの諮問第三号について審議し、その後15人の主査委員を選出して、答申案の起草を付託した²⁴。この主査委員らは、5月6日から6月8日まで10回の主査委員会を開き、答申案の内容を検討した。そして6月22日に開催された第18回総会において、21項目から成る答申を主査委員会案のとおり可決された²⁵。

かくして可決された答申の内容は、以下のとおりである(文部省 1979a : 107-109)。

15 一、大学ノ分科ハ文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科等トスルコト
 〔略〕
 十九、帝国大学分科大学ニ於テハ教授ノ停年制ヲ設ケ停年制ニヨリ退職スル教授ニ相当ノ退職俸ヲ支給スルコト

20 答申に付された理由書には、各号につき詳細な理由が記されている。第一号については次のとおりである(文部省 1979a : 109-110)。

25 欧州大陸ニ於ケル大学ノ如キハ概ネ神学科、哲学科、法学科及医学科ノ四分科ヲ具フルヲ常例トナスト雖或ハ国家学科、経済学科等ヲ設クルモノナキニアラス我帝国大学令ニ於テハ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学及農科大学ノ六分科大学トナセリ〔中略〕又商業、経済ニ関スル学科ノ如キモ大学ノ一分科タルニ至ルヘク其ノ他學術ノ進歩發達ニ伴ヒ時勢ノ要求ニ応シ更ニ大学ノ一分科ヲ為スニ至ルヘキモノ亦之ナキニアラサルヘシ〔中略〕現在ノ帝国大学ノ各分科大学ノ外尚将来新ナル大学分科ノ成立スヘキヲ認メ亦此等各分科ノ間ニ於テ適宜分合安排セラレタル分科ノ成立ヲモ認ムルヲ趣意ヲ以テ本項ヲ議決セリ

30 要するに、従来の法科、医科、工科、文科、理科及び農科の6分科に加えて、学問発達に応じて新たに分科大学を設けることを認めるものであった。これが、後に「経済学部の独立」が政府によって認められる制度的基盤となる。

35 次に第十九号については、「新進有為ノ学者ヲシテ斬新ナル研究ヲ行ハシメ先進教授ノ後継者タラシムルト共ニ前人未発ノ新境ヲ拓カシメ学界ニ於ケル新陳代謝ヲ行フコト亦學術ノ進歩ヲ図ルカ為ニ極メテ緊要ナリ」(文部省 1979a : 114)として、停年制の導入を求めるものとなっている²⁶。

答申された内容に基づき、政府は、それを具体化するための立法作業に取り掛かる。1918年7月4日、岡田良平文部大臣は大学令案を閣議に提出する。この直後、法制局が審査を行い、大幅な修正が加えられた。特に、文部省原案にあった「第二条 大学ノ分科は文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科等トス」の「商科」が削除されている。9月12日、
5 政府は法制局が修正した大学令案をそのまま閣議決定し、翌日枢密院へ諮問した（倉沢1980：46-49）。

1918年9月16日、枢密院は大学令案を高等学校令、中学校令中改正の件などとともに一括して審査することを決定し、審査委員会を組織する²⁷。この審査委員会は、1918年9月23日から12月18日まで37回開催された（倉沢1980：49-50）。

10 枢密院における審査において、特に注目されるのが「分科大学」を廃止し、「学部」を復活させたことである。この案を提案したのは、審査委員長の末松謙澄であった。末松は審査委員会の席上「分科大学ノ名称ヲ廃スヘキ理由」と題した資料を配布する。この中で末松は、「最高学府タル大学ニ於テ、各分科ハコレッジ制ナルヤ、又ハフアクルチャー制ナルヤヲモ決定シ能ハザル如キ名称ヲ存続スルハ、吾人ノ忍ブコト能ハザル所ナリ」（倉沢1980：
15 52）とする²⁸。また、上記のほか「分科大学ト文科大学トノ同音ノ不便」「単科大学ト大学ノ名称トノ関係」を理由に挙げ、「分科大学ノ名称ハ断シテ之ヲ改ムルヲ要ス」（倉沢1980：52-53）と結論する。

また、審査委員会では、先に法制局の審査で削除された第二条の「商科」に関し、「近ク其ノ例ヲ生スヘキ経済科及ビ商科ヲ追加セサルヘカラス」として、「商科」が復活し、さらに「経済科」が追加された（倉沢1980：57）。
20

1918年11月15日、審査委員会は第30回委員会をもって大学令及び高等学校令の審査を終了し、その結果を11月22日山県有朋枢密院議長に報告した。11月27日、枢密院本会議において審議され、審査委員会修正のとおり可決された。その後、上奏裁可を経て、1918年12月6日、大学令（大正七年勅令第三百八十八号）が公布、翌年4月1日施行されることとなった（倉沢1980：61，67，70-71）。
25

ところで、臨時教育会議が諮問第六号（女子教育ニ関スル件）を審議し、さらに枢密院が大学令案を審査している最中、寺内正毅内閣は1918年9月21日総辞職し、同月29日原敬内閣が成立した。この内閣交代に伴い、文相は岡田良平から中橋徳五郎に代わった²⁹。ただ、臨時教育会議は寺内内閣から引き続いてその活動を継続する。枢密院における大学令案の審査も、特別影響を受けていない。原新首相も、寺内前首相よりこの問題について引き継ぎを受けている³⁰。
30

原は自身の内閣の発足に当たり、「高等教育機関の充実を中心とした教育の振興、産業の奨励、交通・通信機関の整備、国防の充実」から成る「四大政綱」を掲げていた（伊藤之雄2014b：319）。『原敬日記』1918年11月14日条には、次の記述をみることができる（原
35 1950：81）。

教育改善は余の従来主張する所なるが、教育令は調査会〔ママ〕の成案に基きたる

勅令案目下枢密院に於て審議中なれば不実発表をなす事を得るに至るべしと思はるゝも学校の設備なくしては到底其用をなすべきに非ざれば、先般来中橋文相に内意を伝えて調査立案せしめたるに、大要七ヶ年継続事業として四千八百万円あれば毎年五万人余の入学の途なく方向に迷う者を収容する事を得る案を得たる〔以下略〕

5

また、原は 1918 年 11 月 27 日の大学令案を審議する枢密院本会議に出席し、審議中の大学令案について全面的に同意するとともに、次のように述べている（倉沢 1980 : 65）。

今回此等勅令發布セラルルモ之カ実行十分ナラサレハ、真ニ問題ヲ解決シテ効果ヲ挙クルコト能ハサルナリ、之ニ付テハ第一ニ学校カ不足ナリ、〔中略〕国家将来ノ為ニ憂フヘキ現象ナリ、政府ハ此ノ点ニ十分ノ考慮ヲ費シ、能ウ限り此ノ欠陥ヲ補ハム所存ニシテ、今回ノ学制改革ヲ機会トシテ出来得ル限りノ計画ヲ立ツル腹案ナリ

10

原内閣の発足時には、第一次世界大戦に伴う「大戦景気」により、国家財政は余裕をみせており、高等教育機関の増設を可能にする財政的条件が整っていた。また、進学熱の高まりから各地で高等教育機関の拡充を求める世論が存在した。政党勢力は、こうした世論を無視できなかった。1915 年頃から原や中橋ら政友会関係者は、高等教育の拡張を主張している（伊藤 1999 : 30-32）。

15

こうした原の方針の下、政府は高等教育機関の増設に乗り出す。前掲の日記の記述にもみられるとおり、中橋文相の下で高等諸学校創設及拡張計画が企画される。伊藤彰浩に従えば、計画立案の詳細は不明とされているものの、「政権トップの強力なリーダーシップのもとに、その立案が進められた」（伊藤彰浩 1999 : 36）。

20

立案された計画は、帝国大学、高等学校などの新設、既設校の拡充など多岐に亘る項目を規定した。帝国大学関係では、『明治以降教育制度発達史』第 5 巻に従えば、当時の高等学校卒業業者のおよそ半数は法学部、文学部へ進学していた。このうち文学部は当時定員に余裕があるため、今回は法学部を増設することとし、東北及び九州の両帝国大学に法学部を新設することが決定された（教育史編纂会編 1939 : 1227-1228）。

25

これに関連して、学部の新設等に伴う教官の補充に対応するため、1918 年 12 月 26 日当時の文部次官南弘から枢密院において説明された計画概要には、次の記述をみることができる³¹。

30

又高等学校ノ増設ニ伴ヒ其ノ卒業生約二千人ヲ増加スルニ至ルヲ以テ大学ノ収容力ヲ拡張スルノ必要ヲ認メ新ニ帝国大学ニ四学部ヲ増設シ又既設ノ学部即チ分科大学ノ拡張ヲ行フト共ニ東京高等商業学校及ビ医学専門学校五校ヲ昇格シテ単科大学タラシメントス

此等計量ノ遂行上教官ノ供給ニ就テハ固ヨリ多大ノ考慮ヲ廻ラスノ必要アルニ依リ其ノ準備トシテ文部省外国留学生ヲ増派シ且ツ帝国大学学生給費ノ制度ヲ拡充セントス

35

以上の計画を実施するための公債発行，借入金をなす等の財源を措置するため，原内閣は高等諸学校創設及拡張支弁ニ関スル法律案を第 41 議会に提出した。同法案は衆議院では 1919 年 2 月 25 日，貴族院では 3 月 25 日に原案どおり可決，成立した（衆議院・参議院 1990a : 736-737）。

ただし，特に貴族院では東北及び九州の両帝国大学に法学部を設置することに疑問が呈された。その理由は，法律学，政治学，経済学等と史学，哲学，文学等の諸学科との間には少なからず関係があるにもかかわらず，法学部と文学部のかたちで学部が分離されると，両者共に教育，研究することが困難になるというものであった。これをうけて文部省は計画を一部修正し，両大学には新たに法文学部を設けることを決定した（教育史編纂会 1939 : 1239-1240）。

（2）東京帝国大学法学部の発足

1918 年 12 月に公布された大学令（大正七年勅令第三百八十八号）は，翌年 4 月 1 日施行された。同令の施行にあわせ，新たに帝国大学令（大正八年勅令第十二号）並びに帝国大学及其の学部に関する件（大正八年勅令第十三号）が制定され，同じく 4 月 1 日施行された。これらの勅令に基づき，東京帝国大学法科大学は法学部へと改称され，同時に，法科大学から経済学部が独立した。

この大正中期の学制改革により東京帝国大学法学部に生じた変化は，次の 3 点である。第一は「経済学部の独立」による政治学の「純化」である。第二は政治学者の再生産が開始されたことである。第三は政治学関係の講座の拡充が実施されたことである。

第一の「経済学部の独立」に関しては³²，すでに 1913 年頃から金井延，松岡均平，矢作栄蔵，高野岩三郎，新渡戸稲造，山崎覚次郎，河津暹ら法科大学の経済学に関係する講座の教官らを中心に，山川健次郎東京帝国大学総長や松浦鎮次郎文部省専門学務局長を交え，その議論が進められた（花見編 1939 : 308-310）。この中でも熱心に取り組んでいたのが高野岩三郎であり（花見編 1939 : 242-243），高野を後援したのが前述した政治学者の小野塚喜平次であった。これに対し，松本丞治教授（商法講座担任）など法律学関係の教官らは反対した（東京大学経済学部 1976 : 623-631）。

結局，1915 年 2 月法科大学教授会は 16 対 3 の多数により，「主義トシテ本学経済科及商科ヲ併セテ別ニ経済科大学（名称ハ未定）ヲ分立スルコト」を決定する（東京大学 1986c : 150）。その後高野が分立理由書を作成して，7 月 8 日山川総長へ提出する。同理由書は同月 12 日に開かれた東京帝国大学評議会において承認される（花見編 1939 : 308）。翌年 1 月 27 日，法科大学教授会は経済商業学科分立実行案を決定し，翌月 10 日経済科大学分立に関する勅令改正案を可決する（東京大学 1986c : 153）。

しかしながら，この後法制局における審査が遅れたため「経済学部の独立」に関する動

きは停滞する（花見編 1939：309）。前述の臨時教育会議において、大学制度全体に亘る改革が決着をみたことにより、1919年4月ようやく実現する運びとなった。

すでに1908年経済学科の増設時に、政治学科でもその学科課程が改正され、法制史、法理学、政治史、外交史、国家学、政治学史、行政学、社会政策の諸科目が新たに必修科目として追加されていた（東京大学1985a：70-71）。この「経済学部の独立」は「政治学科は政治学および公法を中心としていわば純化されたともいいうる」（東京大学経済学部1976：14）環境を、よりいっそう進める契機となっていた。

第二の政治学者の再生産、第三の政治学関係の講座の拡充に関しては、高等諸学校創設及拡張計画によるところが少なくない。この辺りについては拙稿（2012b）において詳細に論じているので、以下では拙稿を踏まえて検討していきたい。

まず第二の点について、前述の計画により、1919年から1934年までの間、各帝国大学における政治学関係の講座の新設及び増設をまとめたものが、表3-3である。東京帝大法学部4講座、京都帝大法学部2講座、東北及び九州両帝大法文学部各4講座、京城帝大法文学部4講座、台北帝大文政学部3講座、合計22講座の増設が成されている。

表 3-3 政治学関係講座の新増設（1919年～1935年）

東京帝国大学法学部	憲法第二講座（1920年9月） 行政学講座（1921年11月） 米国憲法，歴史及外交講座（1923年8月） 政治学政治学史第二講座（1924年7月）
京都帝国大学法学部	外交史講座，行政学講座（1922年6月）
東北帝国大学法文学部	憲法学講座（1922年8月） 国家原論講座，行政法学講座（1923年5月） 政治学講座（1924年7月）
九州帝国大学法文学部	政治学講座，政治史外交史講座（1924年9月） 憲法講座（1925年5月） 行政法講座（1926年5月）
京城帝国大学法文学部	憲法行政法第一講座，政治学政治史第一講座（1926年4月） 憲法行政法第二講座，政治学政治史第二講座（1927年6月） 外交史講座（1928年4月）
台北帝国大学文政学部	憲法講座，行政法講座（1928年3月） 政治学政治史講座（1929年4月）

作成参照：東京大学（1984b：464-466，478-479），京都大学（2001：50-55），東北大学（2003：435-436），九州大学法学部百年史委員会（2015），京城帝国大学創立五十周年記念誌編集委員会編（1974），陳瑜（2004：80）

仮に以上の講座毎に教授 1 名、助教授 1 名、助手 1 名が配置されたとすると、66 名分の教官ポストが一举に増えたことになる。設置状況の傾向をみると、東京及び京都両帝大法学部では行政学講座など、当時の学問発達における新領域を冠する講座の新設が成されている。特に東京帝大法学部は他の帝国大学と比べて、講座の新設が優先的に成されている。この点については、第三の政治学関係の講座の拡充について検討する際に詳述する。

他方で、それ以外の各帝国大学では憲法、行政法、政治学、政治史、外交史など、東京及び京都両帝大法学部に倣って講座を設置している。ある意味、東京帝大が後続の帝大に対するモデルの役割を果たしていたわけである。

ただ、大学毎の差異も存在する。例えば、東北帝大法文学部では他にはない国家原論講座を設けており、各講座に「学」を冠している。九州帝大法文学部では政治史と外交史を一つの講座としているのに対し、京城帝大法文学部は政治学政治史と外交史に分けている。

さらに大学令の施行に伴い、大学全体へ停年制を導入することが決まった。現在及び将来に亘って、教官を補充していくという新たな課題が浮上することになった。

こうしたポストの増加に対し、どのような対応がなされたのだろうか。教官候補者の育成と補充に関して、東京帝国大学法学部では助手制度が活用され始めたことを指摘することができる。

自身も東京帝国大学法学部助手を経て助教授、教授となった民法学者の我妻栄は、1938 年時点で、次のように説明する（我妻 1938 : 44）。

毎年優秀な卒業生の若干名が助手として研究室に留まり、教授の指導の下に特定の問題について研究する。二年（昨年〔1937 年〕から三年）間にその研究を纏めて所謂「助手論文」を作成し、機関雑誌（法学協会雑誌又は国家学会雑誌）に発表する。指導教授は関係教授と相談の上、一方、その論文を中心とし、その他研究中に現はれた能力・思想・人格その他諸般の事情を稽へ、且つ、他方、助教授の定員を考慮して、適当な助手を助教授に推薦したき旨を学部長に申出る。そこで学部長はこれを教授会に諮り、教授会は学科目に応じ、五名の教授を銓衡委員とする。銓衡委員は前記の事情を更に詳細正確に調査してこれを教授会に報告し、教授会は、その報告とその助手論文とを検討した上で、無記名で可否の意見を述べる。出席教授の三分の二以上が可とする場合に於て学部長はこれを総長に申出で、総長これを文部大臣に上申し、最後に文部大臣がこれを上奏し、勅裁して助教授に任命することになる。

以上の我妻の説明は、1938 年 8 月頃に作成された東京大学文書館所蔵「〔厳秘〕帝国大学内規集 昭和十三年八月」の内容とも一致しており³³、当時の実態をほぼ正確に示していると考えられる。

ここで助手制度について説明すると、前節（1）で紹介した講座制を導入する帝国大学令中改正（明治二十六年勅令第八十二号）公布に伴い、新たに帝国大学の職制を定める帝国大学官制（明治二十六年勅令第八十三号）が制定された。同官制第六条は、各分科大学

に置く職員として、教授、助教授、助手、書記を規定した³⁴。

しかし伊藤彰浩らの研究に従えば、東京帝国大学法科大学では1893年から1917年までの期間、助手の実員数は0ないし1である。この段階では、我妻が説明するような助手制度が確立していたとは言い難い³⁵。実際、助手実員が2名となるのは1918年からであり、

5 1920年に5名、1921年以降1945年まで8名から12名前後を推移している（伊藤・岩田・中野1990：77）。

ここで筆者が注目してみたいのが、東京大学文書館所蔵「大正五年度東京帝国大学歳入歳出予定書」である。この文書には、右上に括弧書きで「経理委員会議決」とあり、中央には標題、その左横に朱書きで「文部省ノ査定ニ基キ朱書ヲ以テ訂正セリ（大正四年十二月二十四日）」とある。従って1915年12月前後に作成されたものと考えられる。文書中

10 「歳出経常部増減事由」「東京帝国大学」「人件費」「俸給」「助手」の項目に、次のような記述をみつけることができる³⁶。

而テ法科大学ニ於テハ現今助手定員一人ナルモ研究室設置以来各学科トモ之カ事業ノ補助ニ従事セシムヘキ人員不足ニシテ差障アルニ依リ本年度ニ於テ助手三人ノ増員ヲ要シ 一、二六〇円ヲ増スル

15

繰り返すと、助手実員は1917年まで1名であり、2名となるのは1918年である。1920年に5名に増え、1921年に8名となっている（伊藤・岩田・中野1990：77）。上掲の予算が政府によって直ちに認められたとは考えにくいけれども、法科大学内で助手を活用するというアイデアがこの段階で存在していたことはおそらく事実であろう。

20

1919年3月18日貴族院本会議で大正八年度予算歳入歳出予算案並大正八年度各特別会計歳入歳出予算案が可決、成立する。この予算成立をうけて、東京帝国大学では教官定員増加のため、東京帝国大学官制の改正案が準備される。5月10日付きで起案された改正案の「定員増加理由」をみると、次のようにある³⁷。

助手十四人ノ内六人ハ法学部経済学部各研究室ニ属スルモノニシテ政治学、政治史、外交史及日本法制史料ノ研究資料蒐集整理編成ト欧米各国法典法規類集ノ完全ナル目録索引ノ分類編著ト経済統計ニ関スル各種計算ヲナサシムル

25

東京大学（1986a：167，169）には、1919年7月10日官制改正により助教授、助手の定員が予定通り決定されたと記されている。実際、上記の内容を含む東京帝国大学官制中改正の件（大正八年勅令第四百九号）は1919年8月21日に公布された。

30

同じく東京大学文書館所蔵「大正十〔1921〕年度予算書類 甲ノ一」に収録されている文書「法学部新営研究室経常費」には、「助手ハ各講座担任ノ教授ヲ助ケ研究資料ノ蒐集整理、内外国書ノ分類等其講座ニ対シテ専門ノ智識アルモノ各一名ヲ要シ現在定員七名ノ外

35 二十二名ノ増員ヲ要ス」とある³⁸。この22名という数字は、おそらく法学部の講座数を根拠として算定したものと思われる。1919年4月時点で、法学部の講座数は29であり、先

述の現員 7 名を加えると 29 となるからである。

前述のとおり、この要求が受け入れられることはなく、法学部の助手実員数は大正期後半以降、8 名から 12 名前後を推移している。とはいえ、研究遂行の上でも、助手を研究者養成の手段としても、現職教官らの研究遂行のうえでも活用していく必要性が高まっていたとみなせる。同文書には「日本法制史料其他記録類謄写」や「特に外国法規類、世界大戦、国際連盟、社会問題、労働問題関係図書及日本法制史料を蒐集」するため、予算の増額が申請されている³⁹。これらの研究テーマに関し、法学部が関心を有していたことがうかがえる。これらは第 4 章において詳述する、同時期の『国家学会雑誌』にも反映されている。

10 以上のような経緯により、少なくとも 1920 年代後半以降、研究遂行を補助するという目的で助手の活用が始められた⁴⁰。それが前述の我妻が説明するような研究者養成のための助手制度へとなっていったものと思われる⁴¹。

最後に、第三の政治学関係講座の拡充についてみてみたい。

15 表 3-3 において示したように、東京帝国大学法学部では、1920 年代前半に政治学関係の講座が 4 つ増設をみている。これを企画し、実現にこぎつけたのは小野塚喜平次であった（南原・蠟山・矢部 1963 : 133）。

小野塚は 1919 年 8 月から 1920 年 5 月にかけてヨーロッパ及びアメリカを視察する。小野塚は同地の政治学界事情を把握し、日本でも政治学関係の講座を拡充する必要性を理解する。1919 年 4 月時点で、東京帝国大学法学部の政治学関係の講座は、政治学、政治史、外交史の 3 講座のみであった。これに①東洋または日本の政治思想史、②国際政治学、③行政学の 3 領域について、新たに講座を設置することを企図したのである（南原・蠟山・矢部 1963 : 133-134）。

25 特に②については 1920 年国際連盟の発足をうけて、従来の国際法や政治史、外交史のみでは、今後の国際政治情勢を理解することが難しいとの判断による。政府に提出された講座設置理由書をみると、「国際連盟成立シ且国際関係倍々複雑トナルニ伴ヒ近時国際政治上研究ヲ要スル事項弥々多岐ニ互リ」（東京大学 1985b : 1171）との記述をみることができる。この講座の担当者として、小野塚は 1921 年 5 月内務省を辞任したばかりの南原繁を充てた⁴²。

30 ところが 1924 年秋に留学から帰国した南原は、当初こそ国際政治に関する講義を行うものの、後にそれを政治学史に切り替えてしまう。南原が説明するところでは、国際政治はイギリスでも独立の学問になっていない。むしろ政治学の背景としての哲学的、歴史的な学史が必要である。小野塚の同意を得て、この講座は事実上、政治学史の講座となった（丸山・福田編 1989 : 129-130）。

35 また③に関しては、同じく講座設置理由書には「法学部ニ於テ行政法ヲ研究スルノ外行政ノ実質ニ就テ研究スルノ必要多ク諸外国ニ於テモ漸次此機運ニ向ヘルヲ見ル」（東京大学 1985b : 1170-1171）とある。小野塚のみるところ、アメリカやヨーロッパでは社会学や科

学的管理法の観点から行政に関する研究が行われている。日本でも法律学から行政学を独立して研究する必要がある。これには小野塚の同僚で憲法学者・行政法学者の美濃部達吉も支持したという（南原・蠟山・矢部 1963 : 135）。この行政学講座には、1920年に前述の法学部助手となった蠟山政道が担当するようになる。

5 これに加えて、1917年へボン（A. Barton Hepburn）による寄付講座を母体とする米国憲法、歴史及外交講座もその新設が認められ、高木八尺が担当する。

このように大正中期の学制改革を契機として、東京帝国大学法学部では、「経済学部の独立」、政治学者の再生産の開始、東京帝国大学法学部における政治学関係の講座の拡充が実施されたのだった。

10 こうした教官ポストの増大を意味する政治学関係の講座増設は、1930年代になると一段落する。1931年満州事変を境にして、国家財政の大半が軍事費によって占められるようになる。教育への資源配分は国家にとって有為とされるものに優先される傾向が生じてくる。政治学とて例外ではない。前述した①東洋や日本に関する政治思想史の講座の増設はなかなか認められないままであった。第5章で検討するように、東京帝国大学法学部では、昭和戦前期の講座増設はわずかに1つのみであった。しかもそれは極めて時局と関連するものであった。

小 括

20 ここまでの議論をまとめておきたい。1893年8月から1918年12月までを前半とし、1919年1月から1935年1月までを後半とする。

前半に関して、まず1893年8月、当時の井上毅文部大臣は帝国大学に講座制を導入した。井上は産業と公教育との関係を重視し、「実学」重視の教育政策を推し進めた。その一環として、帝国大学に対しても改革の手を入れる。講座制は、当時の教官俸給に加えて「講座俸」を導入することにより、特に若手教官の俸給を向上させること、帝国大学の研究機関として役割を強化することなどを目的としたものであった。同時に、講座の新設改廃を通じて、政府及び文部省が帝国大学に対し、行政管理を徹底させる側面を有していた。講座制は、何が国家にとって必要な学問か否か、政府が最終的に決定する権限を留保する仕組みといえる。

30 次に講座制導入に伴い、井上と帝国大学法科大学との間では、どのような講座を設置するか交渉がなされ、帝大側の要求を抑えるかたちで決定される。政治学との関連を取り上げると、この段階で、政治学科に関連する講座としては「国法学」「政治学」「政治史」「経済学」「財政学」「統計学」の各講座が置かれることとなった。この時、第1章の時点では国法学や行政学と一体的に取り扱われていた政治学が、分離したとみなすことができる。

35 これに対応して、政治学講座の専任の担当者として小野塚喜平次が任命される。他方で、講座制導入以降、政治学科では、経済学や財政学に関連する講座が優先的に増設されて行

き、1919年4月経済学部の法科大学からの独立への準備が着々と整えられていく。

後半についてみると、1917年9月寺内正毅内閣の下で臨時教育会議が設置され、同会議の議論を梃子にして学制改革が急ピッチで進められる。同会議の答申に基づき、1918年12月大学令が公布され、私立大学の法認、学部制の採用、停年制の導入などの諸改革が実施される。臨時教育会議の議論の最中、1918年9月寺内内閣に代わり原敬内閣が発足する。原は寺内内閣の学制改革を引き継ぐとともに、これをより実効性のあるものとするため、新たに「高等諸学校創設及拡張計画」を立案し、予算措置を講じた。この計画に基づき、東北及び九州両帝国大学に法文学部を新設するなど、高等教育機関への大規模な予算配分が為された。

10 以上の学制改革をうけて、東京帝国大学法科大学もその様相を大きく変える。まず1919年4月法科大学から経済学部が独立する。1913年頃から法科大学内の経済学関係講座の教官を中心に、経済学部の独立は企図されていた。中でも熱心であったのが高野岩三郎であり、それを後援したのが小野塚喜平次であった。1915年2月法科大学教授会は分立を決定するが、上述の学制改革や予算措置をめぐって、その実施は先送りとされて来た。それがようやく実現の運びとなったのである。

15 この独立により、従来政治学科を構成していた経済学関係の講座や教官らが一斉に経済学部へと移り、政治学の純化が進んだ。こうした動きと同時に、第一次世界大戦後の国際政治情勢の動きや都市化、行政の肥大化など、政治学における新領域への関心が高まりつつあった。さらに前述の高等諸学校拡張計画により、政治学関係の講座が一举に新增設することとなった。これらに対応するべく、法学部では助手制度を活用した政治学者の養成が開始されるのであった。

<注>

1 正確には「在廷ノ臣僚及帝国議会ノ各員ニ告ク詔勅」である。

2 ただし、高等学校には帝国大学進学者のための予科を付設することができた（高等学校令（明治二十七年勅令第七十五号）第二条）。井上の意図とは異なり、実際は大学予科が高等学校の主体となった。

3 それまで事実上の存在でしかなかった分科大学教授会に関し、帝国大学令中改正（明治二十六年勅令第八十二号）により、「第十四条 各分科大学ニ教授会ヲ設ケ教授ヲ以テ会員トス」と規定した。

4 助教授は現在の准教授である。2007年4月1日学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）が施行されたことによる。現行法令上「准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第七項）とされている。それに対し、当時の助教授は「助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス」（帝国大学官制（明治二十六年勅令第八十三号）第八条）と規定されていた。ちなみに、2007年の学校教育法改正前まで「助教授は、教授の職務を助ける」と定められていた。法令上、准教授は職務内容の面では現在の教授や以下

で述べる助教と同じであるのに対し、助教授には教授を「助ケ」なければならず、そこには階層的上下関係が存在していた。

5 助手について、当時の法令は「助手ハ判任トス教官ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス」(帝国大学官制(明治二十六年勅令第八十三号) 第九条)と規定していた。現行法令では「助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第九十二条第九項)とされている。法令上両者の間に差異はない。ちなみに、2007年4月1日学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)によって新設された助教についていうと、「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第九十二条第八項)とされている。法令上、教授及び准教授に準ずる職位であり、教育及び研究の補助を主とする助手とは異なる。教授及び准教授との違いはその資格条件だけである。

6 この点に関し、寺崎は木村(1964: 169-170)の述懐を引用している。

7 関連して、中山茂は「講座制学問分類の保守的性格」として「帝国大学になって学科の構成が決まり、講座制によってその細目が決められた学問分類から外れた学問をやろうとすると、世間から、あるいは少なくとも政府から、なかなか認められなくて、大変苦勞することになる」(中山 1978: 155)と指摘している。

8 法科、工科両大学に比べて、医科大学、理科大学はほとんど変化がなかった(天野 1997: 319-320)。

9 具体的には、憲法、民法、商法、刑法、行政法、国際法(国際公法・国際私法)、法制史・比較法制史、法理学である。

10 こうした傾向は、法科大学にのみ際立っていた(海後編 1968: 380-383)。

11 この時の分離は、後に統計学が経済学との結びつきを強める一因になっているものと思われる。

12 東京帝国大学官制(明治三十年勅令第二百十号)の制定による。

13 第一高等学校のことを指す。前述の井上毅文相が公布した高等学校令(明治二十七年勅令勅令第七十五号)に基づき、1894年6月に第一高等中学校から改称された。

14 彼らは後年、「二八会」と呼ばれるクラス会を結成した。「二八」は、彼らが大学を卒業した明治28年にちなんでいる(南原・蠟山・矢部 1963)(清水 2013)。

15 帝国大学令(明治十九年勅令第三号)第二条第二項は、大学院に関し、「大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ」と規定していた。それは、以下のような特徴を有するものであったと考えられている(寺崎 2007: 83-84)。

(一) 旧制大学院はとくに定まった学科課程をもつこともなかったため、かえって学部段階の基礎的学習から解放されて、自己の研究テーマを発見し、後の研究生生活の基礎にしたと見なされる例もあり(文科大学など)、また当時多かった専門学校・高等学校・中学校などの教職への就職待機や、猶予・研鑽の期間として活用する例などもあった(文科大学・理科大学など)。

(二) 分野によっては、大学院生生活のルーティンを支える基盤である教室組織や研究組織などが確立しており、学生の実験・実習の指導、測量・調査などの野外活動、観測や資料収集などにおいて、院生は研究室や教室の活動の主な担い手になり、そのことでまた学術的訓練を受けていた(工・農・理の分野など)。

(三) 法学系や、一九一九年以後に出発した経済学系などの部局では、こうした基盤は脆弱であり、それだけにかえって院生受け入れ人数の年毎の不安定さが生まれていたとみられる。

16 例えば、蠟山(1968)、田口(1985)、春名(2015: 151-214)などである。

17 岡田文相の請議の内容は以下のとおり（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A13100240300（第6画像目から）、公文類聚，第四十一編・大正六年・第二卷（国立公文書館）。）

教育界ノ宿論タル学制ノ調査ニ関シテハ〔中略〕特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ広ク関係ノ部局ニ互リ根本的ニ教育ニ関スル制度ヲ調査セシムルハ勿論国家ノ新運ニ伴ヒ適当ナル諸般ノ計画ヲ確立シ以テ将来ノ大計ヲ定メサルヘカラス故ニ今回教育調査会ヲ改メテ臨時教育会議トシ内閣総理大臣ノ直属トナシ其ノ組織ヲ改造シテ調査上一層ノ周到ヲ期シ且ツ速ニ学制其ノ他教育上ノ施設ニ関スル諸般重要ノ事項ヲ審議決定セシメントス

18 行政学者の笠京子は、審議会について「一般には、諮問された特定の問題について調査審議し答申するのが常態であり、政策課題が設定された後、選択肢を特定し法案として具体化するための機関」であり、「選択肢特定過程から権威的決定過程を中心に機能している」という（笠 1995 : 102-103）。「近代的な意味での審議会は、今〔20〕世紀とりわけ行政活動が急激に増大する戦間期から重要な役割を担うようになった。わが国で審議会が確認されるのは 1899（明治 32）年であり、政策立案過程における相互調整〔略〕の場として機能する点では、戦後の審議会と共通している」と述べている。ただし、「〔戦前の審議会の〕ほとんどが勅令によって設置され、構成員の過半数が行政官庁の官吏であること、名称が一般的に委員会であることなど、現在の審議会と異なる点も多い」（笠 1995 : 98）。この笠の定義に従えば、臨時教育会議はその設置形態や機能の点から、審議会とみなすことができる。

19 この大正中期の学制改革に関し、序章でも触れたように、天野（2013a : 15-16）は日本の高等教育の 3 つの転換点のうちの一つを 1918 年 12 月大学令（大正七年勅令第三号）の公布としている。ところが、「第一次と第二次大戦に挟まれた、いわゆる「戦間期」の高等教育について書かれたものは、そこで生じた構造的な変化の重要性からすると、意外なほどに少ない」（天野 2013a : 16）という。

また、教育学者の伊藤彰浩は、天野（1989）をはじめとする教育学の先行研究が「概して巨視的かつ長期的な観点に立つにとどまり、短期的・微視的な変動」は考察の対象からはずれていて、さらに「しばしば歴史的变化が社会的・経済的变化の従属変数としてとらえられ、政治過程的要素がもつ影響力はほとんど無視される」（伊藤彰浩 1999 : 13）と指摘している。

20 倉沢（1980 : 3）によれば、臨時教育会議が設置される以前にも、文相の諮問機関として高等教育会議（1896 年 12 月 18 日～1913 年 6 月 13 日）、教育調査会（1913 年 6 月 13 日～1917 年 9 月 21 日）が置かれていた。だが、高等教育会議と教育調査会は会議の権威が乏しく、委員の間の意見対立が激化し、成案を得ることができなかった。臨時教育会議の場合、こうした事態に対応するため、内閣総理大臣直属という形態が採られた。「寺内総理も戦後経営の根本は、学制の改革と教育の振興にありとし、これを内閣の重要政綱の一つにかかげ、岡田文相の政策遂行を力づよくバックアップした」（倉沢 1980 : 8）といわれている。

21 官制案は 1917 年 4 月 28 日に閣議決定されるが、その前段階で内閣と文部省との間で、官制の字句をめぐる相当の確執が存在したとされる。さらに公布直前の 9 月に入り、4 月の閣議決定時点では存在していなかった本文中で示した上論文が急きょ挿入され、9 月 15 日付の持ち回り閣議で承認された。この点について、教育学者の佐藤秀夫は、「臨時教育会議が先行する諸会議とは異なる、重要かつ画期的な役割を期待されて発足したことを示唆」するという（文部省 1979a : 15）。

22 臨時教育会議の総裁に平田東助、副総裁には久保田譲が任命された。また、先述の天野の分類に従えば、委員には①帝国議会関係者、②枢密顧問官、③行政機関関係者、④直轄学校関係者、⑤私学関係者、⑥実業界関係者が任命された（天野 2009a : 290）。この委員

の中には、一木喜徳郎、阪谷芳郎、木場貞長などの帝国大学法科大学教授経験者や国家学会現職評議員の名前をみることができる。なお、①帝国議会関係者には、とりわけ貴族院議員が多い。その理由を、佐藤は「勅選議員に官界・学界経歴者が多いためである」と論じる。なお、この点を定量的、実証的に分析した研究として、佐々木（2015a）がある。

²³ 臨時教育会議に対して、政府から諮問された事項は次のとおりである。諮問第一号（小学教育ニ関スル件）、諮問第二号（高等普通教育ニ関スル件）、諮問第三号（大学教育及専門教育ニ関スル件）、諮問第四号（師範教育ニ関スル件）、諮問第五号（視学制度ニ関スル件）、諮問第六号（女子教育ニ関スル件）、諮問第七号（実業教育ニ関スル件）、諮問第八号（通俗教育ニ関スル件）、諮問第九号（学位制度ニ関スル件）の9件である。このほか委員から提案された建議3件があり、これも政府からの諮問と同様に審議された。

²⁴ この15人の主査委員は次のとおりである（文部省1979a：64-72）。小松原英太郎（枢密顧問官）、一木喜徳郎（枢密顧問官）、鎌田栄吉（慶應義塾塾長、貴族院勅選議員）、真野文二（九州帝国大学総長）、山川健次郎（東京帝国大学総長、貴族院勅選議員）、沢柳政太郎（帝国教育会長、私立成城中学校・小学校各校長、貴族院勅選議員）、柴田家門（貴族院勅選議員）、木場貞長（行政裁判所評定官部長、貴族院勅選議員）、市来乙彦（大蔵次官）、鶴沢総明（明治大学理事、同教授、衆議院議員）、嘉納治五郎（東京高等師範学校長）、江木千之（貴族院勅選議員）、関直彦（衆議院議員）、三土忠造（衆議院議員）、平沼淑郎（早稲田大学維持員、同理事、早稲田大学代表者）。なお、括弧内の職業は、出典の表記に従った。

²⁵ さらにこの答申には、希望事項8項目が付加された。ただし、この希望事項8項目の付加については総会において議論が紛糾したため、懇談会が開催され、修正が加えられている（文部省1979a：170-172）。

²⁶ この停年制の導入とあわせて、「老後ニオケル後顧ノ憂ナカラシムルニアラサレハ常ニ研究ニ専念ナラシムルコト能ハス」（文部省1979a：114-115）ことから、退職俸の導入も提言している。

²⁷ 審査委員長には末松謙澄、委員には浜尾新、小松原英太郎、穂積陳重、安広伴一郎、岡部長職、一木喜徳郎、久保田譲、富井政章の各顧問官が就任した。なお、小松原と一木は、臨時教育会議の委員で大学令案の原型となる答申を会議で検討していた。

²⁸ 加えて、末松は、「但本邦大学ノ分科大学ハ寧ロフアクルチー制ノ性質ナルコトハ、各員ノ説大体一致セルニ似タリ」と指摘している。

²⁹ 当初、中橋は逡相の予定であったが、文相を予定していた元田肇が就任に難色を示したため、横滑りすることになった（升味2011d：332）。

³⁰ 『原敬日記』には、1918年9月30日条「総理大臣官邸に於て寺内より公然事務の引継を受けたり。引継科目は左まで多からず、教育令の関係其他二三に過ぎず」（原1950：38）とある。

³¹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06050147700（第5画像目）、枢密院会議文書、その他、枢密院文書・緊要雑書類（国立公文書館）。

³² 経済学部独立のアイデアについては、当時の外国人教師ヴェンティヒによる「東京帝国大学ニ於ケル経済学教授法改良意見」が影響を与えたとされている（東京大学経済学部1976：617-620）。

³³ 東京大学文書館、S0014/SS3/24、重要書類彙集・文部大臣達・秘書他、[厳秘]帝国大学内規集 昭和十三年八月。

³⁴ 帝国大学官制（明治二十六年勅令第八十三号）第七条、第八条及び第九条。なお、戦前期日本の帝国大学教授は一部が勅任官とされ、それ以外と助教授が奏任官であった。これに対し、助手は判任官であった。法令上、帝国大学の職制の一つとして助手が登場するのは、この時が初めてである。同官制は、これら教官の定員に関しても定めており、また1897年京都帝国大学設置時には東京帝国大学官制（明治三十年勅令第二百十号）に改められて

いる。伊藤・岩田・中野（1990：59-71）に従えば、帝国大学創設以前の東京大学には助手に相当するポスト（「教場助手」など）が存在しており、帝国大学設置以降には学内の職制の一つとして助手や技手などが設けられ、分科大学別に置かれていたという。

³⁵ 岩田（2011：133, 139）によれば、助手実員は1896年時点で0であり、1906年、1916年時点でそれぞれ1名であった。彼らは全員、東京帝国大学法科大学助教授を経て、教授となっているという。

³⁶ 東京大学文書館，S0061/03，東京帝国大会計課文書，予算関係書 自明治四〇年 至大正七年。

³⁷ 東京大学文書館，S0014/SS2/07，重要書類彙集・文部大臣達・秘書他，秘書 自大正三年至大正十年。

³⁸ 東京大学文書館，S0061/05，東京帝国大会計課文書，大正十年度予算書類 甲ノ一。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 岩田（2011）は、大学教員の各職階間の移動を分析することを通じて、1920年代前後に入り、助教授以下の副手、助手、講師などの職階を利用する「副手・助手→講師→助教授→教授」という「エスカレーター式昇進」制度が成立したとする。こうした仕組みが成立した背景として、岩田は、第一に第一次世界大戦後の新卒一括採用と終身雇用制という日本的雇用慣行の確立、第二に中山（1978）のいう官製「明治アカデミズム」から大正「研究至上主義」への転換、第三にリトル・サイエンスからビッグ・サイエンスへの転換をあげている。また、前述の停年制の導入により、将来の教官を計画的に育成することが可能になったことを仮説としてあげている。

⁴¹ 大正中期以降の東京帝国大学法学部助手の実態については、佐々木（2011b, 2012a, 2012b）を参照。

⁴² 南原繁は政治学者、1945年3月から東京帝国大学法学部長、同年12月同総長。1889年9月香川県生まれ。1914年7月東京帝国大学法科大学を卒業し、11月文官高等試験に合格し、翌月内務属。1917年3月富山県射水郡長となる。1919年1月内務省警保局事務官となり、労働組合法案の作成に携わる。1921年5月内務省を辞任し、東京帝国大学法学部助教授に任じられる。同年8月から1924年7月までヨーロッパに留学する。1925年8月教授に昇任する。

第4章 明治後期から昭和戦前期における国家学会

本章は、前章で分析した1893年から1935年までの期間、国家学会がどのような活動をしてきたのかを、第2章に引き続いて行う。分析期間については、1918年12月大学令の公布を境にしている。

第2章で取り上げたように、国家学会に関しては、瀧井（1999, 2016）などが明治期について詳しく検討している。しかしながら、筆者が先行研究をみる限り、大正期以降の動向については分析がなされていない。

この大正期に関連して、日本政治外交史研究の第一人者である三谷太一郎は、大正デモクラシーを「国家的価値に対する非国家的価値の自立化の傾向」（三谷 2013 : 1）と概括している。こうした三谷の指摘に従うとき、「国家」を学会名称に掲げる国家学会、その学会誌たる『国家学会雑誌』はどのような展開を見せていたのだろうか。

本章では上掲の期間に関し、国家学会の運営体制とその機関誌『国家学会雑誌』を素材として、その実態を明らかにしていく。

15

第1節 明治後期から大正期前半の国家学会

（1）運営体制の変化

第2章で確認したように、国家学会には評議員長、評議員、会計及び雑誌両主任、会計委員、雑誌委員、幹事などの役職が置かれていた。会全体の運営は、評議員長及び評議員から成る評議員会が与っていた。この評議員会の下、会計主任及び会計委員は会の財務や経理を担当し、雑誌主任及び雑誌委員は学会誌『国家学会雑誌』の編集や発行、販売などを担当した。幹事は会全体の活動を補佐した。

役職の設置改廃に関してみると、1918年を最後に会計委員が、1919年に幹事が置かれなくなっている（第34巻第1号：裏表紙，第35巻第1号：裏表紙）。

次いで、この時期の評議員長の顔ぶれをみてみよう¹。1893年10月には、初代評議員長である渡辺洪基が加藤弘之に代わり、評議員長に再び就任する。渡辺は1890年6月オーストリア公使として赴任するため、評議員長職を加藤に代わっていた（瀧井 2016 : 280-282）。渡辺の復帰は、渡辺の国家学会における声望の高さ、渡辺自身の学界と現実社会との接合を求める熱意を示している。

ところが、渡辺は1901年5月24日急逝する（瀧井 2016 : 338）。

それから5ヶ月間、国家学会は評議員長を欠いた状態にあった²。1901年11月、ようやく国家学会発足時から評議員を務めている田尻稻次郎が第4第評議員長に就任する（第15巻通号第177号：121）。第1章、第2章においてみたように、田尻は東京帝国大学法科大学教授を務めた後、大蔵省に勤務する。他方で、田尻は大蔵省、後に会計検査院での勤務の傍ら、引き続き東京帝国大学法科大学をはじめ多数の大学の講師を兼任し、学生を教え

35

ていた。国家学会評議員長就任時には、会計検査院長の任にあった。この人事は、現実社会と学界を結びつける明治期の国家学会の特徴を体現したものとみることができる。

1906年9月29日評議員会は田尻評議員長の任期満了による退任と、その後任に穂積陳重を推薦することを決定する（第20巻第11号：122-123）。この決定は、10月27日に上野公園内精養軒で開かれた国家学会第20年度総会において承認される（第20巻第12号：132-136）。穂積も田尻と同じく国家学会発足時から評議員を務めていた。だが、田尻とは異なり、彼は一貫して東京帝国大学法科大学教授を務めていた³。

穂積は渋沢栄一の長女歌子と結婚しており、同じく渋沢の次女琴子と結婚したのが阪谷芳郎である。穂積と阪谷とは姻戚関係にあった（穂積1989）。これが理由だろうか、穂積の評議員長就任時、当時国家学会の会計主任であった阪谷芳郎が「私は同博士の門人であり又親族でありますから私の口からご報告するのは甚だ憚る次第ではございますが、蓋し国家学会に於て此椅子を占むるに於て尤も価した人と存します、此椅子は亦人に依つて光を生ずる次第でありますから今後国家学会が益々隆盛に趣き又同博士の指導に依つて愈々盛大になることは疑を容れません」（第20巻第12号：132-133）と述べている。

以上3名の評議員長の指導の下、どのような運営体制が敷かれていたか。渡辺については第2章でもみていることから、ここでは田尻と穂積の2人について検討したい。

まず、田尻の評議員長就任後の1901年12月時点の役員についてみると（表4-1）、第2章で確認したメンバーに加え、新たに浜尾新、菊池大麓、末松謙澄が就任している。浜尾と菊池は帝大総長を歴任しており⁴、末松は伊藤博文の女婿であった。会計主任は後述する阪谷芳郎、会計委員は片山貞次郎が務めている。雑誌委員には一木喜徳郎を筆頭に、穂積八束、戸水、岡野、金井、梅、松崎、寺尾の8名の東京帝国大学法科大学教授が就いていた。他方で早川、桑田、木内、斯波の4名は現職の政治家、官僚であった。

この段階では、会の運営に与る評議員と雑誌の発行を担う雑誌委員とは、人的に明確に分離していることがわかる。また、雑誌委員が東京帝国大学法科大学教授によって占められているのに対し、評議員は学外の政治家や官僚らが主体であった。

次いで、穂積の評議員長就任後の1907年1月時点の役員をみると、田尻評議員長の頃とは様相を変えていることがわかる（表4-2）。評議員に、東京帝国大学法科大学教授陣が就任していることが特徴的である。彼らは1904年5月14日の国家学会総会において諮られた規則改正をうけて、新たに就任していた（瀧井1999：291）。一方、会計及び雑誌両主任、会計委員、雑誌委員については、田尻の頃と相違ない。

田尻から穂積への交代に前後して、国家学会評議員の人的構成に変化が生じていることがうかがえる⁵。

表 4-1 1901 年 12 月時点の国家学会

評議員長	田尻稻次郎				
評議員					
浜尾 新	<u>穂積陳重</u>	和田垣謙三	加藤弘之	金子堅太郎	菊池大麓
末松謙澄					
雑誌委員					
一木喜徳郎	<u>早川千吉郎</u>	<u>穂積八束</u>	<u>戸水寛人</u>	<u>岡野敬次郎</u>	織田 一
<u>金井 延</u>	<u>梅謙次郎</u>	<u>桑田熊蔵</u>	<u>松崎蔵之助</u>	丸山熊男	<u>寺尾 亨</u>
<u>木内重四郎</u>	<u>斯波淳六郎</u>				
会計主任	阪谷芳郎				
会計委員	片山貞次郎				
編纂主任	松崎蔵之助				
編纂委員					
神戸正雄	竹井耕一郎	長岡春一	松岡均平		

作成参照：第 15 巻通号第 178 号（表紙）

* 表中，東京帝国大学教授には下線を，当時現職の政治家や官僚を囲みにした。

5

表 4-2 1907 年 1 月 1 日時点の国家学会

評議員長	穂積陳重				
評議員					
一木喜徳郎	浜尾 新	早川千吉郎	<u>穂積八束</u>	富井政章	<u>戸水寛人</u>
織田 一	<u>小野塚喜平次</u>	<u>岡野敬次郎</u>	<u>岡田朝太郎</u>	和田垣謙三	金子堅太郎
<u>金井 延</u>	<u>篁 克彦</u>	<u>河津 暹</u>	田尻稻次郎	<u>高橋作衛</u>	<u>高野岩三郎</u>
<u>立作太郎</u>	添田寿一	中村進午	<u>梅謙次郎</u>	桑田熊蔵	山川健次郎
<u>山田三良</u>	<u>山崎覚次郎</u>	山座円次郎	<u>松崎蔵之助</u>	木場貞長	<u>寺尾 亨</u>
有賀長雄	阪谷芳郎	菊池大麓	木内重四郎	水野錬太郎	<u>宮崎道三郎</u>
<u>美濃部達吉</u>	斯波淳六郎	末松謙澄			
会計主任	阪谷芳郎				
雑誌委員					
<u>小野塚喜平次</u>	<u>河津暹</u>	<u>立作太郎</u>	<u>高橋作衛</u>	<u>高野岩三郎</u>	桑田熊蔵
<u>山崎覚次郎</u>	山内正瞭				
雑誌主任	<u>美濃部達吉</u>				
会計委員兼幹事	森俊六郎				
幹事					
小村欣一	安達欽靖	富田勇太郎	宇治原退蔵		

作成参照：第 21 巻第 1 号（表紙裏）

* 表中，東京帝国大学教授には下線を付した。

(2) 戸水事件

ところで、田尻評議員長時代には、国家学会では戸水事件をめぐって、急きょ特集号を組むという出来事が起きている。

- 5 戸水事件とは、石田（1954：250-272）に従うと、次のようなものである。1903年6月、東京帝国大学法科大学教授戸水寛人を最強硬派とする帝国大学教授と学習院教授の7名が首相桂太郎、外相小村寿太郎に対露強硬策、いわゆる「七博士意見書」を提出した⁶。戸水の筆鋒はその後も続き、日露戦争開戦後には『外交時報』（1905年7月10日号）において、当時の政府を軟弱外交と批判した。これに対し、政府は戸水に8月25日文官分限令第11条第4号「官庁事務都合ニ依リ」休職を命じた。9月19日東京帝国大学法科大学教授会は休職不当の抗議書を久保田文相大臣に提出する。

以上の動きと軌を一にして、国家学会は10月1日に刊行された『国家学会雑誌』第19巻第10号を、この問題の特集に充てた。当時の編集主任は、美濃部達吉であった。執筆者とその論説の題名は以下のとおりである（第19巻第10号）。

- | | | |
|----|----------------------|--------|
| 15 | 小引 | 美濃部達吉 |
| | 学者ノ言論ニ圧迫ヲ加フルノ不可ナルヲ説ク | 金井 延 |
| | 学説ト政論 | 寺尾 亨 |
| | 分限令ノ解釈ト教授ノ言論 | 岡田朝太郎 |
| | 学問ノ独立ト学者ノ責任 | 小野塚喜平次 |
| 20 | 大学教授ノ言論ノ自由 | 高野岩三郎 |
| | 大学教授ノ自由ト其ノ制裁 | 姉崎正治 |
| | 学術上ノ言論ニ就テ | 中川孝太郎 |
| | 学問ノ独立ニツキテ | 河津 暹 |
| | 循史伝 | 上杉慎吉 |
| 25 | 帝国大学教授ノ地位 | 志田甲太郎 |
| | 大学教授ノ職責 | 山田三良 |
| | 権力ノ濫用ト之ニ対スル反抗 | 美濃部達吉 |
| | 学者ノ国家ニ於ケル地位ヲ論ズ | 笈 克彦 |
| | 国際法学者ノ言論 | 高橋作衛 |

- 30 これは『国家学会雑誌』史上、初の特集号とされており、その執筆者も15名と多岐に亘っている。戸水と同僚である東京帝国大学法科大学教官のみならず、文科大学教授の姉崎や東京商業高等学校教授の志田も参加している。東京帝国大学法科大学は、時の政府による教官への人事介入に対し対抗した。さらに京都帝国大学法科大学教授会も戸水休職に
- 35 反対し、抗議行動は12月4日東京帝国大学総長山川健次郎に対する依願免官発令で頂点に達した。結局久保田文相辞職、戸水復職によって事件は落着する⁷。

三谷太一郎はこの事件に関し、学問の自由がナショナリズムとの結びつきを断ち、それ自身としての価値を要求し始めたことを指摘している（三谷 1995：44-60）。

例えば、小野塚喜平次は「学問ノ独立ト学者ノ責任」の中で、次のように主張する。

5 小野塚自身は戸水の意見に賛同しないけれども、一学者として戸水がその定見を披露することを支持する。戸水は日本で稀有な羅馬法の研究者であり、東京帝国大学法科大学羅馬法講座担任である。羅馬法講座は「學術ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的ト為ス堂々タル帝国大学」（第 19 卷第 10 号：27）において、欠くことがあってはならない。

10 また、前述の文官分限令第 11 条第 4 号を戸水に適用するのは、これまでの慣習法に反する。帝国大学分科大学教授、助教授の任免は当該分科大学の意見を聴いたうえで行ってきたからであり、「帝国大学ハ事実上多大ノ自治権ヲ享有スル」（第 19 卷第 10 号：29）。

国の行政組織の編成上、帝国大学は文部大臣の管理に服しており、帝国大学教官も官吏である。しかし「学者ノ眼中固ヨリ大臣ナク又政府アルナシ、只ダ真理アルノミ〔中略〕学者ノ此独立的態度ハ実ニ學術進歩ノ必要条件ニシテ且ツ国家ノ永遠的發達上亦欠ク可ラサル所タリ」という。

15 ここで小野塚が示したロジックは、羅馬法研究者としての戸水の稀少性、東京帝国大学法科大学羅馬法研究の必要性、帝国大学が事実上の自治権を有すること、帝国大学教官は学術研究上政府に従う必要はなく、むしろそのことが国家の発展にとって必要であるというものであった。

20 これを敷衍すると、この事件は、政府と帝国大学法科大学との強固な結びつきにくさびを打ち込むものであった。このことは、制度としての政治学が政府から自立化していく契機の一つであったとも考えることができる。

また、この時評議員長の田尻は前掲の特集号に参加していない。先述した 1904 年 5 月の規則改正に伴う評議員の構成の変化を踏まえると、1900 年代中盤に、国家学会における法科大学教官の影響力の拡大をうかがうことができる。

25

（3）『国家学会雑誌』論説題名のテキストマイニング—1893 年～1918 年—

前節でみた国家学会の動向を踏まえつつ、1893 年 8 月から 1918 年 12 月までの期間について、『国家学会雑誌』の傾向や特徴について検討してみたい。

30 ここでは KH Corder 3 を用いて分析を行った。分析に用いた KH Corder 3 は川端亮・樋口耕一が開発したフリーソフトの一つであり、テキスト型データを統計的に分析するものである⁸。本稿執筆時点で、このソフトを用いた研究成果は 1660 件を数え、テキスト解析において一定の評価を得ているソフトである。ここでは上記のソフトを用いて、『国家学会雑誌』に掲載された記事の題名の頻出語句を抽出し、その傾向を探ってみる。同ソフト
35 の使用法については、樋口（2014）に従った。

『国家学会雑誌』の論文題名のデータは、TKC ローライブラリーの国家学会雑誌データベースを使用した⁹。このデータベースには、1887年3月創刊号から最新号の1年前までの号に関し、テキスト形式の書誌情報とPDF形式の本文データが収録されている。このうちテキスト形式の書誌情報から、1893年8月から1918年12月までの論文題名のリストを作成した。なお、データベース上の明らかな誤植については、筆者が直している。

同データベースは、『国家学会雑誌』の目次、表紙に表記などから、掲載記事を論説、叢説、講演、研究、翻訳、史料紹介・書評、学界展望、判例批評、その他に分類している。ここでは、データベース上で論説に分類されているもののみを取り上げて検討する。

また、記事のうち複数号にまたがるものについては、一つの論文として数えた。例えば美濃部達吉の論説「欧州ニ於ケル成文憲法ノ發達」は、第193号（1903年3月刊）から第195号（1903年5月刊）、第202号（1903年12月刊）の3号にまたがっている。こうした続きものについては、3つ全てをあわせて一つの論文と数えている。従って、分析する論説数は753本となる。

分析の結果が、表4-3である。

最頻出が「制度」であり、次いで「問題」「英国」「経済」と続いている。「保険」「貨幣」「銀行」「労働」「経済学」「工業」「財政」など、経済学関係の用語が上位に来ていることがわかる¹⁰。政治学関係では「憲法」「行政」「議会」「選挙法」などがみられる。頻出語の分析から、発足当初から引き続き、経済学関係が優勢である傾向がうかがえる。

「社会政策」が多いのは、1897年に発足した社会政策学会との関連が考えられる。同会はドイツの社会政策学会にならい、社会問題の解決に資することを目的に、東京帝国大学法科大学の経済学者を中心に発足した。その活動内容については『国家学会雑誌』上で度々紹介されており、両会の結びつきがうかがえる¹¹。

執筆者にはどのような人物がいたか。分析期間中の上位10人をまとめたものが、表4-4である。結果からいえば、美濃部達吉が2位の河津を10本上回って38本で1位となっている。2位が河津、3位が立であった。上位10人中5人が経済学関係であり、政治学関係では立、小野塚の2人となっている。人数の面において、経済学関係の教官らが『国家学会雑誌』上でその研究を活発に発表していたことを指摘できる。その一方、行政法学者の美濃部達吉や政治学者の小野塚喜平次も盛んに投稿を行っている。

第3章で検討したように、この時期は講座制が導入され、法科大学教授陣がようやく充実を始めていた。そうした中で、小野塚の政治学講座も設置されていた。この時点の政治学研究は、小野塚の働きに負うところが大きかった。

逆にいえば、国家学会発足当初のように、現職の政治家や官僚が投稿することが少なくなってきたともいえる。分析期間中、現職の官僚で10本以上論説を発表していたのは水野鍊太郎一人であった。前述の戸水事件以降、政府と帝国大学との関係が従来の一体的なものから変化していたことを示している。

表 4-3 頻出 150 語 (1893 年 8 月~1918 年 12 月)

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
制度	44	斑	9	概論	5
問題	39	批評	9	拡張	5
英国	27	米国	9	割	5
經濟	27	意義	8	起源	5
關係	23	価値	8	義務	5
独逸	22	我国	8	教授	5
憲法	21	学説	8	現行	5
日本	21	関税	8	言論	5
保險	21	疑義	8	行為	5
貨幣	17	國際	8	国法	5
研究	17	国民	8	視察	5
銀行	16	事業	8	事項	5
社会	16	時代	8	社会主義	5
对	16	殖民	8	洲	5
帝国	16	戰時	8	清国	5
国家	15	相統	8	責任	5
条約	15	鉄道	8	説	5
本邦	15	独	8	戰後	5
労働	15	方法	8	組織	5
主義	14	法律	8	台湾	5
觀察	13	学士	7	朝鮮	5
經濟学	13	企業	7	調査	5
政治	13	自由	7	統計	5
税	13	所	7	博士	5
日	13	将来	7	欧	4
改正	12	租税	7	欧米	4
行政	12	独立	7	牙	4
國際法	12	米	7	会社	4
性質	12	貿易	7	解釈	4
政策	12	予算	7	外交	4
工業	11	露	7	各国	4
取引	11	意見	6	革命	4
組合	11	欧州	6	学者	4
発達	11	外国	6	官營	4
仏	11	公法	6	韓	4
英	10	効用	6	貴族	4
議會	10	効力	6	議	4
教育	10	行政裁判	6	議員	4
財政	10	所得	6	強制	4
並	10	所有	6	近時	4
保護	10	商業	6	金融	4
謂	9	西	6	愚考	4
我	9	比較	6	軍法會議	4
社会政策	9	必要	6	權利	4
戦争	9	法制	6	原則	4
選挙法	9	本質	6	現代	4
地位	9	万国	6	交戦	4
土地	9	領地	6	公	4
答	9	會議	5	工場法	4
同盟	9	改革	5	合衆国	4

筆者作成

表 4-4 執筆本数上位（1893 年 8 月～1918 年 12 月）

順位	氏名	所属	本数
1	美濃部達吉	東京帝国大学法科大学（行政法）	38
2	河津 暹	東京帝国大学法科大学（経済学）	28
3	立作太郎	東京帝国大学法科大学（外交史）	23
4	小野塚喜平次	東京帝国大学法科大学（政治学）	21
5	中田 薫	東京帝国大学法科大学（法制史）	19
6	高野岩三郎	東京帝国大学法科大学（統計学）	17
7	桑田熊蔵	東京帝国大学法科大学（経済学）	15
7	松崎蔵之助	東京帝国大学法科大学（財政学）	15
9	山崎覚次郎	東京帝国大学法科大学（経済学）	14
9	松波仁一郎	東京帝国大学法科大学（商法）	14

筆者作成

- 5 国家学会は、運営体制の面においても、研究活動の面においても、国家学会は当初の学外と学内との結びつきが弱くなり、東京帝国大学法科大学教官らによる学術組織としての性格を強めていた。

第 2 節 大正期後半以降の国家学会

10 (1) 国家学会規則の全部改正

本節では、1918 年大学令公布から 1935 年 2 月天皇機関説事件までの国家学会について検討していく。

- 15 まず評議員長に関して、第 3 章に検討した大学令が公布された 1918 年 12 月、第 6 代評議員長に阪谷芳郎が就任する（第 33 巻第 1 巻：147）。第 1 章において論じたように、国家学会設立時、阪谷は幹事に就任し、その後 1889 年 4 月から 1918 年 12 月まで 29 年余りに亘って会計主任を務めた。第 6 章で詳述する 1938 年 5 月の評議員長辞任まで、その生涯のほとんどを国家学会と共に歩んだ¹²。

- 20 ここで阪谷の評議員長就任時の役員をみると、表 4-5 のとおりである。評議員中、特に雑誌委員と兼任している評議員の多くが東京帝国大学法科大学の教官であった。

本節の分析期間中、国家学会規則（1887 年 2 月 9 日制定）の全部改正は、国家学会の動向を知る上で注目される。

- 25 1927 年 4 月国家学会は評議員会を開催し、その場で国家学会規則改正草案を作成することを決定した。その際、中田薫、当時会計主任の山崎覚次郎、同じく雑誌主任の高木八尺の 3 名が草案作成に当たることとなった。また、法学部教授による『国家学会雑誌』へ

表 4-5 1919 年 1 月 1 日時点の国家学会

評議員長		阪谷芳郎					
評議員							
一木喜徳郎	井上友一	浜尾 新	早川千吉郎	<u>穂積陳重</u>	<u>新渡戸稲造</u>		
富井政章	戸水寛人	岡野敬次郎	和田垣謙三	金子堅太郎	<u>金井 延</u>		
片山貞次郎	<u>寛 克彦</u>	田尻稲次郎	添田寿一	中村進午	<u>山田三良</u>		
<u>松崎蔵之助</u>	木場貞長	<u>寺尾 亨</u>	有賀長雄	水野錬太郎	<u>宮崎道三郎</u>		
斯波淳六郎							
評議員兼会計主任		森俊六郎					
評議員兼雑誌主任		高野岩三郎					
評議員兼雑誌委員							
<u>小野塚喜平次</u>	<u>渡辺鉄蔵</u>	<u>河津 逞</u>	<u>吉野作造</u>	<u>立作太郎</u>	<u>高橋作衛</u>		
<u>高野岩三郎</u>	<u>中田 薫</u>	<u>上杉慎吉</u>	<u>上野道輔</u>	<u>野村淳治</u>	桑田熊蔵		
<u>矢作栄蔵</u>	<u>山崎覚次郎</u>	<u>松岡均平</u>	<u>美濃部達吉</u>	清水 澄	<u>森荘三郎</u>		
雑誌委員							
<u>糸井靖之</u>	<u>神川彦松</u>	<u>上野道輔</u>	<u>舞出長五郎</u>	<u>森戸辰男</u>			
幹事							
桂梟		北原安衛		三木維四郎			

作成参照：第 33 巻第 1 号（表紙）

* 表中，東京帝国大学教授には下線を付した。

5

の執筆の斡旋を，小野塚喜平次，南原繁，高木八尺が担当することも，あわせて決定されている（第 41 巻第 5 号：133）。

翌月に開かれた国家学会総会において，中田，山崎，高木の 3 名が起草した国家学会規則改正案が付議される。高木が提案し，中田から改正案の要旨が説明され，その後出席者の間で質疑応答が活発に行われ¹³，最終的に原案どおり承認された（第 41 巻第 6 号：148-149）。今回の全部改正は，1887 年 2 月に制定され，その後度々改正されてきた規則を全面的に変えるものであった。ここでは会の目的，会員，事業の 3 点を中心に，1888 年 10 月一部改正されたものと 1927 年 5 月に全部改正された両者の内容を比較したい。

まず注目したいのが，改正第二条（本会の目的）である。明治期に定められた左列のそれにおいては「本会ノ目的ハ憲法，行政，法律，財政，経済，外交，統計等国家学ニ属スル諸学科ヲ講究スルニアリ」とある。これに対し，右列の 1927 年 5 月に改正されたものは「本会ハ，政治，法律，行政，外交，財政，経済，統計等国家学ニ属スル諸学科ノ理論
15 応用並ビニ歴史ヲ講究スルヲ以テ其目的トス」と改正された。

前者にあった憲法が外され，代わりに政治が筆頭に加えられている。また，「諸学科ヲ講

表 4-6 国家学会規則新旧対照表

国家学会規則(1888年10月27日改正)[抄]	国家学会規則(1927年5月25日改正)[抄]
<p>第二章 目的</p> <p>第二条 本会ノ目的ハ憲法、行政、法律、財政、経済、外交、統計等国家学ニ属スル諸学科ヲ講究スルニアリ</p> <p>第三章 会員</p> <p>第三条 本会々員ハ左ノ三種ノ者ニ限ル</p> <p>第一 法科大学教授卒業生及ヒ学生</p> <p>第二 外国ノ大学ニ於テ国家学ニ属スル学科ヲ研修シ卒業証書ヲ得タル者</p> <p>第三 国家学ニ属スル学科ヲ修メ若クハ之ニ関スル実歴アルモノ</p> <p>第四章 雑誌</p> <p>第四条 第二章ノ目的ヲ達センガ為メ本会ハ講義討論ヲナシ又雑誌ヲ発行スベシ</p> <p>第五条 雑誌ハ国家学ニ関スル論説記事及ヒ本会報告ヲ掲載シ之ヲ会員ニ頒チ之ヲ世ニ公ニス</p> <p>第六条 本会々員ニ非スト雖モ苟モ国家学ニ関スル卓説ヲ有スルモノハ或ハ客員トシテ講義ヲナササシメ或ハ其寄稿ヲ本会雑誌ニ登録スルコトアルベシ</p>	<p>第一章 名称、目的及ビ事業</p> <p>第二条 本会ハ、政治、法律、行政、外交、財政、経済、統計等国家学ニ属スル諸学科ノ理論応用並ビニ歴史ヲ講究スルヲ以テ其目的トス。</p> <p>第三条 前条ノ目的ヲ達スル為メ本会ノ名義ヲ以テ左ノ事業ヲ行フ。</p> <p>一、月刊雑誌ノ発行</p> <p>二、講演会ノ開催</p> <p>三、評議員会及ビ総会ニ於テ有益ト認メタル事業</p> <p>第二章 会員</p> <p>第四条 本会々員ハ左記ノ者ニ限ル。</p> <p>一、東京帝国大学法学部又ハ経済学部ノ教授、助教授及ビ学生</p> <p>二、国家学ニ属スル学科ヲ専攻シ若クハ之ニ関スル実歴ヲ有スル者</p>

作成参照：第 21 号 (675-681)，第 41 卷第 7 号 (178-180)

- 5 「究スル」が「諸学科ノ理論並ビニ歴史を講究スル」と改められている。講究の対象が、理論と歴史というふうに具体的にされており、歴史が研究対象として認められている。
- 次に改正第三条（本会の事業）をみると、会の目的として（1）『国家学会雑誌』の刊行、（2）講演会の開催、（3）評議員会及び総会が有益と認めた事業とされている。明治期から引き続き、雑誌の刊行と講演会の開催が会の主目的として掲げられている。
- 10 さらに改正第四条（会員）について検討すると、会員には、（1）東京帝国大学法学部又は経済学部の教授、助教授及び学生、（2）国家学に属する学科を専攻し若しくはこれに関する実歴を有する者とされた¹⁴。第一号については、第 3 章で確認した 1919 年 4 月経済学部発足に対応したものである。その一方、この経済学部発足以降、経済学部の教官が国家学会の評議員や雑誌委員に就任することがなくなっている。この意味で、国家学会から

の経済学の分離が、人的側面において進んだといえる。

また、第二号以下に関しては、改正前に存在した「外国ノ大学ニ於テ国家学ニ属スル学科ヲ研修シ卒業証書ヲ得タル者」が削除されている。明治期には、教官にいわゆるお雇い外国人を招くことが稀ではなく、邦人教官も諸外国の大学において学位を取得するものが

5 少なくなかった。こうした特徴を有する人物がこの時期にはほとんどいなくなり、加えて第3章でみたように大学教員のキャリアパスも変質する。これらをうけ、当該規定が削除されたと考えることができる。

(2) 国際政治情勢への関心と判例研究の登場

10

以上でみた国家学会規則の全部改正と運営体制の変化と前後して、学会誌『国家学会雑誌』誌面においても新たな動きが生じ始めていた。一つ目が「海外政治事情」欄の創設であり、もう一つは『国家学会雑誌』上における判例研究の掲載である。

はじめに「海外政治事情」欄の創設についてみてみよう。これは1925年1月に発行された『国家学会雑誌』第39巻第1号から始まった¹⁵。この号では、「一九二四年度海外政治立法事情」と題して、6名の執筆者による国別の情勢紹介が行われている。ここで取り上げられた国とその執筆者、所属については、表4-7にあるとおりである。

15

各号のタイトルを通覧すると、1925年、1926年は「海外政治立法事情」とあるのに対し、1927年以降は「立法」が外されて「海外政治事情」となっている。「経済」事情ではない、という点にも留意したい。掲載時期はすべて毎年1月であった。構成をみると、1925年、1926年には冒頭「一般国際関係」が、1927年以降には「国際政治事情概観」という項目が必ず立てられている。そこでは、当該年度におけるヨーロッパやアメリカ、アジアの国際政治情勢全般について論じられている。

20

1925年、1926年に掲載された「一般国際関係」は、当時国際法学者、東京帝国大学法学部助教授の横田喜三郎¹⁶が執筆しており、1927年以降の「国際政治事情概観」は外交史学者、東京帝国大学法学部教授の神川彦松¹⁷が執筆している。「一般国際関係」から「国際政治事情概観」へのタイトルの変更は、執筆者の変更も一因であろう。

25

ここで国際政治情勢全体の概況が論じられると、今度は国別にその「政治事情」が詳述されていく。ここで取り上げられている国は、1925年1月から1933年1月まで、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、アメリカ合衆国、支那、満州国の8ヶ国である¹⁸。このうち全期間取り上げられているのは、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ合衆国の4ヶ国である。支那は1929年以降連続して取り上げられており、1933年は満州国も含めている。これに対し、イタリアは1925年と1933年、ロシアは1925年、1929年、1930年、1933年に取り上げられており、ばらつきがある。

30

執筆者に関しては、「一般国際関係」「国際政治事情概観」は上述のとおりであり、それ以外の各国についても表4-7による。その多くは、東京帝国大学法学部の現職教官である。

35

表 4-7 「海外政治事情」欄 (1925 年 1 月～1933 年 1 月)

<p>第 39 卷第 1 号 (1925 年 1 月)</p>	<p>「一九二四年度海外政治立法事情」</p> <p>一般国際関係 東京帝国大学法学部助教授 横田喜三郎 アメリカ合衆国 東京帝国大学法学部助手 杉村章三郎 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義 伊太利 法学士 松平齊光 露西亜 法学士 松平齊光 英吉利 東京帝国大学法学部助教授 蠟山政道 独逸 東京帝国大学法学部助手 奥平武彦</p>
<p>第 40 卷第 1 号 (1926 年 1 月)</p>	<p>「一九二五年度海外政治立法事情」</p> <p>一般国際関係 東京帝国大学法学部助教授 横田喜三郎 北米合衆国 東京帝国大学法学部助教授 杉村章三郎 仏蘭西 東京帝国大学法学部助手 江川英文 英吉利 東京帝国大学法学部助手 奥平武彦 独逸 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義</p>
<p>第 41 卷第 1 号 (1927 年 1 月)</p>	<p>「一九二六年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 北米合衆国 東京帝国大学法学部助教授 杉村章三郎 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義 英吉利 東京帝国大学法学部助手 矢部貞治 独逸 東京帝国大学法学部助手 岡 義武</p>
<p>第 42 卷第 1 号 (1928 年 1 月刊)</p>	<p>「一九二七年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 北米合衆国 東京帝国大学法学部助教授 杉村章三郎 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義 英吉利 東京帝国大学法学部助手 矢部貞治 独逸 東京帝国大学法学部助手 岡 義武</p>
<p>第 43 卷第 1 号 (1929 年 1 月刊)</p>	<p>「一九二八年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 北米合衆国 東京帝国大学法学部助手 松本重治 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義 英吉利 東京帝国大学法学部助教授 矢部貞治 独逸 東京帝国大学法学部助教授 岡 義武 露西亜 東京帝国大学法学部教授 蠟山政道 支那 法学士 米田 実</p>

<p>第 44 卷第 1 号 (1930 年 1 月刊)</p>	<p>「一九二九年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 英吉利 東京帝国大学法学部助教授 矢部貞治 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮澤俊義 独逸 東京帝国大学法学部助教授 岡 義武 露西亜 法学士 山之内一郎 北米合衆国 東京帝国大学法学部助手 松本重治 支那 法学士 米田 実</p>
<p>第 45 卷第 1 号 (1931 年 1 月刊)</p>	<p>「一九三〇年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 英吉利 東京帝国大学法学部助手 柳瀬良幹 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 矢部貞治 独逸 東京帝国大学法学部助手 田上穰治 北米合衆国 法学士 松本重治 支那 法学士 米田 実</p>
<p>第 46 卷第 1 号 (1932 年 1 月刊)</p>	<p>「一九三一年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 英吉利 東京帝国大学法学部助手 柳瀬良幹 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 矢部貞治 独逸 東京帝国大学法学部助手 田上穰治 北米合衆国 法学士 松本重治 支那 法学士 米田 実</p>
<p>第 47 卷第 1 号 (1933 年 1 月刊)</p>	<p>「一九三二年度海外政治事情」</p> <p>国際政治事情概観 東京帝国大学法学部教授 神川彦松 英吉利 東京帝国大学法学部助手 五十嵐豊作 仏蘭西 東京帝国大学法学部助教授 宮沢俊義 独逸 東京商科大学助手 田上穰治 伊太利 法学士 鹿島守之助 露西亜 法学士 花岡止郎 北米合衆国 法学士 米田 実 支那及満州国 法学士 米田 実</p>

作成参照：第 39 卷第 1 号，第 40 卷第 1 号，第 41 卷第 1 号，第 42 卷第 1 号，第 43 卷第 1 号，第 44 卷第 1 号，第 45 卷第 1 号，第 46 卷第 1 号，第 47 卷第 1 号

ただし、「国際政治事情概観」の神川を除き，助教授，助手の職位にある者が多数を占めている。要するに，比較的若手の教官が執筆を担当していたといえる。また，彼らの担当

については、フランスを宮沢俊義、ドイツを岡義武、アメリカ合衆国を松本重治が担当しているように、彼ら自身に取り組んでいる研究テーマに関連する国を割り当てられている。

これ以前にも、1921年刊の第35巻（第11号：141-149）と1922年刊の第36巻（第3号：126-130）に「海外政治事情」欄の存在を確認することができる。

- 5 しかし、1921年のものは雑報の一部として取り扱われており、ページ数も少なく、執筆者も二人であった¹⁹。取り上げられるテーマも国別とはなっておらず、掲載時期もまちまちである。この点、1925年1月以降のものとは著しく異なっている。

- 10 また第3章で紹介したように、1919年4月東京帝国大学法科大学から経済学部が分離独立し、同時に改組された法学部は法律学科、政治学科の2学科体制に戻った。明治期に政治学科の一部を成していた経済関係の諸講座は、全て経済学部へ移管している。こうした点から、政治学はあらためてその構成を問われる環境に置かれていた。

こうした事態に対応すべく、東京帝国大学法学部教授にして政治学講座担任の小野塚喜平次は1920年代前半にヨーロッパへ視察旅行を敢行し、法学部における政治学関係の諸講座の充実のアイデアを獲得する。その一つが、国際政治学講座の設置であった。

- 15 こうした点から、この度の「海外政治事情」欄の創設は、従来のものをより系統的な特集として『国家学会雑誌』上において掲載するものであったと考えられる。同時に、当時の東京帝国大学法学部における国際政治情勢への関心の高まりを反映したものとも考えることができる。

次に『国家学会雑誌』上における判例研究の掲載について検討してみたい。

- 20 判例研究は1928年4月刊『国家学会雑誌』第42巻第4号から始まっている。執筆者である美濃部達吉は「行政法判例（一）」（第42巻第4号：69-71）の「はしがき」に、執筆の経緯を次のように記している（第42巻第4号：69）。

- 25 筆者〔美濃部達吉〕は一昨年『行政法判例』と題する一書を公にし、大正元年から大正十三年末に至るまでの行政裁判所及び大審院の判例の中から行政法上の問題に関するものを分類彙集してその評論を試み、次いで法学協会雑誌の紙上〔ママ〕にその後の判例に付いて同様の評論を継続したが、最近一年余りは事故の為に中断して居た。今回本誌の編輯主任からの委嘱に依り、再び前稿の後を承けて本誌の紙上〔ママ〕に本号を初として同様の評論を連載することになった。

- 30 意外なことに、『国家学会雑誌』では、これまで判例研究が掲載されて来なかった。判例研究は、同じく東京帝国大学法学部の教官を中心として組織されていた法学協会の刊行する『法学協会雑誌』に掲載されていた²⁰。そこでは、上掲の行政法判例のほか、民事法や刑事法の判例研究も掲載されている²¹。ここへ来て、行政法に関する判例研究のみが、『法学協会雑誌』から『国家学会雑誌』へと移管されたのである。

- 35 この「行政法判例」は、当初の題名を第45巻第3号（1931）から「公法判例研究」に改めながら²²、1944年8月に『国家学会雑誌』が「戦時中空襲による災害の為」（第60巻

第1号：裏表紙）休刊となるまで続けられる。

執筆者の中心は、美濃部達吉であった。第42巻第4号(1928)から第44巻第7号(1930)までは、美濃部一人が執筆している。上述のとおり、第45巻第3号(1931)において題名が「公法判例研究」と改められる際、名義が公法判例研究会となる。

5 この時、研究会のメンバーにあげられているのが、美濃部達吉、野村淳治、鈴木義男、山之内一郎、杉村章三郎、田中二郎、柳瀬良幹、田上穰治の8名であった。このうち美濃部、野村、杉村、田中の4人が東京帝国大学法学部の教官であり、1931年3月時点で美濃部が行政法第一及び憲法の各講座、野村が国法学及び行政法第二の各講座を担当しており、杉村と田中がそれぞれ行政法専攻の助教授と助手であった。残りの4人も東京帝国大学法学部助手を経て、鈴木と柳瀬は東北帝国大学法文学部に赴任し、田上は美濃部が長く兼任教授を務めていた東京商科大学助手となっていた。山之内のみ、九州帝国大学法文学部へ赴任したところを内証事件により、同大を辞職したところであった²³。

10 以上のことから、美濃部を中心とする公法判例研究会がこの時期成立し、行政法研究が深められるとともに、行政法研究者が徐々に増えていったことがうかがえる。

15

(3) 『国家学会雑誌』論説題名のテキストマイニング—1919年～1935年—

ここまで分析期間中の『国家学会雑誌』上の特徴的な事柄を取り上げてみてきた。これらを踏まえた上で、国家学会がどのような研究活動を展開していたのかを、掲載記事の題名分析から浮かび上がらせてみたい。

20 先ほどと同様に、TKC ローライブラリーの国家学会雑誌データベースのテキストデータを使用して、1919年1月から1935年1月までの間に刊行された記事のうち、同データベース上で論説に分類されているものを選択し、リストを作成した。これをKH Corder 3を用いて頻出語句を抽出した。前節と同様に、データベース上の明白な誤植は筆者が修正している。また、複数号にまたがる記事についても、先ほどと同様に処理した。対象となる論説数は446本である。

25 最も多いのが「問題」であり、「憲法」「研究」「国家」「法律」と続いている。前節と変わって「労働」「経済」「経済学」などの経済学関係の用語が少なくなり、「政治」「行政」などの用語が増えている。

30 また「国際連盟」「国際法」「条約」など、国際関係に関する用語も増えている。国際連盟の発足が1920年1月であり、当時の学会員がこの史上初の国際平和機関の誕生に関心を向けていたことを示している。

35 国名では「独逸」が最も多く登場しており、次いで「英国」、「仏蘭西」となっている。前節でも確認したように、「独逸」は1893年8月から1918年12月までの期間でも多く登場しており、東京帝国大学法科大学・法学部におけるドイツへの傾倒をうかがわせる結果となっている。

表 4-8 頻出 150 語 (1919 年 1 月～1935 年 1 月)

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
問題	28	改革	5	革命	3
憲法	23	金	5	観	3
研究	19	限界	5	観念	3
国家	19	行為	5	関税	3
法律	19	最近	5	企業	3
独逸	16	支	5	傾向	3
国際	15	社会学	5	権限	3
関係	14	組織	5	権利	3
制度	14	代表	5	現代	3
政治	13	帝国主義	5	公	3
行政	12	農業	5	工業	3
国際連盟	12	普通選挙	5	構成	3
思想	12	歴史	5	国内	3
主義	12	移民	4	国民	3
政策	12	運動	4	婚姻法	3
米国	12	価格	4	産業	3
意義	11	疑義	4	史的	3
英国	11	健康保険	4	市場	3
改正	11	裁判所	4	資本	3
概念	11	司法	4	事業	3
保険	11	小作法	4	事項	3
価値	10	性質	4	自由	3
条約	10	政治学	4	主権	3
労働	10	政治思想	4	洲	3
考察	9	戦後	4	衆	3
社会	9	選挙法	4	初年	3
経済	8	組合	4	食料	3
経済学	8	帝国	4	成績	3
国際法	8	土地	4	成立	3
選挙	8	投票	4	政府	3
地方	8	那	4	戦争	3
日本	8	発達	4	選挙訴訟	3
理論	8	文化	4	前後	3
財政	7	法	4	相続	3
哲学	7	法学	4	相对	3
方法	7	民族	4	对外	3
本質	7	露	4	地位	3
科学	6	アダム・スミス	3	統治	3
貨幣	6	フランス	3	統制	3
概観	6	委員	3	読む	3
裁判	6	維新	3	発生	3
時代	6	家族	3	批判	3
税	6	我	3	比例	3
其	6	会議	3	付	3
鉄鋼	6	会社	3	付く	3
徳川時代	6	解禁	3	仏蘭西	3
博士	6	解釈	3	平和	3
発展	6	海上	3	変動	3
立法	6	概説	3	法案	3
我国	5	確立	3	法理学	3

筆者作成

表 4-9 執筆本数上位 (1919 年 1 月～1935 年 1 月)

順位	氏名	所属	本数
1	美濃部達吉	東京帝国大学法学部 (憲法・行政法)	29
2	立作太郎	東京帝国大学法学部 (外交史)	12
2	中田 薫	東京帝国大学法学部 (法制史)	12
4	今中次麿	九州帝国大学法文学部 (政治学)	11
4	河津 暹	東京帝国大学経済学部 (経済学)	11
6	神川彦松	東京帝国大学法学部 (外交史)	10
7	戸沢鉄彦	京城帝国大学法文学部 (政治学)	8
7	森莊三郎	東京帝国大学経済学部 (保険学)	8
7	横田喜三郎	東京帝国大学法学部 (国際公法)	8

筆者作成

5 さらに、執筆者について確認したい。

表 4-9 は、分析期間における執筆本数上位 9 名をまとめたものである。前節に引き続き、美濃部が他者を圧倒して 1 位であった。要するに、明治期後半から昭和戦前期において、『国家学会雑誌』上で活発にその研究を発表していたのが、美濃部であったということである。美濃部は吉野作造と共に大正デモクラシーを主導していた。その一方『国家学会雑誌』という、どちらかといえば、この時点では学界向けの研究誌に盛んに論説を掲載していた。これは『中央公論』など、学外の雑誌に盛んに記事を掲載していた吉野とは対称的であった。

10 美濃部の後を立と中田が続いている。前述したとおり、1919 年 4 月経済学部発足をうけて、上位執筆者の所属も法学部と経済学部とに分かれ、後者が少なくなっている。これ
15 に対し、法学部や法文学部に所属し、政治学を専攻する人物の執筆が増えている。

小 括

最後に、ここまでの議論をまとめて本章を結びたい。

20 本章は 1893 年 8 月から 1935 年 1 月までの期間、国家学会がどのような展開をみせていたのかを、『国家学会雑誌』を素材として、検討を試みた。この際、1918 年 12 月大学令公布を区切りとして、前半 (1893 年 8 月～1918 年 12 月) と後半 (1919 年 1 月～1935 年 1 月) に分割して、分析を行った。

25 前半では、国家学会の運営体制の変化について取り上げた。この期間、国家学会評議員長は再就任した渡辺洪基と田尻稻次郎、穂積陳重であった。評議員会は、前二者が評議員長にあった時は現職の政治家や官僚など、東京帝国大学法科大学外の人物が多数を占めて

いた。ところが田尻在任中の1904年5月、東京帝国大学法科大学教官が一斉に評議員となり、教官中心の構成となる。その翌年に当たる1905年戸水事件が起き、この時国家学会は戸水に対する休職を「大学の自治」に対する侵害として『国家学会雑誌』史上初の特集号を組んで反対の論陣を張った。この特集号に参加したメンバーは東京帝国大学法科大学教官であり、同時に前年国家学会評議員となっていた。特集号編集を担ったのが、当時1902年教授に昇進した若き美濃部達吉であった。この時期の『国家学会雑誌』誌面を分析すると、発足当初のように、経済学・財政学に関する論説が優勢であった。その一方、執筆本数上位を占めていたのは美濃部であった。

後半の時期には、第3章において確認したように、1918年大学令公布、1919年4月東京帝国大学経済学部が発足する。それ以前、法科大学の一角を成していた経済学科・商業学科が独立し、政治学をめぐる環境が大きく変わることになった。これをうけて、1927年5月国家学会はその規則を全部改正し、規則を当時の実情に対応させた。前後して、雑誌誌面では新たに「海外政治事情」欄が作られ、当時の国際政治情勢を伝えた。その執筆を担ったのは、法学部の助教授や助手などの若手研究者であった。繰り返すと、第3章において示したように、この時期から、政治学を主専攻とする若手研究者が徐々に育成され始めていた。この欄が作られた背景には、第一次世界大戦、それに続く国際連盟発足といった国際関係の変動が存在したと考えられる。加えて、従前『法学協会雑誌』（東京帝国大学法学部教官のうち法学研究者主体の学術組織である法学協会の雑誌）に掲載されて来た判例研究が、『国家学会雑誌』においても掲載され始めるようになる。また、誌面の傾向を分析すると、そうした傾向が経済学・財政学から政治学へと移動している。ここでも、その中心は美濃部達吉であった。上述した経済学部発足とそれに伴う政治学研究者の育成、国際政治情勢への関心の高まりとが、国家学会における政治学研究を後押ししていたとみることができる。

25

<注>

¹ 第2章表2-1を参照。

² 5月26日神田一ツ橋学士会事務所に参集した国家学会会員らは、吊詞及び生花を霊前に捧げた（第15巻通号第172号：120-121）。

³ ただし、短期間ながら貴族院勅選議員（1890年9月～1892年2月）を務めている。また、初代首相の伊藤博文が大日本帝国憲法の解説書である『憲法義解』を編纂する際、当時大蔵参事官であった阪谷芳郎（後の第6代評議員長）と共同審査に招かれている（伊藤博文1940：180）。国家学会評議員長退任後、1916年1月から枢密顧問官、1925年10月から死去するまで枢密院議長の地位にあった。

⁴ 浜尾は1893年3月から1897年11月まで、菊池は1898年5月から1901年6月まで総長を務めていた。

⁵ 前掲の瀧井に従えば、明治期の国家学会を特徴づけるものの一つである、国家学会主催の国家学講演会も1906年10月27日の総会における講演を最後に終了している（瀧井1999：291）。

⁶ なお、当初この意見書には小野塚喜平次も参加していたが、後に脱退している。

7 1913年には、沢柳事件が起きている。この事件は、1913年7月12日京都帝国大学総長沢柳政太郎が7人の教授に老朽、若朽を理由に辞表の提出を求め、8月5日免官発令となった。これに対して京都帝国大学法科大学教授会は教授、助教授の任免は教授会の同意が必要であると主張、翌年1月法科大学教授、助教授が一斉に辞表を提出、学生もこれを支持する。この背後では、事態の波及を恐れた東京帝国大学法科大学教授たちも支援に奔走していた。小野塚喜平次もその一人であった。東京帝国大学名誉教授穂積陳重、富井政章の調停もあって、奥田義人文部大臣は「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」と裁定、教官たちは辞表を撤回する。沢柳は辞任、教官の人事権は事実上教授会が行使する慣行が成立した（松尾1994）。

8 以下のサイトからダウンロードすることができる（2017年9月15日閲覧）。

<http://khc.sourceforge.net/>

9 以下のサイトを参照（2017年9月15日閲覧）。

<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>

10 「社会主義」が5回出現していることにも注目しておきたい。「社会主義」を題名を含む論説は、次の5つであった。

吉田良春（1894）「儒黒老ノ社会主義」（第8巻通号91号）

松崎蔵之助（1897）「あとるふ、わぐねる氏演述独逸諸大学ノ経済学及社会主義」（第11巻通号122号）

松崎蔵之助（1907）「最新経済学派殊ニ社会政策及ヒ社会主義ノ経済政策ニ対スル関係並ニ地位ヲ論ズ」（第21巻第5号）

ハインリヒ、ウエンチヒ（1911）「社会主義、社会学及社会政策」（第25巻第1号）

金井延（1912）「社会政策ト社会主義」（第26巻第6号）

11 社会政策学会「史料館」（戦前期学会史料収蔵）〈<http://jasps.org/archives/category/his>〉を参照（2017年10月20日参照）

12 阪谷の死後『国家学会雑誌』に掲載された追悼の辞には、「実に本会の生みの親であり又育ての親であると云うも過言ではあるまい」（第55巻第12号：口絵裏）と記されている。

13 この時の出席者は、評議員長の阪谷芳郎、評議員の新渡戸稲造、山田三良、水野鍊太郎、清水澄、小野塚喜平次、中田薫、野村淳治、吉野作造、森莊三郎、神川彦松、南原繁、会計主任の山崎覚次郎、雑誌主任の高木八尺、雑誌委員の宮沢俊義、杉村章三郎、岡義武、矢部貞治（第41巻第6号：149）

14 なお、改正第四条第二号に該当するか否かの認定は、評議員会が行うこととされた（国家学会規則（昭和二年五月二十五日改正）第六条）。

15 1925年以前にも、直近で第35巻第11号（141-149）、第36巻第3号（126-130）に「海外政治事情」をみることができる。ただし、第35巻第11号の時は雑報の一部として取り扱われており、ページ数の分量も少ない。執筆者は当時、東京帝国大学法学部助教授の蠟山政道と助手の佐々弘雄の二人であった。

16 横田喜三郎は国際法学者、東京帝国大学法学部教授。

17 神川彦松は外交史学者、東京帝国大学法学部教授。

18 国の順番は第47巻第1号（表紙）の掲載順に従った。

19 この時は、佐々弘雄と蠟山政道。

20 法学協会に関しては、第2章を参照。

21 これに関連して、例えば民事法では、当時東京帝国大学法学部教授である末弘厳太郎や穂積重遠、我妻栄らによる民事法判例研究会が組織されていた。そこでは、助手などの若手研究者が毎週一回、判例に関して報告を行い、講評を受けたという。例えば1933年に助手に採用された民法学者の有泉亨は、2年後同じく助手に採用された民法学者の山中康雄が報告をしたときの様子を次のように記している（黒木編1973：383）。

山中君とは、同君が東大法学部の助手になった時からの知り合いである。判例研究会ではじめて担当事件について報告をされた折に、途中まで音吐朗々と用意したメモを読み上げていた同君が、しきりに鼻のあたりの汗をぬぐっていたと思ったら、急に「何を言っているのか自分でわからなくなりましたので、この次にさせていただきます」とやめてしまった〔中略〕末広などの大先生がいならぶことであがったというのである。

²² 題名はその後も第 50 卷第 10 号から「公法判例」に、第 51 卷第 7 号から「公法判例批評」と度々改められている。

²³ この内証事件に関しては、第 6 章の注 4 を参照。

第5章 東洋政治思想史講座の新設—1935年～1945年—

5 本章は1935年2月天皇機関説事件の発生から1945年8月第二次世界大戦の終結までの期間における東京帝国大学法学部について、主として1939年10月東洋政治思想史講座の設置をめぐる政治過程を中心に検討していく。

10 天皇機関説事件を契機として、政府は「教学刷新」を推進し、東京帝国大学法学部に對し圧力をかけた。そうした情勢下、法学部では1924年7月以来、15年ぶりに講座が新設された。その講座とは、東洋政治思想史講座である。西欧に由来する学術を研究、教育することを主とする当時の法学部において、同講座は日本を含む東洋の政治思想を対象とする意味において異質な存在でもあった。この講座新設の背景には、政府の意図が存在していた。

15 この東洋政治思想史講座の新設について、先行研究はわずかに触れる程度である。(1)講座設置に向けた手続きはどのようなものか、また手続きに関与した政府機関や東京帝国大学の部局はどこか。(2)なぜ政府はその時講座設置を認めたのか、その意図や政治的背景は何か。(3)東京帝国大学は何を考え、政府に対してどのように対峙したのか。それらの実態は先行研究からはみえてこない¹⁾。

20 そこで本章は、次のように議論を進める。はじめに、この時期の講座制について先行研究を概観し、1930年代後半におけるその特徴を確認する。次に、(1)講座設置に向けた手続きがどのようなものか、東京大学文書館の所蔵史料を取り上げて検討する。そこから手続きに関わっていた政府機関や東京帝国大学の部局を明らかにする。さらに、(2)当時の政府の政策や方針、その政治的背景、この講座の設置要求を出した東京帝国大学法学部の思惑などを検討する。そして、(3)最終的に東洋政治思想史講座がどのような政治過程を経て設置されたのかを探っていく。さらに、同講座の教官人事をめぐるその後の動向についても触れておきたい。

25

第1節 昭和戦前期の講座制

(1)「政治的価値判断」の象徴としての講座

30 講座の設置過程について検討していくにあたり、まず1930年代後半の講座制について概説する²⁾。1893年9月当時の井上毅文部大臣によって帝国大学にのみ導入されたこの特権的制度は、1920年代後半になると国の予算の積算基準と結びつくようになる³⁾。天野郁夫は、この時期の講座制の特徴を次のように説明する。

35 講座制は研究機関としての大学への期待を象徴するものであり、いったん必要な学問分野として勅令に明記される形で公的な認知を受けて開設された講座は、廃止されることはなく、しかもそれに応じた予算措置がとられ、教授・助教授・助手のポストが自動的に保証されることになっていた。〔中略〕専門分野に応じた名称をつけられた講

座は、それぞれの分野の学問の研究教育とそれを担当する教員が、国家による庇護の対象であることを明示する。大学は後継者の育成によってその学問分野の永続性を保証することを期待されたのである（天野 2013 : 220-221）。

- 5 この天野の説明のうち、第一に講座が勅令に明記されること、第二に講座に応じた予算措置がとられることに注目したい。

第一の点について、第3章でも示したように、帝国大学令は講座の設置に関し、別に勅令によることと規定した⁴。このことは、政府が一般的な行政組織に対して行う組織編成及び定員管理の仕組みを帝国大学に対しても適用するものであったといえる。寺崎昌男は、
10 講座制の導入に関して「まさに明治国家がその体制の構築を終わった時点で、みずからその胎内に育ててきた帝国大学に対する新しい統制の形態——すなわち直接的強権的にでなく、文部大臣の行政権と財政権にもとづく官僚的な回路を通じての統制の形態——を探りはじめたことの一象徴」（寺崎 2000 : 410）と指摘する。

第二の点について、これは 1920 年代後半以降に生じた新しい特徴である。講座が国の
15 予算の積算基準と結びつき、帝国大学の予算は講座に応じて措置されるようになる。このことはすなわち、講座の新設改廃それ自体が国の予算過程に組み込まれているということの意味する。行政学者の新藤宗幸は、予算には 4 つの政治的機能があるとし、第一の機能を「政治的価値判断の表示」とする。「予算は、政治権力が問題状況に対してどのような政治的価値判断を下したかを、貨幣量（数字）という冷徹な記号によって明示」（新藤 1995 :
20 199-200）する。ある講座の新設を認めるということは、政府による予算配分を通じた政治的価値判断を示すものだといえよう。

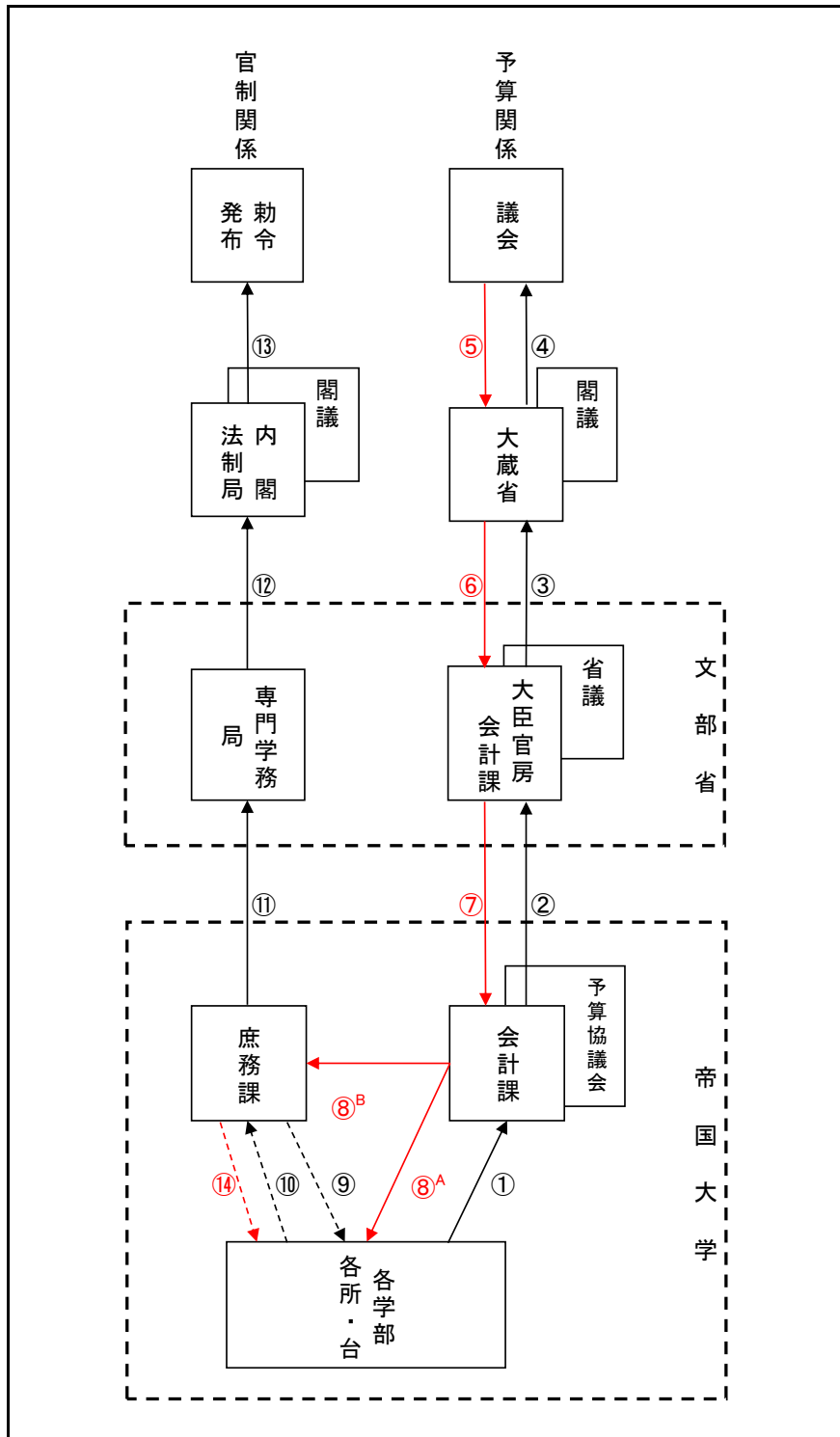
以上のことから、当時の政府が帝国大学に対し何を求めていたのかということは、講座の設置過程に注目することにより迫ることができるのである。

25 （2）講座設置手続きの実態

この当時、東京帝国大学における講座設置の手続きはどのようなものだったのか。「講座設置及定員増加ノ場合ノ手続図解」（昭和一二年・六・一庶務課）は、その実態を示してくれる⁵。添付された文書には「本学ニ於ケル講座設置及官制改正等ノ場合ニ於ケル手続ニ
30 関シ別紙執務上ノ参考ニ資セラレ度及送附候」とある。東京帝国大学庶務課から発出されており、起案文書には庶務課長の押印がある⁶。宛先は各学部長、各所長などである。この図解は 3 種類ある。いずれも B4 サイズの用紙を横に半分折って B5 にしており、表面（ページ右側）に図解、裏面（ページ左側）に補足説明がある。表面の図は 3 種類とも同じであるが、裏面の補足説明の文章はそれぞれやや異なる。

35 次のページの図 1 は上記史料を図示したものである。元の文書では図の矢印の横にある数字のうち⑤～⑧^A・B、⑭は赤字になっている。補足説明に従えば、⑧^Aは予算配布、⑧^B

図 5-1 講座設置及定員増加ノ場合ノ手続図解 (昭和一二・六・一庶務課)



出典：東京大学文書館，S0014/SS2/10，重要書類彙集・文部大臣達・秘書他，秘書 官制

5 改正 自昭和六年至昭和十二年。

は定員の連絡、⑭は総長より学部長へ定員配布の通牒を示している。この点は3種類とも共通している。数字の意味について説明はない。おそらく手続きの順番を示しているものと思われる。さらに「本来ナレバ手續上学部トシテハ⑧A ヨリ⑩ニ至ルヘキモノナリ／定員配布ノ通牒ニ依リ初メテ学部長ヨリ新タニ任用ノ上申トナル」と記されている⁷。また「予算成立ノ場合定員関係ニ関シ部局ヨリ申請及理由書提出無之ヲ以テ便宜上予算理由書ニ依リ上申書ヲ作成ノ已ム無キヲ以テ予算提出トハ別ニ総長宛上申ヲ希望ス」とある。

この図5-1に従って講座設置の手続きについて検討していく。すると予算関係と官制関係という二段階の手続きがとられていたことがわかる。

まず右列の予算関係についてみる。まず東京帝国大学では①各学部・各所・台（以下「各学部等」という。）から講座設置の要求が②会計課に提出される⁸。次いで総長、各学部長等、本部の各課長などが出席する予算協議会において⁹、本部によりまとめられた概算要求を審議する¹⁰。概算要求は文部省大臣官房会計課に上申され、その省議を経て、今度は③大蔵省の査定を受ける。ここで査定を通過したものが予算案に計上され、閣議に提出される。閣議決定後、④帝国議会に提出される。議会では貴衆両院が審議する。両院の議決により予算が成立すると、今度は先ほどの矢印の向きとは逆向きに⑤大蔵省、⑥文部省と進み、⑦会計課に通知され、⑧A 予算配布となる。

次に左列の官制改正をみてみよう。⑧B 会計課より定員の連絡を受けた東京帝国大学庶務課は⑨各学部等に対し、講座の増設理由、職員増員理由、既設講座と増設講座との内容比較、増設理由の解説、講座内容、職員の定員及び現員等に関して照会する¹¹。各学部等は照会事項をまとめ、庶務課へ回答する。この回答をもとに庶務課は上申書を起案する。もし各学部等から連絡が来ない場合には、予算理由書に基づいて作成する。上申書は⑩専門学務局¹²へ送付され、同局及び⑫「内閣法制局」において審査が行われる¹³。この審査を経て閣議へ提出、⑬勅令発布となる¹⁴。

以上を踏まえると、まず要求者として東京帝国大学の各学部等がある。本稿の場合には法学部となる。予算関係では概算要求を取りまとめる東京帝国大会計課及び予算協議会（予算会議）、それを査定する文部省大臣官房会計課及び大蔵省、協賛する帝国議会となる。官制関係では勅令の改正案を起案する東京帝国大学庶務課、それを審査する文部省専門学務局及び法制局がある。内閣は双方の手続きに最終意思決定者として位置づけられている。

30 第2節 「教学刷新」と東京帝国大学法学部

(1) 教学刷新評議会とその答申

政府がなぜ講座設置を認めるに至ったのか、当時の政策や方針、その政治的背景についてみていく。講座設置の主要な契機とされているのは天皇機関説事件である。

35 1935年2月貴族院男爵議員の菊池武夫¹⁵が美濃部達吉の憲法学説を反国体的であると非難する。院外では右翼による攻撃が行われた。美濃部はいわゆる「一身上の弁明」を試み

たものの、勅選議員を辞任に追い込まれる。著書は発禁処分とされた。3月貴族院は政教刷新決議を、衆議院は国体明徴決議を採択した。当時の岡田啓介内閣は8月と10月の2度にわたって国体明徴声明を発表する。全国の大学で美濃部の学説を講じることはできなくなった。また、文部省は全国の大学に対して憲法学説調査を実施し、その思想統制を強めた。この事件の背景には、機関説排撃を主張する陸軍の皇道派の存在も指摘されている¹⁶。

岡田内閣は11月18日教学刷新評議会の設置を決定する。先に引用した寺崎は「第一に、天皇機関説事件を契機に発足したという経過そのものが示すように、この評議会の改革標的の重要部分が大学、高等教育レベルにあったこと」（寺崎1987：171）を指摘している。文部省は、教学刷新評議会を設立した趣旨を次のように説明する（近代日本教育制度史料編纂会編1964a：402-403）。

現下我が国ニ於ケル学問、教育ノ実情ヲ見ルニ、明治以来輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ニシテ未ダ十分咀嚼セラレザルモノヲ含ミ、之ガタメニ日本精神ノ透徹全カラザルモノアリ〔中略〕外来文化ハ常ニ我が国体、日本精神ノ下ニ醇化セラレ以テ我が国文運ノ発展ニ貢献シ来レリ 今ヤ時勢ニ鑑ミ、真ニ国礎ヲ培養シ国民ヲ錬成スベキ独自ノ学問、教育ノ発展ヲ図ランガ為ニ、多年輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ノ弊トスル所ヲ芟除スルト共ニ長トスル所ヲ摂取シ以テ日本文化ノ発展ニ努ムルハ、正ニ喫緊ノ要務ナリ

要するに、明治以来、日本が西洋から取り入れてきた思想や文化は、常に国体と日本精神によって純化され、日本の発展に貢献して来た。しかし、日本の学問と教育の現状を見ると、そのことが徹底されていない。真に国の礎を支え、国民を錬成するための独自の学問と教育を発展させるには、西洋の思想や文化の弊害を除去し、日本文化を発展させる必要がある。

この文部省のねらいは、まさに西洋由来の学問と教育を提供して来た帝国大学の存在自体に变革を迫るものであった。

教学刷新評議会は翌年10月までに総会を4回、特別委員会を9回開催するなかで、種々の事項について審議を行い、1936年10月「教学刷新ニ関スル答申」を採択する¹⁷。この答申は、教学刷新の中心機関の設置、教学刷新の実施上必要な方針及び実施事項などについて定めている（近代日本教育制度資料編纂会議1964b：436）。この答申のなかで、特に実施事項の一つに「学問研究・大学刷新ニ関スル事項」が掲げられ、「大学ノ刷新ニ関スル事項」として次のことが記述されていた（近代日本教育制度資料編纂会議1964b：439-440）。

（二）大学ノ刷新ニ関スル事項

ニ 我が国ノ大学ハ国家ノ重要ナル学府トシテ、国体ノ本義ヲ体シ、以テ学問ノ蘊奥ヲ攻究シ、教養アル指導的人材ヲ養成スルヲ本分トス。凡テ大学ニ於ケル学問ノ研究、学生ノ教育並ニソノ制度ノ運用等ハコノ精神ニ合致スルモノタラシムベシ。

ホ 前項ノ趣旨ヲ達成センガタメ、文科系統ノ学部ニ於テハ、国家的見地ニ立脚シテ

一層諸学ノ発達ヲ図リ、ソノ日本的特色ヲ高調スベク〔中略〕而シテコレガタメ必要ニ応ジ、各大学ニ於ケル学部・学科・講座・学科目等ニ互ツテ新設改廃ヲ行フベキモノトス。

5 大学の本分は国体の本義を体現し、その上で学問の蘊奥を攻究し教養ある指導的人材を養成することである。そのため文科系統の学部を振興し、その日本の特色を高め、必要に応じて学部・学科・講座・学科目等の新設改廃を行う。これが文部省の方針として示されたのだった。

10 文部省はこの答申が採択される以前から、答申にある内容を先取りして施策を講じ始めていた。文部省は1936年11月、まず東京帝国大学及び京都帝国大学に対し、その了承を得ないまま講座設置のための予算を昭和12年度予算に計上し、大蔵省から認められた¹⁸。当時東京帝国大学総長の長與又郎の日記には「之は文部省の雨降り〔ママー天下りのこととされる〕、国体明徴のお土産なり。講座名を何とするかが問題なり」とある（小高編2002：58）。この結果、東京帝国大学では文学部日本思想史講座として、京都帝国大学では日本精神史講座として設置されることとなった（東京大学1985b：777-784）（京都大学1997：47, 50, 2001：48）（小高編2002：200-201）。この件について、当時の東京帝国大学文学部教授会は混乱し、講座名称の決定や担当者の選定が長引いた。日本思想史講座は昭和12年度予算成立から1年後の1938年1月、平泉澄¹⁹文学部教授を担当者にすることでようやく設置される（東京大学1985b：781-782）（東京大学1986c：433）

20 1937年3月25日、昭和12年度予算を審議する貴族院予算委員会第三分科会では、河原春作文部次官が田所美治議員²⁰に対して「又国体学ニ関スル講座ヲ置キマスルコト、〔中略〕サウ云フヨウナ点ハ何レモ評議会ノ答申ヲ実行ニ移シタ訳デアリマス」と答弁している。

25 国体や日本精神の昂揚という「教学刷新」が政府の方針として掲げられ、それに見合う講座を新設改廃していくことが文部省の立場であった²¹。

（2）東京帝国大学法学部の講座の新設要求

こうした文部省の動きを東京帝国大学法学部はどのようにみていたのだろうか。

30 そもそも法学部に東洋政治思想史の講座をつくるという案は、吉野作造が提唱したもののようであり、天皇機関説事件が起きる以前から検討されていた。吉野が1924年2月教授を辞職したため、この案は南原繁に引き継がれた（丸山1996：161）（松沢・植手・平石2016：230）。

35 1930年5月当時の法学部には、政治学関係の教官として神川彦松（外交史講座・教授）、高木八尺（米国憲法歴史及外交講座・教授）、南原繁（政治学政治学史講座・教授）、蟬山政道（行政学講座・教授）、岡義武（政治史講座・助教授）、矢部貞治（政治学・助教授）

がおり、各教官の生年は神川、高木、南原が 1889 年、蠟山が 1895 年、岡と矢部の 2 人が 1902 年であった²²。教授であること、専攻が政治学史であること、政治学関係の教官の中で年長であることなどの理由から、南原が引き継いだものと考えられる。

5 東京大学（1986c : 199）に従えば、法学部教授会は 1930 年 5 月政治哲学政治思想史の講座新設等を要求することを決定する。さらに東京帝国大学「昭和六年度予算 各部署要求事項別表」をみると、大学全体として「講座増設 政治哲学政治思想史講座」を文部省への要求事項の一つとすることが決定されている²³。1934 年 5 月にも来年度新規予算要求としてあらためて政治学政治学史第三講座の設置要求を決定しており、毎年この決定が繰り返された（東京大学 1986c : 219）。

10 丸山・福田編（1989 : 236-238）に従えば、東洋政治思想史の講座成立について、南原は後年次のように述べている。曰く、東京帝国大学法学部は西洋の理論、学問を根本に据えており、講座の編成においても一般的な法・政治理論以外の日本の歴史あるいは伝統的な思想を考察するようになっていなかった。そこで 1932、1933 年頃に将来「日本政治思想史」とそれ以外とに分割する余地を残すように「東洋政治思想史」として講座新設を要求した。このように動いていたところ、戦時色が強まるなかで東京帝国大学、とくに法学部

15 部に国体明徴に関する講座を設置せよとの声が高まってきた。

南原は、続けて以下のように説明する（丸山・福田編 1989 : 238）。

そのためにこの講座ができたという人があるけれども、それはちがいます。もちろん法学部教授会はそんなことに左右されるわけではないし、この講座設置は時流とは関係なしにずっと前から考えられていた。むしろ国体明徴に関する講座は東大文学部にできた。「日本思想史」という講座がそれです。〔中略〕この「東洋政治思想史」は、それとは類を異にするものであることをとくに申しておきます。しかし、一般にそういう

20 空気があったものですから、割合にこの企画が政府に受け入れられやすかったということはいえましょう。

25

実は、まさに天皇機関説事件の最中の 1935 年 5 月「東洋政治学講座東大に新設」として、次のような報道があった。

東洋精神能動精神が高潮されてゐる時局に鑑み東京帝大法学部では来年度から東洋政治学講座を新設することとなり、このほど教授会の決定をみたので今月下旬予算書を文部省に提出する筈である。この試みは帝大は始つて以来のことで東西政治思想を比較研究するとともにその哲学的、歴史的、思想的背景を検討することを目的としてをり教授一名、助教授一名を選任し担当教授として現在政治史を担当している南原教授が有力なる候補として挙げられている（『東京日日新聞』朝刊、1935 年 5 月 4 日、3

30 面）。

35

記事にある南原とは、南原繁のことだろう。ただし、南原が担当していたのは政治史で

はなく政治学史である。講座名称も東洋政治思想史ではなく東洋政治学となっている。

この時先述の長與又郎総長が記すところでは、この報道はリークであり、法学部教授会で問題となった。南原は、当時務めていた評議員を辞職する意向を漏らしたという（小高編 2002 : 34）。『東京大学百年史』には、長與のいう法学部教授会の騒ぎに関する記述
5 は見当たらない（東京大学 1986c : 221-222）。結局、南原が評議員を辞職することはなかった（丸山・福田編 1989 : 485）。いずれにせよ、この講座新設を国体学講座ないしは国体明徴講座としてみなす向きはあった。

また、講座設置には以下にみるように、もう一つの制約が存在していた。それを端的に表すのが表 5-1 である。これは東京帝国大学各学部において 1912 年から 1945 年までの間
10 に増設された講座の数を、大正期（1912～1926）と昭和戦前期（1926～1945）の別に、学部ごとに集計したものである²⁴。

表 5-1 をみると、次のような特徴に気づく。第一に、大正期のほうが昭和戦前期よりも約 1.5 倍増設数が多い。第二に、学問分野別にみると法学、文学、経済学といった人文科学・社会科学系の学部よりも工学部、理学部、農学部といった自然科学系の学部のほうが
15 多く増設されている。工学部の突出ぶりが目立つ。反対にいちばん少ないのが法学部である。なお、表 5-1 の法学部の項、昭和戦前期の列にある 1 は東洋政治思想史講座のことを指している。

原敬内閣以降実施されていた高等教育振興のための諸学校の設立、諸学部・学科の充実等は 1931 年で一区切りとなっていた（大蔵省昭和財政史編集室編 1955 : 264）。大正期と
20 昭和戦前期との間の差は、こうした事情に由来するのだろう。人文科学・社会科学と自然科学との間の差は、政府による予算配分において自然科学が優先されていることを示している。見方を変えれば、「教学刷新」という政府の方針は講座を新設するチャンスでもあったのである。

そうした情勢下、法学部教授会は将来の講座設置に向けた次なる措置を取る。1937 年 3
25 月 25 日法学部教授会は丸山眞男ほか 4 名を助手に採用することを決定する（東京大学 1986c : 226）。この丸山こそ、後に東洋政治思想史講座の担任となる人物である。

南原は「実際、講座をつくるにしてもだれに講座を担当してもらうかが大問題なんです。少なからず心配した点がそれでした」（丸山・福田編 1989 : 240）と述べており、教官人事について気にかけていた。そんな南原の下に丸山が訪れた。丸山は学生時代に南原の演
30 習に参加、また南原が出題・銓衡を務めた緑会の懸賞論文に当選していた（丸山 2015 : 40）。丸山は助手応募時、ヨーロッパの政治思想史を研究することを志望した。ところが南原は、丸山に対して日本の政治思想史を研究するように熱心に勧めた。南原の趣旨は、当時の右翼や軍部は日本精神と称して勝手なことをしているが、これに対抗する意味において、今こそ日本の思想史を科学的に研究しなければならない、というものであった。こ
35 れを受け、丸山は内心では気が進まないにもかかわらず、日本政治思想史を専攻することになった。また、丸山は第一高等学校在学時に特高警察に拘束された経験があり、助手志

願時にこのことを丸山は南原に伝えたが、問題視されなかったという（丸山 1996a : 158-159）。

東京帝国大学法学部は講座新設のため、政府の動向もうかがいながら、その準備を進めた。双方の思惑が交錯するなか、昭和 14 年度予算の編成作業がはじまろうとしていた。

5

表 5-1 東京帝国大学各学部の講座増設状況（1912 年～1945 年）

	法	医	工	文	理	農	経 済	小 計
大 正 期 (1912～1926)	5	3	25	14	14	9	5*	75
昭 和 戦 前 期 (1926～1945)	1	6	26	2	6	7	3	51
合 計	6	9	51	16	20	16	8	126

作成参照：東京大学（1984b）

* 1916 年 9 月に当時の法科大学（法学部）に設置された財政学第二講座については、1919 年 4 月経済学部独立の際に同学部に移管されていることから、経済学部のほうに参入した。

10

第 3 節 東洋政治思想史講座の設置過程

（1）荒木貞夫文部大臣による予算の獲得

15 ここからは東洋政治思想史講座の設置を認めた昭和 14 年度予算の編成についてみていきたい²⁵。この予算過程において、どうしてこの講座新設の予算が認められたのか探っていく。

さて、昭和 14 年度予算の編成に関与した内閣は第一次近衛文麿内閣（1937 年 6 月 4 日～1939 年 1 月 5 日）及び平沼騏一郎内閣（1939 年 1 月 5 日～8 月 30 日）である。1938 年 5 月 6 日近衛は当時の局面打開をめざして内閣改造を行った。この時、外相、陸相、蔵相、文相、商工相が交代した。だが翌年 1 月に近衛は政権を投げ出したため、その後の予算編成作業は平沼内閣が引き継ぐ。大蔵大臣は第一次近衛改造内閣が池田成彬、文部大臣は荒木貞夫である。平沼内閣では蔵相は池田に代わり石渡荘太郎が務め、文相は荒木が留任した（岡 1972 : 87-90）（矢部 1986 : 85-89）。

25 第一次近衛改造内閣は昭和 14 年度予算編成への取り掛かりとして、1938 年 7 月 8 日「昭和十四年度重要事項ノ予算統制ニ関スル件」及び「昭和十四年度予算編成ニ関スル件」を閣議決定する。両者は昭和 14 年度予算編成の基本方針を示すものである。前者は「対支問題ノ積極的解決ノ為ニ切要欠クベカラザル経費ヲ第一義」とするものであり、後者は「各省新規経費ノ要求ハ現在ノ時局ニ顧ミ真ニ緊急已ムヲ得サルモノニ限り其ノ金額ヲ出来ル
30 限り少額ニ止ムルコト」など（大蔵省昭和財政史編集室編 1955 : 628-629）を示した。前年 7 月の盧溝橋事件以降、中国大陸では日中双方で戦闘行動が続いており、予算の大部分が軍事費に充てられていた。それにもかかわらず、各省からの新規要求は 17 億余円となった。11 月中旬大蔵省主計局はこの新規要求のうち 9 億円を認めた（大蔵省昭和財政史編

集室編 1955 : 284-285)。

1938年12月2日昭和14年度予算案が閣議決定される。文部省所管の予算のうち高等教育関係では、各大学の学部・学科の充実・新設・諸設備の充実などを推し進めるものとなった。具体的には名古屋帝国大学の設置、九州帝国大学に理学部、七帝大及び六医科大学に附属医学専門部を設置するなどが行われた（大蔵省昭和財政史編集室編 1955 : 394-395）。東京帝国大学では前年度比7倍の大型予算となり、工学部建築学第六講座増設費、航空研究所拡張費などを含むものであった（『東京帝国大学新聞』1938年12月5日、2頁）。自然科学系への重点的な予算配分を実施したかたちになっている。

5
10
ここで閣議に提出された昭和14年度予算案をみると、文部省所管新規要求額として「法学部政治学政治学史第三講座増設ニ要スル経費」12,600円が要求されている。ところが、その査定額をみると0円であった²⁶。つまり、この時点では、大蔵省は講座増設を認めなかったのである²⁷。

15
ここで、当時文部大臣であった荒木貞夫に注目したい。荒木は陸軍軍人（大将）であり、1897年陸軍士官学校を卒業（第9期）、日露戦争、第一次世界大戦に従軍、1931年12月犬養毅内閣の陸軍大臣に就任する。斎藤実内閣でも留任した（1934年1月病気を理由に辞任）。陸軍内の派閥である皇道派の中心人物であったが、二・二六事件後に予備役に編入されていた。

20
荒木が第一次近衛改造内閣に入閣した経緯について、例えば橘川学は、近衛自身が「貴方を文相の椅子にお迎えするのは一応役不足の感があるのですが、この際は是非御諒承の上、大局から兎も角是非御引受け願いたいのです。〔中略〕この際何でも一応閣僚の椅子に就いて頂いて危局に直面せる邦家のために働いて頂きたいのです」（橘川 1955 : 447）と懇請したという。閣内に有力者を引き入れることがねらいであり、文部行政の手腕は問われなかったようである²⁸。だが、荒木は文部行政に関心を示し、在任中は国務大臣としての政治活動以外にも、大学改革、宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）の制定、科学振興策などに取り組んでいる（橘川 1955 : 460-476）。

30
大学改革に関して、特に総長官選問題が知られている。この問題は、1938年7月浜田耕作京都帝国大学総長が病死した際、大学が後任総長を選挙により推薦することに荒木文相が異議を唱え、官選に戻すことを主張したものである。文相の人事介入とも受け取れる方針に大学は反発、翌年まで両者の間で厳しい対立が続いた（東京大学 1985a : 877-885）（小高編 2002 : 357-417）。荒木は犬養内閣の陸相時代に配属将校の増員をめぐる東京帝国大学と争っており、これも遠因とみられる²⁹。

35
この荒木の大学改革に関し、東京帝国大学法学部では前述の南原繁が反対の論陣を張った。南原は『帝国大学新聞』（1938年9月5日）に「大学の自治」と題した論稿を発表する。荒木の大学改革に対し「不幸にも、その改革にはわれわれの首肯しがたいものがあり、わが国文教のために重大な問題」であると主張する。「単に政府当局の意思のみにより、あるいは学内一部者の意思を参酌することによって」総長や教官の人事が決定されるのであ

れば、「大学が時代の政治的権勢目的に奉仕せしめられるに至」り、「真の意味の大学の転落はここに至って成就される」と批判する。そして「新日本文化の創造と発展」は「外的権力によらないで、あくまで学それ自身の内面的な力によってでなければならぬ」と論を結んでいる（南原 1972：10-15）。また、東京帝国大学教授・民法学者の我妻栄も『中央公論』（1938年10月号）に「大学自治の合法性と合理性」を發表し、荒木の大学改革に疑義を呈している（我妻 1938）。東京帝国大学、そのなかでも法学部において、荒木の改革に対し批判的な立場をとる教官が複数存在していたことがわかる。

5
10
結局、この総長官選問題は帝大側が総長の推薦方法を記名投票式に改めることによって決着をみた。ただし、投票用紙に工夫が施され、実質的に無記名投票が維持される（田中・末川・我妻・大内・宮沢 1963）。

ところが、上記の問題が一段落すると一転して、荒木は大学との間で意見交換をするべく 1939年1月帝大総長と懇談会を開催することを決めた。この間、第一次近衛改造内閣に代わって平沼内閣が成立した。懇談会の前日午後、その意図を次のように語っている。

15
20
大学は国家百年の大計の源泉をなす人的資源を養成する最高学府だからいつまでもぐらぐらしてみて貰っては困る、いまこそ教育も七十年来の伝統の殻を破つて改むべきものはどしどし改めてゆかねばならぬ、そのためにはできるだけ沢山予算もとるやうにするよ〔中略〕これまで大学をはじめ皆が西洋の文物の輸入や模倣に一生懸命だったがもうその弊風は一掃すべきだ、〔中略〕これからは日本の伝統的文化を主体として西洋の文化を摂取するやうしなければならぬと思ふ、これが日本学建設の第一歩だ（『読売新聞』朝刊、1939年1月14日、7面）

前段の「ぐらぐらしてみて貰っては困る」とは、前述の人事介入の問題などのことを指しているのだろう。後段では「日本の伝統的文化を主体として西洋の文化を摂取」する「日本学」を振興すべく、予算措置も積極的に講じたいと述べる。この「日本学」は「教学刷新」において示された内容とも重なっている。

25
1939年1月14日午後、文相官邸で開かれた荒木文相と六帝大総長懇談会では、文相からの要望について、次の点で各帝大総長との間で意見が一致した。その一つには、次のようなものが掲げられていた（『東京朝日新聞』朝刊、1939年1月15日、11面）。

30
一、東亜新秩序建設という新たな〔ママ〕段階に相応し大学の研究殊に文化科学の講座に対し検討を加え、欧米の紹介的解釈的なものから独創的、日本的なものへ、学問の分化から総合へと方向を進め人文学科の総合的な研究所には講座を新設する〔以下略〕

35
第74回帝国議会は前年12月から開かれており、平沼内閣は1月21日昭和14年度予算案を衆議院に提出する。昭和14年度予算案は2月13日衆議院で可決され、貴族院へ送付される。同月28日貴族院予算委員会第三分科会において、荒木は西尾忠方³⁰議員に「最

近ニ於テ大学総長等トモ十分ニ懇談ヲ致シマシテ〔中略〕昨今之ニ対シテ段々施設ヲ進メテ、最近ニ於テハ既ニ東大・京大ニ於テハ是等ノ講座ヲ設ケルベク研究モ致シ、具体案ガ出来テ参リマシテ実施ノ運ビニ移リツヽアルヤウナコトデアリマス」と答弁している³¹。なお、同予算案は3月7日貴族院でも可決、成立した。

5 東京帝国大学に目を向けると、矢部貞治は2月27日の日記に「東洋政治思想の講座につき〔平賀謙〕総長も努力する由」（矢部1974：198）と記している。

そして3月14日『東京朝日新聞』は「新東亜建設の新段階に対応して文部省では興亜学風の確立を目指し過般の文相と六帝大総長懇談会の結果に基き追加予算に計上大蔵省と折衝中であつたが十三日略決定したので四月新学期から先ず東西両帝大に興亜講座を新設する事となつた」（『東京朝日新聞』夕刊，1939年3月14日，2頁）と報じた。『読売新聞』も「愈よ生れる三講座”日本学”目指し」と題し「三つの講座は東大法学部の東洋政治思想史講座，京大経済学部の東亜経済政治，日本経済学の両講座〔中略〕いずれも十三日文部省の追加予算として大蔵省の承認を得た」（『読売新聞』第二夕刊，1939年3月14日，2面）と報じている³²。

15 その翌日、平沼内閣は昭和14年度第2次追加予算案を閣議決定し、即日衆議院に提出した。第2次追加予算案の中の「帝国大学歳入歳出追加予定計算書」には、「二 授業及研究事項増加ニ要スル経費」として「東京帝国大学法学部ニ東洋政治思想史講座ヲ〔中略〕増設セントスルニ依リ此等ノ経費参萬七千八百貳拾四円ヲ〔中略〕追加予定セリ」と記されていた³³。この第2次追加予算案は3月20日衆議院で可決され、3月24日貴族院において可決、成立した。

3月24日東京帝国大学会計課長から同庶務課長宛に、昭和14年度追加予算について次の通知が発せられている。そこでは「法学部政治学政治学史第三講座ノ増設ニ要スル予算ヲ要求セシマ今回追加予算ニ於テ法学部東洋政治思想史講座増設費トシテ計上サレ」たので「職員増加（追加予算計上）相成可ク候条同予算成立ノ上ハ官制改正ノ手續可然御取計相成度候也」³⁴と記されている。

25 3月31日には当時法学部長の穂積重遠が「長與前総長及び平賀総長の引続いての御配慮により文部省及び大蔵省の理解を得て多年の要望が愈々実現することになつたのは、誠に欣快」（『東京帝国大学新聞』1939年3月31日，11頁）との談話を発表した。

30 前述した1930年5月に初めて講座新設の予算要求を出してから9年を経て、ついに予算が認められた。この時、文部省と大蔵省の査定を突破することができたのは、東洋政治思想史講座が荒木文相による「日本学建設」の方針に沿うものとみなされ、認められたためとみることができる。

（2）講座増設理由の比較

35

前に図5-1で示したように、講座設置には勅令（東京帝国大学官制（明治三十年勅令第

二百十号)及び東京帝国大学各学部に於ける講座に関する件(大正八年勅令第十四号))を改正しなければならない。

ここでは、この改正過程において準備された増設理由書に注目したい。この増設理由書は、東大案と政府案の2種類に大別される。東大案はその内容から、さらに3種類に細かく分類することができる。そこで東大案に関しては、1930年5月10日付で法学部から東京帝国大会計課に提出された「昭和六年度歳出予算増加要求書」にあるものをA案³⁵、1937年7月頃に作成された「昭和十三年度東京帝国大学概算要求増減額事項別明細書」にあるものをB案³⁶、1939年5月頃に東京帝国大学庶務課が作成した上記勅令改正案に関する上申書案をC案³⁷とする。1939年10月19日閣議に提出された閣議書に添付されたものを政府案とする³⁸。A案、B案は先の図5-1でいう①各学部等から会計課へ提出されたもの、C案は⑩各学部等から庶務課へ提出されたもの、政府案は⑪専門学務局及び⑫法制局の審査を経ているものとなる。これらを比較し、この作業から政府と大学がそれぞれこの講座増設をどのように捉えていたのかを分析する。

表5-2は、A～C案及び政府案をまとめたものである。この表5-2に従って分析を進めていく。なお、あえてA案とB案を取り上げているのは、C案作成以前の法学部の構想がどのようなものであり、それがこの講座の設置過程においてどう変化していたかをみたいからである。

まずA案であるが、内容的に1930年5月に法学部教授会で決定されたものである(東京大学1986c:199)。東洋政治思想史に関する講座増設の要求として最初のものになる。ここで注目されるのは、A案では政治学政治学史第一及び第二講座から政治学史を取り、それぞれ政治学第一及び第二講座とし、新しく政治哲学政治思想史講座を新設するという内容になっていることである。東洋政治思想史に関する独立の講座ではなかった。「昭和六年度概算参考書」に記載された「増設講座担任候補者氏名」には、政治哲学政治思想史講座の担当者に南原繁があげられている³⁹。

次にB案であるが、A案とはその内容を異にしている。政治学、政治学史講座を政治学講座と政治哲学、政治思想史講座に分割するものではなく、既存の2講座に加えて新たに日本及び東洋に関する政治思想史を研究するための講座を求める内容になっている。また「最近政治社会ノ動揺ニ際シ日本国民文化乃至東洋文化再認識ノ自覚ニ伴ヒ此方面ニ於ケル時代ノ要求亦切ナルモノアリ」とあるように、当時の政治情勢に配慮する記述が初めて登場するのもB案である。実際の講座内容や担当者はともかく、この講座増設が政府にプラスになるものであることを示しはじめたと考えることができる。

さらにC案は文書の欄外に「五. 廿六南原教授校閲」との記載が鉛筆書きであり⁴⁰、この理由書の作成に南原が関わっていることがうかがえる。C案は内容としてはB案に近い。ただし前半部分に2ヶ所、後半部分に1ヶ所修正が施されている。前半2ヶ所の修正は「一般ニ政治ノ科学的研究ト政治思想ノ歴史的研究」のところ「科学的」の前に「理論的」が、「政治思想」の後に「発展」が挿入されている。後半部分は「政治社会ノ動揺ニ際シ」

表 5-2 講座増設理由の比較

東大案			政府案 (1939年10月)
A 案 (1930年5月)	B 案 (1937年7月)	C 案 (1939年5月)	
<p>新ニ政治哲学, 政治思想史ノ講座ヲ設ケ現在ノ政治学, 政治学史第一及第二講座ヲ政治学第一及第二講座ニ変更スルモノトス 政治思想ノ歴史的研究ハ西洋思想ニ加ヘテ東洋攻究ノ要アリ 従来ノ如ク単ニ政治学ニ配セラレタル政治学史ヲ以テハ足ラズ 仍テ現在ノ政治学, 政治学史ノ講座ヨリ政治学ヲ取り其ノ範囲ヲ拡メテ東西両洋ニ亘ル政治思想史トナサントス 同時ニ之レト関連シテ法律ニ於ケル法理学ニ対応シ且政治科学ト相並ビテ国家其他一般ニ政治ノ哲学的基礎ヲ講スルノ要アリ 之レ政治哲学, 政治思想史ノ講座新設ヲ要スル所以ナリ</p> <p>又政治学ハ其ノ範囲広汎ニシテ一方ニ国家論政策論等ニ付キ一般理論或ハ法則ノ科学的研究ニヨル政治学原論ヲ講スルト同時ニ他方ニ主ナル諸国ノ政府, 政党並ニ国際政治機関等ノ特ニ政治制度ニ政治事情ヲ併セテ動的ナル實際的研究ヲナスノ必要益々多キヲ加フ 之レ前記講座ノ新設ト共ニ現在ノ政治学, 政治学史ノ第一及第二講座ヲ専ラ政治学第一及第二講座トシ右ノ各々ニ配セントスル所以ナリ</p>	<p>政治学ニ関シテハ従来政治学, 政治学史講座トシテ二講座ヲ存シ一般ニ政治ノ科学的研究ト政治思想 (主トシテ西洋思想) ノ歴史的研究トヲ為シ来リタルガ政治思想史ニ就テハ他ニ広汎ナル東洋殊ニ独特ナル日本ノ領域アリテ而モ西洋トハ全く其ノ思想系統ヲ異ニシ之ガ独立ノ研究ノ必要アルコトハ恰モ法制史ニ西洋法制史ト日本法制史ト並立セルガ如クニシテ是政治ニ関スル学問の組織体系ヨリ觀テ缺クベカラザル部門ナリ 而モ最近政治社会ノ動揺ニ際シ日本国民文化乃至東洋文化再認識ノ自覚ニ伴ヒ此方面ニ於ケル時代ノ要求亦切ナルモノアリ 依ツテ本講座ノ設置ヲ要ス</p>	<p>政治学ニ関シテハ従来政治学政治学史講座トシテ二講座ヲ存シ, 一般ニ政治ノ〔「理論的」が鉛筆書きで挿入〕科学的研究ト政治思想〔「発展」が鉛筆書きで挿入〕ノ歴史的研究, 主トシテ西洋思想ノ研究ヲ為シ来リタルガ, 政治思想史ニ付テハ他ニ広汎ナル東洋殊ニ独特ノ發達ヲ遂ゲ来レル日本ニ関スル思想史アリテ而モ西洋トハ全く其ノ系統ヲ異ニシ, 之ガ独立ノ研究ノ要アルコト, 恰モ文学部ニ於ケル哲学史ニ付テ西洋, 印度, 支那, 日本ニ関シ夫々独立ノ講座アリ 又現ニ法学部ニ於ケル法制史ニ付テ西洋法制史ト日本法制史ト並立セルガ如シ 右ハ政治ニ関スル学問の体系ヨリ觀テ缺クベカラザル部門ナルヲ認メ之ガ為メ夙ニ講座新設ノ要求ヲナストコロアリ 偶々最近政治社会ノ動揺ニ際シ〔一文字ごとに斜線が引かれ「情勢ニ鑑ミ」に訂正〕日本国民文化更ニ広ク東洋文化再認識ノ機運ニ伴ヒ此方面ニ於ケル時代ノ要求亦切ナルモノアリ 茲ニ之ガ為メ講座ヲ増設スルハ学問上極メテ肝要ニシテ實際問題トシテノ東亜新秩序建設ノ大業ニモ其ノ基礎の根柢ヲ寄与スルモノナレバ特ニ喫緊ノ急務トシテ本講座ノ設置ヲ求ム</p>	<p>東京帝国大学ニ於テハ従来政治学, 政治学史講座トシテ二講座ヲ存シ一般ニ理論的科学研究ト政治思想發展ノ歴史的研究トヲ行ヒ主トシテ西洋思想ノ研究ヲ為シ来リタルガ政治思想史ニツキテハ他ニ広汎ナル東洋殊ニ独特ノ發達ヲ遂ゲ来レル日本ニ関スル思想史アリテ而モ西洋トハ全く其ノ系統ヲ異ニシ之ガ独立ノ研究ノ要アルコト恰モ文学部ニ於ケル哲学史ニツイテ西洋, 印度, 支那, 日本ニ関シ夫々独立ノ講座アリ 又現ニ法学部ニ於ケル法制史ニツイテ西洋法制史ト日本法制史ト併立セルガ如シ政治ニ関スル学問の体系ヨリ觀テ日本並ニ東洋政治思想史ニ関スル講座ハ缺クベカラザル部門ナリ 今ヤ東亜新秩序ノ重大ナル時局ニ際会シ日本文化並ニ東洋文化ニ関スル學術的研究ヲ振興シ興亜ノ大使命遂行ヲ担当スベキ有為ノ人材養成ノ施設ヲ講ズルハ極メテ緊急ヲ要スルモノナリ</p> <p>以上ノ事由ニ依リ法学部ニ日本並ニ東洋政治思想史ニ関スル一講座ヲ増設シ政治学, 政治学史第三講座トシテ同第一, 第二ノ講座ト相俟ツテ政治学政治学史ニ於ケル研究ノ完璧ヲ期セントス</p>

作成参照：東京大学文書館, S0061/08, 東京帝国大学会計課文書, 昭和六年度予算書類 甲二ノ一, 同, S0061/11, 東京帝国大学会計課文書, 昭和十三年度予算書類 概算要求書, 同, S0014/SS2/11, 重要書類彙集・文部大臣達・秘書他, 秘書 官制改正 自昭和十三年度至昭和十五年度, JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A14100708000, 公文類聚, 第六十三編・昭和十四年, 第十五卷 (国立公文書館)。

のところで「動揺ニ際シ」に一文字ずつ斜線が引かれ「情勢ニ鑑ミ」にされている。C案の後半部分はまた、B案の時勢に配慮する記述が増え、「茲ニ之ガ為メ講座ヲ増設スルハ学問上極メテ肝要ニシテ實際問題トシテノ東亜新秩序建設ノ大業ニモ其ノ基礎的根柢ヲ寄与スルモノ」となっている。

最後に政府案についてであるが、前半部分はC案とほぼ同じである。加えてC案において修正された前半部分2ヶ所は政府案にも直接反映されている。このことから、C案が文部省に上申されたものとみていいだろう。

政府案の後半部分では「今ヤ東亜新秩序ノ重大ナル時局ニ際会シ日本文化並ニ東洋文化ニ関スル学術的研究ヲ振興シ興亜ノ大使命遂行ヲ担当スベキ有為ノ人材養成ノ施設ヲ講ズルハ極メテ緊急ヲ要スルモノナリ」とされている。この修正は文部省専門学務局、法制局のいずれか、あるいは双方により行われているはずである。B案、C案は東洋政治思想史の研究が時局にも寄与し得るというニュアンスを基調とする。ところが、政府案は興亜の大使命遂行と人材養成という点を強調しており、これは前節で確認した荒木文相の「日本学建設」の方針とも一致する。

政府と東京帝国大学法学部は、双方とも講座増設にかける思惑を違えたまま、講座増設という点においてのみ意見の一致をみていたといえよう。

結局、政府案は1939年10月19日に原案どおり閣議決定された。そしてこの政治学、政治学史第三講座を増設するための東京帝国大学官制中改正の件（昭和十四年勅令第七百二十五号）及び東京帝国大学各学部に於ける講座に関する件中改正の件（昭和十四年勅令第七百二十六号）は1939年10月24日公布、即日施行された。ここに東洋政治思想史講座が誕生したのである。

20 (3) 講座担当者の変遷—津田左右吉・村岡典嗣・丸山眞男—

以上の過程を経て、法学部に東洋政治思想史講座が設置された。次に課題となるのは、その担当者である。将来的には法学部助手に採用した丸山眞男が担当するとして、当面の間、どうするか。南原繁は、講座設置に引き続いて、担当者を探すことになる⁴¹。南原は、次の二人を候補者としてあげた。第一候補が早稲田大学教授の津田左右吉⁴²であり、第二候補が東北帝国大学法文学部教授（文化史学第一講座）の村岡典嗣⁴³であった（丸山・福田1989：241）。南原は津田を選定した理由について、以下のように説明する（南原1973：374）。

私がかねて〔津田左右吉〕博士の歴史に対する識見、学識を高く評価していたし、初めて講座を開くにはバックボーンをもった学者を、という願いがあったからである。また日本だけでなく東洋全体を知っている学者、その上私学の学者を迎えたいという気持ちもあった。

先述の講座の設置過程の検討からも分かるように、南原は政府や文部省の期待にそのまま応えるつもりはなかった。では何故、南原は津田に注目したのか。津田が、当時喧伝されていた皇国史観ではなく、科学的実証的な立場から古代史研究に取り組んでおり、しかもその研究成果は学界で高

く評価されていたからである⁴⁴。また、津田が私学である早稲田大学の教授であることを理由にあげている。南原は「この際、東大の講師には私学の長老を呼ぶ。村岡さんは第二の候補者にしたというのが、私の政治学者としての大まかな一つの目論見であった」（丸山・福田 1989 : 243）という⁴⁵。南原から津田を呼ぶとの話を聞いた丸山は、「これ〔東洋政治思想史講座〕がいかにも「時局講座」ではないかは、津田先生から始めれば一目瞭然」（松沢・植手・平石 2016a : 231）と南原の判断に感心している。

5 さっそく南原は津田の自宅を訪ねるが、津田は最初この依頼を断った。しかし南原は津田に対して三顧の礼を尽くし、その結果津田は講師を引き受ける⁴⁶。津田が自校以外に、しかも帝大に出講するのは初めてのことだったという。早大の講義があるため、東京帝大では10月30日から12月
10 4日まで全6回の特別講義の形式で授業を行うこととされた（東京大学 1986c : 235）（早稲田大学 1987 : 1065-1066）（丸山・福田 1989 : 241-247）（丸山 1998b : ii）。

1939年10月30日に開かれた初回の講義では、南原が講座開設の趣旨を述べ、続いて津田による講義が行われた。テーマは中国の先秦時代の政治思想史であった。講義を聴講していた丸山に従えば、出席者は60~70人程度だった。その後、講義はつつがなく行われた（丸山 1996b : 123）。

15 ところが12月4日の最終講義終了後、津田は突如として複数の学生からの攻撃的な質問攻めに遭う。その内容は、津田の講義が「聖戦の文化的意義を根本的に否認」（丸山 1996b : 124）すると非難するものであった。講義を聴講していた丸山が学生らの質問を遮り、津田を控室へ引き取ると、学生らも後を追って入室し、その場で数時間に及ぶ質問が続けられた。学生らの質問は講義内容に対するものというよりも、津田が前年刊行した『支那思想と日本』に対する非難であった（早稲田
20 大学 1987 : 1066）。その場に居合わせた丸山は、「津田博士の学問と思想の全面にわたって、それが日本の国体と背馳し、北畠親房卿〔中略〕の神皇正統記の大精神を否認するものであるという彼らのアプリアリな結論に向かってあらゆる論議が落ち込んでいくように仕組まれていた」（丸山 1996b : 125）と指摘する。この学生たちは蓑田胸喜⁴⁷が率いる右翼団体原理日本社の組織に所属するメンバーであった⁴⁸。

25 12月24日付けで原理日本社から機関誌『原理日本』臨時増刊号が刊行される。その表題は「津田左右吉氏の大逆思想」であり、蓑田は津田を非難した（蓑田 2004b : 825-844）。

翌年の1940年1月9日文部省は早稲田大学に対し津田辞任を要求し、早稲田大学理事会はこれを受け、津田に辞職を求めた。結果、津田は早稲田大学を自発的に辞職する⁴⁹。2月になると著書4冊が内務省から発禁処分を受け、3月版元の岩波書店の岩波茂雄とともに出版法違反で起訴される。
30 南原は事件に責任を感じ、無罪嘆願の上申書を作成した。また、公判では学説上津田とは対立していた和辻哲郎東京帝国大学教授（文学部倫理学第一講座）が、津田の特別弁護人として出廷している（丸山・福田 1989 : 252-253, 255-258）。1942年5月の第一審判決では禁錮3月、執行猶予2年を宣告され、検察側弁護側ともに控訴したものの1944年1月時効により免訴とされた（家永 1972 : 372-424）。

以上の事態をうけてか、東京大学（1986c：235）に従えば、1939年12月翌年度の東洋政治思想史講座は上述の第二候補である村岡に委嘱することが決定される⁵⁰。村岡は1940年度から1942年度にわたって講義を担当した。その内容は、1940年度「国体思想の淵源とその発達」、1941年度「国体思想史概説（中世まで）」、1942年度「近世国体思想史（1古代より 2近世）」であった。村岡も津田と同じく、実証的な日本思想史を講義していた（村岡典嗣著作集刊行会編1961）。

1942年10月5日、前述の丸山が東洋政治思想史講座担任となり、「1943年度」及び「1944年度」の講義を担当する⁵¹。現存する講義原稿のプランをみると、「第一章 近世封建制の確立と儒教的世界観の形成／第二章 封建社会転換期の政治思想／第三章 封建社会下降期の政治思想／第四章（封建社会解体期）国民的統一国家形成期の政治思想」の4章構成であり、主として江戸時代の儒教を取りあげるものとなっていた（丸山2013：10-88）（宮村・山辺・金子・川口2013：89-97）。1944年7月11日丸山は二等兵教育召集をうけたため、戦前における講義は上述の「1944年度」講義をもって終わる（丸山2015：42）。

まとめると、東洋政治思想史講座の担当者は津田、村岡、丸山の3人であった。初代の津田は早稲田大学教授であり、二代目の村岡は東北帝国大学教授であるものの早稲田大学出身であった。両名を招致した南原の意図は、皇国史観ではない実証的な歴史研究者であり、かつ私学出身者というものであった。これは政府や文部省の方針にそのまま沿うことをしないということを示すものであった。丸山については、既述のとおりである。

小 括

20

これまでの分析により明らかとなったことをまとめてみよう。

まず講座の設置手続きの実態については、東京大学文書館の所蔵史料により示した。設置手続きは予算関係と官制関係の二段階になっていた。予算関係では要求者としての各学部等、要求を集約する大学本部と会計課、要求を査定する文部省大臣官房会計係及び大蔵省、そして帝国議会が関与していた。官制改正では各学部等から照会した事項を取りまとめ、改正案を起案する庶務課、それを審査する文部省専門学務局、法制局が関わっていた。内閣は最終意思決定者と位置づけられた。

次に東洋政治思想史に関する講座設置の政策的意図及び背景として、政府側には天皇機関説事件を契機とする「教学刷新」の遂行という課題があった。教学刷新評議会の答申は、日本精神や国体に関する講座を大学に設置することを建議しており、文部省はその実施を求められた。他方、東京帝国大学法学部では1920年代後半頃から講座設置の要求が存在しており、1930年から実際に予算要求を始めていた。当初の案は、東西両洋に亘る政治哲学・政治思想史を研究するものだった。文部省や大蔵省の査定を突破できないまま、1935年天皇機関説事件が起こり、国体明徴講座と一部で目されるようになる。教官人事が講座の設置に先んじて進められ、1937年3月丸山眞男が日本政治思想史を専攻する助手に採用された。

実際に講座設置が認められた昭和 14 年度予算編成では、荒木貞夫文部大臣の存在が予算獲得の鍵となっていたように思われる。荒木は 1939 年 1 月六帝大総長との懇談会において東亜新秩序建設に寄与する大学の建設に加え、「日本学建設」をめざすことを示した。こうした方針に、東洋政治思想史講座の設立は合致していた。昭和 14 年度予算において講座の新設が認められたのも、荒木の考えを反映させるものであったと考えることができる。また増設理由書の比較から、この講座設置に関する政府のねらい、法学部が時局に配慮するかたちを示すことで講座増設を図ろうとしていたことがわかった。

以上の議論を通じて、東洋政治思想史講座の設置過程について明らかにすることができた。ここから 1930 年代後半における政治学をめぐる政府と東京帝国大学との関係について分析すると、この時期大学が新規の講座をつくることは、政府の政策、方針に沿うものでなければ難しかった。こうした制約要因の一つは財政であった。この財政の壁を突破するには、講座の新設が政府にとってプラスになるものであると認められる必要があった。本稿で分析した期間中、政府はほぼ一貫して国体や日本精神の昂揚を唱えており、文部省はこの方針を大学に対して徹底したかった。東京帝国大学法学部ではこの政府の方針、当時の政治情勢に内心反発しながらも、予算獲得のため政府にプラスと思われる提案をし、あるいは政府からの提案を受け入れた。政府と大学の双方が互いにそれぞれの利益の拡大をめざすなかで、東洋政治思想史講座もまた誕生していたのである。

講座設置をうけて、東京帝国大学法学部は早稲田大学教授の津田左右吉を講師として招へいし、講義を担当させる。この津田の招へいは、東洋政治思想史講座が政府や文部省の要求にそのまま応えないことを示すものであった。結果として、津田は講義最終回に学生からの糾問に遭遇し、その後出版法違反で起訴される、いわゆる津田事件が起きた。講座は翌年から東北帝国大学法文学部教授の村岡典嗣が講師を務め、1942 年 10 月から丸山眞男が担当する。丸山は、反時局的な問題意識に基づき執筆した助手論文をベースに、戦中の講義を展開した。

<注>

1 ここで東洋政治思想史講座の設置に関する先行研究について説明する。まず当事者への聞き取りや当人の回想（丸山・福田編 1989：236-258）（丸山 1996：158-167）（松沢・植手・平石編 2016：229-235）のほか、関係者の評伝（荏部 2006：91-96）、主に政治思想史の観点から講座設置の経緯やその後の学説史上の影響について論じるもの（植手 2015：25-35）（平石 2015：465-468）などがある。

荏部（2006：92-93）は「そのころ文部省は「國體明徴」運動の重要な一環として、帝国大学に「國體学」講座を設置する方針をうちだしていた〔略〕しかし東京帝大の法学部では、南原〔繁〕を中心として、この「國體学」講座の企図を、ほかの形で利用する案が練られていた〔略〕以前から、東洋政治思想史の新設を文部省に求めていたが、「國體学」の枠を使って、これを通そうと考えた〔略〕予算上は、日中戦争下の時局講座として、新設の交渉が進められていた」と述べているが、その典拠は明らかでない。同様の記述は、荏部（2017）にもある。

また、植手（2015：25-35）は「東大法学部に「政治学及政治学史第三講座」が設置されるまでの経過についての本節の記述が、きわめて不十分であるということである。活字になった書物は、

かなり調べたつもりであるが、基礎的と思われるような資料をほとんどみつけることができなかった。この点についても、のちの研究にまつことにしたい」(植手 2015 : 35) との指摘を残している。

平石は、東京帝国大学法学部において東洋政治思想史講座が設置された背景を次のように説明している。天皇機関説事件などを契機として国体明徴運動が起こり、右翼や軍部は排外主義的に国体や日本精神を称揚した。こうした状況に対し、当時法学部教授で政治学史を講じていた南原繁は困惑した。この時南原は、自身を含めた近代日本の知識人が明治以前の日本の伝統思想に関する知識を切り捨ててヨーロッパの思想に接近したことを反省する。この反省から南原は「当時の情勢を利用しながら、東洋ないし日本の政治思想史の研究のための講座設置」に取り組んだのである(平石 2015 : 465-466)。

教育学の先行研究もみても、講座設置に関わる「教学刷新」などの教育政策について倉沢(1980)、寺崎・戦時下教育研究会(1987)、小山(1989)、前田(1993)、久保(2006)、高野(2006)などが論じている。また、東京大学史史料室編(1998 : 157)は、戦時下の講座拡充について触れている。関連して、科学史では中山(1995)が第二次世界大戦中に各帝大に設置された戦争関連学科や講座の変遷を論じている。だが、いずれも東洋政治思想史講座に関して言及は無い。

² 講座制に関する先行研究は、ここでは羽田(1983)、東京大学(1985b : 260-272)、寺崎(2000 : 371-411 ; 2007 : 88-98)、天野(2009 : 202-210, 2013 : 216-222, 2016 : 455-459)などを参照した。

³ この点に関しては、羽田(1983)、東京大学(1985b : 260-272)が詳しい。

⁴ 帝国大学令中改正の件(明治二十六年勅令第八十二号)第十八条は「講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していた。なお、上記の勅令は1893年8月11日に公布され、第十九条の規定により同年9月11日施行された。さらに帝国大学令(明治十九年勅令第三号)は1919年2月7日公布された帝国大学令(大正八年勅令第十二号)により全部改正され、同年4月1日施行された。ただし、講座制に関する規定の内容は、両者ともほぼ同一である。

⁵ 東京大学文書館, S0014/SS2/10, 重要書類彙集・文部大臣達・秘書他, 秘書 官制改正 自昭和六年至昭和十二年。

⁶ 当時の東京帝国大学の本部事務組織としては、総長の下に書記官が置かれ、庶務課、会計課、営繕課、学生課などが設置されていた(『東京帝国大学一覧』昭和12年度)。

⁷ 「学部」のところを「部局」としているものがある。

⁸ 台とは、東京天文台のことを指す。東京天文台は1888年海軍省観象台、内務省地理局及び帝国大学理科大学観象台が合併し、麻布飯倉に創設された。1924年三鷹に移転する。これは現在の大学共同利用機関法人国立天文台に当たる。

⁹ 東京大学文書館, S0061/11, 東京帝国大会計課文書, 昭和十三年度予算書類 概算要求書。なお、この史料に従えば、予算協議会は予算会議とも呼称されている。

¹⁰ ところで、当時の帝国大学には総長、各学部長、各学部において互選された教授2名以内の評議員から構成される評議会が置かれていた。帝国大学令(大正八年勅令第十二号)第七条は、①学部における学科の設置及廃止、②講座の設置及び廃止について諮詢した事項、③大学内部の制規、④その他文部大臣又は帝国大学総長の諮詢した事項を、その審議事項として規定している。だが、評議会が②講座の設置及び廃止について審議されたことはほぼなかった(東京大学 1985b : 292-295)。図に評議会の記載がないのも、この事実を反映しているものと思われる。

¹¹ 東京大学文書館, S0014/SS2/11, 重要書類彙集・文部大臣達・秘書他, 秘書 官制改正 自昭和十三年度至昭和十五年度。

¹² 専門学務局は大学行政を所管した文部省の内部部局。1887年10月設置。

¹³ 図には「内閣法制局」とあるが、1937年6月時点では官制上「法制局」である。法制局官制(明治二十六年勅令第百十八号)第一条は「法制局ハ内閣ニ隷シ左ノ事務ヲ掌ル」と規定していた。また同条第三項は「各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル所ノ法律命令案ヲ審査シ意見ヲ具ヘ又ハ修正ヲ加ヘテ内閣ニ上申スルコト」を法制局が担当する事務として規定していた。

¹⁴ 本来であれば、勅令発布には大日本帝国憲法下における天皇の諮問機関である枢密院の審査を必

要とする（三谷 1990 : 33）。だが、当時の枢密院会議録をみても講座の新設改廃に関する勅令案等を審査した記録は見当たらない。講座設置に関する勅令改正は、枢密院の審査を必要とする案件ではなかったと考えることができる。

¹⁵ 菊池武夫は貴族院議員、陸軍中將。陸軍士官学校、同大学卒業、陸軍歩兵第十一旅団長等を歴任、1927 年予備役に編入。1931 年 11 月から 1939 年 7 月まで男爵議員（衆議院・参議院 1990 : 66）。

¹⁶ アメリカ合衆国議会図書館, LCCN:82243605, 文部省思想局, 各大学ニ於ケル憲法学説ニ関スル文書。同文書は、荻野富士夫編（2008）『文部省思想統制関係資料集成』第 8 巻, 不二出版にも収録されている。なお、天皇機関説事件については、宮沢（1970a, b）、小山（1989）、三谷（2010）などを参照した。

¹⁷ 教学刷新評議会における議論の詳細は、高野（2006）が詳しい。

¹⁸ 「昭和十二年度歳入歳出概算」には「文学部日本国体学講座増設ニ要スル経費」14,600 円が計上され、査定額は 12,609 円であった。備考には「教授一人、助教授一人、助手一人を認む 俸給及庁費旅費は九箇月分 平年額一四, 六〇〇円」とある。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100509800（第 268 画像目）、公文類聚・第六十編・昭和十一年・第三十六卷（国立公文書館）。

¹⁹ 平泉澄は日本中世の社会史、精神史を専門とする歴史学者。1918 年東京帝国大学文学部国史学科を首席で卒業、1935 年 2 月文学部教授となる。万世一系の国体とそれを基軸として展開してきたとみる日本歴史の優越性を強調する歴史観を有し、その皇国史観と呼ばれる歴史観は右翼や軍人の支持を獲得し、戦中期に大きな影響力をふるった。

²⁰ 田所美治は貴族院議員。1895 年帝国大学法科大学を卒業、文部省普通学務局長、文部次官等を歴任。1918 年 7 月から 1947 年 5 月まで勅選議員（衆議院・参議院 1990 : 134）。

²¹ なお、「教学刷新」と並んで戦時下の諸大学に影響を与えたとされる「科学動員」について、本稿では取り扱わない。「科学動員」に関しては、駒込・川村・奈須（2011）を参照した。

²² 『東京帝国大学要覧』昭和 10 年度。なお、括弧内は担当講座又は専攻・職位を指す。

²³ 東京大学文書館, S0061/08, 東京帝国大学会計課文書, 昭和六年度予算書類 甲二ノ一。

²⁴ 各学部の表記は帝国大学及其の学部に関する件（大正八年勅令第十三号）の規定する順序、いわゆる建制順に従った。

²⁵ 昭和戦前期の予算編成のプロセスについては、大前（2006, 2015, 2017）を参照した。

²⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100662600（第 156 画像目）、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第五十六卷（国立公文書館）。

²⁷ なお、全く同じ項目が昭和 13 年度予算案にもあり、要求額も同じく 12,600 円である。ここでも査定額は 0 円であった（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100577700（第 131 画像目）、公文類聚・第六十一編・昭和十二年・第四十九卷（国立公文書館））。昭和 12 年度になると、項目自体が存在しない。おそらく昭和 12 年度以前には文部省が大蔵省に要求をしなかったものと考えられる（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100509800（第 268 画像目）、公文類聚・第六十編・昭和十一年・第三十六卷（国立公文書館））。

²⁸ 荒木の文相就任については、東京大学史料室編（1998 : 189-192）でも検討されている。

²⁹ 配属将校増員問題とは、1932 年に東京帝国大学の配属将校の増員をめぐる東京帝国大学、文部省、陸軍省の三者の間で生じた対立のことである。かねてより配属将校の増員を希望していた陸軍は、1932 年 6 月東京帝国大学の配属将校を通じて大学側に増員を要求した。しかし大学はその要求を拒絶する。陸軍は 7 月に入り、今度は文部省に対し人事異動に伴う増員を実施することを一方的に通告した。この陸軍の通告は、陸軍現役将校学校配属令（大正十四年勅令第三百三十五号）第一条第二項「将校ノ配属ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ」という規定に違反する疑いがあった。文部省は勅令に基づく協議を陸軍省に要請するものの、陸軍省は陸軍の人事は統帥権に基づく主張してこれを拒否した。7 月から 8 月にかけて鳩山一郎文相（当時）と小野塚喜平次東京帝国大学総長との間で事態の打開策を練るための会談や書簡の往復がもたれた。結局、配属将校増員に関し、大学、文部省、陸軍省の一致を必要とする原則を確立するための文相陸相間覚書の交換、人事の発令延期を内容とする妥協が成立し、事件は落着する（南原・矢部・蛭山 1963 : 210-228）（東

京大学 1985b : 427-436, 785-798) (丸山・福田編 1989 : 192-198)。

³⁰ 西尾忠方は貴族院議員。1913年東京帝国大学法科大学卒業, 1918年馬政調査会委員, 日本競馬協会評議員等を歴任, 1918年7月から1947年5月まで子爵議員(衆議院・参議院 1990 : 47-48)。

³¹ 「第七十四回帝国議会貴族院 予算委員会第三分科会(内務省, 文部省, 厚生省)議事速記録第三号」(昭和十四年二月二十八日) 2-3頁。

³² 前述の『矢部日記』によれば, 1939年3月13日条に「夕刊によれば, 前から出してゐたわれらの「東洋政治思想」の講座が, 文部省で可決された由」(矢部 1974 : 203)とある。しかし, この日は『東京朝日新聞』も『読売新聞』も夕刊を発行しておらず, 日付の誤記の可能性がある。

³³ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A14100739000 (第262画像目), 公文類聚, 第六十三編・昭和十四年・第六十四卷(国立公文書館)。

³⁴ 東京大学文書館, S0014/SS2/11。

³⁵ 東京大学文書館, S0061/08。

³⁶ 東京大学文書館, S0061/11。

³⁷ 東京大学文書館, S0014/SS2/11。

³⁸ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A14100708000, 公文類聚, 第六十三編・昭和十四年, 第十五卷(国立公文書館)。

³⁹ 東京大学文書館, S0061/08。

⁴⁰ 東京大学文書館, S0014/SS2/11。

⁴¹ 『矢部日記』には, 1939年3月30日条, 同年4月12日条のところに, 南原が岡義武と矢部を交えた3人で東洋政治思想史講座について話したと記されている(矢部 1974 : 206, 209)。また4月12日時点で, 津田に講師を依頼することが3者で確認されている。同年5月14日条には, 交渉の経過について, 南原から岡と矢部に伝えられている。

⁴² 津田左右吉は歴史家, 思想史家。1873年10月生まれ。1891年夏に東京専門学校(後の早稲田大学)を卒業し, 1895年頃から帝国大学文科大学教授で東洋史学者の白鳥庫吉に師事する。1917年9月早稲田大学講師に就任し, 1918年10月から(1940年1月まで)早稲田大学教授となる。1923年10月東京帝国大学より文学博士の学位を授与される(家永 1972 : 603-610)。

⁴³ 村岡典嗣は日本思想史家。1884年9月東京に生まれる。1906年7月早稲田大学文学部(哲学専攻)を卒業し, 1915年4月から1917年6月まで早稲田大学講師を嘱託される。1922年11月文部省から文化史学研究のため満2年間イギリス, フランス, ドイツへの留学を命じられる。1924年4月東北帝国大学法文学部教授となり, 文化史学第一講座を担当する。1931年4月以降, 広島文理科大学, 京都帝国大学文学部, 九州帝国大学文学部, 東京帝国大学文学部の講師を嘱託されている(村岡典嗣著作集刊行会 1956 : 210-211)。

⁴⁴ 早稲田大学(1987 : 1069-1072)を参照。

⁴⁵ この時, 同じ東京帝国大学の文学部では, 日本思想史講座及び国史学第一講座を平泉澄教授が担当し, 同じく倫理学第一講座を和辻哲郎教授が担当していた(『東京帝国大学一覽 昭和14年度』(1939 : 225))。だが, 南原は両名を候補とすることは考えなかったと話す(丸山・福田 1989 : 244)。

⁴⁶ 『矢部日記』5月24日条には, 「南原先生が来られて, 東洋政治思想史の講師につき津田左右吉氏と三回に亘って会見して交渉された経過と津田博士は是非に好意を持ってやらうとふ考へ」(矢部 1974 : 220)と記している。また, 早稲田大学(1987 : 1065)には, 津田自身の証言も収められている。

⁴⁷ 蓑田胸喜は右翼思想家。1894年1月生まれ。1917年7月第五高等学校を卒業し, 同年9月東京帝国大学文科大学哲学宗教学宗教学史学科に入学する。指導教官は宗教学者の姉崎正治であった。在学中は上杉慎吉率いる国家主義の学生団体である興国同志会に参加する。1920年東京帝国大学文学部宗教学科を卒業し, 1922年4月から慶應義塾大学予科教授となる。1925年11月三井甲之らと右翼団体原理日本社を結成し, 機関誌『原理日本』を創刊する。1932年3月慶應義塾大学を退職し, 4月から国士館専門学校教授となる。当時の学生らを指導し, 東京帝国大学法学部・経済学部の諸教授を非難する活動を行う(蓑田 2014a)。

48 早稲田大学（1987：1067）の記述による。前述の『矢部日記』には「例の精神科学研究会の連中」（矢部 1974：275）とあり、丸山は「学生協会」としている（丸山 1996b：127-128）。

49 津田の早大辞職の経緯については早稲田大学（1987：1069-1075）に詳しい。それによると、津田は 1939 年 11 月中には蓑田一派から目をつけられており、この時点で当時早稲田大学総長の田中穂積が対応策を検討している。上述の東大での一騒動後の 12 月 20 日、田中総長らと会談した津田は、内心不服ながら、蓑田が批判していた 4 著作の絶版に同意している。

50 『矢部日記』1939 年 12 月 18 日条をみると、矢部のもとを南原が訪ね、次年度の東洋政治思想史講座を村岡に依頼したい旨、伝えている。

51 この「1943 年度」は 1942 年 10 月から 1943 年 9 月までであり、「1944 年度」は 1943 年 10 月から 1944 年 9 月までである。このように変則的となっているのは次の理由による。1941 年 10 月 16 日大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件（昭和十六年勅令第九百二十四号）が公布され、これに基づき同年 11 月東京帝国大学評議会は「東京帝国大学学年暦臨時措置方」を決定する。これにより 1941 年度は 3 ヶ月繰り上がり 12 月卒業とされ、翌年度から半年繰り上げで 9 月卒業となる。1942 年 8 月「新学年暦」が制定され、10 月から翌年 9 月までを「学年」とすることになる。このため、上述した変則的な学年暦となっている（東京大学史資料室編 1998）（宮村・山辺・金子・川口 2013：89-97）。

第6章 戦中期の国家学会と現実政治

本章は1935年2月から1944年8月までの間、国家学会がどのような活動をしていたのかを歴史的、実証的に検討していく。分析の期間を1944年8月までとするのは、『国家学会雑誌』が「戦時中空襲による災害の為第五十八巻（昭和十九〔1944〕年）第八号以降休刊の余儀なき状態」（第60巻第1号：裏表紙）にあったためである。

5 第5章で明らかにしたように、天皇機関説事件以降、政府は東京帝国大学法学部への圧力を強める。他方で、東京帝国大学法学部はそうした情勢を利用して、政府の方針に内心反発しつつも、長年要望していた東洋政治思想史講座の新設を実現する。この時期、政府
10 と東京帝国大学法学部は、法学、狭義には公法学及び政治学の教育と研究に関してそれぞれ異なる思惑を抱きながら、その実現を図ろうとしていた。

以上のような展開をみせていた時期、1937年7月7日盧溝橋事件を機に日本は中国大陸における戦闘行動を激化させていく。1938年3月国家総動員法が成立し、いわゆる総動員体制が構築されていく。国内のあらゆる物的人的資源が戦争遂行という目的のために
15 動員されていく。さらに1940年7月22日には第二次近衛文麿内閣が成立し、同年10月22日大政翼賛会が発足する。1941年12月8日日米開戦へと至り、1945年8月15日を迎えることになる。

こうした政治、経済、社会の情勢下、東京帝国大学法学部はどのような研究活動を展開していたのか。その実態を、国家学会という切り口を通じて、明らかにしていく。

20

第1節 国家学会の組織再編

(1) 小野塚喜平次の評議員長就任

1935年2月天皇機関説事件が起きた時、国家学会の運営体制はどのようなものだった
25 のか。ここで当時の評議員会の構成をみておこう（表6-1）。

評議員長には、1918年12月に評議員長に就任していた阪谷芳郎が引き続きその職に就いていた。会計主任は高木八尺、雑誌主任は蠟山政道であった。両名は共に現職の東京帝国大学法学部教授であり、高木は米国憲法、政治、外交講座を、蠟山は行政学講座を担任
30 していた。評議員は、各主任や雑誌委員と兼任しているものを含めると34名いた（評議員長を除く）。この中には富井政章や小野塚喜平次など東京帝国大学名誉教授も7名いた。明治期から会に加わっている金子や木場の名前もある。評議員と兼任していない雑誌委員4名は、現職の東京帝国大学法学部助手が就任している。

第5章で確認したように、天皇機関説事件後、美濃部は貴族院勅選議員をはじめとする全ての公職を辞任する。しかし国家学会評議員に関しては辞任していない。国家学会の役
35 職が公職ではなかったことも一因であろう。あるいは、東京帝国大学法学部として美濃部を庇いたかったのかもしれない。

表 6-1 1935 年 2 月時点の国家学会評議員会

評議員長	阪谷芳郎					
評議員						
一木喜徳郎	<u>富井政章</u>	<u>小野塚喜平次</u>	渡辺鏡蔵	河津 暎	金子堅太郎	
<u>笈 克彦</u>	高野岩三郎	<u>立作太郎</u>	中田 薫	中村進午	上野道輔	
野村淳治	<u>山田三良</u>	<u>山崎覚次郎</u>	松岡均平	<u>木場貞長</u>	<u>水野錬太郎</u>	
<u>美濃部達吉</u>	清水 澄	<u>森俊六郎</u>	森荘三郎			
評議員兼会計主任	高木八尺					
評議員兼雑誌主任	蠟山政道					
評議員兼雑誌委員						
石井良助	岡 義武	神川彦松	横田喜三郎	田中二郎	南原 繁	
矢部貞治	安井 郁	宮沢俊義	杉村章三郎			
雑誌委員						
祖川武夫	中村 哲	久保正幡	刑部 荘			

作成参照：『国家学会雑誌』第 49 巻第 2 号

* 表中，東京帝国大学名誉教授には下線を，東京帝国大学教授経験者以外を囲みにした。

5

1937 年 10 月 25 日，長らく国家学会評議員長の任にあった阪谷芳郎が健康上の理由をもって評議員長の辞任を申し出たことが，当時の神川彦松会計主任から報告された。評議員会は神川及び宮沢俊義雑誌主任をして阪谷に慰留するよう説得を試みたものの，阪谷の辞意は固かった。1938 年 5 月 12 日，評議員会はついに阪谷の辞任を承認する（第 51 巻第 11 号：138）（第 52 巻第 6 号：160）。

10

この評議員会の場で，後任に小野塚喜平次が推薦された。この時の出席者は深井，美濃部，森各評議員，高木，蠟山，杉村，矢部，安井，石井，刑部，久保各評議員兼雑誌委員，宮沢雑誌主任，神川会計主任，辻，丸山，山内各雑誌委員であった（表 6-2）。評議員会は神川会計主任，宮沢雑誌主任を通じて小野塚を説得すること，また就任しない場合には改めて臨時評議員会を開催することとし，この間神川を評議員長代行とすることを決定した¹。結局，翌年の 1939 年 5 月 11 日に開かれた評議員会において，再度の満場一致で小野塚を推薦する。これをうけ，小野塚は評議員長に就任することになった（第 52 巻第 6 号：160）（第 53 巻第 6 号：135）。

15

政治学者の矢部貞治は，その日の日記に「今日は大変な盛況で，小野塚，山田三良，山崎覚次郎，高野岩三郎，下村宏，笈克彦，穂積重遠，美濃部達吉，南原〔繁〕，高木〔八尺〕，神川〔彦松〕以下殆ど総員出席。結局大分文句があった後，一年越しの懸案の評議員長に小野塚先生がなられて解決」（矢部 1974：217）と記している。

20

表 6-2 1938 年 5 月時点の国家学会評議員会

評議員長		阪谷芳郎			
評議員					
一木喜徳郎	上野道輔	<u>岡 実</u>	織田 萬	<u>小野塚喜平次</u>	<u>笥 克彦</u>
<u>金子堅太郎</u>	河津 逞	<u>木場貞長</u>	清水 澄	<u>下村 宏</u>	高野岩三郎
高柳賢三	<u>立作太郎</u>	中田 薫	中村進午	<u>野村淳治</u>	<u>深井英五</u>
松岡均平	<u>水野錬太郎</u>	<u>美濃部達吉</u>	森荘三郎	<u>森俊六郎</u>	<u>山崎覚次郎</u>
<u>山田三良</u>	渡辺鉄蔵				
評議員兼会計主任		神川彦松			
評議員兼雑誌主任		宮沢俊義			
評議員兼雑誌委員					
石井良助	岡 義武	刑部 荘	久保正幡	杉村章三郎	高木八尺
田中二郎	南原 繁	安井 郁	矢部貞治	横田喜三郎	蠟山政道
雑誌委員					
佐藤 功	辻 清明	丸山眞男	山内一夫		

作成参照：『国家学会雑誌』第 52 巻第 5 号

* 表中，東京帝国大学名誉教授には下線を，東京帝国大学教授経験者以外で現職あるいは元職の政治家や官僚などを囲みにした。

5

小野塚が国家学会評議員長に推薦されたのは，どのような背景からだろうか。

上掲は 1938 年 5 月時点の評議員会の構成員である（表 6-2）。この時点で，評議員は 2 種類に大別することができる。一つ目は現職の政治家や官僚ないしその経験者であり，7 名いた（表 6-2 中，囲みの人物）。二つ目は，東京帝国大学法学部ないし経済学部の現職あるいは元教員であり，これが 30 名を占めた²。この中には東京帝国大学名誉教授 7 名も含まれている（表 6-2 中，傍線の人物）。

10

また，この時点における彼らの年齢をみると，最年長が金子堅太郎の 85 歳であり，金子に次ぐのが木場貞長の 79 歳である。評議員の平均年齢は 56 歳であった³。68 歳の小野塚は年長の部類に入るといえる。先述の名誉教授に限ってみても，小野塚より年長であるのは山田三良と山崎覚次郎の 2 名のみだった。

15

小野塚は東京帝国大学法学部及び経済学部の教員の中では中田薫⁴，高野岩三郎，美濃部達吉と親しく，岡義武，高木八尺，南原繁，矢部貞治，蠟山政道らが政治学の研究者になるに際し，彼らを支援している。小野塚は東京帝国大学総長や貴族院帝国学士院会員議員などの公職に就いた経験も有していた（南原・矢部・蠟山 1963：306-314）。

20

以上のように，小野塚を支持する評議員が少なくないこと，評議員のうち比較的年長の部類に属していること，公職経験を有していることなどが，評議員長に推薦された理由と考えられる。

小野塚評議員長の下では、どのような人物が会計及び雑誌両主任、雑誌委員に就任していたのだろうか。

会計主任については、1937年9月から1942年4月までを神川彦松が務め、1942年4月以降は前述した高木八尺が務めている。雑誌主任は憲法学者の宮沢俊義（1937年9月
5 ～1938年5月）、行政法学者の杉村章三郎（1938年5月～1942年4月）、矢部貞治（1942年4月～1944年3月）、政治史学者の岡義武（1944年3月～）が持ち回りで務めている。雑誌委員に関しては、現職の東京帝国大学法学部教授、助教授、助手が就任していた。雑誌委員のみの平均年齢は36歳であった。比較的若手の教員が中心となっていた。

このことから、憲法、行政法、政治学を専攻する若手の教員たちが中心となって会が運
10 営されていたといえる。

（2）新評議員補充と財団法人化

小野塚の評議員長就任の前後を通じ、国家学会は組織運営の面で変化をみせる。ここで
15 は新評議員補充と財団法人化を取り上げたい。

最初に、新評議員補充についてみてみよう。

1935年10月15日錦町学士会館で開催された定例評議員会では、評議員の増員に関し
議論がなされる。その結果、阪谷評議員長、高木会計主任、蠟山雑誌主任、山崎覚次郎及
び小野塚喜平次両評議員から成る委員会を組織し、そこで新たに評議員を指名することが
20 決定される（第49巻第11号：151）。

1936年10月22日、前年と同じく錦町学士会館で開催された定例評議員会及び総会に
おいて、この委員会の決定に基づき、馬場鏝一⁵、織田万、岡実、高柳賢三、深井英五、下
村宏ら6名の評議員就任が承認された（第50巻第11号：143）。このうち現職の東京帝国
25 大学法学部教授は高柳のみであり、織田が京都帝国大学名誉教授、残り4名が現職閣僚や
元官僚であった。今回の評議員の増員は、第1章で確認した明治期の国家学会の特色を復
活させる色合いがあったとみることができる⁶。

ところがこの翌年、前述の阪谷の辞意が報告された1937年10月25日の評議員会にお
いて、新評議員の増加に関し、臨時評議員会及び総会を開き、そこで審議することが決定
される。この時の評議員会の出席者は、高野、寛、美濃部、森各評議員、高木、杉村、矢
30 部、田中、安井各評議員兼雑誌委員、宮沢雑誌主任、神川会計主任、佐藤、辻、丸山各雑
誌委員であった（第51巻第11号：137）。この件に関し、先述の矢部貞治の日記に「評議
員を法学部全教授に拡張する件が喧しいことになって大分暇がかゝった。政治科系統の諸
先輩は実に妙なアンチ法律科の末梢論に捉はれてゐて困る」（矢部 1974：40-41）との記
述をみることができる。

35 1938年5月12日、阪谷の辞任が承認された評議員会において、前述の新評議員増員の
件が可決される⁷。これにより、「今後東京帝国大学法学部全教授助教授はその資格におい

て直ちに国家学会評議員たる」こととなった（第 52 巻第 6 号：160）。この決定をうけ、新たに評議員に次の人物らが就任した。石井照久，江川英文，小野清一郎，兼子一，川島武宜，菊井維大，来栖三郎，杉山直治郎，末弘巖太郎，末延三次，鈴木武雄，田中耕太郎，
5 団藤重光，福井勇二郎，穂積重遠，牧野英一，山田晟，我妻栄である。彼らは文字通り，東京帝国大学法学部の教授及び助教授であった。

阪谷の辞任を境に，国家学会評議員会が東京帝国大学法学部と事実上の一体化を図ったものとみることができる。このことは，明治期以来の国家学会の「学外との或程度の関係があること」（穂積 1942：16）を喪失していく過程ということもできる。また，この時は評議員の資格を法学部の教官に限っていることから，経済学部との分離もいっそう明確化
10 されたといえる。他方で，矢部の記述から，新たに評議員として参加する「法律科」教員に対する「政治科」教員の対抗意識も伺える。ここでいう「政治科」教員とは，前述の新評議員として参加した人物以外の教員のことを指すものと考えることができる。

次に，財団法人化について検討してみたい。

1942 年 4 月 15 日開催された昭和 17 年度国家学会評議員会において，小野塚評議員長
15 から「国家学会の組織を財団法人となすの件」が提案され，質疑応答の後，年度内の実施が承認された（第 56 巻第 5 号：131）。翌月 1 日付きで刊行された『国家学会雑誌』第 56 巻第 5 号には「国家学会基金趣意書」が掲載され，財団法人化に関し，次のように説明された（第 56 巻第 5 号：133-134）。

今や帝国の国際的地位の隆興と共に我学界の任務亦一層重大を加へ，法政経済の理論及び実践に関する研究の必要更に緊切なるものあるを覚ゆるの秋に当り，斯学に関する最古の学会たるの名誉と責任とを有する本会の使命の益々重且つ大なるを
20 思はざるを得ぬが，本会がこの歴史的使命の達成に邁進して万遺憾無きを期せんが為には，先づ財政の基礎を確立するの要があるので，本会は茲に基金を募つて財団法人を設立し，以てその要を充たさんとするのである。

25 国家学会は 1943 年 4 月 1 日付きで財団法人として文部大臣の認可を受け，5 月 7 日法人設立の登記が完了する（第 57 巻第 6 号：1）。基本金目録（1943 年 3 月 31 日現在）に従えば，基本財産は金六万円であり，内訳は信託金が金五万円，公債が金壹万円であった（第 57 巻第 6 号：111）。5 月 11 日には，財団法人としては初の国家学会評議員会が開催
30 される。この場で「財団法人国家学会昭和十八〔1943〕年度予算案」も審議され，異議なく可決される。この中には，新たに研究会補助（一，公法判例研究会 二，公法政治研究会）に関する予算も 1,250 円計上されていた（第 57 巻第 6 号：111）。財団法人化は会費収入に依存せず，安定した財政を確立し，学会としての研究活動を活性化を目指した。

また，財団法人化に伴い，新たに財団法人国家学会寄附行為が定められ，従来の評議員
35 会に屋上屋を架すかたちで理事会が設けられた⁸。理事等については，以下の人物が選出された（第 57 巻第 6 号：5）。なお，括弧内は所属及び担当講座である。

	会長	小野塚喜平次（東京帝国大学名誉教授）
	理事	山田三良（東京帝国大学名誉教授）
	理事	美濃部達吉（東京帝国大学名誉教授）
	理事	南原繁（東京帝国大学教授・法学部政治学政治学史第一講座）
5	理事	神川彦松（東京帝国大学教授・法学部外交史講座）
	理事	高木八尺（東京帝国大学教授・法学部米国憲法歴史及外交講座）
	理事	宮沢俊義（東京帝国大学教授・法学部憲法第一講座）
	理事	矢部貞治（東京帝国大学教授・法学部政治学政治学史第二講座）
	監事	山崎覚次郎（東京帝国大学名誉教授）
10	監事	杉村章三郎（東京帝国大学教授・法学部行政法第一講座）

この人選を一目みて、小野塚を中心とした東京帝国大学法学部の政治学関係の教員が理事及び監事に就任していることがわかる。会の運営の主導権を、前述の矢部のいう「政治科」が握ったと言い換えることができるだろう。また、美濃部が理事に就任していることも興味深い。この時点で、政府との関係や自身の学説に関してははともかく、国家学会内では美濃部は排斥されず、むしろ重用されていた。

第2節 雑誌誌面の特徴と現実政治との関連

前節でみた国家学会の組織再編をうけ、国家学会はどのような研究活動を展開していたのだろうか。本節では、次の3点に注目してみたい。一つ目は「海外政治事情」欄の復活強化、二つ目は特集号の発行、三つ目は誌面の傾向である。

(1) 「海外政治事情」欄の復活強化

1939年1月刊行の『国家学会雑誌』第53巻第1号は、「特集 海外政治の動向」を組んだ。このことについて、当時の宮沢俊義雑誌主任の名で、その趣旨が次のように説明されている（第53巻第1号：表紙裏）。

今回この非常の時局に際し、我々は海外諸国の政治の動きに対し従来よりもいつそう深い注意を払ふ必要があることを痛感し、さきの「海外政治事情」の欄をより大規模に復活するを適当と考へ、ここに本号を特集号として、最近一箇年を主とする世界各国の政治の動向に関して忠実な報告を世に贈ることにした。

上掲の「非常の時局」が何を指しているのか、この説明からは判然としない。本論をみると、例えば神川彦松「国際政治概観」は、当時の国際政治がドイツ、イタリア、日本を旗頭とするファッショ陣営とイギリス、フランス、アメリカ、ソ連を中心とするデモクラ

シー陣営との対立に分裂したとして、ヨーロッパとアメリカ、日本の動向を叙述する（第53巻第1号：1-22）。また、蠟山政道「満州国及び支那」は、前々年7月の「日支事変」を中心に記述している（第53巻第1号：23-31）。1939年9月に第二次世界大戦が勃発することを考えると、まさに開戦前夜の緊迫した情勢のことを指し示しているのだろう。

5 本号はまた、誌面の用いられ方も特徴的であった。というのも、この「特集 海外政治の動向」に雑誌一冊をまるまる当てているからである。この特集に、平均して161ページが与えられていた⁹。

この特集は1939年1月から1942年2月までの4年余り続けられた。

10 執筆者の顔ぶれをみると、神川彦松、蠟山政道、山之内一郎、五十嵐豊作、岡義武、矢部貞治、高木八尺などの名前があげられている（表6-3）。全体として東京帝国大学法学部教授及び助教授が中心であるものの、五十嵐豊作¹⁰や米田実、嘉治隆一のように、他大学の教員やジャーナリストも執筆に参加している¹¹。

執筆陣を通覧すると、「独逸」を五十嵐豊作¹²、「ソヴェート連邦」を山之内一郎¹³、「北米合衆国」を高木八尺が一貫して担当していることがわかる。

15 この執筆に関し、高木八尺は後年「ずい分苦しかったですね。非常に厄介でした」「どれをとっても、足りないようなことしかできてない、というのが実情じゃなかったでしょうか」と回想している¹⁴。「フィナンシャル・クロニクル」などのアメリカの新聞や雑誌を利用して、執筆に取り組んだという。この時期、高木は法学部で唯一アメリカを冠する講座を担当しており、1930年代末頃からは国内問題や日米関係改善に関与していた。このことが執筆に加わった一因であろう（斎藤・本間・岩永・本橋・五十嵐・加藤 1985：78-91）。

20 その内容をみてみると、第53巻第1号（1939年1月刊）では、ルーズベルト大統領の施政の動向、中間選挙、ニューディール政策、海軍拡張、外交などが項目として立てられている。内政と外交の双方に目配りした内容となっている。

25 第54巻第1号（1940年1月刊）になると、中立法改正問題、1940年大統領選挙の予想などについても触れられている。同号の最後は、日米関係について触れている。ここで高木は「日米関係史に於ても一九三九年は最も重要な一年であつた」（第54巻第1号：156）とする。この年7月日米通商航海条約の廃棄が通告されている。「かかる方策が我國民に与へた傷の大きさは否み難い。之は一九二四年の移民法と匹敵する両国々交上の大事件であり、深刻なる憤懣と憂慮を殊に両国の親善を念ずる我が識者の間に感ぜしめたのであつた」（第54巻第1号：158）と述べている。また、高木は約一年前のニューヨーク滞在中、現地の新聞が極東情勢について極めて小さく取り扱われていることを慨嘆している。このように論稿の最後に日米関係を論じる形式は、以後も続けられる。

そして、第56巻第1号（1942年1月刊）において、高木は「本稿の記事は十一月末日を以て終る」と締めている。

35 これに対し、ソビエト法研究者であつた山之内一郎の場合、この時期にはソビエトに関する研究をすること自体が実際上困難であり、仮に原稿を出版社へ持ち込んでも、出版を

表 6-3 「特集 海外政治の動向」(1939 年 1 月～1942 年 2 月)

第 53 卷第 1 号 (1939 年 1 月刊)	国際政治概観 満州国及支那 ソヴェート連邦 独逸 仏蘭西 英吉利 北米合衆国	東京帝国大学教授 東京帝国大学教授 法学士 東北帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学教授	神川彦松 蠟山政道 山之内一郎 五十嵐豊作 岡義武 矢部貞治 高木八尺
第 54 卷第 1 号 (1940 年 1 月刊)	国際政治概観 東亜 ソヴェート連邦 独逸 仏蘭西 英吉利 北米合衆国	法学博士 法学士 法学士 東北帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 台北帝国大学助教授 東京帝国大学教授	米田実 嘉治隆一 山之内一郎 五十嵐豊作 刑部荘 中村哲 高木八尺
第 55 卷第 1 号 (1941 年 1 月刊)	国際政治概観 東亜 ソヴェート連邦 独逸 仏蘭西 英吉利 北米合衆国	法学博士 立命館大学教授 法学士 東北帝国大学助教授 東京帝国大学教授 東京帝国大学助手 東京帝国大学教授	芦田均 田中直吉 山之内一郎 五十嵐豊作 岡義武 山内一夫 高木八尺
第 56 卷第 1 号 (1942 年 1 月刊)	国際政治概観 東亜 独逸 仏蘭西 英吉利 北米合衆国	東京帝国大学教授 立命館大学教授 東北帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学助手 東京帝国大学教授	岡義武 田中直吉 五十嵐豊作 刑部荘 佐藤功 高木八尺
第 56 卷第 2 号 (1942 年 2 月刊)	ソヴェート連邦	法学士	山之内一郎

作成参照：『国家学会雑誌』第 53 卷第 1 号，第 54 卷第 1 号，第 55 卷第 1 号，第 56 卷第 1 号及び第 2 号

- 5 * 第 56 卷が第 1 号及び第 2 号に分かれているのは、「頁数の制限の為め」である（第 56 卷第 1 号：表紙裏）

断られていた。当時嘱託をしていた外務省でも、山之内が「自分の調査したものを官庁で
どう利用するかは官庁の側にあるが、自分は学者として客観的な結論のみを出すのだとい
う態度を堅持」（山之内一郎ほか 1956 : 216, 219-220）したため、省内では冷遇されてい
た。1939年から1943年までの間、山之内の数少ないソビエト研究の一角を占めていたの
5 が上掲の論文であった。

例えば、第53巻第1号（1939年1月刊）において、山之内は五カ年計画、ソ連国内の
粛清、最高ソヴィエトの選挙情勢、スターリンの所信、外交、コミンテルン活動について
客観的に触れている。翌年の第54巻第1号（1940年1月刊）では、上述のうち国内問題
を中心に論じている¹⁵。執筆に関し、山之内は「私は以上主としてソヴェート連邦側の資
10 料によつて筆を進めて来た。従つてここに記されたものが必しも事実ではない場合が存在
しないとは限らない。しかし尠くともソ連邦の努力せる政治の傾向を概観するためには必
しも不相当とは云ひ切れない」（第54巻第1号 : 68）としている。山之内は1934年12
月から外務省嘱託を務めており、そこから得られた情報源を利用していたのだろう。

高木のアメリカ合衆国、山之内のソビエト連邦など、おそらく戦中期には正確な情報を
15 入手して報じることが困難であった。そうした中であつて、国際政治情勢を伝えるこの特
集が組まれたことは、国家学会の特徴として捉えることができる。また、特集の一部とは
いえ、ソビエトに関して研究発表を行うことができたのも、『国家学会雑誌』ゆえとみるこ
とができる。

20 （2）特集号の発行

1942年4月皇紀二千六百年を祝して出版された『東京帝国大学学術大観 法学部経済
学部』には、「毎年一両回或号の全冊を一個の重要特殊問題に集中した「特集号」を出すこ
とが、国家学会雑誌の近年の一特色となつて居る」（穂積 1942 : 16）と記されている。

25 実際『国家学会雑誌』を調べてみると、1938年6月から1944年3月まで、延べ6回の
特集が組まれている（表 6-4）。この特集号のテーマをひろってみると、ナチス・ドイツ、
国内改革、執行権強化、経済統制、経済統制法、近代日本と多岐に亘っている。国内改革
や執行権強化は、当時の昭和研究会の研究テーマなどとも重なっており¹⁶、国家学会の編
集委員らの時局への関心の高まりを示している（酒井 1992 : 130-156）。

30 さらに1943年1月からは、前述した「海外政治の動向」に代わり、年頭に特集号を刊
行するようにしている。

これらはいかなる経緯で組まれることになったのか。ここで注目したいのが、政治学者
の矢部貞治¹⁷である。というのも、特集号を提案したのが矢部だったからである。

『矢部貞治日記〈銀杏の巻〉』（『矢部日記』）1938年1月13日条には、「午後は国家学
35 会の編集会議。時々スペシャル・ナンバーを出すことを提案した」（矢部 1974 : 58）と
の記述をみることができる。『矢部日記』に従えば、1938年2月9日、3月4日にも編集

表 6-4 特集号一覧 (1938 年 6 月～1944 年 3 月)

第 52 卷第 6 号 (1938 年 6 月刊)	「特集 ナチス独逸の研究」 ナチス政治理論概説 ナチス・ドイツ憲法の生成 新興独逸の基礎法 フューラーの地位 ナチス党と国家の関係 血と種族 ライヒス・コンコルダート締結後の政教関係	東京帝国大学助教授 東京帝国大学教授 東京帝国大学教授 東京商科大学助教授 東京帝国大学助教授 神戸商業大学助教授 法学士	矢部貞治 宮沢俊義 杉村章三郎 田上穰治 田中二郎 俵 静夫 小林珍雄
第 52 卷第 7 号 (1938 年 7 月刊)	ナチス・ドイツの対外政策の発展 ナチスの地方自治制 ナチス官吏法 独逸経済の職業団体的構成 ナチス労働法の基本原則 文化行政の機構と立法 ナチスの大学	東京帝国大学教授 九州帝国大学教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 和歌山高等商業学校教授 東北帝国大学助教授 東北帝国大学助教授	神川彦松 宇賀田順三 田中二郎 山田 晟 後藤 清 柳瀬良幹 齋藤秀夫
第 53 卷第 9 号 (1939 年 9 月刊)	「特集 国内改革の諸問題」 議会制度 行政機構 官吏制度 地方自治制	東京帝国大学教授 東京帝国大学教授 東北帝国大学教授 法制局参事官	矢部貞治 宮沢俊義 柳瀬良幹 入江俊郎
第 53 卷第 10 号 (1939 年 10 月刊)	租税制度 経済統制法 経済機構 司法制度	東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学助教授	杉村章三郎 田中二郎 大河内一男 団藤重光
第 54 卷第 9 号 (1940 年 9 月刊)	「特集 執行権の強化」 概観ならびにわが国 独逸 伊太利 仏蘭西 北米合衆国	東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授 東北帝国大学助教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学教授	宮沢俊義 田中二郎 五十嵐豊作 刑部 荘 高木八尺
第 56 卷第 3 号 (1942 年 3 月刊)	「特集 経済統制の研究」 経済統制と政治力の問題 戦時統制に於ける経済循環 経済統制の法的機構	東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授 東北帝国大学教授	矢部貞治 大河内一男 杉村章三郎
第 56 卷第 6 号 (1942 年 6 月刊)	経済統制法の狙いとその基礎構造	東京帝国大学教授	田中二郎
第 57 卷第 1 号 (1943 年 1 月)	「特集 経済統制法と諸法」 経済統制法と刑法 戦時統制法と公法 経済統制法と商法 経済統制法と労働法 経済統制法と民法	東京帝国大学名誉教授 東京帝国大学教授 東京帝国大学教授 東京商科大学教授 東京帝国大学助教授	牧野英一 杉村章三郎 鈴木竹雄 吾妻光俊 川島武宜
第 58 卷第 1 号 (1944 年 1 月刊)	「特集 近代日本の成立」 憲法制定の一過程 帝国議会の開設 内閣制度の樹立—当時の輿論を中心として	東京帝国大学講師 東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授	尾佐竹猛 岡 義武 辻 清明
第 58 卷第 2 号 (1944 年 2 月刊)	地方制度の由来 司法制度の確立 民法典の編—民法決議より民法仮法則迄—	東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授 東京帝国大学教授	杉村章三郎 団藤重光 石井良助
第 58 卷第 3 号 (1944 年 3 月刊)	条約改正 近代的産業・経済の建設過程 国民主義理論の形成 (一)	東京帝国大学教授 東京帝国大学教授 東京帝国大学助教授	神川彦松 土屋喬雄 丸山眞男

作成参照：『国家学会雑誌』第 52 卷第 6 号・第 7 号，第 53 卷第 9 号・第 10 号，第 54 卷第 9 号，第 56 卷第 3 号・第 6 号，第 57 卷第 1 号，第 58 卷第 1 号～第 3 号

会議が開催されており、4月9日条に「少し又勉強を始めねばならぬ。差し当り六月号の国家学会雑誌に約束のあるナチス政治理論を書かねばならぬ」（矢部 1974：102）とある。この間、特集号の発行と執筆者が決定したことがうかがえる。自身が提案したからか、この特集号には矢部も寄稿することになった¹⁸。

5 1938年6月に刊行された特集「ナチス独逸の研究」では、雑誌主任の名で「特集号発行について」次のように説明されている（第52巻第6号）。

ナチス・ドイツに対する関心は日独防共協定以来わが国で日ましに強くなつて来た
〔中略〕この友邦の政治・法律・社会の各方面に関する学問的な研究をまとめて公
にし、それについての正確な知識をわが学界ならびに実際界に提供することは、ま
10 さに学術雑誌としての本誌の使命であると信ずる〔中略〕この企画が真の意味の日
独親善に多少でも寄与するところがあるならば、本誌の幸いにこれに過ぐるはな
い。

特集の巻頭を飾る矢部の「ナチス政治理論概説」論文では、冒頭から「ナチス世界観の
15 根源は所謂「血のミトス」である」（第52巻第6号：1）と、読者に強烈な印象を与えて
いる。「ミトス」とはドイツ語で神話のことであり、この場合「血に依て結ばれる種族の共
同体が、ナチスに於ては、世界観の基礎であり、政治、法、自由、人格、文化、学問の大
前提である〔中略〕ナチスの最も直接に考へるのは、言ふまでもなく、その中でもゲルマ
ン種族のことである」（第52巻第6号：2）と説明している。続けて、ナチスの国家観、
20 指導者国家、党、文化と教育、経済生活、対外政策について論じている。ヒトラーの著書
のみならず、オットー・ケルロイターの著作なども引用されている。

三谷太郎に従えば、1937年頃から矢部は小田村寅二郎ら右翼団体に所属する学生の批
判をうけ、自身の政治学講義の改訂を余儀なくされている。騒動をうけ、文部省は法学部
教授会が可決した矢部の教授昇任をなかなか認めなかった。政府や東京帝大に対する不信
25 感を抱いた矢部は、次第に昭和研究会などの活動に関わっていく。大学内の地位の不安定
化を学外活動によって補償する心理が働いたのであった（篠原・三谷編 1997：344-348）。
上述の『国家学会雑誌』上における時局への関心も、そうした心理を引きずったものと思
われる。それが周囲の賛同を得て、特集号へと結実した。

この「ナチス独逸の研究」特集は反響も大きかったらしく、矢部は日記の1938年6月
30 9日条において、次のように得意気に記している（矢部 1974：117）。

僕の企画した国家学会雑誌特輯ナチス独乙の研究号は大変な売れ行きで二日位の
間に五百五十を売り、もうないとの事。学生が列を作って買ひに来たといふから愉
快だ。平常は百五十部も売れぬとのことだ。

35 当時の雑誌売上を調べてみると、確かにこの時期、売上が上昇していることを確認する
ことができる¹⁹。このことをうけてだろう、特集号は翌年以降も続けられる。前述の『矢

部日記』1939年3月8日条には「夏休み後に又特輯をやらうといふことに相談，国内改革号。僕と田中くんとで企画する」（矢部1974：201）とある²⁰。

こうして1939年9月から10月にかけて，特集号の第2弾として「国内改革の諸問題」が刊行された（第53巻第9号・第10号）。そこでは刊行に際し，その理由を次のように説明している（第53巻第9号）。

5 今や我が国は支那事変の処理，東亜新秩序の建設と云ふ未曾有の重責ながら輝かしき任務の遂行に邁進しつつある〔中略〕長期戦に対応して，国内の政治，行政，経済機構を改革し聖戦遂行を容易ならしめんと努力してゐる〔中略〕本会は国内機構の改革が単に政治問題たるに止まらず，学問的にも検討を要すべき多くの論点を包含することに鑑み〔中略〕此の問題に関する特集号として読者に提供することとした。

15 卷頭論文には引き続き矢部が「議会制度」について執筆し，法制局参事官の入江俊郎（後の法制局長官）も「地方自治論」を寄稿している。矢部は「本特集号の趣旨は，筆者の個人的改革意見の論述に在るのではなく，主としては寧ろ各事項に関する改革問題の歴史的経過を回顧し，世に唱へらるる具体的改革案を調査し，諸政一新の基礎資料を提供するに在ると了解する」（第53巻第9号：1）としつつ，結語において，従来の改革指導方針が不明瞭であることを批判し，「議会が尚ほ一層その根本的地位と任務の自覚を深め，東亜新秩序建設の最高目標に向つて帰一を促すべき制度機構の改善にも，努力を致すことを要望する」（第53巻第9号：34）と結んでいる。

25 その他にも，宮沢は「行政機構」において，行政機構の改革について論じ，当時の行政改革が複雑化と統合化によって方向付けられており，両者をどのように調和するかが問われているとする。論述の中で，内閣制度の由来，国家総動員法成立以後に当面した内閣総理大臣権限強化問題などに触れている（第53巻第9号：35-67）。さらに柳瀬良幹は「官吏制度」のところで第一次近衛文麿内閣の官吏制度改革案について検討を加えている（第53巻第9号：68-100）。

1942年3月に刊行された「経済統制の研究」では，生産力理論で知られる経済学者の大河内一男²¹も寄稿している（第56巻第3号）。

30 このように特集号を概観してみたとき，1944年1月から3月にかけて刊行された「近代日本の成立」が異彩を放っている。この点に関し，特集号の執筆にも参加している丸山眞男は，次のような指摘を残している（丸山1983：398）。

35 第三章〔「国民主義の「前期的」形成」／原題は「国民主義理論の形成」〕は，当時『国家学会雑誌』の編輯長であった岡義武教授の発意によって，「近代日本の成立」と題する特輯が一九四四年に企画された折に，そのなかの1篇として執筆されたものである。（この企画自体にも時代の潮流にたいするひそかなプロテストの意図があった）。

「近代日本の成立」は、特集号としては最後に刊行されたものであり、これまでの特集のように時局に関連するのではなく、主として明治維新以降の近代日本政治史を振り返るものとなっている。巻頭には日本憲政史研究者の尾佐竹猛「憲法制定の一過程」を据え、岡
5 本人も「帝国議会の開設」を寄せている。論文の中で岡は、1890年11月に召集された第一議会の政治過程を論じている（第58巻第1号：40-77）。

そもそも岡は、前述した矢部の態度に対して批判的であった。

次のような出来事がある。1940年10月8日昭和天皇の東京帝大への行幸が予定され、
10 当時の穂積重遠法学部長は「憲法発布万民歓喜の状況」という展示を企画した。反天皇機関説である上杉慎吉『憲法読本』が展示され、大日本帝国憲法を「不磨の大典」と記述する部分が開かれていた。岡は、この説明役を穂積から命じられたのである。岡は最初この依頼を辞退したものの、度重なる要請により結局引き受けることになる。しかし、その心中は、展示内容自体に反対であった（篠原・三谷編1997：348-352）。

また日米開戦後、丸山眞男との対話の中で、岡自身の周囲も含めて雪崩のように戦争を
15 支持乃至協力の立場を取る人が出たことに重圧を感じたことを語っている。戦争末期には南原繁が主導した終戦工作にも参加している（篠原・三谷編1997：353-359）。

こうした姿勢が、上述した「近代日本の成立」特集を編纂する契機となっていたものと考えられる。

20 (3) 『国家学会雑誌』論説及び叢説題名のテキストマイニング—1935年～1944年—

最後に、分析期間を通じて、『国家学会雑誌』に掲載された記事の傾向について検討を加えてみたい。ここでは第4章第1節(2)、第2節(3)と同様に、KH Corder 3を用いて分析を行った。1935年2月から1944年8月までの論文題名をTKCローライブラリー
25 の国家学会雑誌データベースを使用して、テキスト形式の書誌情報からリスト化した。同データベースは、掲載記事を論説、叢説、講演、研究、翻訳、史料紹介・書評、学界展望、判例批評、その他に分類している。本章では、このうち論説と叢説の2種類を取り上げて検討する。なお、前掲の特集号の記事についてはその他に分類されており、これらは分析からは除外されている。また、叢説は1937年1月刊行の第51巻第1号から分類され
30 ているため、それ以前のもの分析結果に含まれていない。

また、記事のうち複数号にまたがるものについては、一つの論文として数えた。例えば
刑部荘（当時、東京帝国大学助教授）「予算議定権の特異性」という論文は、第49巻第2
号（1935年2月刊）から同巻第3号（1935年3月刊）にまたがっている。こうしたもの
については、一つの論文とした。分析期間中の論説数は153、叢説数は65である。

35 以上を踏まえ、記事題名の頻出語句をまとめたものが表6-5・6-6である。3語以上出現した語句をまとめてみた。

表 6-5 論説の頻出語句

順位	抽出語	出現回数
1	行政	20
2	政治	12
3	問題	10
4	制度	9
	理論	9
5	経済	8
	国家	8
	裁判	8
6	政策	7
7	概念	6
	刑法	6
	憲法	6
8	研究	5
	国際法	5
	時代	5
	統制	5
	発展	5
	法律	5
9	歴史	5
	違憲立法審査権	4
	学説	4
	考	4
	思想	4
	植民	4
	日本	4
	法	4
立法	4	
10	ドイツ	3
	官吏	3
	考察	3
	根拠	3
	社会	3
	就く	3
	性質	3
	中心	3
	哲学	3
	展開	3
	発達	3
	本質	3
明治	3	

筆者作成

表 6-6 叢説の頻出語句

順位	抽出語	出現回数
1	憲法	13
2	問題	8
3	行政	7
4	国家	5
5	選挙	4
	判例	4
6	改革	3
	起草	3
	研究	3
	公物	3
	資料	3
	制度	3
	中心	3

筆者作成

表 6-7 「行政」を含む論説記事一覧（1935年2月～1944年8月）

蠟山政道（1936）「行政の概念構成に於ける「生活營為」の意義」第 50 卷第 1 号 清水澄（1936）「行政裁判制度に就いて」第 50 卷第 2 号 蠟山政道（1936）「行政に於ける職務の概念」第 50 卷第 5 号 田上穰治（1937）「行政事件に関する民法と独法の対立」第 51 卷第 1 号 蠟山政道（1937）「近代行政の発達」第 51 卷第 6 号 佐々木惣一（1937）「司法裁判所と行政事の裁判」第 51 卷第 11 号 小野清一郎（1937）「イタリア及びドイツに於ける行政政策と其の批判」第 51 卷第 12 号 蠟山政道（1938）「国策会社の行政学的研究」第 52 卷第 11 号 美濃部達吉（1939）「行政刑法に関する二、三の問題」第 53 卷第 11 号 田上穰治（1940）「法治行政と行政法体系」第 54 卷第 8 号 杉村章三郎（1941）「判例行政裁判法」第 54 卷第 11 号 辻清明（1942）「現代官吏制度の展開と科学的人事行政」第 56 卷第 2 号 美濃部達吉（1942）「行政犯罪と法律の不知」第 56 卷第 10 号 辻清明（1943）「ロレンツ・シュタインの行政学説—行政学研究への一つの緒口として—」第 57 卷第 10 号 宮沢俊義（1943）「行政実例と行政判例の相剋 —地方制の解釈に於ける—」第 57 卷第 11 号 田中二郎（1943）「行政権による立法について —特に行政権による経済統制立法の限界を中心として—」 第 57 卷第 12 号

筆者作成

5 表 6-8 「憲法」を含む叢説記事一覧（1935年2月～1944年8月）

山之内一郎（1937）「ソヴェート連邦新憲法に関する若干の資料」第 51 卷第 3 号 林茂（1937）「植木枝盛の憲法私案と所謂立志社案の起草」第 51 卷第 9 号 稲田正次（1938）「憲法御諮詢案の成立過程」第 52 卷第 8 号 林茂（1938）「最近発見されたる憲法私案」第 52 卷第 10 号 稲田正次（1939）「憲法御諮詢案の修正」第 53 卷第 2 号 鈴木安蔵（1939）「立志社の日本憲法見込案」第 53 卷第 11 号 鈴木安蔵（1940）「「大日本帝国憲法義解」成立の経緯」第 54 卷第 8 号 鈴木安蔵（1941）「日本憲法制定に対するヘルマン・ロエスレス寄与」第 55 卷第 7 号 稲田正次（1941）「憲法起草の参考資料について」第 55 卷第 10 号 佐藤功（1942）「我が憲法史上に於ける憲法争議 —憲法保障制度研究のための資料として—」第 56 卷第 7 号 稲田正次（1942）「憲法起草の経過について —伊東伯爵家文書＝夏島草案、 井上毅逐條意見等を中心として—」第 56 卷第 11 号

筆者作成

結果をみると、論説では行政が 20 と一番多く、次いで政治が 12 となっている。叢説では憲法が一番多くて 13、行政が 3 番目で 7 となっている。叢説で一番多い憲法は、論説では 6 となっており、この点がやや対照的になっている。

ここで論説において一番多かった行政を含む記事と、叢説において一番の憲法を含む記事の一覧をみてみよう（表 6-7・6-8）。両者を比較すると、その執筆陣が対照的になっていることがわかる。前者は主として行政学者、憲法学者、行政法学者を中心に執筆されて

いるのに対し、後者は憲政史研究者がほとんどであり、彼らは同時に吉野作造らが結成した明治文化研究会のメンバーでもあった。

5 このように論説では行政に関する記事を行政学者が、叢説では憲政に関する記事を憲政史学者らが棲み分けて存在していたことがうかがえる。前述の特集号テーマに関することをあわせると、当時の国家学会が行政グループと憲政グループとに二分化していた事実を指摘することができるといえよう。それはまた、現実政治に対する態度においても、対照的であった。

10 また、第5章において政府や文部省が進めた「教学刷新」や「日本学建設」との関連性をみると、『国家学会雑誌』において、その影響は認められない。何よりも、「日本学」を取り上げる論稿が皆無だからである。ただし、一部で研究上の関心を時局へ向けさせる効果はあった。この意味で、政府や文部省が大学の研究活動に対する影響は、制度面においてはともかく、研究内容面においては限定的であった。

小 括

15

1935年2月以降の国家学会は、1937年阪谷芳郎評議員長の退任を境に、その運営体制が変わる。新評議員長には小野塚喜平次が就任し、国家学会と東京帝国大学法学部との一体化が進む。他方で、学会運営は小野塚を中心とする政治学者や行政学者、行政法学者らが担うようになった。また、その研究活動の活性化を図ることを一つの目的として、財団法人化が実施された。

20 学会活動において、誌面構成の点では「特集 海外政治の動向」復活強化、特集号の発行といった特徴的な活動の存在を指摘することができる。前者については、アメリカ合衆国やソビエト連邦などの情報を提供するものであった。戦中期にこうした国々の情報を提供し得たことも、『国家学会雑誌』ゆえとみることができる。後者については、矢部と岡という2人の政治学者が対照的であったことをあらためて確認することができた。

25 また、掲載記事の題名分析を通じて、論説と叢説との間で、執筆陣やそのテーマの棲み分けが行われていた。論説の方では行政学者、行政法学者が行政に関するテーマを取り上げ、他方で叢説では憲政史学者らが憲政に関するテーマを取り上げていた。後者については、吉野作造が結成した明治文化研究会のメンバーとも重なっていた。両者はまた、現実政治に対する態度においても対照的であった。他方で、第5章でみた「教学刷新」や「日本学建設」といった政策の影響に関しては、国家学会においては限定的であった。

<注>

¹ 当時の国家学会規則（昭和二年五月二十五日改正）第十三条後段を参照（第41巻第7号：179）。

第十三条 評議員長故障アルトキハ雑誌主任又ハ会計主任之ニ代ル。

² 一木喜徳郎については、東京帝国大学法学部教授を務めると同時に、法制局長官、文部大臣、内務大臣、宮内大臣、枢密顧問官を経て枢密院議長に就任していることから、いずれにも含めなかった。

³ この値は雑誌委員と兼任している評議員を加えたものである。それを除くと 65 歳になる。

⁴ 中田は 1877 年 3 月生まれであり、1871 年 2 月生まれの小野塚よりも 6 年下である。小野塚の総長時代、法学部長として小野塚を支えていた。小野塚の総長時代、当時東京帝国大学学生主事であった石井勲は、中田が内輪で小野塚に対し「やい、小野塚」などと呼び捨てにしていたと後年述べており、ここから両者の近しさがうかがえる（東京大学史史料室 1995 : 2）。

また、中田の影響力の大きさをうかがう事例として、1927 年九州帝国大学法文学部で起きた内証事件がある。以下では、九州大学法学部百年史委員会（2015 : 1294-1297）に従いながら、簡単に確認しておきたい。

この内証事件は、法文学部法科の教授陣の間で生じていた対立が人事案件を契機に激化して、教授会自治が機能しなくなるに至り、総長による関係教授の休職処分という結果を招いた。この事件は創設当初の法文学部に対し、深刻な打撃を与えた。

そもそも九州帝国大学では、原敬内閣による高等教育拡張政策をうけて、1924 年 9 月法文学部が新たに設置される。この時、東京帝国大学法学部教授と兼任で法文学部創立委員として創設に向けた準備と教員人事に当たったのは、美濃部達吉であった（創立委員就任は 1923 年 12 月であり、1924 年 10 月から 1927 年 10 月まで法文学部長事務取扱）。

しかし実際に人事を進めるにあたって影響力を行使していたのは、美濃部ではなく中田薫であったと指摘される。また内証事件の際、関係教授の処分、さらに後任の補充人事においても、それを取り仕切ったのは中田であった。

⁵ 大蔵官僚、貴族院勅選議員。評議員就任時には広田弘毅内閣の大蔵大臣を務め、続く第一次近衛文麿内閣では内務大臣に就任する。内相在任中の 1937 年 12 月急死した。

⁶ 2 年前の 1933 年 10 月 19 日開催された評議員会でも、「本会の基礎を強固にし、一層の発達を図るため、学識ある人士を評議員として補充すること」が決定されている（第 47 巻第 12 号 : 130）。

⁷ 前掲の『矢部貞治日記』には、「学士院の例会とかで先輩の出席は美濃部先生と深井英五氏だけ。早く済んで八時半に帰宅」（矢部 1974 : 110）とある。

⁸ 財団法人国家学会寄附行為第 12 条に従えば、役員の数数は理事 5 名以上 10 名以内（内会長 1 名）、監事 2 名、評議員 30 名以上 100 名以内となっていた。また理事は評議員から、会長は理事の中から互選されることになった（第 57 巻第 6 号 : 2-5）。

⁹ 第 53 巻第 1 号、第 54 巻第 1 号、第 55 巻第 1 号及び第 56 巻第 1 号を参照。

¹⁰ 五十嵐豊作は政治学者。専攻は政治思想史。1932 年 3 月東京帝国大学法学部政治学科卒業、同年 4 月同大法学部助手に就任する。南原繁に師事。1934 年 4 月依願免本官、法政大学講師を嘱託される。1935 年 3 月東北帝国大学法文学部講師を嘱託され、翌年 3 月同助教授に就任する（五十嵐 1971 : 202-216）。

¹¹ 第 54 巻第 1 号に関しては、第 53 巻第 10 号において「国際政治概観」を神川彦松が、「英吉利」を岡義武が執筆すると告知されていたが、両名の都合により、前者を米田実、後者を中村哲が代わった（第 54 巻第 1 号 : 表紙裏）。

¹² 五十嵐（1971 : 202-216）を参照すると、彼はどちらかといえばフランス政治思想に関心が深く、何故「独逸」を担当したかは定かではない。

¹³ 山之内一郎は法学者。専攻はソビエト法。1896 年 1 月生まれ。父親は第一次山本権兵衛内閣の内閣書記官長、第二次山本権兵衛内閣の鉄道大臣を歴任した山之内一次。1920 年 9 月東京帝国大学法学部政治学科を卒業、京都帝国大学文学部哲学科入学。翌年 3 月同

中途退学。1921年5月東京帝国大学法学部副手、同年9月同助手となる。この時の指導教員は上杉慎吉であった。1922年5月より1924年11月まで文部省在外研究員。1924年12月九州帝国大学法文学部助教授、1925年5月同教授、憲法学講座担任となる。注4にも記したように、当時九州帝国大学法文学部長事務取扱は東京帝国大学法学部教授の美濃部達吉であり、山之内の九大への就職斡旋も美濃部が行っている。1927年11月、同じく注4に記した内証事件により休職。1929年11月休職満期。1934年12月から1946年9月まで外務省嘱託を務める（「山之内一郎教授著作目録・年譜」1956：249-250）。

14 第53巻第1号（1939年1月刊）に掲載された「北米合衆国」の末尾には、「本稿は早急なる出発に先立ち行李忽忘の際暇を求めて僅に脱稿し得たものであるため、不備の点が甚だ多い、記して読者の宥恕を乞ふ」（第53巻第1号：137）とある。

15 紙数超過のため、外交とコミンテルンの動向に触れられなかったと記している（第54巻第1号：68）。

16 国策研究機関であり、近衛文麿のブレーンを務めた。1933年後藤隆之助が設立し、幹事を東京帝国大学法学部教授の蠟山政道が担当した。1936年研究会の刷新が行われ、この際多くの研究者、政治家、官僚、財界人、ジャーナリストを糾合する。研究会メンバーの多くが新体制運動にも関与した。昭和研究会に関しては、伊藤（1993）、酒井（1992）を参照。

17 矢部貞治は政治学者。1902年11月鳥取県生まれ。1926年3月東京帝国大学法学部政治学科卒業、同大法学部助手に就任する。1928年5月助教授昇任し、1935年4月から1937年5月まで文部省在外研究員としてアメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツに滞在する。この時、ドイツでナチスの勃興を目の当たりにする。この経験から、帰国後は国民の緊密な一体性と政府の強い指導力を特色とする、「共同体的」なデモクラシー（「共同体的衆民政」）の実現を目指すようになり、昭和研究会の活動や近衛文麿の新体制運動に関わる（御厨編2011：121-122）。

18 なお、矢部が執筆に実際とりかかったのは5月2日からであり、5月16日には書き上げて編集者に提出している（矢部1974：108, 111）。

19 『国家学会雑誌』には、雑誌計算表が掲載されている。これに基づき、1934年10月から1943年3月までの状況を確認してみたい。

当時、国家学会規則はその会計年度を10月1日始まり、翌年9月30日終わりと規定していた。また、会計年度の数え方も、学会が発足した1887年2月から9月までを第一年度とし、1887年10月から1888年9月までを第二年度というかたちで続けていた。このため、年度の始まりが1934年10月となり、表記も第四十九年度となっている（国家学会規則（昭和二年五月二十五日改正）第十七条 会計年度ハ十月一日ニ始リ、九月三十日ニ終ル（第41巻第7号：180））。

それによると、第五十一年度まで減少を続けていた本会印刷高が第五十二年度以降は回復に転じている。このことと同時に、学内売上高が倍増している。学内売上高はその後も上昇を続け、昭和17〔1942〕年度には8,840部となる。これは第五十一年度比で3.7倍である。学内売上高以外の費目である納本、会員配布高、寄稿者への進呈高、寄贈及び交換高がほぼ一定数であることから、印刷高増を後押ししていたのが学内売上高であることがわかる。前述した矢部の日記の記述とあわせると、関心を寄せた多数の学生が購入していたのだろう。

20 4月14日条にも「国家学会雑誌の特輯号「国内改革の諸問題」のプランを田中くんと相談」（矢部1974：210）とある。

21 経済学者。1905年1月生まれ。東京帝国大学経済学部卒業後、経済学部助手となり河合栄治郎に師事する。平賀肅学では河合と袂を分ち経済学部に残留、戦時期に生産力理論を提唱した。生産力理論については、石田（1984：152）に詳しい。

終章

戦前期日本において、政治学はどのように制度化されていたのか。ここまで東京帝国大学法学部及び国家学会を事例として検討した。そこでは、学制改革や教育諸法令の改正などの政策を通じて、政治学は制度化されていた。

1877年4月東京大学創立時、政治学は文学部「政治学科」の一科目に過ぎず、担当教員すら欠いた状態にあった。

ところが、明治十四年の政変以後、政府の主導権を握った伊藤博文により、この状況は一変する。伊藤は憲法制定に向けた滞欧憲法調査の際、ドイツの地でローレンツ・フォン・シュタインと出会う。シュタインの講義を通じ、伊藤は政治エリートを供給する知の機関としての大学を創設するというアイデアを得る。帰国後、伊藤はこのアイデアの実現に取り掛かる。1885年12月東京大学では「政治学科」が文学部から法学部へと移管され、法政学部となる。

1886年3月帝国大学令が公布され、上の法政学部は帝国大学法科大学政治学科へと改組される。これを実現したのは、第一次伊藤博文内閣の森有礼文部大臣であった。森は文相として自らの手で帝国大学令を起草した。さらに森は法科大学政治学科の学科課程すら立案した。これは法律、行政、財政の3領域から成る諸科目から構成された。法律と行政のみならず、財政も政治学科の一つの柱として位置づけられている点が、今日とは異なっている。この学科課程は文官高等試験の内容に対応しており、政治学科設置の目的を表している。

また、この帝国大学法科大学政治学科を支えるべく、新たに国家学会という学術組織が創設された。この国家学会は、帝国大学法科大学政治学科の教授、学生、卒業生らを中心に組織されたが、官民を問わず、大学外の政治家や官僚、実業家も多数参加した。この背景に伊藤が存在している。伊藤は来るべき立憲制の構築に向けて、憲政を担う人びとを育成する必要性を感じていた。伊藤は、帝国大学法科大学政治学科とともに、国家学会を通じて憲政を担う人びとを育成し、彼らを通じて憲政に関する知識を社会に普及させることを目指したのだった。学会を代表する評議員長に、帝国大学総長にして伊藤の信頼の厚い渡辺洪基が就任していることも、その証左である。

しかしながら、帝国大学法科大学政治学科と国家学会の整備が進む一方、その内実に当たる教授集団の形成や研究活動の面では、依然として発展途上の段階にあった。法科大学では、少なくない科目を現職の政治家や官僚が担当するなどして対応していた。国家学会においても、その研究活動や議論を主導していたのは、同じく現職の政治家や官僚たちであった。

このように1877年から1893年までの期間は、伊藤、森、渡辺らが主導して、帝国大学法科大学政治学科と国家学会の整備というかたちで、政治学が制度化されていた。

1893年8月第二次伊藤博文内閣は帝国大学令中改正の件を公布し、翌月施行した。こ

の時、帝国大学に講座制が導入された。この制度の導入により、文部大臣が帝国大学において教育及び研究する学問分野を定める仕組みが整えられた。同時に、帝国大学教授及び助教授の俸給が向上し、帝国大学法科大学教授陣の充実が進む。前述の国家学会でも、帝国大学法科大学教授陣がその活動を主導していくようになる。加えて、学問分野の一つとしての政治学が認知されたのも、この講座制の導入が契機であった。

5 他方で、帝国大学法科大学教授が充実と軌を一にして、彼らが政府に対して対抗的な態度を取る事例が出てくる。1905年の戸水事件は、その象徴である。政府の外交姿勢を軟弱と非難した戸水寛人東京帝国大学法科大学教授に対し、政府は休職を命じた。この時、法科大学教授らは国家学会の機関誌『国家学会雑誌』において、史上初の特集号を組み、政府による戸水休職を批判し、これを撤回させた。この論理として活用されたのが、「大学の自治」であった。

10 1913年頃から法科大学政治学科では経済学関係の諸講座の教官を中心に、法科大学からの分離、独立を進める動きが出て来る。しかし、その実現には政府の承認を必要とし、結局1918年12月大学令の公布まで、その実施は見送られた。帝国大学が教育及び研究の進展に伴い新規の講座、学科、学部の設置を求めたとしても、政府がそれを認めなければ実現することができない構造は変わらなかった。

15 1917年から1919年にかけて、寺内正毅内閣は学制改革を企画し、原敬内閣によって実行される。大学令が施行され、高等諸学校創設及拡張計画が実施される。東京帝国大学法科大学では法科大学から法学部への改組、さらに経済学部の分離、独立がなされる。それ以前の法律、行政、財政の3領域の一つが別の学部へと移管したことにより、政治学の純化が進み、あわせて政治学関係の諸講座の新增設が認められた。同時に、上述の拡張計画に基づく高等教育機関の増設をうけ、政治学者の再生産も開始された。

20 国家学会においても経済学部の独立をうけて、その運営体制の面においても、機関誌『国家学会雑誌』の誌面構成の面においても、法律学と政治学の二本柱になっていく傾向をみる事ができる。

25 1893年講座制の導入以降、法科大学教授の充実が進み、時には政府に対して対抗的姿勢をみせるようになる。だが、帝国大学における教育及び研究が、政府の掌の上にある構図は変化しなかった。経済学部の分離、独立も政治学者の再生産も、寺内・原両内閣による学制改革の実施を待たねばならなかった。

30 こうした時、1939年東洋政治思想史講座の新設は異彩を放っている。政府と東京帝国大学法学部とが正面衝突しながらも、講座新設という点において利害を一致させ、その実現にこぎつけているからである。この講座は、1935年天皇機関説事件の発生をうけ、当時の政府及び文部省が「教学刷新」政策を進める中で、東京帝国大学に設置を求めた。もともと法学部では1920年代後半からこの講座新設のアイデアが存在しており、その実現に向けて動いていたところであった。法学部は内心で政府に反発しつつ、講座の新設という実利を得るために、これを利用していた。

戦時色が強まる中、国家学会では現実政治に対する態度をめぐり、2つの潮流が存在していた。一つは時局に関し積極的に学術的に分析を試みようとするものであり、もう一つは歴史研究の立場から時局を批判するというものである。前者を代表する一人が矢部貞治であり、後者を代表するのが岡義武であった。他方で、前述の「教学刷新」の影響は、国家学会では限定的であった。しかも、天皇機関説事件であらゆる公職から追放された美濃部達吉が盛んに投稿をしていたり、ソビエト連邦に関する研究すら行うことができたところから、国家学会の特徴をうかがうことができる。

5
まとめると、戦前期日本において東京帝国大学法学部では、政府による政策実施の一環として政治学は制度化されていた。また、このように制度化された政治学は、国家学会の活動から、その実態をうかがうことができる。要するに、東京帝国大学法学部及び国家学会の政治学とは、国家のための政治学であった。

10
ただし、この国家のための政治学が常に政府に対して奉仕するものであったと言い切れることは早計である。というのも、東京帝国大学法学部は常に政府に対して受動的であったわけではなかったからである。戸水事件の際に東京帝大法学部は政府へ対立する姿勢を示したし、経済学部の独立に関しては自ら主体的に動いた。そして東洋政治思想史講座の新設の場合、政府の方針に内心反発しつつも、それに従う素振りをみせながら実現に動いた。これらを主導していたのが、小野塚喜平次であり、南原繁であった。両者は共に東京帝国大学総長を務めている。この2人の政治学者が政治学の制度化を進めるにあたり政府に対してとった姿勢は、無視し得ないものと思われる。こうした点は、戦後の東洋政治思想史講座の存続において示されている。

15
戦後直後の東京帝国大学を始めとする各大学には、戦時中に設けられた戦争関連の研究所や学部、学科、講座などが多数存在していた。これらの教官の中には、軍から派遣されて来た者もいた。東京帝国大学では、占領軍の進駐に備え、学科や講座の名称を変えるものが相次いだ。しかし進駐後の9月以降、GHQからの指令により、こうした戦争関連の学部や学科、講座は更なる改名又は廃止、教官らの公職追放が進められた。第5章でも触れた東京帝国大学文学部日本思想史講座、さらに京都帝国大学文学部日本精神史講座も廃止されている（中山1995）。

20
そうした中であって、東京帝国大学法学部東洋政治思想史講座は、その存続が認められている。当時、東京帝国大学法学部長に就任していた南原繁は、東京帝国大学事務局長石井島に対し、「連合軍トノ交渉ニ関スル対案資料」を提出しているが、その中には次の記述をみることができる。

30
今時戦時中政治学政治学史第三講座トシテ新ニ〔ママ〕設置セラレタルモノニ東洋政治思想史アルモ右ハ戦前ヨリ本学部政治学関係講座拡充ノ為長期ニ亘リテ折衝シ偶々戦時中之ガ実現ヲ見タルモノニシテ何等問題ヲ存セザルモノト認ム

35

南原の主張は、東洋政治思想史講座が戦争関連講座ではない、ということである。この

ことは、本論で述べた津田左右吉の人事などからも示される。GHQにおいてどのような判断がなされたかは定かではないが、東洋政治思想史講座が問題視されることはなかったようである。

5 結果、1945年9月に復員した丸山眞男はその研究活動を再開し、翌年以降「超国家主義の論理と心理」や「科学としての政治学—その回顧と展望—」などの論稿を発表する。植手通有の言葉を借りれば「国体講座は、結果としてまさに鬼子を生んだとってよい」（植手 2015 : 32）のであった。そして、東洋政治思想史講座は、その制度的前提を築いていたのであった。一方、矢部貞治は1945年12月に大学に迷惑をかけたくないことを理由に辞表を提出し、翌年1月退官する。さらに翌年には神川彦松が公職追放の憂き目にあう（東京大学 1986c : 251-263）。このため、法学部の政治学関係の教官は南原、高木、岡、丸山、辻清明となる。こうして法学部では、政府に対抗的な姿勢を取るグループが多数を占める中で、戦後の政治学が形成されていく。

15 他方で戦後の教育改革では、それまで複線型であった教育制度を全面的に改めて単線型とした。これをうけて新制大学が発足する。しかし国立大学、中でも旧帝国大学では従前の講座制が引き続いて存続する（天野 2016a, 2016b）。政治学をめぐる政府と東京帝国大学改め東京大学法学部との関係もまた続いていたのである。これについては、今後の課題の一つとしたい。

引用・参考文献一覧

【論文・書籍】

- 5 天野郁夫（1989）『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部
——（1997）『教育の近代化—日本の経験』玉川大学出版部
——（2006）『大学改革の社会学』玉川大学出版部
——（2009a）『大学の誕生（上） 帝国大学の時代』中公新書
——（2009b）『大学の誕生（下） 大学への挑戦』中公新書
- 10 ——（2013a）『高等教育の時代（上） 戦間期日本の大学』中央公論新社
——（2013b）『高等教育の時代（下） 大衆化大学の原像』中央公論新社
——（2016a）『新制大学の誕生 大衆高等教育への道』（上）名古屋大学出版会
——（2016b）『新制大学の誕生 大衆高等教育への道』（下）名古屋大学出版会
——（2017）『帝国大学 近代日本のエリート育成装置』中公新書
- 15 有竹修二編（1975）『荒木貞夫風雲三十年』芙蓉書房
飯田泰三（1997）『批判精神の航跡 近代日本精神史の一稜線』筑摩書房
——（2017）『大正知識人の思想風景 「自我」と「社会」の発見とそのゆくえ』法政大学出版局
家永三郎（1967）『日本近代憲法思想史研究』岩波書店
- 20 ——（1972）『津田左右吉の思想史的研究』岩波書店
——（1998a）『家永三郎集』第7巻（思想家論2）岩波書店
——（1998b）『家永三郎集』第10巻（学問の自由・大学自治論）岩波書店
伊ヶ崎暁生（1980）『大学の自治の歴史』新日本新書
五十嵐豊作（1971）「《あゆみ》—名古屋大学法学部を去るにさいして—」『法政論集』第25巻
- 54巻
池井優（1998）『慶応義塾大学法学部政治学科百年小史—師友人物記—』慶應義塾大学出版会
石井勲（1978）『東大とともに五十年』原書房
石井良助（1967）「国家学会の創立」『国家学会雑誌』第80巻第9・10号
- 30 石川健治（2009）「権力とグラフィクス」長谷部恭男・中島徹編『憲法の理論を超えて—奥平憲法学の継承と展開—』日本評論社
——（2014）「窮極の旅」石川健治編『学問／政治／憲法—連環と緊張』岩波書店
石田雄（1954）『明治政治思想史研究』未来社
——（1984）『日本の社会科学』東京大学出版会
- 35 ——（1995）『社会科学再考』東京大学出版会
市川昭午・喜多村和之編（1995）『現代の大学院教育』玉川大学出版部

- 一又正雄（1973）『日本の国際法学を築いた人々』財団法人日本国際問題研究所
- 伊藤彰浩（1999）『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部
- 伊藤彰浩・岩田弘三・中野実（1990）『近代日本高等教育における助手制度の研究』広島大学大学教育研究センター
- 5 伊藤信哉（2011）『近代日本の外交論壇と外交史学：戦前期の『外交時報』と外交史教育』日本経済評論社
- 伊藤孝夫（2000）『大正デモクラシー期の法と社会』京都大学学術出版会
- （2003）『瀧川幸辰一汝の道を歩め—』ミネルヴァ書房
- 伊藤博文著，宮沢俊義校注（1940）『憲法義解』岩波文庫
- 10 伊藤博文著，平塚篤校訂（1969）『秘書類纂 官制関係資料』（明治百年史叢書）原書房
- 伊藤之雄（2014a）『原敬 外交と政治の理想』（上）講談社選書メチエ
- （2014b）『原敬 外交と政治の理想』（下）講談社選書メチエ
- （2015）『伊藤博文 近代日本を創った男』講談社学術文庫
- 稲田正次（1960）『明治憲法成立史』（上・下）有斐閣
- 15 猪口孝（1996）『政治学者のメチエ』筑摩書房
- （2015）『政治理論』ミネルヴァ書房
- 岩田弘三（2011）『近代日本の大学教授職：アカデミック・プロフェッションのキャリア形成』玉川大学出版部
- 植手通有（2015）『植手通有集3 丸山真男研究：その学問と時代』あっぷる出版
- 20 潮木守一（1973）『近代大学の形成と変容』東京大学出版会
- （1997）『京都帝国大学の挑戦』講談社
- （2008）『フンボルト理念の終焉？：現代大学の新次元』東信堂
- 梅溪昇（2007）『お雇い外国人—明治日本の脇役たち—』講談社
- 内田健三・金原左門・古屋哲夫編（1991）『日本議会史録2』第一法規出版
- 25 内田満（1992）『アメリカ政治学への視座—早稲田政治学の形成過程—』三嶺書房
- （1997）『現代アメリカ政治学—形成期の群像—』三嶺書房
- （2000）『内田満政治学論集1 日本政治学の一源流』早稲田大学出版部
- （2007）『早稲田政治学史研究—もう一つの日本政治学史—』東信堂
- 内山弘美（1999）「環境科学の形成と展開」『通史日本の科学技術』第5巻第2冊
- 30 遠藤潤（1995）「文学部神道講座の歴史的変遷」『東京大学史紀要』第13号
- 大石眞・高見勝利・長雄龍一編（1998）『日本憲法史叢書 対談集 憲法史の面白さ』信山社
- 大内兵衛（1970a）『経済学五十年』（上）東京大学出版会
- （1970b）『経済学五十年』（下）東京大学出版会
- 35 大久保利謙（1986）『大久保利謙歴史著作集2』（明治国家の形成）吉川弘文館
- （1987）『大久保利謙歴史著作集4』（明治維新と教育）吉川弘文館

- (1996) 『日本近代史学事始め—歴史家の回想—』 岩波新書
- (1997) 『日本の大学』 玉川大学出版部
- 大久保利謙編 (1972) 『森有礼全集』 宣文堂書店
- 大蔵省昭和財政史編集室編 (1955) 『昭和財政史第3巻：歳計』 東洋経済新報社
- 5 大島敦著, 大内兵衛・森戸辰男・久留間鮫造監修 (1968) 『高野岩三郎伝』 岩波書店
- 大嶽秀夫 (1994) 『戦後政治と政治学』 東京大学出版会
- (1999) 『高度成長期の政治学』 東京大学出版会
- (2007) 『新左翼の遺産：ニューレフトからポストモダンへ』 東京大学出版会
- 大塚桂 (1999) 『多元的国家論の展開：原田綱・岩崎卯一をめぐって』 法律文化社
- 10 ——— (2000) 『多元的国家論の周辺』 信山社
- (2001) 『近代日本の政治学者群像：政治概念論争をめぐって』 勁草書房
- (2007) 『大東亜戦争期の政治学』 成文堂
- 大塚桂編 (2006) 『日本の政治学』 (シリーズ日本の政治第1巻) 法律文化社
- 大前信也 (2006) 『昭和戦前期の予算編成と政治』 木鐸社
- 15 ——— (2015) 『政治勢力としての陸軍：予算編成と二・二六事件』 中公叢書
- (2017) 『陸軍省軍務局と政治：軍備充実の政策形成過程』 芙蓉書房出版
- 小田切康彦 (2014) 「政策系大学における研究動向：論文タイトルを用いたテキストマイニングから」 『徳島大学社会科学研究』 第28号
- 大矢根聡編 (2017) 『日本の国際関係論』 勁草書房
- 20 岡義武 (1972) 『近衛文麿—運命の政治家—』 岩波新書
- (1990) 『近代日本の政治家』 岩波同時代ライブラリー
- (1992) 『岡義武著作集 転換期の大正』 岩波書店
- (2015) 『独逸デモクラシーの悲劇』 文藝春秋
- 荻野富士夫編 (2008) 『文部省思想統制関係資料集成』 第8巻, 不二出版
- 25 海後宗臣ほか (1965) 「森有礼の思想と教育政策」 『東京大学教育学部紀要』 第8号
- 加藤周一・久野収編 (1959) 『近代日本思想史講座IV』 (知識人の生成と役割) 筑摩書房
- 加藤哲郎 (2008) 『ワイマール期ベルリンの日本人：洋行知識人の反帝ネットワーク』 岩波書店
- 加藤雅俊 (2017) 「新しい政治学 (の教科書) には何が不足しているか：政治学における
- 30 メタ理論的基礎の必要性」 名古屋大学大学院法学研究科編 『名古屋大学法政論集』 第269号
- 葛西彩・小川浩之・西村邦行編 (2017) 『歴史のなかの国際秩序観—「アメリカの社会科学」を超えて—』 (シリーズ転換期の国際政治5) 晃洋書房
- 莉部直 (2006) 『丸山眞男：リベラリストの肖像』 岩波新書 (=2008, David Noble, trans. Maruyama Masao and the Fate of Liberalism in Twentieth-Century Japan, I-House Press.)
- 35

- (2016a) 「はじめに」『年報政治学』2016- I (「政治と教育」) 木鐸社
- (2016b) 「「遊び」とデモクラシー：南原繁と丸山眞男の大学教育論」『年報政治学』2016- I (「政治と教育」) 木鐸社
- (2017) 『日本思想史への道案内』NTT 出版
- 5 荻部直・関口正司・都築勉・松田宏一郎・米原謙・和田守・平石直昭 (2002) 「座談会：日本における日本政治思想研究の現状と課題」政治思想学会編『政治思想研究』第 2 号, 風行社
- 加茂利男 (2002) 「〈書評〉日本政治学史研究の最近の動向と成果」『レヴァイアサン』第 30 号 (「議会研究」), 木鐸社
- 10 川合隆男 (2003) 『近代日本社会学の展開—学問運動としての社会学の制度化』恒星社厚生閣
- 河村俊太郎 (2016) 『東京帝国大学図書館：図書館システムと蔵書・部局・教員』東京大学出版会
- 木村毅 (1964) 『早稲田外史』講談社
- 15 橘川学 (1954) 『秘録陸軍裏面史：将軍荒木の七十年』上巻, 大和書店
- (1955) 『嵐と闘ふ哲将荒木』荒木貞夫将軍伝記編纂刊行会
- (1987) 『荒木将軍の実像：その哲と情に学ぶ』泰流社
- 九州大学法学部百年史編集委員会編 (2015) 「九州大学法学部・法科大学院の歩み—1924 年 (法文学部創設) から 2012 年まで—」『法政研究』第 81 巻第 4 号
- 20 教育史編纂会編 (1939) 『明治以降教育制度発達史』第 5 巻, 龍吟社
- 京都大学 (1997) 『京都大学百年史 部局史編 1』
- (2001) 『京都大学百年史 資料編 3』
- 近代日本教育制度史料編纂会編 (1964a) 『近代日本教育制度史料』第 1 巻, 講談社
- (1964b) 『近代日本教育制度史料』第 14 巻, 講談社
- 25 久保義三 (1979) 『天皇制国家の教育政策：その形成過程と枢密院』勁草書房
- (2006) 『新版 昭和 教育史：天皇制と教育の史的展開』東信堂。
- 倉沢剛 (1975) 『教育令の研究』講談社
- (1978) 『学校令の研究』講談社
- (1980) 『続学校令の研究』講談社
- 30 クリック, B 著, 内山秀夫・梅垣理郎・小野修三訳 (1973) 『現代政治学の系譜—アメリカの政治科学—』時潮社
- 栗原信一著, 倉田文作監修 (1968) 『フェノロサと明治文化』六芸書房
- 樽松かほる (1984) 「教育学説史研究」『講座 日本教育史』第 5 巻, 第一法規
- 黒木三郎編 (1973) 『山中保雄教授還暦記念論文集 近代法と現代法』法律文化社
- 35 慶應義塾 (1958) 『慶應義塾百年史』上巻
- (1960) 『慶應義塾百年史』中巻 (前)

- (1962) 『慶應義塾百年史』 別巻 (大学編)
- (1964) 『慶應義塾百年史』 中巻 (後)
- (1968) 『慶應義塾百年史』 下巻
- 5 京城帝国大学創立五十周年記念誌編集委員会編 (1974) 『紺碧遙かに：京城帝国大学創立五十周年記念誌』 京城帝国大学同窓会
- 故阪谷子爵記念事業会 (1951) 『阪谷芳郎伝』
- 小高健編 (2001) 『長與又郎日記一上一 近代化を推進した医学者の記録』 学芸出版センター
- (2002) 『長與又郎日記一下一 近代化を推進した医学者の記録』 学芸出版センター
- 10 国家学会編『国家学会雑誌』 有斐閣
- 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く：18歳選挙権の時代を見すえて』 勁草書房
- 小林良彰 (2011) 「現実社会と研究者の責任」 公共選択学会編『公共選択の研究』 第2011号
- 15 駒込武・川村肇・奈須恵子 (2011) 『戦時下学問の統制と動員：日本諸学振興委員会の研究』 東京大学出版会
- 小山常美 (1989) 『天皇機関説と国民教育』 アカデミア出版会
- 今野元 (2016) 「東京大学法学部における「国際政治史」の百年—神川彦松・横山信・高橋進・ディアドコイ—」 『思想』 2016年7月号, 岩波書店
- 20 齋藤圭介 (2015) 「戦後日本の社会学者の専攻分野の変遷—日本社会学会を対象にした定量的手法に基づく社会学史の試み—」 日本社会学会編『年報社会学論集』 第28号
- 齋藤諦淳 (1984) 『文教行政にみる政策過程の研究』 ぎょうせい
- 齋藤太郎 (2000) 「昭和戦前期「教学刷新」研究に関する覚え書き：日本教育史学史における意義をめぐって」 『桜花学園大学研究紀要』 第4号
- 25 齋藤誠・本間長世・岩永健吉郎・本橋正・五十嵐武士・加藤幹夫編 (1985) 『アメリカ精神を求めて—高木八尺の生涯—』 東京大学出版会
- 酒井哲哉 (2006) 『近代日本の国際秩序論』 岩波書店
- 酒井哲哉編 (2006) 『「帝国」編成の系譜』 (岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻) 岩波書店
- 30 酒井哲哉・松田利彦編 (2014) 『帝国日本と植民地大学』 ゆまに書房
- 坂本一登 (2012) 『伊藤博文と明治国家形成：「宮中」の制度化と立憲制の導入』 講談社学術文庫
- 向坂逸郎 (1952) 『嵐の中の百年—学問弾圧小史—』 勁草書房
- 佐々木研一朗 (2011) 「東京帝国大学法学部助手に関する一考察—大正期を中心に—」 『政治学研究論集』 第34号, 明治大学大学院
- 35 ————— (2012a) 「東京帝国大学法学部助手に関する一考察—昭和戦前期を中心に—」

- 『政治学研究論集』第35号, 明治大学大学院
- (2012b) 修士学位論文「日本政治学史に関する一考察—戦前の東京帝国大学法学部における助手制度を中心に—」明治大学大学院
- (2012c) 「京都帝国大学法学部助手に関する一考察—政治学教育研究の一環として—」『政治学研究論集』第36号, 明治大学大学院
- 5 ————— (2013) 「貴族院帝国学士院会員議員研究序説—その成立の経緯と隠れた活躍—」『政治学研究論集』第37号, 明治大学大学院
- (2014) 「明治期の東京大学における政治学教育に関する一考察—カリキュラムを中心に—」『政治学研究論集』第40号, 明治大学大学院
- 10 ————— (2015a) 「貴族院勅選議員の実態分析—栄典・学歴・キャリアパス—」『政治学研究論集』第41号, 明治大学大学院
- (2015b) 「明治期の国家学会の実態に関する一考察—『国家学会雑誌』論説記事に注目して—」『政治学研究論集』第42号, 明治大学大学院
- (2016) 「大正期から昭和戦前期における国家学会の実態に関する一考察—役員就任状況と『国家学会雑誌』に注目して—」『政治学研究論集』第43号, 明治大学大学院
- 15 ————— (2017) 「1930年代後半における政治学をめぐる政府と東京帝国大学—法学部東洋政治思想史講座の設置過程を中心に—」『政治経済学研究論集』第1号, 明治大学大学院
- 20 佐藤直由 (1982) 「東京大学成立期における社会学1：社会学的知の制度化とその展開・研究ノート」『東北大学教育学部研究年報』第30集
- (1983) 「東京大学成立期における社会学2：社会学的知の制度化とその展開・研究ノート」『東北大学教育学部研究年報』第31集
- (1987) 「東京大学成立期における社会学3：社会学的知の制度化とその展開・研究ノート」『東北大学教育学部研究年報』第35集
- 25 柴田隆行 (2017) 「ローレンツ・フォン・シュタイン日本語文献目録」
<http://www2.toyo.ac.jp/~stein/stein-bib.pdf>
- 篠原一, 三谷太郎編 (1997) 『岡義武ロンドン日記—1936~1937—』岩波書店
- 清水伸 (1971) 『明治憲法制定史』(上・中・下) 原書房
- 30 清水唯一朗 (2007) 『政党と官僚の近代—日本における立憲統治構造の相克—』藤原書店
- (2013) 『近代日本の官僚—維新官僚から学歴エリートへ—』中公新書
- 衆議院・参議院 (1990a) 『議会制度百年史 帝国議会史』大蔵省印刷局
- (1990b) 『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』大蔵省印刷局
- 鄭賢珠 (2005) 「近代日本の文部省人事構造—明治中後期における「教育島」の形成—」『史林』第88巻第3号
- 35 新藤宗幸 (1995) 「予算の編成」西尾勝・村松岐夫編『〈講座 行政学〉第4巻 政策と管

- 理』東京大学出版会
- 新堀通也（1984）『学問の社会学』有信堂高文社
- 新堀通也編（1984）『大学教授職の総合的研究』多賀出版
- 季武嘉也（1998）『大正期の政治構造』吉川弘文館
- 5 菅谷幸浩（2007）「天皇機関説事件展開過程の再検討」『日本歴史』第 705 号，吉川弘文館
- 杉原四郎（1972）『西欧経済学と近代日本』未來社
- （1992）『日本の経済学史』関西大学出版部
- 関正夫（1982）「戦前期大学教育のカリキュラムに関する史的考察—帝国大学における法学・医学教育を中心として—」『大学論集』第 11 集，広島大学 大学教育センター
- 10 高野岩三郎著，鈴木鴻一郎編（1961）『かっぱの尻：遺稿集』法政大学出版局
- 高野邦夫（2006）『新版 天皇制国家の教育論：教学刷新評議会の研究』芙蓉書房出版
- 高見勝利（2001）「講座担任者から見た憲法学説の諸相」『北大法学論集』第 52 卷第 3 号
- 瀧井一博（1999）『ドイツ国家学と明治国制—シュタイン国家学の軌跡—』ミネルヴァ書房
- 15 ———（2001a）「帝国大学体制と御雇い教師カール・ラートゲン—ドイツ国家学の伝導—」京都大学人文科学研究所編『人文学報』第 84 号
- （2001b）「初期国家学会の考察—伊藤博文と渡辺洪基—」神戸商科大学『人文論集』第 37 卷第 1 号
- （2003）『文明史のなかの明治憲法』講談社選書メチエ
- 20 ———（2010）『伊藤博文 知の政治家』中公新書
- （2014）「帝国大学の初志——初代総長，渡辺洪基の考えたこと」猪木武徳・マルクス・リュッターマン編『近代日本の公と私，官と民』NTT 出版
- （2016）『渡邊洪基：衆知を集むるを第一とす』ミネルヴァ書房
- 田口富久治（1985）『日本政治学史の源流—小野塚喜平次の政治学—』未來社
- 25 ———（1990）『日本政治学史の展開—今中政治学の形成と展開—』未來社
- （2001）『戦後日本政治学史』東京大学出版会
- 竹内洋（2007）『大学という病 東大紛擾と教授群像』中公文庫
- （2011）『学歴貴族の栄光と挫折』講談社学術文庫
- 館昭（2015）『東京帝国大学の真実—日本近代大学形成の検証と洞察—』東信堂
- 30 田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義（1963）『大学の自治』朝日新聞社
- 谷聖美（2006）『アメリカの大学—ガヴァナンスから教育現場まで—』ミネルヴァ書房
- 谷本宗生（2012）「渡邊洪基初代帝国大学総長の施策について—『帝国大学年報』を手がかりに—」『東京大学史史料室ニュース』第 48 号
- 玉井清（1999）『原敬と立憲政友会』慶應義塾大学出版会
- 35 玉井建也（2014）「文部省往復にみる明治初期の「大学」成立過程」『東京大学史紀要』第 32 号

- 陳喩（2004）「日本統治下の台北帝国大学について（上）」『東洋史訪』第10号，兵庫教育大学東洋史研究会
- （2005）「日本統治下の台北帝国大学について（下）」『東洋史訪』第11号，兵庫教育大学東洋史研究会
- 5 土屋忠雄（1968）『明治前期教育政策史の研究』文教図書
- 通堂あゆみ（2008）「京城帝国大学法文学部の再検討」『史学雑誌』第117巻第2号，公益財団法人史学会
- 土持ゲーリー法一（2006）『戦後日本の高等教育改革政策：「教養教育」の構築』玉川大学出版部
- 10 帝国大学『帝国大学一覧』各年度
- 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶應通信
- 寺崎昌男（1993）『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規出版
- （2000）『増補版 日本における大学自治制度の成立』評論社
- （2007）『東京大学の歴史—大学制度の先駆け—』講談社学術文庫
- 15 寺崎昌男・戦時下教育研究会編（1987）『総力戦体制と教育：皇国民「錬成」の理念と実践』東京大学出版会
- 東北大学（2003）『東北大学百年史』第4巻（部局史1）
- 東京大学（1984a）『東京大学百年史 通史一』
- （1984b）『東京大学百年史 資料一』
- 20 ———（1985a）『東京大学百年史 通史二』
- （1985b）『東京大学百年史 資料二』
- （1986a）『東京大学百年史 通史三』
- （1986b）『東京大学百年史 資料三』
- （1986c）『東京大学百年史 部局史一』
- 25 東京大学経済学部（1976）『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会
- 東京大学史料室編（1998）『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学出版会
- 東京帝国大学（1932a）『東京帝国大学五十年史』上冊，東京帝国大学
- （1932b）『東京帝国大学五十年史』下冊，東京帝国大学
- 『東京帝国大学一覧』（『東京帝国大学要覧』）各年度
- 30 東京大学法理文三学部編『東京大学法理文三学部一覧』各年度
- 図書新聞編（1967）『座談会 戦後の学問 人文・社会科学』図書新聞社
- 富永健一（2004）『戦後日本の社会学—1つの同時代学史』東京大学出版会
- 戸村理（2017）『戦前期早稲田・慶應の経営—近代日本私立高等教育機関における教育と財務の相克—』ミネルヴァ書房
- 35 内閣制度百年史編纂委員会編（1985）『内閣制度百年史』上巻，大蔵省印刷局
- 永井秀夫（1990）『明治国家形成期の外政と内政』北海道大学図書刊行会

- 永井道雄（1959）「知識人の生産ルート」加藤周一・久野収編『近代日本思想史講座』第4巻（知識人の生成と役割）筑摩書房
- 長尾龍一（1996）『日本憲法思想史』講談社学術文庫
- 中谷義和（2002）『草創期のアメリカ政治学』ミネルヴァ書房
- 5 —————（2005）『アメリカ政治学史序説』ミネルヴァ書房
- 中野実（1999）『東京大学物語 まだ君が若かったころ』吉川弘文館（歴史文化ライブラリー）
- （2003）『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館
- 中野目徹（1993）『政教社の研究』思文閣出版
- 10 —————（2014）『明治の青年とナショナリズム 政教社・日本新聞社の群像』吉川弘文館
- 中橋徳五郎翁伝記編纂会編（1944）『中橋徳五郎』（上・下）
- 中山茂（1978）『帝国大学の誕生——国際比較の中での東大』中公新書
- （1995）「戦争関連学科の整理始末」中山茂・後藤邦夫・吉岡斉編『通史 日本の科学技術』第1巻，学陽書房
- 15 —————（2013）『パラダイムと科学革命の歴史』講談社学術文庫
- 南原繁（1972）『南原繁著作集』第6巻，岩波書店
- （1973）『南原繁著作集』第9巻，岩波書店
- 南原繁・蟬山政道・矢部貞治（1963）『小野塚喜平次：人と業績』岩波書店。
- 20 西村裕一（2008）「美濃部達吉の憲法学に関する一考察（一）——一九三二 - 三五年を中心に——」『国家学会雑誌』第121巻第11・12号
- （2009）「美濃部達吉の憲法学に関する一考察（二）——一九三二 - 三五年を中心に——」『国家学会雑誌』第122巻第9・10号
- （2015）「憲法 美濃部達吉と上杉慎吉」河野有理 編『近代日本政治思想史 荻生徂徠から網野善彦まで』ナカニシヤ出版
- 25 日本学術会議（2010）「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1.pdf>
- （2016a）「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」
- 30 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-kanji-1.pdf>
- （2016b）「人文・社会科学系のあり方に関する声明への賛同・支援への謝意と大学改革のための国民的合意形成に向けての提案」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-kanji-2.pdf>
- 日本学術会議政治学委員会政治学分野の参照基準検討分科会（2014）「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 政治学分野」
- 35 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140910.pdf>

- 野口悠紀雄（2010）『1940年体制——さらば戦時経済〔増補版〕』東洋経済新報社
- 野崎敏郎（2000）「カール・ラートゲンとその同時代人たち—明治日本の知的交流—」『社会学部論集』第33号，仏教大学
- 橋本鉦市（1995）「わが国における学問の制度化過程—医学部教授集団のプロソポグラフィ—」『大学史研究』第11号
- 5 ————（2008）『専門職養成の政策過程——戦後日本の医師数をめぐって』学術出版会
- （2009）『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部
- （2014）『高等教育の政策過程』玉川大学出版部
- 橋本鉦市・伊藤彰浩（1999）「教育社会学の制度化過程—発展の制度的基盤を中心に—」
- 10 日本教育社会学会『教育社会学研究』第64集
- 橋本鉦市・丸山和昭（2009）「近代日本における「教育界」の構造分析：イシュー・アクター・ネットワーク」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第49号
- 秦郁彦著，戦前期官僚制研究会編（1981）『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会
- 15 秦郁彦（2001）『日本官僚制総合事典1868-2000』東京大学出版会
- （2013）『日本近現代人物履歴事典〔第2版〕』東京大学出版会
- 羽田貴史（1983）「大正末期の帝国大学財政制度改革—講座研究費成立の意義—」『日本の教育史学』第26集，講談社
- 畑野勇（2005）『近代日本の軍産学複合体：海軍・重工業界・大学』創文社
- 20 初瀬龍平・戸田真紀子・松田哲・市川ひろみ編（2017）『国際関係論の生成と展開：日本の先達との対話』ナカニシヤ出版
- 花見朔巳編（1939）『男爵山川先生伝』故男爵山川先生記念会
- 林茂・辻清明編（1981）『日本内閣史録2』第一法規出版
- 原敬（1950）『原敬日記』第8巻（首相時代 上），乾元社
- 25 春名展生（2015）『人口・資源・領土 近代日本の外交思想と国際政治学』千倉書房
- 林知更（2013）「文献ジャンルとしての憲政評論——高見勝利『政治の混迷と憲法——政権交代を読む』を読んで」『法律時報』第85巻第5号，有斐閣
- （2016）『現代憲法学の位相—国家論・デモクラシー・立憲主義—』岩波書店
- 坂野潤治（2012）『日本近代史』ちくま新書
- 30 樋口耕一（2014）『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版
- 平石直昭（2015）「政治思想」苅部直・黒住真・佐藤弘夫・末木文美士・田尻祐一郎編『日本思想史講座 5：方法』ペリかん社
- 広重徹（2002）『科学の社会史 戦争と科学』岩波現代文庫
- 35 ————（2003）『科学の社会史 経済成長と科学』岩波現代文庫
- 福島正夫（1969）「山之内一郎先生の人と学問」『法学セミナー』第157号

- ベンデービット, J 著, 潮木守一, 天野郁夫訳 (1974) 『科学の社会学』 (現代社会学入門
12) 至誠堂
- ペンペル, T. J 著, 橋本鉦市訳 (2004) 『日本の高等教育』 玉川大学出版部
- 穂積重遠 (1942) 「法学部総説」『東京帝国大学学術大観 法学部経済学部』 東京帝国大学
- 5 穂積陳重 (1976) 「序文」『国家学会創立満三十年明治憲政経済史論』 (明治百年史叢書)
原書房
- (1980) 『続法窓夜話』 岩波文庫
- 堀江湛 (1988) 「慶應義塾大学法学部政治学科の回顧と現況—政治学会開設九〇年にあた
って—」『法学研究』 第 61 巻第 5 号
- 10 堀之内敏恵 (2012) 「平賀肅学と大学人：東京帝国大学「評議会記録」からの考察」
『Proceedings：格差センシティブな人間発達科学の創成』 第 20 号
- (2013) 「蟬山政道における国家と大学：平賀肅学へのかかわりを中心に」『人
間文化創生科学論叢』 第 15 号
- (2014) 「1930 年代の東京帝国大学法学部と国家権力：高等試験委員への委嘱
15 状況からの考察」『人間文化創生科学論叢』 第 17 号
- (2017) 「高等試験の試験科目「憲法」に関する基礎的研究：試験委員と筆記
試験問題」『Liberal arts = リベラル・アーツ』 第 11 号
- ピアソン, P 著, 粕谷祐子訳 (2010) 『ポリティクス・イン・タイム—歴史・制度・社会
分析』 勁草書房
- 20 前田一男 (1993) 「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」寺崎昌男・編集委員会共編『近
代日本における知の配分と統合』 第一法規出版
- 升味準之輔 (2011a) 『[新装版] 日本政党史論』 第 1 巻, 東京大学出版会
- (2011b) 『[新装版] 日本政党史論』 第 2 巻, 東京大学出版会
- (2011c) 『[新装版] 日本政党史論』 第 3 巻, 東京大学出版会
- 25 2011d) 『[新装版] 日本政党史論』 第 4 巻, 東京大学出版会
- (2011e) 『[新装版] 日本政党史論』 第 5 巻, 東京大学出版会
- (2011f) 『[新装版] 日本政党史論』 第 6 巻, 東京大学出版会
- (2011g) 『[新装版] 日本政党史論』 第 7 巻, 東京大学出版会
- 松尾尊兌 (1974) 『大正デモクラシー』 岩波書店
- 30 2011h) 『[新装版] 日本政党史論』 第 8 巻, 東京大学出版会
- (1994) 「沢柳事件始末」『京都橘女子大学研究紀要』 第 21 号
- 松沢弘陽・植手通有・平石直昭 (2016a) 『定本 丸山眞男回顧談』 (上) 岩波現代文庫
- (2016b) 『定本 丸山眞男回顧談』 (下) 岩波現代文庫
- 松本三之介 (1966) 『近代日本の政治と人間』 創文社
- (1969) 『天皇制国家と政治思想』 未来社
- 35 2011i) 『吉野作造』 以文社
- 松本三之介・山室信一編 (1988) 『日本近代思想大系 10』 (学問と知識人) 岩波書店

- 松本三和夫 (2016) 『科学社会学の理論』講談社学術文庫
- 真淵勝 (2010) 『官僚 社会科学の理論とモデル 8』東京大学出版会
- 丸山眞男 (1983) 『〔新装版〕日本政治思想史研究』東京大学出版会
- (1996a) 『丸山眞男集』第 9 卷, 岩波書店
- 5 ————— (1996b) 『丸山眞男集』第 11 卷, 岩波書店
- (1998a) 『丸山眞男講義録 第三冊 政治学 1960』東京大学出版会
- (1998b) 『丸山眞男講義録 第七冊 日本政治思想史 1967』東京大学出版会
- (1998c) 『自己内対話 3冊のノートから』みすず書房
- (2013) 「戦中「東洋政治思想史」講義原稿」『丸山眞男記念比較思想研究センター報告』第 8 号
- 10 ————— (2015) 『丸山眞男集』別巻, 岩波書店
- 丸山眞男・福田歓一編 (1989) 『聞き書 南原繁回顧録』東京大学出版会
- 御厨貴編 (2011) 『近現代日本を史料で読む——「大久保利通日記」から「富田メモ」まで』中公新書
- 15 水谷三公 (1999) 『官僚の風貌』(日本の近代 13) 中央公論新社
- 美濃部亮吉 (1959) 『苦闘するデモクラシー』文藝春秋新社
- 三谷太一郎 (1985) 「明治期の枢密院」『枢密院会議録 十五』東京大学出版会
- (1990) 「大正期の枢密院」『枢密院会議録 別冊』東京大学出版会
- (2010) 「天皇機関説事件の政治史的意味」『近代日本の戦争と政治』岩波書店
- 20 ————— (2013a) 『学問は現実に関わるか』東京大学出版会
- (2013b) 『大正デモクラシー論 第 3 版 吉野作造の時代』東京大学出版会
- (2014) 『人は時代といかに向き合うか』東京大学出版会
- (2016) 『戦後民主主義をどう生きるか』東京大学出版会
- (2017) 『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』岩波新書
- 25 源川真希 (2017) 『日本近代の歴史 6 総力戦の中の日本政治』吉川弘文館
- 蓑田胸喜 (2014a) 『蓑田胸喜全集』第 1 卷 (初期論集 I) 柏書房
- (2014b) 『蓑田胸喜全集』第 4 卷 (学術維新) 柏書房
- 宮川公男 (2017) 『統計学の日本史: 治国経世への願い』東京大学出版会
- 三宅一郎 (2008) 「社会調査による政治学の消長」『日本世論調査協会報 よろん』102 号
- 30 宮沢俊義 (1970a) 『天皇機関説事件—史料は語る— (上)』有斐閣
- (1970b) 『天皇機関説事件—史料は語る— (下)』有斐閣
- (1978) 『憲法論集』有斐閣
- 宮武実知子 (2007) 「「帝大七博士事件」をめぐる輿論と世論—メディアと学者の相利共生の事例として」日本マス・コミュニケーション学会 『マス・コミュニケーション研究』
- 35 第 70 号
- 宮村治雄 (1998) 「丸山眞男の初講義」『UP』第 309 号 (1998 年 7 月号)

- 宮村治雄・山辺春彦・金子元・川口雄一（2013）「〔丸山眞男「戦中「東洋政治思想史」講義原稿〕」 解題』『丸山眞男記念比較思想研究センター報告』第8号
- 村岡典嗣著作集刊行会編（1956）『日本思想史研究』第1巻（神道史）創文社
- （1961）『日本思想史研究』第4巻（日本思想史概説）創文社
- 5 村川一郎（1985）『日本の政策決定過程』ぎょうせい
- 本山幸彦（1998）『明治国家の教育思想』思文閣出版
- 百瀬孝著，伊藤隆監修（1990）『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館
- 森荘三郎（1963）「私の履歴書」駒澤大学商経学会『駒澤大学商経学会研究論集』第4巻
- 森俊六郎（1953）「秘書官物語 蔵相 阪谷芳郎」大蔵財務協会『財政』第18巻第2号
- 10 文部省（1979a）『資料臨時教育会議』第1集（解説および基本資料）
- （1979b）『資料臨時教育会議』第2集（総会記録集第1～8号）
- （1979c）『資料臨時教育会議』第3集（総会記録集第9～15号）
- （1979d）『資料臨時教育会議』第4集（総会記録集第16～22号）
- （1979e）『資料臨時教育会議』第5集（総会記録集第23～30号）
- 15 文部科学省（2008）「学士課程教育の構築に向けて（答申）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm
- （2016）「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/01/1362382_1.pdf
- 20 山口静一編（2000）『フェノロサ社会学論集』思文閣出版
- （2009）『フェノロサ英文著作集 別冊』エディション・シナプス
- 山下重一（1975）「フェノロサの東京大学教授時代—社会学・哲学・政治学講義を中心として—」『国学院法学』第12巻第4号
- （1976）「明治初期におけるスペンサーの受容」『年報政治学』第26巻，岩波書店
- 25 店
- 山之内一郎・福島正夫・稲子恒夫・藤田勇（1956）「日本におけるソヴィエト法研究—山之内一郎教授に聞く—」東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第7巻第2・3・4号
- 「山之内一郎教授著作目録・年譜」（1956）東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第7巻第2・3・4号
- 30 藪野祐三（1987）『先進社会＝日本の政治 ソシオ・ポリティクスの地平』法律文化社
- 矢部貞治（1974）『矢部貞治日記』銀杏の巻，読売新聞社
- （1986）『日本宰相列伝⑮近衛文麿』時事通信社
- 山室信一（1985）『近代日本の知と政治—井上毅から大衆演芸まで—』木鐸社
- 35 　　　　（1988）『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程—』木鐸社
- 山本潔（1968）「大学における教育・研究体制の現状—国立大学の講座単位としての「講

- 座制」について（東京大学の事例）—」『日本の科学者』1968年5月号
- 山本四郎（1997）『評伝 原敬』（上・下）東京創元社
- 山田圭一，塚原修一編（1986）『科学研究のライフサイクル』東京大学出版会
- 山本四郎（1985）「領事中川恒次郎について」『史林』第68巻第2号
- 5 吉野作造（1995）『吉野作造選集12』岩波書店
 ————（1996）『吉野作造選集13』岩波書店
- 吉野作造講義録研究会編（2016）『吉野作造政治史講義 矢内原忠雄・赤松克麿・岡義武
 ノート』岩波書店
- 吉見俊哉（2011）『大学とは何か』岩波新書
- 10 ————（2016）『「文系学部廃止」の衝撃』集英社新書
- 吉村正（1982）『政治科学の先駆者たち—早稲田政治学派の源流—』サイマル出版会
- 吉村日出東（1999）「東京帝国大学考古学講座の開設—国家政策と学問研究の視座から—」
 日本歴史学会編『日本歴史』第608号，吉川弘文館
- 吉葉恭行（2015）『戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程—科学技術動員と大学
 院特別研究生制度 東北帝国大学を事例として—』東北大学出版会
- 15 笠京子（1995）「省庁の外郭団体・業界団体・諮問機関」西尾勝・村松岐夫編『講座行政
 学 第4巻 政策と管理』有斐閣
- 若井敏明（2006）『平泉澄—み国のために我つくさなむ—』ミネルヴァ書房
- 早稲田大学（1978）『早稲田大学百年史』第1巻
- 20 ————（1981）『早稲田大学百年史』第2巻
 ————（1987）『早稲田大学百年史』第3巻
 ————（1990）『早稲田大学百年史』別巻I
 ————（2016）『大隈重信演説談話集』岩波文庫
- 渡辺浩（2016）『東アジアの王権と思想 増補新装版』東京大学出版会
- 25 渡部純（2010）『現代日本政治研究と丸山眞男：制度化する政治学の未来のために』勁草
 書房
- 蠟山政道（1968）『日本における近代政治学の発達』新泉社〔再刊／初版（1949）実業之
 日本社〕
- 我妻栄（1938）「大学自治の合法性と合理性」『中央公論』第53巻第10号，中央公論社
- 30 Byron K. Marchall (1992) *Academic Freedom and the Japanese Imperial University, 1868-1939*, University of California Press
- Fenollosa Francisco Ernest (2009) *Published Writing in English VOLUME3, Edition Synapss.* (山口静一編 (2009) 『フェノロサ英文著作集』第3巻，エディション・シナ
 プス)
- 35 Robert Mark Spaulding (1967) *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations,*

【新聞】

- 5 『東京朝日新聞』
『東京帝国大学新聞』
『東京日日新聞』
『読売新聞』

10 【一次史料】

- アメリカ合衆国議会図書館, LCCN:82243605, 文部省思想局, 各大学ニ於ケル憲法学説ニ関スル文書
- 15 国立公文書館デジタルアーカイブ, Ref.公 03984100 (件名番号 043), 公文録・明治十八年・第八十九卷 (国立公文書館)
国立国会図書館憲政史料室『阪谷芳郎関係文書』
東京大学文書館, S0061, 東京帝国大学会計課文書
—————, S0014, 重要書類彙集・文部大臣達・秘書他
- 20 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111217200, 公文類聚・第十編・明治十九年・第二十八卷 (国立公文書館)
————— Ref. A13100240300, 公文類聚, 第四十一編・大正六年・第二卷 (国立公文書館)
————— Ref. A01200723700, 公文類聚・第六十編・昭和十一年・第三十六卷 (国立公文書館)
- 25 ————— Ref. A14100576900, 公文類聚・第六十一編・昭和十二年・第四十九卷 (国立公文書館)
————— Ref. A02030058500, 公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第五十六卷 (国立公文書館)
————— Ref. A14100707300, 公文類聚, 第六十三編・昭和十四年, 第十五卷 (国立公文書館)
- 30 ————— Ref. A14100738400, 公文類聚, 第六十三編・昭和十四年・第六十四卷 (国立公文書館)
————— Ref. A06050147700, 枢密院会議文書, その他, 枢密院文書・緊要雑書類 (国立公文書館)

35

【ウェブサイト】

- 国立公文書館アジア歴史資料センター<<https://www.jacar.go.jp/>>
40 社会政策学会「史料館」(戦前期学会史料収蔵) <<http://jasps.org/archives/category/his>>

>

帝国議会会議録検索システム<<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>>

文部科学省ホームページ<<http://www.mext.go.jp/>>

日本学術振興会ホームページ<<http://www.jsps.go.jp/>>

5 TKC ローライブラリー<<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>>

図表一覧

第1章 帝国大学法科大学政治学科の設置

表 1-1 文学部「政治学科」の変遷（1877年4月～1886年3月）

表 1-2 1877年文学部学習科目一覧

表 1-3 フェノロサの担当科目

表 1-4 フェノロサが政治学講義で使用した著書

表 1-5 法科大学履修科目案の比較

表 1-6 政治学科の学科課程（1886年9月）

表 1-7 帝国大学法科大学教官の構成（1886年度～1892年度）

表 1-8 帝国大学法科大学教官一覧（1886年度～1892年度）

第2章 帝国大学法科大学政治学科を支える国家学会の創設

図 2-1 会員総数の動向（1887年2月～1893年7月）

図 2-2 論説記事のカテゴリ別の推移（1887年3月～1893年7月）

表 2-1 国家学会の歴代評議員長（1887年～1945年）

表 2-2 歴代評議員長のキャリア

表 2-3 会員資格等に関する国家学会規則（第三条・第二十九条）の改正の動向

表 2-4 論説記事のカテゴリ

表 2-5 論説数の推移（1887年3月～1893年7月）

表 2-6 論説記事のカテゴリ別の推移（1887年3月～1893年7月）

表 2-7 執筆本数上位者（1887年3月から）

表 2-8 執筆本数上位者（1888年）

表 2-9 執筆本数上位者（1889年）

表 2-10 執筆本数上位者（1890年）

表 2-11 執筆本数上位者（1891年）

表 2-12 執筆本数上位者（1892年）

表 2-13 執筆本数上位者（1893年7月まで）

第3章 帝国大学への講座制の導入と大学令の公布

表 3-1 法科大学における講座名と講座数の決定過程

表 3-2 帝国大学法科大学の設置講座の種類、数、講座俸及び担当者並びに履修要件

表 3-3 政治学関係講座の新增設（1919 年～1935 年）

第 4 章 明治後期から昭和戦前期における国家学会

表 4-1 1901 年 12 月時点の国家学会

表 4-2 1907 年 1 月 1 日時点の国家学会

表 4-3 頻出 150 語（1893 年 8 月～1918 年 12 月）

表 4-4 執筆本数上位（1893 年 8 月～1918 年 12 月）

表 4-5 1919 年 1 月 1 日時点の国家学会

表 4-6 国家学会規則新旧対照表

表 4-7 「海外政治事情」欄（1925 年 1 月～1933 年 1 月）

表 4-8 頻出 150 語（1919 年 1 月～1935 年 1 月）

表 4-9 執筆本数上位（1919 年 1 月～1935 年 1 月）

第 5 章 東洋政治思想史講座の新設

図 5-1 講座設置及定員増加ノ場合ノ手続図解（昭和一二・六・一庶務課）

表 5-1 東京帝国大学各学部の講座増設状況（1912 年～1945 年）

表 5-2 講座増設理由の比較

第 6 章 戦中期の国家学会と現実政治

表 6-1 1935 年 2 月時点の国家学会評議員会

表 6-2 1938 年 5 月時点の国家学会評議員会

表 6-3 「特集 海外政治の動向」（1939 年 1 月～1942 年 2 月）

表 6-4 特集号一覧（1938 年 6 月～1944 年 3 月）

表 6-5 論説の頻出語句

表 6-6 叢説の頻出語句

表 6-7 「行政」を含む論説記事一覧（1935 年 2 月～1944 年 8 月）

表 6-8 「憲法」を含む叢説記事一覧（1935 年 2 月～1944 年 8 月）